

平成31年太宰府市議会第1回（4月）臨時会会期日程

月 日(曜)	時 間	会 議 名	場 所	備 考
4月9日(火)	午前10時	本会議	議 事 室	議長の選挙
	午後1時			提案理由説明・質疑・討論 ・採決

令和元年太宰府市議会第2回（6月）定例会会期日程

月 日(曜)	時 間	会 議 名	場 所	備 考
5月31日(金)	午前10時	本会議	議 事 室	提案理由説明・質疑
	本会議散会后	議会連絡会	全員協議会室	
	連絡会終了後	議員協議会	全員協議会室	
6月1日(土)				
6月2日(日)				
6月3日(月)	午前10時			2日目分質疑・討論通告締切
	午後1時			一般質問（個人質問）通告締切
6月4日(火)	午前10時	本会議	議 事 室	質疑・討論・採決・委員会付託
	本会議散会后	議会運営委員会	第一委員会室	
6月5日(水)				
6月6日(木)	午前10時	総務文教常任委員会	全員協議会室	
	委員会閉会后	総務文教常任委員会協議会	全員協議会室	
6月7日(金)	午前10時	環境厚生常任委員会	全員協議会室	
	委員会閉会后	環境厚生常任委員会協議会	全員協議会室	
6月8日(土)				
6月9日(日)				
6月10日(月)	午前10時	建設経済常任委員会	全員協議会室	
6月11日(火)				
6月12日(水)				
6月13日(木)				
6月14日(金)				
6月15日(土)				
6月16日(日)				
6月17日(月)				
6月18日(火)	午前10時	本会議	議 事 室	一般質問
	本会議散会后	環境厚生常任委員会協議会	全員協議会室	
6月19日(水)	午前10時	本会議	議 事 室	一般質問
6月20日(木)	午前10時			最終日分質疑・討論通告締切
6月21日(金)	午前10時	本会議	議 事 室	報告・質疑・討論・採決
	本会議休憩中	太宰府市議会災害対応調査特別委員会	第一委員会室	
	本会議閉会后	議会連絡会	全員協議会室	
	連絡会終了後	議員協議会	全員協議会室	

平成31年第1回（4月）臨時会目次

◎ 第1日（4月9日開会）

1. 議事日程	1
2. 出席議員	1
3. 欠席議員	1
4. 会議録署名議員	2
5. 出席説明員	2
6. 出席事務局職員	2
開会	3
閉会	19

令和元年第2回（6月）定例会目次

◎ 第1日（5月31日開会）

1. 議事日程	21
2. 出席議員	21
3. 欠席議員	21
4. 会議録署名議員	22
5. 出席説明員	22
6. 出席事務局職員	22
開会	23
散会	30

◎ 第2日（6月4日再開）

1. 議事日程	31
2. 出席議員	31
3. 欠席議員	31
4. 出席説明員	31
5. 出席事務局職員	32
再開	33
散会	45

◎ 第3日（6月18日再開）

1. 議事日程	47
2. 出席議員	49

3. 欠席議員	49
4. 出席説明員	49
5. 出席事務局職員	49
再開	50
散会	109

◎ 第4日（6月19日再開）

1. 議事日程	111
2. 出席議員	112
3. 欠席議員	113
4. 出席説明員	113
5. 出席事務局職員	113
再開	114
散会	189

◎ 第5日（6月21日再開）

1. 議事日程	191
2. 出席議員	191
3. 欠席議員	191
4. 出席説明員	192
5. 出席事務局職員	192
再開	193
閉会	210

◎ 審議結果

1. 審議結果	213
2. 諸般の報告	216

1 議 事 日 程

[平成31年太宰府市議会第1回（4月）臨時会]

平成31年4月9日

午前10時開議

於 議 事 室

日程第1 会議録署名議員の指名

日程第2 会期の決定

日程第3 議長選挙

追加日程第1 議席の変更について

追加日程第2 副議長選挙

追加日程第3 常任委員会副委員長の変更について

追加日程第4 議会広報特別委員会委員の選任について

追加日程第5 福岡都市圏南部環境事業組合議会議員の補欠選挙について

追加日程第6 筑慈苑施設組合議会議員の補欠選挙について

日程第4 議案第42号 専決処分の承認を求めることについて（太宰府市税条例等の一部を改正する条例）

日程第5 議案第43号 専決処分の承認を求めることについて（太宰府市都市計画税条例の一部を改正する条例）

日程第6 議案第44号 専決処分の承認を求めることについて（太宰府市国民健康保険税条例の一部を改正する条例）

日程第7 議案第45号 専決処分の承認を求めることについて（太宰府市介護保険条例の一部を改正する条例）

日程第8 議案第46号 平成31年度太宰府市一般会計補正予算（第2号）について

2 出席議員は次のとおりである（17名）

1番	柳原 莊一郎	議員	2番	宮原 伸一	議員
3番	船越 隆之	議員	4番	徳永 洋介	議員
5番	笠利 毅	議員	6番	堺 剛	議員
7番	入江 寿	議員	8番	木村 彰人	議員
9番	小島 真由美	議員	10番	上 疆	議員
11番	原田 久美子	議員	12番	神武 綾	議員
13番	長谷川 公成	議員	14番	藤井 雅之	議員
15番	門田 直樹	議員	16番	橋本 健	議員
18番	陶山 良尚	議員			

3 欠席議員は次のとおりである（1名）

17番 村山 弘行 議員

4 会議録署名議員

12番 神 武 綾 議員

13番 長谷川 公 成 議員

5 地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名（20名）

市 長 楠 田 大 蔵

副 市 長 清 水 圭 輔

教 育 長 樋 田 京 子

総 務 部 長 石 田 宏 二

市民生活部長 濱 本 泰 裕

総 務 部 理 事 山 浦 剛 志

都市整備部長 井 浦 真 須 己

健康福祉部長 友 田 浩

観光経済部長 藤 田 彰

教 育 部 長 江 口 尋 信

管 財 課 長 柴 田 義 則

市 民 課 長 池 田 俊 広

税 務 課 長 森 木 清 二

高 齢 者 支 援 課 長 川 崎 純 一

国保年金課長 高 原 寿 子

都 市 計 画 課 長 竹 崎 雄 一 郎

社会教育課長 木 村 幸 代 志

上 下 水 道 課 長 佐 藤 政 吾

観光推進課長兼
地域活性化複合施設太宰府館長 友 添 浩 一

監 査 委 員 事 務 局 長 福 嶋 浩

6 職務のため議事室に出席した事務局職員の職氏名（5名）

議会事務局長 阿 部 宏 亮

議 事 課 長 吉 開 恭 一

書 記 齊 藤 正 弘

書 記 高 原 真 理 子

書 記 岡 本 和 大

開会 午前10時00分

~~~~~ ○ ~~~~~

○副議長（陶山良尚議員） 副議長の陶山良尚です。

地方自治法第106条の規定によって議長の職を務めさせていただきます。

どうぞよろしくお願ひ申し上げます。

ただいまの出席議員数は17名です。

定足数に達しておりますので、平成31年太宰府市議会第1回臨時会を開会します。

直ちに本日の会議を開きます。

議事日程は、お手元に配付しているとおりです。

議事に入ります。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第1 会議録署名議員の指名

○副議長（陶山良尚議員） 日程第1、「会議録署名議員の指名」を行います。

今回の会議録署名議員は、会議規則第87条の規定により、

13番、神武 綾議員

14番、長谷川公成議員

を指名します。

~~~~~ ○ ~~~~~

### 日程第2 会期の決定

○副議長（陶山良尚議員） 日程第2、「会期の決定」を議題とします。

お諮りします。

本臨時会の会期は、本日1日間になりたいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○副議長（陶山良尚議員） 異議なしと認めます。

したがって、会期は本日1日間と決定しました。

なお、会期内日程については、お手元に配付しております会期内日程表によって運営を進めたいと思います。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第3 議長の選挙

○副議長（陶山良尚議員） 日程第3、「議長の選挙」を行います。

お諮りいたします。

選挙の方法は、投票、指名推選のいずれの方法といたしましょうか。

指名推選は、一人でも異議があれば、選挙の方法は投票によることとなります。

（「投票」と呼ぶ者あり）

○副議長（陶山良尚議員） 投票という声がありますので、選挙は投票によって行います。

なお、投票の結果、得票数が同数の場合は、地方自治法第118条第1項の規定により、準用する公職選挙法第95条第2項の規定によって、くじで定めることになっています。

それでは、議場を閉鎖します。

(議場閉鎖)

○副議長(陶山良尚議員) ただいまの出席議員は17名です。

お諮りします。

会議規則第30条第2項の規定によって、立会人に1番柳原荘一郎議員、2番宮原伸一議員を指名したいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○副議長(陶山良尚議員) 異議なしと認めます。

したがって、立会人に1番柳原荘一郎議員、2番宮原伸一議員を指名します。

念のため申し上げます。

投票は単記無記名です。

したがって、選挙する者1人の姓名をご記入いただきますようお願いいたします。

それでは、投票箱を改めます。

(投票箱点検)

○副議長(陶山良尚議員) 異状なしと認めます。

ただいまから投票を行います。

事務局長が議席番号と氏名を読み上げますので、順番に投票をお願いします。

(局長点呼、投票)

○副議長(陶山良尚議員) 投票漏れはありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○副議長(陶山良尚議員) 投票漏れなしと認めます。

これで投票を終わります。

開票を行います。

1番柳原荘一郎議員、2番宮原伸一議員の立ち会いをお願いします。

(開 票)

○副議長(陶山良尚議員) 選挙の結果を報告します。

投票総数 17票

これは先ほどの出席議員数に符合しております。

そのうち

有効投票 17票

無効投票 0票

白票 0票です。

有効投票中

陶山 良尚議員 6票
門田 直樹議員 6票
小島真由美議員 2票
神武 綾議員 2票
長谷川公成議員 1票

以上のとおりです。

したがって、陶山良尚議員、門田直樹議員の得票数が同数であり、しかも法定得票数の5票を超えております。

そこで、地方自治法第118条第1項の規定により、準用する公職選挙法第95条第2項の規定によって、当選人はくじで定めることとなります。

くじの方法の説明、執行は、事務局が行います。

○**議会事務局長（阿部宏亮）** それでは、私のほうから当選人を定めるくじの実施方法についてご説明申し上げます。

くじは、くじ棒を用いて行います。

最初にくじを引く順序を決めるためのくじを引いていただきます。

その方法は、筒の中に1番から10番までのくじ棒を入れ、これを同時に引きますが、くじを引く順序はこの中から若い番号を引いたほうから第1順位、第2順位と定めます。

次に、くじを引く順位に従って当選人を定めるくじを行います。

その方法は、くじを引く順序を決めた方法と同様に、筒の中に1番から10番までのくじ棒を入れ、これを引きますが、当選人の選定はこの中から最も若い番号を引いた方を当選人と定めます。

説明は以上でございます。

○**副議長（陶山良尚議員）** 以上のような方法で当選人を選定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○**副議長（陶山良尚議員）** 異議なしと認めます。

したがって、お諮りしたとおり決定しました。

これから当選人を定めるくじを行います。

まず、くじを引く順番を決めるためのくじを行います。

陶山良尚議員、門田直樹議員、前のほうにお願いいたします。

先ほど立会人をお願いしました1番柳原荘一郎議員及び2番宮原伸一議員にくじの立会をお願いします。

（くじ番号、確認）

○**副議長（陶山良尚議員）** くじを引く順番が決まりましたので発表します。

第1番は、くじ番号5番で私、陶山良尚、第2番はくじ番号8番で門田直樹議員です。

次に、くじを引く順番により、当選人を決定するくじを行います。

第1番に私、陶山良尚がくじ棒を引きます。

立会人の確認をお願いをします。

(くじ番号、確認)

第2番に門田直樹議員、くじ棒をお引き願います。

立会人の確認をお願いをします。

(くじ番号、確認)

○副議長(陶山良尚議員) 立会人は席へお戻りください。

くじが終了いたしましたので、その結果を報告します。

陶山良尚議員、くじ番号7番、門田直樹議員、くじ番号10番です。

したがって、当選人は私、陶山良尚と決定しました。

これをもちましてくじを終了します。

議場の閉鎖を解きます。

(議場開鎖)

○副議長(陶山良尚議員) ただいま議長に私、陶山良尚が当選いたしましたので、本席から、会議規則第31条第2項の規定によって、告知をします。

ここで皆様からお時間をいただきまして、議長当選承諾及びご挨拶を述べさせていただきたいと思えます。

[9番 陶山良尚議員 登壇]

○9番(陶山良尚議員) 議長就任に当たり、一言ご挨拶を申し上げます。

このたび、議員の皆様からのご推挙を賜り、議長の要職に就任することになりました。身に余る光栄であり、衷心より感謝申し上げますとともに、責務の重大さを改めて痛感している次第であります。

今日の地方自治体は、急速に進行する少子・高齢化に対応した福祉医療サービスの充実や地域の防災・減災対策の推進など、取り巻く環境はますます厳しい状況となっております。このような中、市議会の役割と責任は一層高まってきており、市民の皆様の代表として、その負託に応えられるよう、誠心誠意努力してまいります。

議長といたしましても、議会運営につきまして各議員がそれぞれの力量を十分に発揮できるように配慮してまいりたいと思っております。市民の皆様のご意見、ご要望を十分に踏まえ、議会基本条例及び自治基本条例のもと、市政の課題解決と開かれた議会を目指し、努力してまいります。

今後とも、議会を円滑に運営遂行していくに当たり、議員の皆様のご支援、ご協力をお願い申し上げます。就任のご挨拶といたします。ありがとうございました。

ここで追加議案日程配付のため、暫時休憩します。

休憩 午前10時31分

~~~~~ ○ ~~~~~

再開 午前10時42分

○議長（陶山良尚議員） 休憩前に引き続き会議を開きます。

お諮りします。

ただいまお手元に配付しました追加議事日程のとおり、追加日程第1、「議席の変更について」及び追加日程第2、「副議長の選挙」を日程に追加し、議題としたいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（陶山良尚議員） 異議なしと認めます。

したがって、追加日程第1及び追加日程第2を日程に追加し、議題とすることに決定しました。

~~~~~ ○ ~~~~~

追加日程第1 議席の変更について

○議長（陶山良尚議員） 追加日程第1、「議席の変更について」を行います。

今回の議長選挙に伴い、会議規則第3条第3項の規定により議席の変更をいたしたいと思います。

その議席番号及び氏名を事務局長に朗読させます。

○議会事務局長（阿部宏亮） それでは、議席に変更があった議員のみ朗読いたします。

| | | | |
|-----|----------------|-----|------------------|
| 9番 | 小 畠 真由美 議員 | 10番 | 上 疆 議員 |
| 11番 | 原 田 久美子 議員 | 12番 | 神 武 綾 議員 |
| 13番 | 長谷川 公 成 議員 | 14番 | 藤 井 雅 之 議員 |
| 15番 | 門 田 直 樹 議員 | 16番 | 橋 本 健 議員 |
| 18番 | 陶 山 良 尚 議員 | | |

以上でございます。

○議長（陶山良尚議員） お諮りします。

ただいま朗読したとおり議席を変更することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（陶山良尚議員） 異議なしと認めます。

よって、ただいま朗読したとおり議席を変更することに決定しました。

ここで暫時休憩します。

休憩 午前10時43分

~~~~~ ○ ~~~~~

再開 午前10時45分

○議長（陶山良尚議員） 休憩前に引き続き会議を開きます。

~~~~~ ○ ~~~~~

追加日程第2 副議長の選挙

○議長（陶山良尚議員） 追加日程第2、「副議長の選挙」を行います。

お諮りします。

選挙の方法は、投票、指名推選のいずれの方法にいたしましょうか。

指名推選は、一人でも異議があれば、選挙の方法は投票によることとなります。

（「投票」と呼ぶ者あり）

○議長（陶山良尚議員） 投票という声がありますので、選挙は投票によって行います。

なお、投票の結果、得票数が同数の場合は、地方自治法第118条第1項の規定により、準用する公職選挙法第95条第2項の規定によって、くじで定めることになっています。

それでは、議場を閉鎖します。

（議場閉鎖）

○議長（陶山良尚議員） ただいまの出席議員は17名です。

お諮りします。

会議規則第30条第2項の規定により、立会人に3番船越隆之議員及び4番徳永洋介議員を指名したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（陶山良尚議員） 異議なしと認めます。

したがって、立会人に3番船越隆之議員及び4番徳永洋介議員を指名します。

念のため申し上げます。

投票は単記無記名です。

投票に当たっては、姓名をご記入いただきますようお願いいたします。

それでは、投票箱を改めます。

（投票箱点検）

○議長（陶山良尚議員） 異状なしと認めます。

ただいまから投票を行います。

事務局長が議席番号と氏名を呼びますので、順番に投票をお願いします。

（局長点呼、投票）

○議長（陶山良尚議員） 投票漏れはありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（陶山良尚議員） 投票漏れなしと認めます。

これで投票を終わります。

開票を行います。

3番船越隆之議員及び4番徳永洋介議員の立ち会いをお願いします。

（開 票）

○議長（陶山良尚議員） 選挙の結果を報告します。

投票総数 17票

これは先ほどの出席議員数に符合しております。

そのうち

有効投票 17票

無効投票 0票

白票 0票です。

有効投票中

藤井 雅之議員 10票

長谷川公成議員 6票

笠利 毅議員 1票

以上のとおりです。

この選挙の法定得票数は5票です。

したがって、藤井雅之議員が副議長に当選されました。

ではここで、議場の閉鎖を解きます。

(議場閉鎖)

○議長(陶山良尚議員) ただいま副議長に当選されました藤井雅之議員が議場におられますので、本席から、会議規則第31条第2項の規定によって、当選の告知をします。

ここで確認のため、藤井雅之議員の副議長当選承諾及びご挨拶をお願いします。

藤井雅之副議長、演壇のほうにどうぞ。

[14番 藤井雅之議員 登壇]

○14番(藤井雅之議員) 副議長就任のご挨拶を申し上げます。

このたび議員各位のご推挙により副議長に選ばれましたことは、この上ない光栄でございます。

陶山議長を補佐し、議会が公正に、しかも円滑に運営されるように誠心誠意努力していきたいと存じております。何分にも浅学非才、微力な人間でございます。皆様の絶大なるご指導、ご鞭撻を賜りますようお願い申し上げます。

誠に簡単でございますが、就任のご挨拶とさせていただきます。

よろしく願いいたします。ありがとうございました。

○議長(陶山良尚議員) 自席へどうぞ。

ここで暫時休憩します。

休憩 午前11時06分

~~~~~ ○ ~~~~~

再開 午前11時55分

○議長(陶山良尚議員) 休憩前に引き続き会議を開きます。

お諮りします。

ただいまお手元に配付しました追加議事日程のとおり、追加日程第3、「常任委員会副委員

長の変更について」から追加日程第6、「筑慈苑施設組合議会議員の補欠選挙について」までを日程に追加し、議題としたいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(陶山良尚議員) 異議なしと認めます。

したがって、追加日程第3、「常任委員会副委員長の変更について」から追加日程第6、「筑慈苑施設組合議会議員の補欠選挙について」までを日程に追加し、議題とすることに決定しました。

~~~~~ ○ ~~~~~

追加日程第3 常任委員会副委員長の変更について

○議長(陶山良尚議員) 追加日程第3、「常任委員会副委員長の変更について」を議題とします。

先ほど休憩中に環境厚生常任委員会が開催され、環境厚生常任委員会の副委員長が木村彰人議員に変更決定されております。

以上で報告を終わります。

~~~~~ ○ ~~~~~

#### 追加日程第4 議会広報特別委員会委員の選任について

○議長(陶山良尚議員) 追加日程第4、「議会広報特別委員会委員の選任について」を議題とします。

先ほど私が議長に就任いたしましたことにより、議会広報特別委員会委員を辞任いたしましたのでご報告いたします。

お諮りします。

欠員となっています議会広報特別委員の選任については、委員会条例第5条第1項の規定によって、新たに藤井雅之議員を指名したいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(陶山良尚議員) 異議なしと認めます。

したがって、ただいま指名しました藤井雅之議員を議会広報特別委員に選任することに決定しました。

以上で報告を終わります。

~~~~~ ○ ~~~~~

追加日程第5 福岡都市圏南部環境事業組合議会議員の補欠選挙について

○議長(陶山良尚議員) 追加日程第5、「福岡都市圏南部環境事業組合議会議員の補欠選挙について」を議題とします。

福岡都市圏南部環境事業組合議会議員の橋本健議員が辞職され、組合議会議員に1名の欠員が生じております。

お諮りします。

選挙の方法につきましては、地方自治法第118条第2項の規定によって指名推選によりたいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(陶山良尚議員) 異議なしと認めます。

したがって、選挙の方法は指名推選によることに決定しました。

お諮りします。

指名の方法については、議長において指名することにいたしたいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(陶山良尚議員) 異議なしと認めます。

したがって、議長において指名することに決定しました。

福岡都市圏南部環境事業組合議会議員に私、陶山良尚を指名します。

お諮りします。

ただいま議長において指名しました私、陶山良尚を福岡都市圏南部環境事業組合議会議員の当選人と定めることにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(陶山良尚議員) 異議なしと認めます。

したがって、ただいま指名しました私、陶山良尚が福岡都市圏南部環境事業組合議会議員に当選いたしました。

ここで私が福岡都市圏南部環境事業組合議会議員に当選しましたことを、本席から、会議規則第31条第2項の規定によって告知をしますとともに当選の承諾をいたします。

以上のとおり決定しました。

~~~~~ ○ ~~~~~

#### 追加日程第6 筑慈苑施設組合議会議員の補欠選挙について

○議長(陶山良尚議員) 追加日程第6、「筑慈苑施設組合議会議員の補欠選挙について」を議題とします。

筑慈苑施設組合議会議員の堺剛議員が辞職され、組合議会議員に1名の欠員が生じております。

お諮りいたします。

選挙の方法につきましては、地方自治法第118条第2項の規定によって指名推選によりたいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(陶山良尚議員) 異議なしと認めます。

したがって、選挙の方法は指名推選によることに決定しました。

お諮りします。

指名の方法については、議長において指名することにいたしたいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(陶山良尚議員) 異議なしと認めます。

したがって、議長において指名することに決定しました。

筑慈苑施設組合議会議員に長谷川公成議員を指名します。

お諮りします。

ただいま議長において指名しました議員を筑慈苑施設組合議会議員の当選人と定めることにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(陶山良尚議員) 異議なしと認めます。

したがって、ただいま指名しました長谷川公成議員が筑慈苑施設組合議会議員に当選されました。

ただいま筑慈苑施設組合議会議員に当選されました議員が議場におられますので、本席から、会議規則第31条第2項の規定によって告知をします。

当選されました議員の承諾を当選者の起立により行います。

承諾をされる議員は起立願います。

(当選議員 起立)

○議長(陶山良尚議員) 以上のとおり決定しました。

ここで1時まで暫時休憩といたします。

休憩 午後0時00分

~~~~~ ○ ~~~~~

再開 午後1時00分

○議長(陶山良尚議員) 休憩前に引き続き会議を開きます。

執行部の皆様へ申し上げます。

午前中に開催いたしました臨時会におきまして、机上に配付しておりますとおり、議会体制に変更がっておりますので、お知らせいたします。

それでは、議事を進めます。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第4から日程第8まで一括上程

○議長(陶山良尚議員) お諮りします。

日程第4、議案第42号「専決処分の承認を求めることについて(太宰府市税条例等の一部を改正する条例)」から日程第8、議案第46号「平成31年度太宰府市一般会計補正予算(第2号)について」までを一括議題にしたいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長（陶山良尚議員） 異議なしと認め、お諮りしたとおり一括議題とします。

提案理由の説明を求めます。

市長。

〔市長 楠田大蔵 登壇〕

○市長（楠田大蔵） 皆様、こんにちは。

本日、平成31年太宰府市議会第1回臨時会を招集いたしましたところ、議員の皆様におかれましては、大変ご多忙の中、ご参集をいただきまして厚く御礼を申し上げます。

いよいよ新たな年度がスタートいたしました。私は、これまで新たな元号が始まる節目の年である本年を「新生太宰府元年！」と位置づけ、先人の功績を受け継ぎながら、意欲的な市政運営を進めてまいりたいとお話をさせていただいてきたところであります。

そのような思い入れのある年に新たな驚きと大きな喜びとなる吉報が届きました。既に、皆様もご承知のこととは存じますが、去る4月1日、新元号が「令和」に決まりました。そして、その典拠が約1,300年前にここ太宰府の地で行われました「梅花の宴」を記した「万葉集」「梅花の歌」三十二首の序文にあることが発表されたところであります。

このような形で新たな元号と本市が大きなご縁を持てましたことは、新しい御代の始まりの喜びに加えまして、本市にとりまして大変光栄なこととなりました。

いにしえより我が国の政治、外交、防衛の要衝であったこの地が持つ誇り得る悠久の歴史や文化を生かし、今後も本市が新元号「令和」ゆかりの地、太宰府市として、多くの国内外の皆様方から愛される地であり続けるため、より一層の努力を重ねてまいり所存でありますので、議員各位を初め、市民の皆様のご理解、ご協力をよろしくお願い申し上げます。

改めまして、多くの皆様とともに新しい御代が令月のように清新で和らぐ時代となりますことを切に祈念いたします。

さて、本日ご提案申し上げます案件は、専決処分の承認4件、補正予算1件の議案のご審議をお願い申し上げます。

それでは、提案理由の説明を申し上げます。

議案第42号から議案第46号までを一括してご説明申し上げます。

最初に、議案第42号「専決処分の承認を求めることについて（太宰府市税条例等の一部を改正する条例）」についてご説明申し上げます。

平成31年度税制改正により、地方税法などの一部が改正されたことに伴い、太宰府市税条例等の一部を改正する必要が生じたため、地方自治法第179条第1項の規定により専決処分をいたしましたので、同条第3項の規定により、これを報告し、承認を求めるものであります。

次に、議案第43号「専決処分の承認を求めることについて（太宰府市都市計画税条例の一部を改正する条例）」についてご説明申し上げます。

平成31年度税制改正により、地方税法等の一部が改正されたことに伴い、太宰府市都市計画税条例の一部を改正する必要が生じたため、地方自治法第179条第1項の規定により専決処分

をいたしましたので、同条第3項の規定により、これを報告し、承認を求めるものであります。

次に、議案第44号「専決処分の承認を求めることについて（太宰府市国民健康保険税条例の一部を改正する条例）」についてご説明申し上げます。

平成31年度税制改正により、地方税法等の一部が改正されたことに伴い、太宰府市国民健康保険税条例の一部を改正する必要性が生じたため、地方自治法第179条第1項の規定により専決処分をいたしましたので、同条第3項の規定により、これを報告し、承認を求めるものであります。

改正の内容につきましては、国民健康保険税の基礎課税額に係る課税限度額の引き上げと、5割軽減及び2割軽減の対象となる世帯の軽減判定所得の引き上げでございます。

次に、議案第45号「専決処分の承認を求めることについて（太宰府市介護保険条例の一部を改正する条例）」についてご説明申し上げます。

今回の改正は、介護保険法施行令の一部が改正されたことに伴い、太宰府市介護保険条例の一部を改正する必要性が生じたため、地方自治法第179条第1項の規定により専決処分をいたしましたので、同条第3項の規定により、これを報告し、承認を求めるものでございます。

改正の内容につきましては、本年10月の消費税率10%への引き上げに伴い、低所得者の保険料軽減強化を図るため、市民税非課税世帯である第1段階から第3段階の介護保険料を引き下げるものでございます。

次に、議案第46号「平成31年度太宰府市一般会計補正予算（第2号）について」ご説明申し上げます。

今回の補正予算は、歳入歳出をそれぞれ600万円増額し、予算総額を243億7,528万4,000円にお願いするものであります。

主な内容といたしましては、太宰府西中学校におきまして、車椅子利用への対応といたしまして、構造上スロープの設置が困難なことから、校舎と体育館を結ぶ連絡通路に電動昇降機を設置するための工事に係る費用を計上させていただいております。

あわせて、地方債の変更1件を補正させていただいております。

よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長（陶山良尚議員） 説明は終わりました。

自席へどうぞ。

お諮りします。

議案第42号から議案第46号までは委員会付託を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（陶山良尚議員） 異議なしと認め、委員会付託を省略します。

直ちに質疑を行います。

議案第42号について質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(陶山良尚議員) 議案第43号について質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(陶山良尚議員) 議案第44号について質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(陶山良尚議員) 議案第45号について通告がっておりますので、これを許可します。

12番神武綾議員。

○12番(神武 綾議員) 議案第45号「専決処分の承認を求めることについて(太宰府市介護保険条例の一部を改正する条例)」について2点伺います。

1点目は、この条例改正が10月の消費税増税分の使い道の一つ、社会保障の充実として介護保険料を減額するというものと説明がありました。政治情勢によっては増税が中止となった場合、この減額は10月以降、再びもとに戻す条例改正を行うのか、平成33年度の料金改定検討時まで改定を行わないのかを伺います。

2点目は、この対象が市民税非課税世帯となっておりますけれども、所得段階区分の第1段階から第3段階までそれぞれの対象者数と減額の総額を伺います。

○議長(陶山良尚議員) 健康福祉部長。

○健康福祉部長(友田 浩) 1件目の消費税増税が実施されなかった場合の対応についてでございますが、既に介護保険法施行令の改正が平成31年3月29日に公布されまして、平成31年4月1日から施行されていることから、現時点で消費税増税が実施されないということは想定しておりませんが、国の動向を踏まえ、対応してまいりたいというふうに考えております。

次に、2件目の所得段階区分の第1段階から第3段階までそれぞれの対象者数と減額総額についてでございますが、平成30年度介護保険料の当初賦課となる6月時点での実績でございますが、第1段階が2,876人、第2段階が1,409人、第3段階が1,271人、対象者数といたしましては合計で5,556人ございまして、それをもとに算出いたしますと、軽減総額といたしましては約2,600万円を見込んでおります。

以上でございます。

○議長(陶山良尚議員) よろしいでしょうか。

ほかに質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(陶山良尚議員) 次に、議案第46号について通告がっておりますので、これを許可します。

12番神武綾議員。

○12番(神武 綾議員) 議案第46号「平成31年度太宰府市一般会計補正予算(第2号)について」、その中で説明がありました中学校施設整備費の工事請負費の校舎改造工事の内容について

て関連して伺いたいと思います。

太宰府西中学校に在籍する車椅子利用の生徒のニーズに考慮して体育館に昇降機を設置するという内容ですけれども、市内小・中学校11校ありますが、校舎、体育館、それぞれに車椅子の昇降機またはエレベーターの設置学校が何校あるのかをお伺いしたいと思います。

○議長（陶山良尚議員） 総務部理事。

○総務部理事（山浦剛志） ただいまのご質問についてご回答申し上げます。

今回の工事内容につきましては、ただいま市長のほうから提案理由説明がございましたように、車椅子用の階段昇降機を設置する予定にしております。安全対策といたしまして、バッテリー充電方式を採用し、急な停電時でも使用可能とすることを考慮しております。

次に、2件目の市内小・中学校の校舎、体育館、それぞれの車椅子用昇降機またはエレベーターの設置学校数についてご回答申し上げます。

初めに、校舎になりますが、市内小・中学校のうち8校についてはエレベーターが設置されております。次に、体育館でございますが、市内小・中学校の全てにおいて車椅子用昇降機またはエレベーターは設置はされておられません。

以上でございます。

○議長（陶山良尚議員） よろしいですか。

ほかに質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（陶山良尚議員） これで質疑を終わります。

これから討論、採決を行います。

議案第42号「専決処分の承認を求めることについて（太宰府市税条例等の一部を改正する条例）」について討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（陶山良尚議員） これで討論を終わります。

採決を行います。

議案第42号を承認することに賛成の方は起立願います。

（全員起立）

○議長（陶山良尚議員） 全員起立です。

よって、議案第42号は承認されました。

〈承認 賛成16名、反対0名 午後1時13分〉

○議長（陶山良尚議員） 次に、議案第43号「専決処分の承認を求めることについて（太宰府市都市計画税条例の一部を改正する条例）」について討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（陶山良尚議員） これで討論を終わります。

採決を行います。

議案第43号を承認することに賛成の方は起立願います。

（全員起立）

○議長（陶山良尚議員） 全員起立です。

よって、議案第43号は承認されました。

〈承認 賛成16名、反対0名 午後1時13分〉

○議長（陶山良尚議員） 次に、議案第44号「専決処分の承認を求めることについて（太宰府市国民健康保険税条例の一部を改正する条例）」について討論を行います。

通告があつていますので、これを許可します。

14番藤井雅之議員。

○14番（藤井雅之議員） 専決処分の承認の議案第44号につきましては、市長の提案理由で説明がありました軽減の部分については反対するものではありません。しかし、限度額の引き上げにつきましては、さきの3月議会で国民健康保険税の税条例の改定が行われ、今回限度額の引き上げで一定所得のある方への負担の引き上げであるということは理解いたしますが、国保加入者の構造上、大多数の加入者の方に負担増が引き上がるおそれがありますので、3月議会に提案され、反対した議案の関連性を鑑みまして、今回の専決処分には同会派の神武議員とともに反対を表明いたします。

○議長（陶山良尚議員） 次に、賛成討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（陶山良尚議員） ほかに討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（陶山良尚議員） これで討論を終わります。

採決を行います。

議案第44号を承認することに賛成の方は起立願います。

（多数起立）

○議長（陶山良尚議員） 多数起立です。

よって、議案第44号は承認されました。

〈承認 賛成14名、反対2名 午後1時15分〉

○議長（陶山良尚議員） 次に、議案第45号「専決処分の承認を求めることについて（太宰府市介護保険条例の一部を改正する条例）」について討論を行います。

通告があつていますので、これを許可します。

12番神武綾議員。

○12番（神武綾議員） 議案第45号「専決処分の承認を求めることについて（太宰府市介護保険条例の一部を改正する条例）」について賛成の立場で討論いたします。

今回の条例改正について、消費税増税自体に反対の立場から消費税増税が前提の減額措置になっていることについて反対すべきところですが、介護保険料の負担が市民の皆様の中で増す中、今回の改正により負担軽減となることから、同会派であります藤井雅之議員とともに賛成といたします。

質疑でもお尋ねしましたが、消費税増税が中止になったとして条例改正を行うのかという質問に対して、国の対応について検討するという回答でしたけれども、一般会計からの繰り入れ等で対応し、市民の皆さんの介護保険料の負担軽減を継続していただくよう、あわせて要望いたしますので、討論とさせていただきます。

○議長（陶山良尚議員） 次に、反対討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（陶山良尚議員） ほかに討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（陶山良尚議員） これで討論を終わります。

採決を行います。

議案第45号を承認することに賛成の方は起立願います。

（全員起立）

○議長（陶山良尚議員） 全員起立です。

よって、議案第45号は承認されました。

〈承認 賛成16名、反対0名 午後1時16分〉

○議長（陶山良尚議員） 次に、議案第46号「平成31年度太宰府市一般会計補正予算（第2号）について」討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（陶山良尚議員） これで討論を終わります。

採決を行います。

議案第46号を原案可決することに賛成の方は起立願います。

（全員起立）

○議長（陶山良尚議員） 全員起立です。

よって、議案第46号は原案のとおり可決されました。

〈原案可決 賛成16名、反対0名 午後1時17分〉

~~~~~ ○ ~~~~~

○議長（陶山良尚議員） 以上で本臨時会に付議されました案件の審議は全て終了しました。

お諮りします。

本臨時会において議決されました案件について、各条項、字句、その他の整理を要するものにつきましては、会議規則第42条の規定によって、その整理を議長に委任願いたいと思いま

す。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(陶山良尚議員) 異議なしと認めます。

したがって、本臨時会において議決されました案件整理について、これを議長に委任することに決定しました。

これをもちまして平成31年太宰府市議会第1回臨時会を閉会したいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(陶山良尚議員) 異議なしと認めます。

したがって、平成31年太宰府市議会第1回臨時会を閉会します。

閉会 午後1時18分

~~~~~ ○ ~~~~~

上記会議次第は事務局長の記載したものであるが、その内容が正確であることを証するためここに署名します。

令和元年8月22日

太宰府市議会議長 陶 山 良 尚

太宰府市議会副議長 陶 山 良 尚

会議録署名議員 神 武 綾

会議録署名議員 長谷川 公 成

## 1 議事日程（初日）

〔令和元年太宰府市議会第2回（6月）定例会〕

令和元年5月31日

午前10時開議

於 議 事 室

- |       |                                            |
|-------|--------------------------------------------|
| 日程第1  | 会議録署名議員の指名                                 |
| 日程第2  | 会期の決定                                      |
| 日程第3  | 諸般の報告                                      |
| 日程第4  | 報告第1号 平成30年度太宰府市一般会計予算繰越明許費について            |
| 日程第5  | 報告第2号 平成30年度太宰府市一般会計予算事故繰越しについて            |
| 日程第6  | 報告第3号 平成30年度太宰府市水道事業会計予算繰越について             |
| 日程第7  | 報告第4号 平成30年度太宰府古都・みらい基金の運用状況報告について         |
| 日程第8  | 議案第47号 太宰府市監査委員の選任につき同意を求めることについて          |
| 日程第9  | 議案第48号 筑紫公平委員会委員の選任につき同意を求めることについて         |
| 日程第10 | 議案第49号 太宰府市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例について |
| 日程第11 | 議案第50号 太宰府市特別職の職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例について  |
| 日程第12 | 議案第51号 太宰府市立大宰府跡遺構保存覆屋条例の一部を改正する条例について     |
| 日程第13 | 議案第52号 太宰府市税条例等の一部を改正する条例について              |
| 日程第14 | 議案第53号 太宰府市附属機関設置に関する条例の一部を改正する条例について      |
| 日程第15 | 議案第54号 太宰府市森林環境譲与税基金条例の制定について              |
| 日程第16 | 議案第55号 令和元年度太宰府市一般会計補正予算（第3号）について          |

## 2 出席議員は次のとおりである（17名）

- |     |           |     |          |
|-----|-----------|-----|----------|
| 1番  | 柳原 莊一郎 議員 | 2番  | 宮原 伸一 議員 |
| 3番  | 船越 隆之 議員  | 4番  | 徳永 洋介 議員 |
| 5番  | 笠利 毅 議員   | 6番  | 堺 剛 議員   |
| 7番  | 入江 寿 議員   | 8番  | 木村 彰人 議員 |
| 9番  | 小島 真由美 議員 | 10番 | 上 疆 議員   |
| 11番 | 原田 久美子 議員 | 12番 | 神武 綾 議員  |
| 13番 | 長谷川 公成 議員 | 14番 | 藤井 雅之 議員 |
| 15番 | 門田 直樹 議員  | 16番 | 橋本 健 議員  |
| 18番 | 陶山 良尚 議員  |     |          |

## 3 欠席議員は次のとおりである（1名）

- |     |          |
|-----|----------|
| 17番 | 村山 弘行 議員 |
|-----|----------|

#### 4 会議録署名議員

14番 藤井雅之議員

15番 門田直樹議員

#### 5 地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名（18名）

市長 楠田大蔵

副市長 清水圭輔

教育長 樋田京子

総務部長 石田宏二

市民生活部長 濱本泰裕

都市整備部長 井浦真須己

健康福祉部長 友田浩

観光経済部長 藤田彰

教育部長 江口尋信

総務課長併  
選管書記長 川谷豊

経営企画課長 高原清

市民課長 池田俊広

福祉課長 田中縁

都市計画課長 竹崎雄一郎

社会教育課長 木村幸代志

上下水道課長 佐藤政吾

国際・交流課長 木村昌春

監査委員事務局長 福嶋浩

#### 6 職務のため議事室に出席した事務局職員の職氏名（5名）

議会事務局長 阿部宏亮

議事課長 吉開恭一

書記 斉藤正弘

書記 高原真理子

書記 岡本和大

開会 午前10時00分

~~~~~ ○ ~~~~~

○議長（陶山良尚議員） 皆さん、おはようございます。

ただいまの出席議員数は17名です。

定足数に達しておりますので、令和元年太宰府市議会第2回定例会を開会します。

直ちに本日の会議を開きます。

議事日程は、お手元に配付しているとおりです。

議事に入ります。

~~~~~ ○ ~~~~~

### 日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（陶山良尚議員） 日程第1、「会議録署名議員の指名」を行います。

今回の会議録署名議員は、会議規則第87条の規定により、

14番、藤井雅之議員

15番、門田直樹議員

を指名します。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第2 会期の決定

○議長（陶山良尚議員） 日程第2、「会期の決定」を議題とします。

お諮りします。

本定例会の会期は、本日から6月21日までの22日間にしたいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（陶山良尚議員） 異議なしと認め、お諮りしたとおり決定しました。

なお、会期内日程については、お手元に配付しております会期内日程表によって運営を進めたいと思います。また、本会議、委員会とも改めて通知を差し上げませんので、よろしくご協力をお願いします。

~~~~~ ○ ~~~~~

### 日程第3 諸般の報告

○議長（陶山良尚議員） 日程第3、「諸般の報告」を行います。

お手元に報告事項の一覧表を配付しております。監査関係、議長会関係及び行政視察関係の資料につきましては、事務局に保管しておりますので、必要な方はごらんいただきたいと思っております。

これで諸般の報告を終わります。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第4から日程第7まで一括上程

○議長（陶山良尚議員） お諮りします。

日程第4、報告第1号「平成30年度太宰府市一般会計予算繰越明許費について」から日程第7、報告第4号「平成30年度太宰府古都・みらい基金の運用状況報告について」までを一括議題にしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（陶山良尚議員） 異議なしと認め、お諮りしたとおり一括議題とします。

報告を求めます。

市長。

〔市長 楠田大蔵 登壇〕

○市長（楠田大蔵） 皆様、おはようございます。

本日ここに、新元号令和となりまして初めてとなります第2回太宰府市議会定例会を招集いたしましたところ、議員の皆様におかれましては、大変ご多用の中、ご参集いただきまして、厚く御礼を申し上げます。

開会に当たりまして、一言ご挨拶を申し上げます。

かねてより、就任から1年が経過をし、御代変わりを迎える本年を「新生太宰府元年！」と位置づけ、意欲的な市政運営を進めると申してまいりましたが、今年に入りまして西鉄太宰府駅のリニューアルやプラタモリ正月特番、古民家を改修したホテル開業、大宰府政庁前のバス専用駐車場稼働など喜ばしいニュースが続きました。また、一部小学校プール授業の民間との連携や甲子園応援クラウドファンディングなど子どもたちや学生の皆さんの成長のバックアップに重点を置きつつ、市民にも参画をいただき、行政経費の効率化も図る新たな手法にも積極的に取り組み、好事例として各報道でも取り上げられるなどよい流れができてまいりました。ひとえに、これまで困難な時期も地道に準備を重ね、アイデアを形にしてくれた職員や、慈愛に満ちた思いでご理解、ご協力をいただいていた議員各位、市民の皆様のおかげだと感謝をいたしております。

そして、そのよい流れをさらに大きく加速させる形で、4月1日新元号令和が発表されました。新たな御代の始まりを心からお喜び申し上げますとともに、1,300年の時を超え今、新たな元号を通じて太宰府の誇り得る歴史に改めて光が当たりましたことは、本市にとりましても大変光栄であり、この上ない喜びであります。その後、大宰府政庁跡一帯を中心に多くの皆様にお越しをいただき、「時の旅人プロジェクト」と銘打った10連休を中心としたイベントでは、1万5,000筆を超える奉謝奉祝の記帳、1,000人を大きく超える方々による令和の人文字、300人を超えるふるさと納税記念モニュメント参画など、大きなトラブルも起きることなく一定のにぎわいを演出することもできました。ありがたいことに、こうした状況につきまして最近の安倍総理の発言の中でも言及いただいております。その一方で、安全確保や渋滞解消、広報活動などのための支出が重なりながらも収入面では課題も多く、議員各位や市民の皆様にご心配、ご負担をおかけし、何よりボランティアの方々や職員に無理をかけるなど困難も多くあ

りました。今後はこうしたプラス面、マイナス面を分析をした上、中・長期的な令和のまちづくりを推進し、いただいたチャンスを最大限に生かせるよう努力を重ねてまいります。

また、新年度早々の令和対応が続く中でも着実に新年度業務を遂行し、先日スタートした不登校の子どもたちの新たな居場所として筑紫女学園大学を位置づけるキャンパス・スマイル事業も各報道で取り上げられております。既に経済産業省や渋谷区、西宮市など全国各地から問い合わせが相次ぎ、本市の子ども本位の取り組みや大学との連携が全国のモデルケースになるうとしております。

こうした「新生太宰府元年！」にふさわしい意欲的な市政運営を今後も重ね、本年に入り続くよい流れをさらに確かなものとし、本市を名実ともに日本を代表する、世界に冠たるまちにするべく全力を挙げてまいりたいと考えておりますので、議員各位の変わらぬご理解、ご協力をお願い申し上げます。

さて、本日ご提案申し上げます案件は、報告案件4件、人事案件2件、条例の改正5件、条例の制定1件、補正予算1件、合わせて13件の議案のご審議をお願い申し上げます。

それでは、提案理由の説明を申し上げます。

報告第1号から報告第4号までを一括してご説明申し上げます。

最初に、報告第1号「平成30年度太宰府市一般会計予算繰越明許費について」ご説明申し上げます。

平成30年度の繰越明許費は、庁舎空調設備改修事業や災害復旧関連事業など計20件の事業につきまして、繰越額が確定いたしましたので、報告させていただきます。

繰越総額は11億2,838万8,684円で、財源内訳は国庫補助金、市債などの特定財源が9億1,075万8,800円、一般財源が2億1,762万9,884円でございます。

次に、報告第2号「平成30年度太宰府市一般会計予算事故繰越しについて」ご説明申し上げます。

平成30年度につきましては、文化財ファイルサーバー構築事業など計2件の事故繰越を行っております。繰越総額は284万5,584円で、財源内訳は全て一般財源でございます。

次に、報告第3号「平成30年度太宰府市水道事業会計予算繰越について」ご説明申し上げます。

平成30年度につきましては、建設改良費の配水施設費のうち、西鉄太宰府線二日市5-2号踏切道付近の配水管新設工事に係る設計業務委託1,410万円の繰り越しを行っております。

次に、報告第4号「平成30年度太宰府古都・みらい基金運用状況報告について」ご説明申し上げます。

平成30年度は、太宰府古都・みらい基金推進会のご協力もあり、2件、4万1,775円の寄附がございました。いただきました寄附金につきましては、全額を太宰府古都・みらい基金に積み立てて運用しているところであります。平成30年度分積み立て後の基金残高は、383万453円

となっております。

以上、簡単でございますが、太宰府古都・みらい基金運用状況をご報告いたします。

以上です。

○議長（陶山良尚議員） 報告は終わりました。

これから質疑を行います。

報告第1号について質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（陶山良尚議員） 次に、報告第2号について質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（陶山良尚議員） 次に、報告第3号について質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（陶山良尚議員） 次に、報告第4号について質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（陶山良尚議員） これで質疑を終結し、報告を終わります。

~~~~~ ○ ~~~~~

#### 日程第8 議案第47号 太宰府市監査委員の選任につき同意を求めることについて

○議長（陶山良尚議員） 日程第8、議案第47号「太宰府市監査委員の選任につき同意を求めることについて」を議題とします。

ここで、地方自治法第117条の規定により、堺剛議員の退場を求めます。

（6番 堺剛議員 退席）

○議長（陶山良尚議員） 提案理由の説明を求めます。

市長。

〔市長 楠田大蔵 登壇〕

○市長（楠田大蔵） 議案第47号「太宰府市監査委員の選任につき同意を求めることについて」ご説明申し上げます。

本市議会よりご推薦いただいております議員選任の監査委員藤井雅之氏が令和元年5月30日をもって辞任されたことにより、その後任として堺剛氏を議選監査委員として選任いたしたく、地方自治法第196条第1項の規定により議会の同意を求めるものであります。

堺剛氏は、平成27年の市議会議員選挙において初当選以来、今期で2期目を迎えられ、太宰府市政発展のためご活躍されているところであります。人格、識見にすぐれ、また人望も厚く、監査委員として最適任であると考えておりますので、経歴書をご参照の上、ご同意を賜りますようお願い申し上げます。

以上です。

○議長（陶山良尚議員） 説明は終わりました。

質疑は6月4日の本会議で行います。

ここで、堺剛議員の入場を認めます。

(6番 堺剛議員 入場)

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第9 議案第48号 筑紫公平委員会委員の選任につき同意を求めることについて

○議長(陶山良尚議員) 日程第9、議案第48号「筑紫公平委員会委員の選任につき同意を求めることについて」を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

市長。

[市長 楠田大蔵 登壇]

○市長(楠田大蔵) 議案第48号「筑紫公平委員会委員の選任につき同意を求めることについて」ご説明申し上げます。

筑紫公平委員会は、筑紫地区5市及び8つの一部事務組合で共同設置しており、委員は、関係市の持ち回りにより候補者を推薦することといたしております。

このたび、本市推薦の筒井陽雄氏が本年7月19日付で任期満了となることに伴い、次の推薦団体であります筑紫野市から、下田善太郎氏の推薦がありましたので、筑紫公平委員会設置規約第3条第1項の規定により、議会の同意を求めるものあります。

下田善太郎氏は、昭和27年10月生まれの66歳で、現在、大野城市に居住されております。昭和50年から平成25年の長きにわたり福岡県に奉職され、この間、福岡県人事課、保健福祉部、人事委員会などの関係部署を経験され、日本赤十字福岡県赤十字血液センター事務部長や公益社団法人福岡県薬剤師会事務局長を歴任されるなど、社会的な経験も豊富であり、公平委員として適任であると考えております。

経歴書をご参照の上、よろしくご同意を賜りますようお願い申し上げます。

以上です。

○議長(陶山良尚議員) 説明は終わりました。

質疑は6月4日の本会議で行います。

~~~~~ ○ ~~~~~

**日程第10から日程第16まで一括上程**

○議長(陶山良尚議員) お諮りします。

日程第10、議案第49号「太宰府市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例について」から日程第16、議案第55号「令和元年度太宰府市一般会計補正予算(第3号)について」までを一括議題にしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(陶山良尚議員) 異議なしと認め、お諮りしたとおり一括議題とします。

提案理由の説明を求めます。

市長。

〔市長 楠田大蔵 登壇〕

○市長（楠田大蔵） 議案第49号から議案第55号までを一括してご説明申し上げます。

最初に、議案第49号「太宰府市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例について」ご説明申し上げます。

今回の条例の改正は、働き方改革を推進するための関係法律の整備に関する法律の施行に伴い、太宰府市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正し、規則において、超過勤務命令の上限を設定するなどの見直しを行うものであります。

次に、議案第50号「太宰府市特別職の職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例について」ご説明申し上げます。

今回の改正は、国会議員の選挙等の執行経費の基準に関する法律の改正により選挙関係の特別職の職員の報酬額が変更されたことに伴い、条例の一部を改正する必要性が生じたため、地方自治法第96条第1項第1号の規定により議会の議決を求めるものでございます。

次に、議案第51号「太宰府市立大宰府跡遺構保存覆屋条例の一部を改正する条例について」ご説明申し上げます。

平成31年4月1日に新たな元号令和が発表され、その典拠となった万葉集ゆかりの地である本市の特別史跡大宰府跡及びその周辺に注目が集まり、その歴史をひもとく大宰府展示館にも全国各地より多くの来館者に訪れていただいております。一方、昭和55年の開館から40年近くが経過し、施設の老朽化も進んでおり、また新元号令和にふさわしい新たなしつらえも求められるところであります。また、当初は有料でありながら、平成22年より無料に変更した経緯もございます。

そのような状況の中、今後の改修や展示物の充実などにより展示館の果たすべき役割をさらに高め、ひいては大宰府跡一帯の魅力の向上に資するため、条例の一部を改正する必要性が生じたので、地方自治法第96条第1項第1号の規定により議会の議決を求めるものでございます。

次に、議案第52号「太宰府市税条例等の一部を改正する条例について」ご説明申し上げます。

平成31年度税制改正により地方税法などの一部が改正されたことに伴い、太宰府市税条例などの一部を改正する必要性が生じたため、地方自治法第96条第1項第1号の規定により議会の議決を求めるものでございます。

主な改正内容といたしましては、個人住民税及び軽自動車税の見直しなどに伴う規定の整備などでございます。

次に、議案第53号「太宰府市附属機関設置に関する条例の一部を改正する条例について」ご説明申し上げます。

今回の改正は、地場みやげ産業の振興に向けまして、従来の太宰府市商工業振興対策協議会にかわり、農業、商工業の事業者を初め関係団体や専門家などの多様な主体が集い、本市の特性を生かした特産品などについて調査、審議する場として、新たに太宰府市産業推進協議会を

設置することに伴い、条例の一部を改正する必要性が生じたため、地方自治法第96条第1項第1号の規定により議会の議決を求めるものでございます。

次に、議案第54号「太宰府市森林環境譲与税基金条例の制定について」ご説明申し上げます。

平成31年3月に森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律が成立したことを受けまして、今年度から森林環境譲与税が市町村及び都道府県に譲与されることとなりました。このことに伴いまして、本市におきましても、木材利用の促進や普及啓発などを含めた森林の整備及びその促進に関する施策の財源に充てることを目的として、新たに太宰府市森林環境譲与税基金条例を制定するものでございます。

次に、議案第55号「令和元年度太宰府市一般会計補正予算（第3号）について」ご説明申し上げます。

まず初めに、改元に伴い、太宰府市一般会計予算の名称を「平成31年度太宰府市一般会計予算」から「令和元年度太宰府市一般会計予算」と改めさせていただいております。

今回の補正予算は、歳入歳出にそれぞれ3億7,317万2,000円を追加し、予算総額を247億4,845万6,000円にお願いするものであります。

主な内容といたしましては、新元号令和の決定を受け、その典拠が、本市に深くゆかりがある、「万葉集」の「梅花の歌三十二首の序文」から引用されたことから、ふるさと納税の充実を図ることを目的に、令和記念モニュメント制作委託料などの費用を計上いたしております。

また、10月に実施予定であります消費税改正に伴い、国の施策でもあります、幼児教育・保育の無償化に伴う事務に要する費用のほか、未婚の児童扶養手当受給者への臨時給付金や、プレミアム付き商品券事業に要する費用を計上いたしております。

そのほかには、コミュニティ助成事業としまして、財団法人自治総合センターの宝くじ助成金の採択を受けた事業に対する助成についての補助金や、国のため池耐震調査の補助内示を受け、市内ため池2カ所の耐震調査設計監理業務に要する費用などを計上するとともに、国の税制改正において森林環境譲与税が創設されることから、森林環境譲与税基金積立金を計上いたしております。

あわせて、一部事務組合分の債務負担行為の追加を1件補正させていただいております。

よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長（陶山良尚議員） 説明は終わりました。

質疑は6月4日の本会議で行います。

~~~~~ ○ ~~~~~

○議長（陶山良尚議員） 以上で本日の議事日程は全て終了しました。

次の本会議は、6月4日午前10時から再開します。

本日はこれもちまして散会します。

散会 午前10時23分

~~~~~ ○ ~~~~~

## 1 議事日程（2日目）

〔令和元年太宰府市議会第2回（6月）定例会〕

令和元年6月4日

午前10時開議

於議事室

- 日程第1 議案第47号 太宰府市監査委員の選任につき同意を求めることについて  
日程第2 議案第48号 筑紫公平委員会委員の選任につき同意を求めることについて  
日程第3 議案第49号 太宰府市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例について  
日程第4 議案第50号 太宰府市特別職の職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例について  
日程第5 議案第51号 太宰府市立大宰府跡遺構保存覆屋条例の一部を改正する条例について  
日程第6 議案第52号 太宰府市税条例等の一部を改正する条例について  
日程第7 議案第53号 太宰府市附属機関設置に関する条例の一部を改正する条例について  
日程第8 議案第54号 太宰府市森林環境譲与税基金条例の制定について  
日程第9 議案第55号 令和元年度太宰府市一般会計補正予算（第3号）について

## 2 出席議員は次のとおりである（18名）

- |     |        |    |     |       |    |
|-----|--------|----|-----|-------|----|
| 1番  | 柳原 莊一郎 | 議員 | 2番  | 宮原 伸一 | 議員 |
| 3番  | 船越 隆之  | 議員 | 4番  | 徳永 洋介 | 議員 |
| 5番  | 笠利 毅   | 議員 | 6番  | 堺 剛   | 議員 |
| 7番  | 入江 寿   | 議員 | 8番  | 木村 彰人 | 議員 |
| 9番  | 小島 真由美 | 議員 | 10番 | 上 疆   | 議員 |
| 11番 | 原田 久美子 | 議員 | 12番 | 神武 綾  | 議員 |
| 13番 | 長谷川 公成 | 議員 | 14番 | 藤井 雅之 | 議員 |
| 15番 | 門田 直樹  | 議員 | 16番 | 橋本 健  | 議員 |
| 17番 | 村山 弘行  | 議員 | 18番 | 陶山 良尚 | 議員 |

## 3 欠席議員は次のとおりである

なし

## 4 地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名（19名）

- |                |        |        |       |
|----------------|--------|--------|-------|
| 市長             | 楠田 大蔵  | 副市長    | 清水 圭輔 |
| 教育長            | 樋田 京子  | 総務部長   | 石田 宏二 |
| 市民生活部長         | 濱本 泰裕  | 総務部理事  | 山浦 剛志 |
| 都市整備部長         | 井浦 真須己 | 健康福祉部長 | 友田 浩  |
| 観光経済部長         | 藤田 彰   | 教育部長   | 江口 尋信 |
| 総務課長併<br>選管書記長 | 川谷 豊   | 経営企画課長 | 高原 清  |

|          |       |                      |      |
|----------|-------|----------------------|------|
| 市民課長     | 池田俊広  | 福祉課長                 | 田中縁  |
| 都市計画課長   | 竹崎雄一郎 | 文化財課長                | 城戸康利 |
| 上下水道課長   | 佐藤政吾  | 産業振興課長併<br>農業委員会事務局長 | 伊藤健一 |
| 監査委員事務局長 | 福島浩   |                      |      |

5 職務のため議事室に出席した事務局職員の職氏名（5名）

|        |      |      |       |
|--------|------|------|-------|
| 議会事務局長 | 阿部宏亮 | 議事課長 | 吉開恭一  |
| 書記     | 斉藤正弘 | 書記   | 高原真理子 |
| 書記     | 岡本和大 |      |       |

再開 午前10時00分

~~~~~ ○ ~~~~~

○議長（陶山良尚議員） 皆さん、おはようございます。

定刻になり、出席議員も定足数に達しておりますので、ただいまから休会中の第2回定例会を再開いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

議事日程はお手元に配付しているとおりです。

議事に入ります。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第1 議案第47号 太宰府市監査委員の選任につき同意を求めることについて

○議長（陶山良尚議員） 日程第1、議案第47号「太宰府市監査委員の選任につき同意を求めることについて」を議題とします。

ここで、地方自治法第117条の規定により、堺剛議員の退場を求めます。

（6番 堺剛議員 退席）

○議長（陶山良尚議員） お諮りします。

本案は委員会付託を省略したいと思えます。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（陶山良尚議員） 異議なしと認め、委員会付託を省略します。

直ちに質疑、討論、採決を行います。

これから質疑を行います。ただいまのところ通告がありませんので、質疑なしと認めます。

討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（陶山良尚議員） これで討論を終わります。

採決を行います。

議案第47号を同意することに賛成の方は起立願います。

（全員起立）

○議長（陶山良尚議員） 全員起立です。

よって、議案第47号は同意されました。

〈同意 賛成17名、反対0名 午前10時01分〉

○議長（陶山良尚議員） ここで、堺剛議員の入場を認めます。

（6番 堺剛議員 入場）

○議長（陶山良尚議員） 堺剛議員に申し上げます。

ただいまの議案第47号「太宰府市監査委員の選任につき同意を求めることについて」は同意

されましたので、お知らせします。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第2 議案第48号 筑紫公平委員会委員の選任につき同意を求めることについて

○議長（陶山良尚議員） 日程第2、議案第48号「筑紫公平委員会委員の選任につき同意を求めることについて」を議題とします。

お諮りします。

本案は委員会付託を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（陶山良尚議員） 異議なしと認め、委員会付託を省略します。

直ちに質疑、討論、採決を行います。

これから質疑を行います。ただいまのところ通告がありませんので、質疑なしと認めます。

討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（陶山良尚議員） これで討論を終わります。

採決を行います。

議案第48号を同意することに賛成の方は起立願います。

（全員起立）

○議長（陶山良尚議員） 全員起立です。

よって、議案第48号は同意されました。

〈同意 賛成17名、反対0名 午前10時02分〉

~~~~~ ○ ~~~~~

**日程第3から日程第5まで一括上程**

○議長（陶山良尚議員） お諮りします。

日程第3、議案第49号「太宰府市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例について」から日程第5、議案第51号「太宰府市立大宰府跡遺構保存覆屋条例の一部を改正する条例について」までを一括議題としたいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（陶山良尚議員） 異議なしと認め、お諮りしたとおり一括議題とします。

これから質疑を行います。

議案第49号について通告がありますので、これを許可します。

5番笠利毅議員。

○5番（笠利 毅議員） 議案第49号「太宰府市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例について」質問いたします。

提案理由説明においては、超過勤務命令の上限を設定する等の見直しのためとされていますが、改正の条文案では時間外の勤務と限定的に言及されていることから、今回の改正案の影響の及ぶ範囲を確認したいと思い、質問させていただきます。

1つは、職員とは正規職員のみを指しているのか、続いて、変更を予定している規則の名称、また、付随して変更される規定などあるのかどうか伺います。

あわせて、働き方改革は国の政策というわけですけれども、それに関連して今回太宰府市において改正する内容は、超過勤務の上限設定以外にもあるのか、ほかにもあるのであれば、どのようなことなのかお尋ねします。よろしくお願ひします。

○議長（陶山良尚議員） 総務部長。

○総務部長（石田宏二） おはようございます。

ただいまの笠利議員のご質問にご回答申し上げます。

太宰府市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の対象となります職員につきましては、地方公務員法に規定をいたします一般職に属する職員でございます。嘱託・臨時職員の服務等につきましては別に定めることといたしております、今般の改正の対象ではございません。

また、変更を予定している規則につきましては、太宰府市職員の勤務時間、休暇等に関する規則でございます、付随して変更する規定等はございません。

働き方改革に関連し、規則において定める事項でございますが、大きく2点ございます。1点目は、長時間労働の是正についてでございます、超過勤務命令の上限を原則1カ月45時間、1年360時間と設定するもの等でございます。2点目は、職員の健康確保に係る措置でございます、長時間労働に関する面接指導につきましては、災害等によりやむを得ず行う長時間労働に関しまして、申し出があった場合の面接指導の対象となる時間数を、1カ月につき100時間から80時間に引き下げることを定めるものでございます。

以上でございます。

○議長（陶山良尚議員） 再質疑はありませんか。

○5番（笠利 毅議員） 結構です。

○議長（陶山良尚議員） これで議案第49号について質疑を終わります。

次に、議案第50号について通告があつておりますので、これを許可します。

14番藤井雅之議員。

○14番（藤井雅之議員） 議案第50号について質疑をさせていただきたいと思ひます。

主には新旧対照表の2ページ、3ページのところを使って質問させていただきたいというふうに思ひますけれども、初日の市長の提案理由の中で、今回の改正は国会議員の選挙等の執行経費等の基準に関する法律の改正ということが言われておりますけれども、まず第1問目、確認させていただきますが、その提案理由に基づけば、今回行われる参議院選挙からこの新旧表に基づく改正の部分が適用されるということで理解してよろしいでしょうか。

○議長（陶山良尚議員） 総務部長。

○総務部長（石田宏二） ただいまの藤井議員のご質問でございますけれども、今回の7月に予定をされております参議院議員通常選挙から適用するということになってございます。

以上です。

○議長（陶山良尚議員） 再質疑はありませんか。

14番藤井雅之議員。

○14番（藤井雅之議員） そのことでお伺いしたいのは、当初予算において参議院選挙の関係の費目が提案されて、可決を3月議会でされておりますけれども、今回これらの報酬の改定の部分が適用される上で、今議会に補正予算等は計上されておられませんけれども、当初予算の範囲の中でこの新たな報酬の体系が処理できる、賄えるというふうに理解しておいていいのか、そこまでお伺いしておきたいと思います。

○議長（陶山良尚議員） 総務部長。

○総務部長（石田宏二） 藤井議員がおっしゃいましたように、お見込みのとおりでございます。

当初予算の既決予算の中で対応が可能ということでございます。

○議長（陶山良尚議員） 再々質疑はありませんか。

これで議案第50号について質疑を終わります。

次に、議案第51号について通告があつていますので、これを許可します。

8番木村彰人議員。

○8番（木村彰人議員） 議案第51号「太宰府市立大宰府跡遺構保存覆屋条例の一部を改正する条例について」、3点伺います。

まず1点目、大宰府展示館は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第30条の規定に基づき設置された教育施設ですが、この教育施設とされる大宰府展示館が平成22年より入館料が無料であることの意義についてお伺いします。

次に、2点目です。近隣市においても大宰府展示館と類似した教育施設を設置、運営しているわけですが、例えば春日市の奴国の丘歴史資料館、筑紫野市の筑紫野市歴史博物館、昨年開館した大野城市の大野城心のふるさと館などです。これらの近隣市にある大宰府展示館と類似した教育施設における入館料の設定状況についてお伺いします。

そして3点目、本市には大宰府展示館のほかに同様の教育施設の水城館と文化ふれあい館がありますが、これらの施設の入館料はもちろん無料です。仮に大宰府展示館が有料になるとしたら、同様の教育施設である水城館と文化ふれあい館との入館料における不整合、目的を同じとする類似施設で入館料を取ったり取らなかったりすることについて、市の見解をお伺いします。

○議長（陶山良尚議員） 教育部長。

○教育部長（江口尋信） 1点目の教育施設とされる大宰府展示館が平成22年より入館料が無料であることの意義についてですが、一人でも多くの方、特に教育施設として多くの子どもたちに大宰府跡出土遺構及び関連する展示資料を見学してもらい、もって大宰府史跡に対する理解、

関心を深めていただくため、平成22年に無料化したものであります。

2点目の近隣市における大宰府展示館と類似する教育施設の入館料の設定状況についてに関しまして、筑紫地区の状況は基本的に無料ではありますが、春日市にある奴国の丘資料館と筑紫野市の筑紫野市歴史博物館は、条例の中で有料にすることができるという規定がございます。また、大野城市の大野城心のふるさと館では、企画展に関しては基準の料金は500円というふうに定められております。

3点目の類似施設である水城館と文化ふれあい館との入館料における不整合についてでございますが、文化ふれあい館は主に実習室などの貸し室が中心であり、特別展については観覧料を設定できるようになっております。水城館は、トイレ等の設備を備えた便益施設であるため、大宰府展示館とは施設の目的が違うものというふうに考えております。

以上です。

○議長（陶山良尚議員） 再質疑はありませんか。

8番木村彰人議員。

○8番（木村彰人議員） 近隣市の状況ですけれども、特別展とかそういう特別な展示をする場合に有料にすることができるということだと解釈してよろしいんですか。常設展は基本的には無料というふうな形なんですかね、要するに。

○議長（陶山良尚議員） 教育部長。

○教育部長（江口尋信） そのとおりです。

○議長（陶山良尚議員） 再々質疑はありませんか。

8番木村彰人議員。

○8番（木村彰人議員） 最後に3点目の質問なんですけれども、大宰府展示館と水城館、文化ふれあい館は施設の目的が違うということでしたけれども、これそもそも設立が教育施設ということのできたものですので、施設の根幹というものは同じだと思うんですけれども、そういうふうな解釈でよろしいのでしょうか。

○議長（陶山良尚議員） 教育部長。

○教育部長（江口尋信） 大きくくくりますと、確かに教育ということになるとは思いますが、例えばふれあい館につきましては年間4回の特別展等を行っておりますが、例えばこれにつきましては、貸し室のサークル活動の発表だとか、小学生を主に対象とした暮らしの移り変わり展ですとか、美術協会の展示等、果たしてそれが有料にすることが適切かということを考えて、現在お金を取っていないということでありまして、教育というところでは確かに根幹的には一緒ということで、お考えのとおりだとは思いますが、実際の使用されている状況だとか、どう区分けするかということについては、違っているものというふうに考えております。

○議長（陶山良尚議員） 次に、5番笠利毅議員。

○5番（笠利 毅議員） 議案第51号について質問をさせていただきます。

まず、入館料を必要とするのは誰かという観点からなんですけれども、今回の入館料の設定

という判断は、市の判断によるものなのか、それとも指定管理者との協議によってそういう結論を出したもののなのかという点と、今回提案理由説明の中で、この決断に至る背景として、施設の老朽化と新たなしつらえの必要ということに言及されていますけれども、それぞれについて、老朽化と新たなしつらえについて責任を持って対処すべき主体は、市なのか、それとも指定管理者と考えているのか。

それから、今回大人でいえば200円という形で入館料が提案されていますけれども、なぜ200円でなければならないのか、どういう判断で金額を決定したのかという点。

最後に、今回の議論の過程の中で、無料のままにしておくべきだという議論があったのかどうか。当然、有料化によって得られるメリットとデメリットそれぞれを考慮したと思うので、主な考慮点を教えていただきたいと思います。

○議長（陶山良尚議員） 教育部長。

○教育部長（江口尋信） 1点目の入館料の設定は市の判断によるのか、指定管理者との協議によるのかについてですが、市のほうが中心になって、指定管理者とも相談し判断したものでございます。

2点目の施設の老朽化と新たなしつらえについて、責任を持って対処するのは市なのか指定管理者なのかについてですが、施設そのものについては平成28年度策定の太宰府市公共施設等総合管理計画に沿って市が行っていきます。また、パネルや模型などの展示物については、指定管理者にて対応することを基本というふうに考えております。

3点目の入館料の算定根拠ですが、近隣類似施設との比較考慮、それから教育施設として中学生以下を無料にするという必要性、過去の入館料と展示のさらなる充実に向けての思いなどを総合的に勘案して、一般200円、大学・高校100円、中学生以下無料との提案に至りました。

4点目の無料のままでの議論と有料化によるメリットとデメリットについてでございますが、無料のまま多くの人々にごらんいただきたいという考えの一方、施設の維持管理、損耗やそれから展示の充実などを考えると、全てを税で賄うことが是認されるのかという受益者負担の考え方の議論がありました。その上で有料化の判断をいたしております。

また、有料化のメリット、デメリットについてでございますが、メリットといたしましては、今申し上げましたとおり、展示館の維持管理の全てを税で賄わずに行うことができ、さらにこれまで以上に展示の充実を図り、来館者の満足度を上げることができるというふうに考えております。

一方、デメリットは、一人でも多くの人々にごらんいただくというところで影響が出る可能性があるのではないかということが考えられます。

以上でございます。

○議長（陶山良尚議員） 再質疑はありませんか。

5 番 笠利毅議員。

○5 番（笠利 毅議員） まず、1点目についてですけれども、市が中心となってということとし

たので、市の中でもどの会議レベルでといいますか、もう少し具体的にどの範囲で意思決定をされたのかということがあれば、お聞きしたいと思います。

それから、2点目についてですけれども、施設は基本的に市、展示のモデル等については指定管理者ということでしたけれども、今回実質的には利用料金という形で徴収されるような形になろうかと思いますが、その収入は指定管理者に入るというふうにされていると思います。ということは、直接には施設の管理には、市のほうには直接はお金が入らないという仕組みに形の上ではなるかと思うんですけれども、それがどのような形で施設の老朽化に対する、何とか、今の説明だと財源の一部として考えられていると思うんですけれども、どのような管理で市の施設管理のほうにそのお金が回ってくるような仕組みとなっているのか教えてください。

3点目については、総合的ということで、ここでは取り上げませんが、4点目ですね、メリットとしては、2点目でも上げたように維持管理と展示の充実と。これについてはわかりやすいことだと思うんですけれども、スムーズにお金が行くのであればですね。

デメリットのほうは、一人でも多くということがありましたが、今回入館料設定の目的に、展示の充実とともに政庁跡一帯の魅力向上ということがあったかと思います。一帯ということであれば、展示館そのものとは別の目的に生かすために、今回の入館料設定がなされていると思うんですけれども、ここは推察の上でお尋ねしますが、恐らくあそこがあの一帯のインフォメーションセンター的な役割を担っているから、あの展示館の存在が一帯の魅力向上につながると思います。ところが、そこに来る人が減るとということが想定されるのであれば、一帯の魅力向上を果たす役割というのが減ることにならざるを得ないと思うんですね。若干矛盾があるかと思うので、つまり展示館そのもののためという理由と、一帯のための入館料ということに矛盾があるかと思います。その辺、簡単でいいので説明していただければと思います。

○議長（陶山良尚議員） 教育部長。

○教育部長（江口尋信） まず、協議については、三役、部長も含めた経営会議等で全庁的に話をさせていただきました。

それから、市にお金が入るという仕組みですけれども、市に全くお金が入らないということではなくて、指定管理料から修繕料を除いた額の5%以上の収益を上げた場合、委任者に対してその超過分、収益の50%、つまり指定管理料から修繕料を除いた額の5%以上、つまりこれ大体现在のところをいくと20万円を切ったぐらいなんですけれども、それ以上の収益があった場合には、その超過収益分の50%は市のほうにということになっておりますので、市のほうに全く入ってこないということではございません。

それから最後に、政庁跡一帯の魅力向上ということなんですけれども、おっしゃるとおり今現在、特に4月に入ってこういうような令和ということで注目をされる状況になってからは、ますます展示館が果たす役割は大変大きゅうなっております。ですので、おっしゃったようにここが中核的な存在で、インフォメーションセンターっておっしゃるのはそのとおりだとい

うふうに思います。

そのためには、展示館そのものの魅力を上げていかないと、展示館そのものに、無料であればたくさん人が来続けるかという話ではないというふうに思いますので、展示館そのものの魅力向上を上げていくためにも、今回のご提案をさせていただいたところです。

○議長（陶山良尚議員） 再々質疑はありませんか。

○5番（笠利 毅議員） 結構です。

○議長（陶山良尚議員） これで議案第51号について質疑を終わります。

議案第49号から議案第51号までは総務文教常任委員会に付託します。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第6 議案第52号 太宰府市税条例等の一部を改正する条例について

○議長（陶山良尚議員） 日程第6、議案第52号「太宰府市税条例等の一部を改正する条例について」を議題とします。

これから質疑を行います。ただいまのところ通告がありませんので、質疑なしと認めます。

議案第52号は環境厚生常任委員会に付託します。

~~~~~ ○ ~~~~~

#### 日程第7と日程第8を一括上程

○議長（陶山良尚議員） お諮りします。

日程第7、議案第53号「太宰府市附属機関設置に関する条例の一部を改正する条例について」及び日程第8、議案第54号「太宰府市森林環境譲与税基金条例の制定について」を一括議題にしたいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（陶山良尚議員） 異議なしと認め、お諮りしたとおり一括議題とします。

これから質疑を行います。

議案第53号について通告がありますので、これを許可します。

5番笠利毅議員。

○5番（笠利 毅議員） 議案第53号について質問させていただきます。

今回、商工業振興対策協議会にかえて産業推進協議会を設置するという事なので、別な協議会でなければならない理由は何だろうかというつもりで幾つかお尋ねします。

まず1つ、協議会のメンバー構成はどのように変わる予定なのか。

2つ目、特産品についての審議、調査ということが、現在の協議会ではできないと考えた理由は何か。

3つ目、逆に現在の協議会では扱っているが、新しい協議会では扱えなくなる事項はあるのか。あるのであれば、それに対してはどのように対応していくのか。

最後に、そもそもですけれども、審議、調査ということでどのような内容を考えているの

か、お尋ねします。

○議長（陶山良尚議員） 観光経済部長。

○観光経済部長（藤田 彰） 議案第53号「太宰府市附属機関設置に関する条例の一部を改正する条例について」に関する質疑について回答いたします。

太宰府市産業推進協議会は、本市の特性を生かした特産品等に関することを調査、審議するために設置するものであります。

1点目についてでございますが、商工業振興対策協議会のメンバーは、商工会会員3名以内、観光協会2名以内、識見を有する者2名以内及び市民3人以内の合計10名以内ということになっていました。一方、新たに設置いたします太宰府市産業推進協議会につきましては、1次産業としての農業、2次産業としての製造業、3次産業としての小売業等の事業を統合的かつ一体的に推進し、農山漁村の豊かな地域資源を活用した新たな付加価値を生み出す取り組み、いわゆる第6次産業化を視野に入れた組織ということで、識見を有する者、市内外の農業、商工業に携わる団体関係者、市内事業者及びその他市長が適当と認める者の合計10名以内といたしておりますが、特に市内事業者の枠には、商工業者だけに限らず、農業者にも入っていただくことが不可欠であると考えています。

次に、2点目についてですが、商工業振興対策協議会の所掌事務は、商工業の振興及び観光対策に関することとされていましたが、産業推進協議会では、特産品や新たな土産品の開発等については、商工業、観光だけではなく、農業者にも入っていただいた上で、市内の産業全体について調査、審議していただくことが必要であるという考えに基づいたものでございます。

次に、3点目についてですが、商工業振興対策協議会は、ブランド創造協議会の発足等もあり、近年会議自体を開催しておりません。また、産業振興協議会におきましては、特産品や新たな土産品の開発というキーワードをもとに、商工業、観光を含めた産業全体の活性化について議論する場としております。新協議会で扱えなくなる事項はないものと考えております。

最後に4点目についてでございますが、産業振興協議会におきましては、農業、商工業の事業者を初め関係団体や専門家等の多様な主体が集い、新元号令和ゆかりの地である本市にふさわしい特産品や新たな土産品の開発等について、指導、助言も含め意見交換を行います。

同時に、既存商品の磨き上げについても議論をしていただき、その結果を何らかの形にすることで、ふるさと納税を含め本市の収入源の拡大を図ろうとするものでございます。

以上でございます。

○議長（陶山良尚議員） 再質疑はありませんか。

5 番 笠利毅議員。

○5 番（笠利 毅議員） 若干確認的な内容の再質問になりますけれども、今までの商工業というふうに限定的に言われていたものから、1次産業から3次産業までを含めて、より総合的にということ、かつ市の内外ということもあったかと思えます。

それでなんですが、一番はっきりした形で聞きましょうか。観光というのが目的とし、観光

協会からのが2名以内でしたっけ、というのが明示的には落ちる形になりますけれども、第3次産業という形で観光業も含めた上で今回の協議会を構成していく、もしくは審議をしていくというつもりであるのかというのが1点。

それと、より総合的にという形で今回の協議会をつくるということですが、目的が土産物という形で、むしろ限定的になっていると思うんですね。大枠を広げながら目的が限定されたということが、今まで扱ってきたことが扱えなくなることはないというのといささか不整合があるように感じます。明確な目的が土産物というふうに限定されていますから。その辺をもう少し詳しく、余り詳しくなくていいんですけども、なぜ目的が限定されているながら、今まで扱ってきたことが依然として扱い続けられるのか、ちょっと説明していただきたいと思います。

○議長（陶山良尚議員） 観光経済部長。

○観光経済部長（藤田 彰） これまでの商工業振興対策協議会については、先ほども述べましたとおり、商工会を中心とした産業の振興ということでございましたけれども、今回は土産物の開発だけではなく、特産品ということ 키워ドに入れております。これは、今後太宰府におけるホテル誘致、今あります古民家ホテル、これが秋ごろにはオープンすると言われておりますけれども、そこでのニーズですね。または、先日運行を開始いたしました太宰府ランチ列車、こういうものにも太宰府の特産品、農業でいいますと太宰府にある食材を使っていただくとか、そういう特産品等も含めた太宰府全体で太宰府を売り込むという政策でございまして、それが結果的に土産物に結びつくとか、特産品という形になるということは十分考えられるかと思っておりますけれども、そういう農業生産品も含めて、1次化、2次化、3次化掛けて6次化ということもあわせて、全体的な太宰府市の産業の盛り上げを期待するということを意識したものでございまして、決しておっしゃるように特産品、土産物というふうに限ったものではないということをご承知おきいただきたいと思っております。

○議長（陶山良尚議員） あと、観光協会の、入っているかどうかですね。

観光経済部長。

○観光経済部長（藤田 彰） 観光協会も含めて、もちろんいろいろな団体、関係する団体に入っていたらこうと思っております。

以上でございます。

○議長（陶山良尚議員） 再々質疑はありませんか。

○5番（笠利 毅議員） 結構です。

○議長（陶山良尚議員） これで議案第53号について質疑を終わります。

次に、議案第54号について通告がありますので、これを許可します。

12番神武綾議員。

○12番（神武 綾議員） 議案第54号「太宰府市森林環境譲与税基金条例の制定について」、4点について伺います。

森林環境譲与税は、森林環境税として課税されるものと聞いています。この森林環境税は、現在課税されている復興特別住民税、個人住民税、今1人当たり1,000円課税されていますが、この期限である2023年の翌年から同額が課税開始がされます。

1点目ですけれども、個人課税された森林環境税が市町村に森林譲与税として配分されますけれども、その際の譲与基準である市内の林業就業者数が何人いらっしゃるのか伺います。

2点目は、1年間の太宰府市の森林環境税としての税収が幾らになるのか伺います。

3点目は、森林環境税から配分される太宰府市の森林環境譲与税額が幾らで、またその税額そのままが基金に積み立てをする予定なのか伺います。

最後、4点目ですけれども、この基金条例は、森林の有する公益的機能の維持管理の重要性に鑑み、森林の整備及びその促進に関する施策の財源に充てるため設置するとありますけれども、提案説明の中で、木材利用の推進や普及啓発等を含めた森林の整備及びその促進という説明も加えられておりました。公益的機能の維持管理とあわせて具体的な活用施策の計画があるのか、また構想があるのかをお伺いしたいと思います。

以上です。

○議長（陶山良尚議員） 観光経済部長。

○観光経済部長（藤田 彰） 議案第54号「太宰府市森林環境譲与税基金条例の制定について」に関する質疑についてご回答申し上げます。

我が国の温室効果ガス排出削減目標の達成や災害防止を図るための地方財源を安定的に確保する観点から、国におきましては森林環境税及び森林環境譲与税が創設されております。

まず、1点目の市内の林業就業者の数でございますが、平成27年に実施されました国勢調査により、1人となっております。

次に、2点目の環境税の年収予定額でございますが、森林環境税は国税として令和6年度から、個人住民税の均等割の納税者の皆様から、1年間1人1,000円を上乗せして賦課徴収することになっております。現時点での納税者の数およそ3万4,000人から試算いたしますと、年間収入予定額はおよそ3,400万円となります。

次に、3点目の譲与税額は基金積立額と同等になるというご質問でございますが、国から福岡県を通して太宰府市に配分される森林環境譲与税は、9月と翌年3月の年2回に分けて配分されることになっております。森林環境譲与税は、当分の間、全額基金に積み立てることとしたしております。

次に、4点目の基金活用施策の計画についてでございますが、これにつきましては、今後福岡県の森林環境税により実施しております事業と国の森林環境譲与税により実施する事業が重複しないよう、活用すべき施策を検討してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（陶山良尚議員） 再質疑はありませんか。

12番神武綾議員。

○12番（神武 綾議員） 4点目についてですけれども、国と県との施策との調整というような回答でしたけれども、それがいつごろになるのか教えていただけますでしょうか。

○議長（陶山良尚議員） 観光経済部長。

○観光経済部長（藤田 彰） 国の譲与金額でございますが、毎年振り込まれる予定の金額は330万円ほどございまして、当分の間、事業に当たるための予算の積み立てを優先させたいと思っております。その間の中に、この譲与税に関しての事業を考えていきたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（陶山良尚議員） 再々質疑はありませんか。

○12番（神武 綾議員） ありません。

○議長（陶山良尚議員） 次に、8番木村彰人議員。

○8番（木村彰人議員） 議案第54号「太宰府市森林環境譲与税基金条例の制定について」、2点伺います。

神武議員の質問と非常に内容的に微妙にダブっているような感じもしますけれども、できればもうちょっと回答のほうはわかりやすくご説明していただければと思います。

まず1点目、市長の提案説明では、平成31年3月に森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律が成立したことにより、今年度から森林環境譲与税が市町村及び都道府県に譲与されることとのことでした。本市においても森林環境譲与税として330万円の歳入が補正予算に計上されておりますが、一方の森林環境税として後年度徴税される部分についても非常に気になるところで。

そこで、森林環境譲与税の制度の仕組み、全体的な仕組みについて、森林環境税とあわせて説明をお願いいたします。

次に、2点目です。この徴税と譲与の制度は、森林整備等のために必要な費用を国民全体で等しく負担をした上で、改めて地方に配分する仕組みのようですが、本市における環境税の徴税額と森林環境譲与税の配分額の見込みについて伺います。

○議長（陶山良尚議員） 観光経済部長。

○観光経済部長（藤田 彰） まず、1点目の国の森林環境税、森林環境譲与税の制度の仕組みについて再度ご説明をいたします。

我が国の温室効果ガスの排出削減目標の達成や災害防止を図るための地方財源を安定的に確保する観点から、国は森林環境税及び森林環境譲与税が創設されたものでございます。国の森林環境税は、令和6年度から徴収されることになっておりますが、森林環境譲与税は先行して今年度から譲与されます。その財源は、後年度における税収を先行して充てるという考えのもと、暫定的に譲与税特別会計における借り入れにより対応し、借入金は後年度の税収の一部をもって償還することとされております。

市への譲与基準は、私有林人工林面積10分の5、林業就業者数10分の2、人口10分の3で案分をされ、その用途も、間伐や人材育成、担い手の確保、木材利用の促進や普及啓発等の森林整備及びその促進に関する費用とされておるところでございます。

次に、2点目の森林環境税の徴収と配分の見込みでございますが、徴税は令和6年度から、市が個人住民税均等割と合わせて、1人年額1,000円を賦課徴収することとなっております。配分見込みは、国の定めた譲与基準により、今年度から令和3年度までが年額330万円ほど、令和7年度から10年度までが680万円ほど、令和11年度から令和14年までが880万円ほどと見込まれており、令和15年以降は1,080万円ほどになるというふうに見込まれておるところでございます。

以上です。

○議長（陶山良尚議員） 再質疑はありませんか。

○8番（木村彰人議員） 結構です。

○議長（陶山良尚議員） これで議案第54号について質疑を終わります。

議案第53号及び議案第54号は建設経済常任委員会に付託します。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第9 議案第55号 令和元年度太宰府市一般会計補正予算（第3号）について

○議長（陶山良尚議員） 日程第9、議案第55号「令和元年度太宰府市一般会計補正予算（第3号）について」を議題とします。

これから質疑を行います。ただいまのところ通告がありませんので、質疑なしと認めます。

議案第55号は各常任委員会に分割付託します。

~~~~~ ○ ~~~~~

○議長（陶山良尚議員） 以上で本日の議事日程は全て終了しました。

次の本会議は、6月18日午前10時から再開します。

本日はこれをもちまして散会いたします。

散会 午前10時41分

~~~~~ ○ ~~~~~

1 議事日程（3日目）

〔令和元年太宰府市議会第2回（6月）定例会〕

令和元年6月18日

午前10時開議

於議事室

日程第1 一般質問

一般質問者及び質問項目一覧表

| 順位 | 質問者氏名
(議席番号) | 質問項目 |
|----|-----------------|--|
| 1 | 長谷川 公成
(13) | <p>1. 通学路の安全確保について</p> <p>過去数度にわたり高雄台上り口交差点と高雄中央公園交差点の2カ所については、横断歩道設置と点滅信号設置の必要性を質問してきたが、全く進展がみられない。</p> <p>警察署など関係機関との協議内容を含め、これまでの進捗状況について伺う。</p> |
| 2 | 原 田 久美子
(11) | <p>1. 歴史の散歩道環境整備事業と周遊型の史跡観光について</p> <p>平成22年からの歴史的風致維持向上計画では、令和元年から令和4年の間の計画とされているが、平成から令和になり観光客も多くなっている。</p> <p>(1) 歴史の散歩道環境整備事業を前倒して実施することが必要と考えるが見解を伺う。</p> <p>(2) 市長は周遊型についてどのように考えられているのか見解を伺う。</p> <p>2. 景観に配慮した道路環境整備と周辺整備について</p> <p>道路整備について</p> <p>(1) 水城小学校・学業院中学校から大宰府政庁までの転落防止柵は残延長約132mを令和元年度以降に順次整備を行っていくことを県に要望、協議を行うとの事であった。その後の進捗状況を伺う。</p> <p>(2) 大宰府政庁前の信号機については、以前、提言したところである。景観上、政庁の真ん中ではなく左右どちらかに移動ができないか。また、大宰府政庁前の多目的広場から見た信号機の角度を移動できないか伺う。</p> <p>(3) 坂本八幡宮から県道筑紫野太宰府線に出てきた三叉路付近は、観光客は道路事情に詳しくないため迷うとの声がある。左は太宰府市役所、五条、天満宮方面、右は福岡、西鉄都府楼前駅方面という表示ができないか伺う。</p> |

| | | |
|---|--------------|--|
| 3 | 徳永洋介
(4) | <ol style="list-style-type: none"> 1. 本市における県施工道路・河川・砂防の事業費について
平成26年及び平成30年の道路・河川・砂防の県事業費について伺う。 2. 選挙運動用ビラについて
今回の公職選挙法改正により選挙運動用ビラが頒布できることとなったが、その概要について伺う。 3. 災害弱者対策について
災害弱者の避難対策について伺う。 <ol style="list-style-type: none"> (1) 本市の「避難行動要支援者名簿」について (2) 「障がい者等災害時要支援者対策協議会」の計画について (3) 平時の福祉施策と、災害時の緊急対策組織の連携について |
| 4 | 小島真由美
(9) | <ol style="list-style-type: none"> 1. 豪雨災害に強いまちづくりについて <ol style="list-style-type: none"> (1) 昨年の豪雨災害からの復旧の現状と今後について伺う。また、経験や教訓はどのように市の施策に生かされるのか伺う。 (2) 河川の護岸や沿道の安全性を確保するための整備について伺う。 (3) 逃げ遅れゼロをめざすための「タイムライン」の導入について伺う。 (4) 土のうステーションの設置について伺う。 (5) 障がい者や妊娠されている方などの要配慮者支援について伺う。 |
| 5 | 門田直樹
(15) | <ol style="list-style-type: none"> 1. 改元に伴う来訪者増への対応と課題について
御代替わりにあたり新元号「令和」の由来が大宰府にあると明らかにされた。このことにより全国からの来訪者は発表後の4月から激増し、市はもとより関係団体、地域は対応に追われている。
駐車場や交通整理、来訪者への対応、観光回遊性など多くの課題があるが、今後の見通しと対応について伺う。 2. 都市公園の利用について
都市公園は規模や用途によっていくつかに分類され、それぞれ目的をもって管理、運用されていると思料するところである。
しかし現実には一般市民が利用しがたい状況も散見される。スポーツ専用の公園を除き、都市公園は市民に開放し、独占使用を認めるべきでないと考えているが、ご所見を伺う。 |
| 6 | 藤井雅之
(14) | <ol style="list-style-type: none"> 1. 国民健康保険税及び事業について <ol style="list-style-type: none"> (1) 本年4月の保険税引き上げの影響について伺う。 (2) 県単位での保険税(料)率統一の動きへの認識について伺う。 |

2 出席議員は次のとおりである（18名）

| | | | | | |
|-----|--------|----|-----|-------|----|
| 1番 | 柳原 莊一郎 | 議員 | 2番 | 宮原 伸一 | 議員 |
| 3番 | 舩越 隆之 | 議員 | 4番 | 徳永 洋介 | 議員 |
| 5番 | 笠利 毅 | 議員 | 6番 | 堺 剛 | 議員 |
| 7番 | 入江 寿 | 議員 | 8番 | 木村 彰人 | 議員 |
| 9番 | 小島 真由美 | 議員 | 10番 | 上 疆 | 議員 |
| 11番 | 原田 久美子 | 議員 | 12番 | 神武 綾 | 議員 |
| 13番 | 長谷川 公成 | 議員 | 14番 | 藤井 雅之 | 議員 |
| 15番 | 門田 直樹 | 議員 | 16番 | 橋本 健 | 議員 |
| 17番 | 村山 弘行 | 議員 | 18番 | 陶山 良尚 | 議員 |

3 欠席議員は次のとおりである

なし

4 地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名（28名）

| | | | |
|---------------------------|--------|-------------------------|--------|
| 市長 | 楠田 大蔵 | 副市長 | 清水 圭輔 |
| 教育長 | 樋田 京子 | 総務部長 | 石田 宏二 |
| 市民生活部長 | 濱本 泰裕 | 総務部理事 | 山浦 剛志 |
| 都市整備部長 | 井浦 真須己 | 健康福祉部長 | 友田 浩 |
| 観光経済部長 | 藤田 彰 | 教育部長 | 江口 尋信 |
| 総務課長併
選管書記長 | 川谷 豊 | 経営企画課長 | 高原 清 |
| 防災安全課長 | 齋藤 実貴男 | スポーツ課長 | 安恒 洋一 |
| 市民課長 | 池田 俊広 | 納税課長 | 花田 善祐 |
| 福祉課長 | 田中 縁 | 国保年金課長 | 高原 寿子 |
| 建設課長 | 中山 和彦 | 建設課用地担当課長兼
県事業整備担当課長 | 伊藤 剛 |
| 都市計画課長 | 竹崎 雄一郎 | 社会教育課長 | 木村 幸代志 |
| 文化財課長 | 城戸 康利 | 上下水道課長 | 佐藤 政吾 |
| 観光推進課長兼
地域活性化複合施設太守府館長 | 友添 浩一 | 国際・交流課長 | 木村 昌春 |
| 産業振興課長併
農業委員会事務局長 | 伊藤 健一 | 監査委員事務局長 | 福嶋 浩 |

5 職務のため議事室に出席した事務局職員の職氏名（5名）

| | | | |
|--------|-------|------|--------|
| 議会事務局長 | 阿部 宏亮 | 議事課長 | 吉開 恭一 |
| 書記 | 斉藤 正弘 | 書記 | 高原 真理子 |
| 書記 | 岡本 和大 | | |

再開 午前10時00分

~~~~~ ○ ~~~~~

○議長（陶山良尚議員） 皆さん、おはようございます。

定刻になり、出席議員も定足数に達しておりますので、ただいまから休会中の第2回定例会を再開します。

直ちに本日の会議を開きます。

本定例会での一般質問通告書は、12人から提出されております。そこで、一般質問の日程は、さきの議会運営委員会におきまして2日間で行うことに決定しておりますことから、本日18日6人、19日6人の割り振りで行います。

議事日程はお手元に配付しているとおりです。

議事に入ります。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第1 一般質問

○議長（陶山良尚議員） 日程第1、「一般質問」を行います。

13番長谷川公成議員の一般質問を許可します。

[13番 長谷川公成議員 登壇]

○13番（長谷川公成議員） 皆さん、おはようございます。

ただいま議長より一般質問の許可をいただきましたので、通告しておりました通学路の安全確保について質問させていただきます。

まずは、5月8日に滋賀県大津市で起きた交通事故で、事故に遭われた園児と保育士の皆さんに心からお悔やみとお見舞いを申し上げます。

本市における通学路の安全確保に関しましては、以前より幾度となく繰り返させていただいております。近いところでは平成30年3月議会において質問いたしておりますが、いまだに改善されておらず、どのような対応を行っておられるのか、その進捗状況をお尋ねいたします。

1、高雄台上り口交差点の横断歩道設置についてと高雄中央公園交差点の横断歩道設置と点滅信号の設置について、この1年間でどのような協議がなされたのか。万が一何もされていないとすると議会軽視ととらざるを得ないが、市長にご答弁をお願いいたします。

2、平成30年3月定例会のご答弁では、高雄台上り口交差点の横断歩道の設置については、歩行者のたまり場の確保が難しい、注意喚起を図っている、ハンプ設置の検討、国土交通省の社会実験結果をもとに現在検討をなされているとのことでした。たまり場確保に向けてどのような調査を行い、道路沿いの土地所有者を訪ね、協力を仰いだのか、またハンプ設置、社会実験結果をもとにどのような検討をなされたのか、お伺いいたします。

また、高雄中央公園交差点の横断歩道や点滅信号の設置についても、今後、筑紫野警察署の協議、ゾーン30の検討をされるというご答弁をいただいておりますが、この1年間でどのよ

うな協議をなされたのか、協議の進捗状況とゾーン30の検討結果についてお伺いいたします。

再質問は議員発言席にて行います。

○議長（陶山良尚議員） 市長。

○市長（楠田大蔵） おはようございます。

長谷川議員のご質問にお答えをいたします。

児童・生徒の通学時などの安全確保に関しましては、各自治会での見守りを初めといたしまして、さまざまな方にご協力をいただいておりますことに、まずこの場をおかりいたしまして御礼を申し上げます。

ご質問の交通安全対策につきましては、議員を初め地元自治会、公安委員会などのご協力をいただきながら実施しているところでありますが、協議などに時間がかかっていることも事実であります。また、進捗状況報告などもより丁寧に行う必要があったと考えておまして、今後は状況報告をさらにも密に受けながら、引き続き横断歩道設置などに向けての協議を行ってまいりたいと考えております。

詳細の経過につきましては、担当部長より回答をいたします。

○議長（陶山良尚議員） 都市整備部長。

○都市整備部長（井浦真須己） おはようございます。

詳細につきましては、私からご回答申し上げます。

まず、高雄台上り口交差点に関してですが、議員ご指摘のように、前回の答弁で歩行者のたまり場がないことから横断歩道にかわるものを考えたいとの回答をさせていただいておりましたけれども、議員から歩行者のたまり場確保の提案をその後受けまして、筑紫野警察署との立ち会いをさせていただいた中で、道路がいわゆる「く」の字、少しちょっと折れ曲がっている状況がございまして、下り車線から右のたまり場の視認、いわゆる歩行者がいるということの確認ができないということが判明したため、横断歩道の設置が難しいというふうに今確認をしているところでございます。そのため、ハンプ設置に向けて筑紫野警察署と協議をさせていただいているところでございます。

次に、高雄中央公園の交差点につきましては、県警本部から点滅式信号機の設置はしないとの回答を受けまして、区域を定めて速度規制を行いますゾーン30につきましても検討いたしました。が、高雄台への進入道路が多く、面的に規制をすることが難しいとの筑紫野警察署の判断を受け、横断歩道の設置に向けて、位置などについて現在筑紫野警察署とも協議を行っているところでございます。

いずれにしましても、通学路の安全確保は市といたしましても重要課題と考えておりますので、全市的に課題を解決していく必要があると認識しております。児童・生徒の通学時の安全や周辺住民の安心・安全を確保するために、筑紫野警察署や地元自治会、学校などとも協力の上、安全対策を実施していきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（陶山良尚議員） 13番長谷川公成議員。

○13番（長谷川公成議員） ありがとうございます。

まず、それでは市長のご答弁の中からお尋ねしたいんですが、昨年の平成30年3月にこの質問、それ以前にもずっとしてきているわけです、この内容において。一番最初、当初は5カ所あったところが、1カ所横断歩道が設置され、次はまた4カ所になり、3カ所になりというふうに徐々には確かに警察の協議の中において横断歩道の設置も進んでまいっていることは事実です。そこは非常に評価いたしております。が、協議等に時間がかかるというのは、私たちは、協議等に時間がかかっているって、ずっとこの質問はしてきているわけですから、今になってなぜそのように、まだいまだにその協議等に時間がかかっているというのは、ちょっと私は理解ができないんですが、そういったところをご答弁あれば、なぜここだけが協議等に時間がかかっているのか、ご答弁をお願いします。

○議長（陶山良尚議員） 市長。

○市長（楠田大蔵） ちょっと答弁の私のわかりにくさがあったと思います。今まで平成30年3月、私が就任してから直後の議会の中でこうしたご指摘をいただいております、その前からご指摘もいただいているということも私も認識をした上で、これまで担当を中心に議員のご指摘に少しでも要望にお応えできるように、さまざまな協議なり、私自身も働きかけなり、そうしたものを続けてきたところでありますけれども、議員のご指摘のまま、そのまま実現をするということはまだ実現していないということもありますので、そうした意味で協議に時間がかかっているといえますか、全ての要望にお応えするにはもう少し時間をいただきたいと、そういう意味で答弁をさせていただきました。

○議長（陶山良尚議員） 13番長谷川公成議員。

○13番（長谷川公成議員） そのような協議ならまだわかるんです。私も質問したからというて、すぐ横断歩道を設置するというふうには思っておりません。ただ、やっぱり協議の進行ぐあいであいであいその進捗状況が明らかになってくるというふうなことで質問させていただいているわけですが、何回も言っていますけれども、高雄台の新しい団地ができて、非常に子どもたちが増えているんです。ですから、この2カ所については、今通学路になっているところで、ここだけが2カ所横断歩道等が設置されていないんです。非常にやはり朝立っていますと危険を伴います。道路幅もそんなに広いわけではないんです。ですから、今のところはまだ事故とか起こっていないんですが、非常に危険で、テレビにも取り上げられたことがあります。ですから、グリーン地帯とってそういったところでもやってはいただいているんですが、やはり子どもたちが横断歩道を渡る癖がついていないので、登下校時に見ていたら道路の真ん中を平気で横断するんですね。ですから、そういうふうな危険性もあります。車を乗ってある方、ドライバーは、そこに子どもがいたら減速しないといけないということで、子どもが飛び出す危険性があるということで、なかなかスピードを上げられないというふうな、そこで多少渋滞してしまう。そこはドライバーの皆さんのおかげで事故等は起こっていません。ですか

ら、事故が起こる前に何とかしなければいけないということで問題提起しているところであるんです。ですから、早目に警察等とも協議していただいて、部長の答弁にもありましたけれども、できるものはできる、できないものはできないってはっきりおっしゃっていただいて結構なんです。それは道路交通法の問題とかいろいろあるでしょうからね。ただ、今回のこの質問でようやく明らかになったのが、部長の答弁でありましたけれども、「く」の字になっているから、そこにはたまり場の目視ができないから、今回はもう横断歩道設置はできないというふうにご答弁いただいたんで、それは納得したくないですけども、そういったことでもう公安委員会と警察が言うなら仕方ないですけども、ただちょっと協議に時間がかかり過ぎてはいないかなというふうに思っています。

ですから、今回のご答弁をいただいた上で、一步前進しているなというふうに思いましたので、そこをちょっと踏まえた上で質問させていただきますが、まずはこういった通学路の安全確保については、今市長のご答弁でもありましたように、地元地域とか自治会、PTA等々から要望が上がって、市営土木で予算立てしていると思うんですが、こういった問題が多いのであれば、今後はどういった言葉をつけるかあれなんですけど、例えば通学路整備事業とかそういった名目で予算立てして、今後に通学路の安全確保についてこの予算で整備していくというふうなことで考えられてはいかがかなというふうに私は思うんですが、市長でも部長でもどちらでもいいので、ご答弁をお願いします。

○議長（陶山良尚議員） 都市整備部長。

○都市整備部長（井浦真須己） ご質問いただきありがとうございます。

今議員おっしゃいましたように、今までは市営土木という中で、自治会からの要望とか上がってくる中で、その中で通学路に関するものということでやっていっていましたが、実は議員ご指摘のように、平成30年度から実は市営土木の中身から通学路の整備ということを少し独立させまして、予算的にはそんなに実施できていない部分もございますけれども、やはり市営土木で自治会から上がってくる分と、あとはPTAといいますか、学校のほうから交通安全プログラムの中で各学校から、小学校区のほうから上がってくる分、平成30年度は全体で59件ほど上がってまいっていましたが、そういう要望にも応えていきたいということで、平成30年度からそういう通学路整備時の予算を少しですが確保してはいるところでございますけれども、やはり今先ほど議員も冒頭におっしゃっていた児童・生徒の通学路というか、安全を侵すような交通事故が多発している状況もございますので、その辺は担当局とも相談しながら、予算の確保には努めてまいりたいというふうに思っているところでございます。

以上でございます。

○議長（陶山良尚議員） 13番長谷川公成議員。

○13番（長谷川公成議員） そういったことで、市としても考え方が徐々に徐々に前進しているのであれば今後期待したいと思いますので、ぜひともお願いします。

1項目めについてはこれで終わりますが、2項目め、平成30年3月定例会の答弁では、高雄

台上り口の横断歩道設置についてはたまり場確保が難しいということで、それではたまり場確保をするためにどのようにしたらいいかということで、やはり土地所有者のお宅を訪ねて協議してはどうかというふうに私のほうから発言したと思います。実際、たまり場確保するには、やはり2mから1.5mの、そういった幅が必要だという当時のご答弁があったので。ただ、協議されたのかというと、協議はされていないと。それはあそこの箇所が「く」の字、上から見たとき——下から見ても「く」の字——になっているからということで、その横断歩道はもう設置不可能だと。不可能なんですね。もうよろしいですね。これでもう理解してよろしいですね。では、仕方ないですね、もう。

これ部長、例えば今国が通学路に関して整備していこうというふうな思いがあって、今後そういう考え方変わるということは絶対にないんですかね。ちょっとお尋ねします。

○議長（陶山良尚議員） 都市整備部長。

○都市整備部長（井浦真須己） 議員ご指摘のように、国も、今実は第10次交通安全の基本計画を、平成28年から令和2年までですけれども、その5年間で交通安全といいますか、陸上というか道路の交通安全だけじゃなくて、海上、それとあと鉄道とか、そういう交通の安全に資するための基本計画を立てている部分がございます。その中でも、やはり交通死亡事故を減らすとか、あと交通の事故の件数も抑えていくというそういう数値的な目標も立てながら、国として、また県の交通安全基本の計画もございますので、そういうところも児童・生徒、特に高齢者の安全には今後きちっと整備していく。施設的な整備とかもですね。それとあと、国民、県民への交通安全の意識の啓発とか、そういうことも含めながらやっていくということの方針が出ていますので、私どもとしても、なるべく市民の安全・安心のまちづくりということで市長のほうもいつもおっしゃっていただいているので、そういう意味からあそこの場所だけではなくて全体的なものを見ながら、危ないもの、危険な箇所については整備をしていかなきゃいけませんし、先ほど申しましたように、ゾーン30とか、あとハンプとか、そういう物理的に速度を制限するとか、そういうものを使いながら交通安全に資するということは必要かなというふうに考えているところでございます。ですから、あの場所特定で言えば、例えば道路の形を変えればできるんじゃないかというご意見もあるでしょうけれども、じゃあそういうこともできるのかということも含めながら、いろいろなあらゆる可能性を探りながら、その場所、場所によって検討していくということは必要かというふうに考えているところでございます。

以上でございます。

○議長（陶山良尚議員） 13番長谷川公成議員。

○13番（長谷川公成議員） わかりました。

見通しが悪いからたまり場が目視できない、だから横断歩道が設置できないというふうな、そこを何かどうにかして、何か変えて、本当児童・生徒があそこは多いから、横断歩道設置に向けて頑張っていただきたいんですが、今現状ではハンプ設置が適当だろうということです。

前回もたしかハンプ設置については、それでいいんじゃないかという話もあったんですが、

当時のハンプという、専門用語じゃないかもしれない、かまぼこ的な感じですね。ただ、道路沿いにずっと住宅地があるもんですから、音がうるさい。ガタン、ガタンという音がするからハンプ設置はどうかなというふうなことで見送られていたとは思いますが、現在、社会実験等が終わって、国土交通省がどのようなハンプ設置について見解を示したのか。例えば、たしか私が記憶しているのは2カ所あって、その上をガタガタと乗っていくようなハンプ設置だったと思うんですね、当時の考え方としては。今そのハンプ設置に向けて協議を行うということは、そういった形のハンプなのか、もっと何か変わったハンプなのか、詳細をお尋ねいたします。

○議長（陶山良尚議員） 都市整備部長。

○都市整備部長（井浦真須己） 今私どもの考えていますハンプというのは、昔コンクリートでちょっとかまぼこ状の段差をつけて、スピードを落とさせるといふところはあったと思うんですけども、今は先ほど長谷川議員もおっしゃったように、そういうかまぼこ状のいわゆる段差といふかハンプだと、音とか、振動とか、それとあと車に与える影響も大きいということで、今国土交通省のほうで推奨しておりますものは、10cmの高さなんですけれども、大体2mで上って、2mで平場へおりて、2mでおりるといふ非常になだらかなハンプではあります。ただ、道路にハンプとわかるように赤で注意喚起といひますか、そこに着色して、速度を落とさせるといふふうな形を今実際、前回の答弁でも新宮町での検証結果といふことで、そういうことを見ながら考えていきたいといふことも申し上げました。今新宮町のほうでも平成28年に実施して、その後まず一番大きいのが速度です。そこは新宮町でしたところが、30km規制だったところが30kmを超えて走っている車が多かったのが、30km以内で速度制限を守ったといふところが大体1割から2割、上りで1割、下りで2割とか、そういう速度を落としたといふ検証が出ています。速度が落ちることによって、そのハンプを渡るときにも騒音と振動も非常に特に問題ないといひますか、そういう周辺に住まれている方も振動とか騒音については問題ないといふことで考えていらっしゃるといふことが半分以上いらっしゃったといふ報告も聞いています。

それともう一点は、運転をする側だけじゃなくて、周辺の地域の方へのアンケートも行っておりまして、その中でも全く音とか振動とかは気にならなかったといふ方が多くいらっしゃったといふことも聞いていますので、そういうハンプについて太宰府市ではまだやっていないものですから、そういう新宮町の検証結果を見ながら、できたら実施をできないかといふことで今警察とも協議をしているといふ状況ですので、ただあそこにつきましては、少し先ほども言いました下り坂といふか、上り坂でもあるんですけれども、坂になっていますので、どういふふうなものをしていいかといふことも含めて、もう少し警察とも。

また、このハンプにつきましては、国土交通省の福岡国道事務所も推奨といひますか、ぜひ活用をいふこともおっしゃっていただいているので、その辺福岡国道事務所のほうとも協議をしながら進めていきたいといふふうには考えているところでございます。

以上でございます。

○議長（陶山良尚議員） 13番長谷川公成議員。

○13番（長谷川公成議員） ハンプ設置については、もし設置が決定した際には、近隣住民の方ともやはり説明等を行って、例えば自分の家の前につけられるのは嫌だという方も中にはいらっしゃるでしょうから、そういった慎重に協議していただいて、設置の方向に向かってぜひとも行っていただきたいと思います。よろしくお願いします。もうこれが一番の交通安全対策になるのであれば、もうそこを国も推奨しているということですから、横断歩道設置ができないのであれば、やはり何か策を講じないといけないので、このハンプ設置については賛成というか、そうやってやっていただけることを期待しております。

次が高雄中央公園の交差点なんですけど、ここも公園のそばということで、以前「止まれ」の一時停止の標識をつけていただいて、どっちが優先かというのがはっきりしたんで、最近では事故等は起こっていません。ですが、やはり子どもは横断歩道を渡るという行為になれていないもんですから、もう堂々と真ん中歩いたり、斜め横断したりするもんですから、そういった教育部長も隣にいらっしゃいますけれども、やはりそういった教育方面に関してでも横断歩道の設置は1カ所ぐらいはどこか必要じゃないかと。高雄台の団地から南小学校に行くときは、信号が1つあって、そこには横断歩道があるんですけども、やはり信号があるせいで、横断歩道が当然赤だったらとまるし、青だったら渡るようにしているんですけど、普通のフラットな横断歩道がないもんですから、やはり子どもたちもその横断歩道を渡るのをなれてないせいか、もう堂々と渡るもんですから、非常に危険な行為を何度も何度も見たことがあります。ですので、早目に、特に公園の近くで子どもたちも集まりやすいですからぜひともお願いしたいんですけど、やはりここのご答弁、さっきご回答いただきましたけれども、点滅信号は難しいだろうというふうなご回答だったんですね。確かに新規で点滅信号が最近設置されるというのは余り見かけておりません。信号設置についてはいろいろな箇所になっていると思うんですが、やはり点滅信号を設置するとなると、ポールもあるし、狭い道路のところですので、場所に関しても非常に厳しいという見解でよろしいんでしょうか。

○議長（陶山良尚議員） 都市整備部長。

○都市整備部長（井浦真須己） 点滅式信号につきましては、今実際に公安委員会、警察のほうももう基本の方針として、点滅式信号の設置については今していないという回答でございます。その理由云々ということは私どもも聞いたんですけども、なかなか警察としても、一つは、これも前回の長谷川議員の答弁でもお話ししたかもしれませんが、梅香苑のちょうどバイパスから信号を入れて、コンビニさんの裏を通って、その点滅式信号もあったんですけども、そこも実は撤去をされております。そのために道路にベンガラ色の交差点でありますよと明示する塗装をしたり、あと優先道路の点線を描いたりしていただいておりますけれども、基本的にはもう設置するというよりも、現在つけている点滅式信号も周辺の理解を得ながら外していくという方針であるというふうに聞いていますので、点滅式信号を設置するとい

うのは今の段階では難しいというふうに判断しているところでございます。

以上でございます。

○議長（陶山良尚議員） 13番長谷川公成議員。

○13番（長谷川公成議員） なるほどですね。警察が撤去のほうに向かっているというんであれば、それに逆らうこともできませんし、納得せざるを得ないかなあとは思いますが、何かその点滅信号にかわるものができる、今後そういったさっき部長答弁でおっしゃいましたけれども、新宮町のそういった検証結果等々踏まえて、点滅信号ができなければ、じゃあ何がいかというふうな代替案等があれば、また今後ともお示ししていただきたいと思えます。

ゾーン30についてですが、確かにおっしゃるように進入道路が多い。確かに団地内なので、いろいろな進入道路、進入経路があります。ですから、これも非常に難しいということで、なかなか前向きなご回答がいただけないんですが、ならばもうやはり横断歩道設置に向けてぜひとも前向きな協議をしていただきたいと思えますが、横断歩道設置といっても、1カ所にするのか、2カ所にするのか、まさか4カ所、全面というのは非常に厳しいでしょうから、もし警察の協議の上でどのような方向性で設置、やるならこういった形が妥当かなとかあると思えますが、もし協議等の結果、こういうふうな今形で進められるのであれば進めていただきたいと思えます。こういった形で今ご検討されているのか、お伺いいたします。

○議長（陶山良尚議員） 都市整備部長。

○都市整備部長（井浦真須己） これも筑紫野警察署との立ち会いは実はさせていただいてはおるんですけども、一応道路はあそこ十字路になっていますから、やはり1つだけでは道路を渡るだけでは安全に通学できないだろうということで、一応今警察のほうでは2カ所の、ちょっと方向的なものはまた今後どういうふうな2カ所かということは煮詰めていきますけれども、筑紫野警察署としては2カ所をつけると安全に通行していただけるだろうということでの一応回答はいただいているところでございます。

それとあと、警察のほうから言われている部分につきましては、いわゆる横断歩道をつける際には、交通量と児童・生徒等の歩行者の数、そういうのを市のほうで調査をすることと、あともう一つが、横断歩道があっても周りが暗いと安全に横断歩道を渡ることができないので、街灯とかも市のほうでの設置する必要があるという条件じゃないですけども、そういうことも警察のほうから言われていますので、その辺も内部で、もちろん横断歩道設置の要望はしますけれども、市としてもできる部分についてきちっと予算化していくという必要はあるかというふうには考えているところでございます。

以上でございます。

○議長（陶山良尚議員） 13番長谷川公成議員。

○13番（長谷川公成議員） 横断歩道設置する際に、交通量や歩行者数や街灯等はあると思えますが、ぜひともこれお願いなんです、子どもたちの登下校時にそういった調査を行っていただきたいです。朝本当もう子どもたちすごいですから。2カ所については、下校時になると

ちょっと時間帯がばらつくので、学年によっても下校時間が違うのでわかりにくいんですが、朝はやはり非常に子どもたちが多いため、約三、四十分の間にもう一斉に子どもたち来るから、できたらそういったところで調査を行っていただきたいと思います。

最後になりますが、子どもたちは本当に何も知らずに、ただただ学校へ一生懸命行くために道路を渡っています。そういったところで、やっぱり安全確保は私は大人の努めだと思います。こういった提案もさせていただいているのも、地域からの要望もありますし、こういった議会で発言することもどうかしてわかってほしいと。

大津市の事故においては、あんだけきれいに整備されていても、やはり事故が起こるときは起こるんです。でも、あれは最大限した結果、ああいった事故に至ったので、ちょっと言い方は悪いかもしれませんが、保育園の先生たちも一生懸命子どもたちを守った上での事故だったので、普通大体何かあれば誰々が悪いというふうになるんですが、市としてもきちんと検討して整備してあったのでよかったと思うんですが、今後この2カ所については、やはりこういった答弁もいただいていますので、前向きに協議を行っていただいて、一日でも早く横断歩道設置やハンプ設置については強く要望して、私の一般質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（陶山良尚議員） 13番長谷川公成議員の一般質問は終わりました。

ここで10時45分まで休憩をいたします。

休憩 午前10時32分

~~~~~ ○ ~~~~~

再開 午前10時45分

○議長（陶山良尚議員） 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、11番原田久美子議員の一般質問を許可します。

〔11番 原田久美子議員 登壇〕

○11番（原田久美子議員） ただいま議長の許可をいただきましたので、通告いたしております2件について質問をさせていただきます。

歴史の散歩道環境整備事業と周遊型の史跡観光についてお伺いします。

太宰府市には、九州国立博物館、太宰府天満宮、大宰府政庁跡などの史跡や観光名所が数多くあります。平成17年10月16日に開館した九州国立博物館だけを見ても、開館以来1,500万人を超える入館者があっております。太宰府市全体としては年間1,000万人もの多くの観光客の方々がお越しいただいています。

太宰府市に関する特別史跡の中でも、大宰府跡、水城跡は大正10年に史跡指定されたことから、土地の買い上げを初め昭和40年から本格的な公有化を進められ、平成27年に文科省より認定を受けた日本遺産と位置づけられた特別史跡大宰府政庁前に供用を開始した大型バス専用駐車場ができました。太宰府市の各史跡、観光名所を結び、歴史の散歩道を初め滞在型を目指し、観光客の方々をお迎えする上でも非常におもてなしの重要なものと位置づけられていると

3月の定例会で述べました。それが1カ月後の新元号が令和と発表され、令和のゆかりの地となり、政庁跡、大宰府展示館、坂本八幡宮に多くの方々がお見えになり、市長も令和のまちづくりを推進し、このチャンスを最大限に生かせる努力をされているようですが、太宰府市に来て、各史跡、観光名所を歩き、歴史の散歩道を初め滞在型を目指し、観光客の方々をお迎えすることは非常に大事と考えます。

そこで、2点お伺いいたします。

1点目は、回遊する人たちが多くなってきた散歩道の劣化がひどい状況です。歴史の散歩道環境事業を早急に再整備する必要があると考えますが、見解を伺います。

2点目は、市長は周遊型を考えられて、いろいろな課題があるように5月29日西日本新聞で言われていましたが、市長はどのような周遊型を考えられているのか、お伺いいたします。

2件目は、景観に配慮した道路環境整備と周辺整備についてです。

この質問は幾度となく質問してまいりました。そこで、3点についてお伺いいたします。

まず1点目は、1年前の定例会の一般質問で、水城小学校、学業院中学校から大宰府政庁までの散策路に平行する県道路側帯の景観に配慮した転落防止柵の設置状況を伺ったところ、部長の回答では、那珂県土整備事務所による改修と路肩整備が施工されているとのことでした。平成27年から平成29年まで168mが完成しました。平成29年8月までに74mを改修予定、あとの約132mは平成31年度以降に整備予定とのことでしたが、その進捗状況を伺います。

2点目は、大宰府政庁前の信号については、以前提言したところですが、信号機が景観上政庁跡の真ん中にあり、政庁跡には信号機が見えないほうがいい、左右どちらかに移動ができないかと考えます。また、大宰府政庁前の駐車場正式名称、多目的広場に対応する信号機を関屋方面から直進する信号機と間違え、事故になるおそれがあると推察いたします。角度を変えることはできないのか、お伺いいたします。

3点目は、坂本八幡宮、蔵司のほうから県道筑紫野太宰府線に出た三つまた付近は、観光客にとっては知名度がなく、迷うとの声が多くあります。左は太宰府市役所、五条、天満宮方面、右は福岡、西鉄都府楼駅方面という表示看板ができないか、伺います。

以上、2件について伺います。

なお、再質問は議員発言席から行います。

○議長（陶山良尚議員） 市長。

○市長（楠田大蔵） お答えをいたします。

まず、1項目めの歴史の散歩道環境整備事業を前倒し実施することが可能かについてご回答を申し上げます。

新元号「令和」発表後に多くの方々に太宰府にお越しいただいていることは、議員ご指摘のとおりでありまして、本市としても大変喜ばしい限りであります。4月、5月、大変な人出でありましたけれども、何とか事故などなく、多くの皆様にもお喜びいただいたのではないかと考えておりますし、そうしたさまざまな総括も含めまして、先日は安倍総理、菅官房長官にも

お会いをさせていただき、ご説明、要望もさせていただいたところであります。

このような状況を受けまして、太宰府天満宮や九州国立博物館に集中しておりました観光客を大宰府政庁跡一帯にも導き、回遊性を向上させる好機と捉え、既に国土交通省などに認定を受けております太宰府市歴史的風致維持向上計画に基づく来訪者向けの環境整備にも引き続き取り組んでまいりたいと考えております。

一方で、市政運営にとって解決すべき課題も山積していることも事実でありまして、これら市政運営上解決すべき課題を総合的に勘案しつつ、事業実施の時期については調整を図ってまいりたいと考えております。

次に、2項目めの周遊型についてどのように考えているのかという見解についてでございますが、市内観光の周遊化は本市の長年の課題であり、今回の改元によりまして、令和ゆかりの本市に、特に大宰府政庁跡周辺一帯に多くの観光客にお越しをいただいているところであります。本市には、それ以前より太宰府天満宮さんや観世音寺、戒壇院さんなど、日本有数の名所旧跡も数多く存在しておりまして、観光資源も豊富であります。今回脚光を浴びておりますが、これを一過性に終わらせることなく、太宰府に長く滞在したい、また訪れたいと感じていただける仕組みづくりをつくっていくことが重要だと考えております。史跡地をめぐっていただける例えば市内周遊型の観光が定着するために、ふるさと納税で令和ゆかりの地を回っていただく周遊コースを提示するなど、そうした工夫をさらに重ねてまいりたいと考えております。観光推進基本計画でも課題とされているところでありますので、できるだけ早く進めていきたいと考えているところであります。

詳細につきましては、担当部長から回答をいたします。

○議長（陶山良尚議員） 都市整備部長。

○都市整備部長（井浦真須己） 詳細につきましては、私からご回答を申し上げます。

まず、歴史の散歩道についてですが、本市の観光の核とも言えます太宰府天満宮と特別史跡大宰府跡を初めといたします史跡群の回遊性を高めることを目的といたしまして、平成2年から7カ年をかけて、太宰府駅前交差点から特別史跡水城跡を結びます総延長約5kmの散策路整備と附帯する小公園並びに文化ふれあい館などの施設整備を行いました。その後、散策路につきましては、完成から20年以上の期間が過ぎ、各所に劣化が顕著となり、再整備のご要望を沿道住民の皆様からいただくに至っております。そこで、平成22年に国土交通省、農林水産省、文部科学省の3省共管事業計画であります歴史的風致維持向上計画を策定いたしまして、この3省より認定を受け、太宰府天満宮周辺や史跡地の環境整備に国庫補助事業として取り組んできております。

議員ご質問の歴史の散歩道環境整備事業につきましても、この歴史的風致維持向上計画の中で計画し、平成22年度に観世音寺公民館東側のガードレールの景観整備等を実施し、令和4年度までに劣化しております歴史の散歩道環境整備事業を計画をいたしております。

一方で、今市長の答弁にもありましたように、市政にとりましては、子どもたちの学びの場

であります学校の耐震改修工事を初め解決しなければならない課題も山積しており、歴史の散歩道環境整備事業の一日も早い着工を目指したいと考えておりますが、市政全体を考慮しつつ、実施に向けて事業調整等を図ってまいりたいと考えております。

3月議会の折にも議員ご質問に対する回答をさせていただきましたが、歴史的風致維持向上計画において大宰府政庁跡や蔵司跡の整備なども総合的に検討してまいりたいというふうを考えております。

以上でございます。

○議長（陶山良尚議員） 観光経済部長。

○観光経済部長（藤田 彰） 次に、改元に伴います来訪者等増への対応と課題についてご回答申し上げます。

市内の観光の回遊性の仕組みづくりにつきましては、3月に策定いたしました観光推進基本計画にも記載しておりますとおり、市内回遊促進戦略に基づき、観光滞在時間の延長、太宰府天満宮周辺だけではなく観光拠点の回遊ルートづくりを実現させるべく検討を行っております。

改元効果により太宰府天満宮から大宰府政庁跡までの歴史の散歩道や県道には今まで以上の多くの観光客の姿が見られ、観世音寺や戒壇院を訪れる方々も増えております。また、レンタサイクルを利用した観光客やコミュニティバス「まほろば号」、太宰府ライナーバス「旅人」で大宰府政庁跡バス停での乗降など、土曜、日曜に限らず増加しており、回遊性が生まれてきております。この好機を逃がすことなく市内各所を周遊していただけるよう、マップやサイン等わかりやすい市内観光情報の充実、休憩所の検討、宿泊施設の誘致、公共交通の充実、シェアサイクル、レンタサイクルなどの充実を図り、回遊性を高めてまいりたいと考えております。

立ち寄り通過型と言われます現在の太宰府の観光でございますが、天満宮周辺の門前町では古民家ホテルも今年の秋の開業に向けて動き始めたところでございます。今後はさらなる宿泊施設等の誘致を行い、宿泊滞在型への取り組みも進めてまいるところでございます。

以上でございます。

○議長（陶山良尚議員） 11番原田久美子議員。

○11番（原田久美子議員） ご回答ありがとうございます。市長の答弁も部長の答弁も前向きに考えられているということでお話を聞かせていただきました。

そこで、一つ、二つちょっとお聞きしたいんですけれども、もう皆さん令和の時代が来まして、万葉集から来た令和であって、令和が先走っているように私自身はちょっと感じております。万葉集の中から令和という言葉が出たということ、せつかく万葉集を研究されている方もいらっしゃると思いますので、そういうふうなことも含めて歴史的なことは先にしていただきたいなど。

そこで、お伺いいたします。

大宰府政庁跡には、正式名称は多目的広場ですね。今回市長が安倍総理にお会いに6月10日に行かれたということなんですけれども、そういうふうなことで市長は、その多目的広場なんですけれども、普通4月ごろには桜がもうたくさん咲いて、駐車場になっていることはご存じだと思いますけれども、その規制緩和についてはどのような話になったか、ちょっとお聞きしたいと思います。

○議長（陶山良尚議員） 市長。

○市長（楠田大蔵） お答えをいたします。

この史跡地特有のさまざまな規制がありまして、駐車場、いわゆる駐車スペースとして実質的に使われております多目的広場も、この規制の中では駐車場とうたえない、ましてや有料の駐車場としてお金を取ることもできないという規制がございます。これはやはり国や県の補助金をいただきながらこの史跡地を購入をして保存をしてきたということによる補助金の使い方の適正化の法律に従ったものでもありますし、そうした保存という定義についても、文化庁の長らくの要綱での解釈などがございます。

しかしその一方で、実質的に桜のシーズンなどを駐車場として今までも使われてまいりましたし、今回も多くの人出の中で駐車スペースとして使われてきたことも事実でありまして、この際こうした規制について解釈を見直しをしていただき、そしてこれからの採算も考えていく上で、さらに一帯の魅力化を図る上で規制の緩和を国として考えていただけないかと、そうした思いが強くございまして、あえて地元選出の原田環境大臣にお願いをいたしまして、官邸にて安倍総理、菅官房長官にそういう要望をしてきたところであります。

昨日、その報告書も皆様にお渡しをさせていただいておりますけれども、そうした課題については認識をいただいて、今後そうしたさまざまな手続をとっていければと考えております。

○議長（陶山良尚議員） 11番原田久美子議員。

○11番（原田久美子議員） その問題点を1つずつクリアしたところで頑張してほしいと思っております。

回遊型についてちょっと質問させていただきますけれども、先ほど部長がおっしゃいました門前町のことを言われましたけれども、以前門前町の文化遺産散策マップというのがあります。これは文化庁が出している分だと思います、文化庁って書いてありますので。こういうふうなマップをつくる予定はありますでしょうか。これは門前町ですけれども、今度大宰府政庁跡周辺に太宰府保存協会のそういうふうなマップをつくる予定があるかどうか、お聞かせください。

○議長（陶山良尚議員） 観光経済部長。

○観光経済部長（藤田 彰） 今現在使っておりますのは、今お手元の資料と観光協会と太宰府市が一緒につくりました太宰府ガイドマップがございます。ガイドマップにはお店とかそういうものも入れて、皆さんが利用しやすいと、いわゆる着地型のパンフレットを用意しておりますけれども、今回の令和に伴いまして、もう少し回遊性を重視したマップが必要ということで、

観光協会とは今お話をしておりますが、まだまだ予算措置をしておりませんので、今後経営企画課等と協議しながら、予算措置ができますように進めてまいりたいというふうに思っておりますのでございます。

○議長（陶山良尚議員） 11番原田久美子議員。

○11番（原田久美子議員） 井浦部長にお聞きしますけれども、先ほど蔵司の整備も総合的に検討してまいりますというご答弁でございましたけれども、今後蔵司跡地の活用方法というのも、今の時点でも結構ですので、どういうふうな考えをお持ちか、お聞きしたいと思います。

○議長（陶山良尚議員） 都市整備部長。

○都市整備部長（井浦真須己） 蔵司につきましては、もう議員ご存じのとおり、今文化財の発掘と申しますか、調査を県のほうにさせていただいている状況でございますが、蔵司の整備と、あと政庁跡周辺を含めまして、私ども都市整備部だけではなくて、教育部、観光経済部、もちろん市長、副市长等々も協議をしながら、整備方針をきちっと立てながらやっていく必要はあるかと思っております。今具体的にこういうふうにやりますよということはこの場で申し上げることはできませんけれども、また整備方針等ができましたら、また議員の皆様にもお知らせをしたいというふうに考えています。

以上でございます。

○議長（陶山良尚議員） 11番原田久美子議員。

○11番（原田久美子議員） それで、3月に私が一般質問したときに、大型駐車場の件で質問をさせていただきました。そのときに大型駐車場にとめていただくことが目的で、大宰府展示館の施設が内容が充実していないと人も来ないし、駐車場にとめる団体さんも増えないんじゃないかということで思ったんですね。それで、その大宰府展示館に来られた方が、もう6万人以上お越しということですが、そういうふうな方に対してのパンフレットなどはつくられるつもりがありますか。今できていませんので、つくる予定はありますか。

○議長（陶山良尚議員） 教育部長。

○教育部長（江口尋信） 展示館につきましては、市で作成したパンフレットを当初置いておまして、相当5月までで多くの方が来られたときまではそれで対応しておりました。現在展示館のほうでは新しいパンフレットをつくらうと。さらに次の要するに動きに対応できるようなパンフレットをつくらうということで準備を進めているところであります。

○議長（陶山良尚議員） 11番原田久美子議員。

○11番（原田久美子議員） つくられるということで安心しました。ぜひ一人でも多くの方がまた人から人へつながっていくように、太宰府にお越しになれるように、そういうふうなパンフレットを作成されて、一日も早く作成をしていただきたいと思います。

それで、もう本当に大宰府展示館の展示の内容が、まだやはり人が来て、ああ、太宰府に来てよかったというようなそういう内容ではないので、できればそういうふうにご覧いただきたくて、坂本八幡宮に行っても、来てよかった、また本当にそういうふうにご覧いただける

方が一人でも多く望みますので、よろしく願いいたします。

1件目につきましては、これで終わります。

○議長（陶山良尚議員） それでは、2件目の回答をお願いします。

都市整備部長。

○都市整備部長（井浦真須己） 2件目、景観に配慮をした道路環境整備と周辺整備についての1項目め、水城小学校、学業院中学校から大宰府政庁までの転落防止柵は、残り延長132mを令和元年度以降に順次整備を行っていくことを県に要望、協議を行うとのことであった。その後の進捗状況を伺うについてご回答を申し上げます。

ご質問いただきました県道筑紫野太宰府線の水城小学校、学業院中学校から大宰府政庁跡までの374mの区間の防護壁をガードパイプ形式の転落防止柵へ改修する工事につきましては、平成27年度から那珂県土整備事務所により施工していただいております。今年度は残り132mの改修を県に要望しておりましたが、今年度は112mを7月から9月末にかけて改修を行うこととしており、既に業者決定まで完了しているとの報告を受けております。未改修区間と舗装補修に関しましては、早急に完了いただくよう引き続き県に対して要望、協議を行ってまいります。

次に、2点目めの政庁前信号機を景観上政庁跡の真ん中ではなく、左右どちらかに移動できないかについてですが、公安委員会との協議を行い、安全を優先することが必要であることから現在の位置に設置したものであり、場所は移動できないために、信号柱ですけれども、茶色の塗装を行うなどでできるだけ景観に配慮をしているところでございます。

また、大宰府政庁前の多目的広場から見た信号機の角度を移動できないかについてですが、信号機の角度についても設置時に公安委員会の指導を受けて設置しておりますので、移動はできませんが、2つの信号が近くて、どちらの信号機を見て進めばよいか判断に迷うとの声もお聞きしておりますので、正面からしか認識できない視覚制限信号に変更することは可能であると公安委員会からの回答もいただいておりますので、変更要望を公安委員会へ行き、さらなる事故防止に努めていきたいと考えております。

次に、3点目の坂本八幡宮から県道筑紫野太宰府線に出てきた3叉路付近に案内板の設置をとのことですが、早急に市内部、県那珂県土整備事務所、筑紫野警察署など関係機関と協議を行い、内容や掲示場所を決めて実施したいと考えております。

以上でございます。

○議長（陶山良尚議員） 11番原田久美子議員。

○11番（原田久美子議員） この質問は、もう執行部の方はしつこいなあって思っているかもしれませんが、平成23年に国分の方が1人自転車事故でお亡くなりになりました。そこで、あの石の塀が必要なのかなということで、私、この10年間かかって質問をさせていただきました。答弁では、もうしていただけるということで、もう再質問はしないようにしようと思ったんですけども、そこだけではなくても、筑紫野古賀線、路側帯から本当に狭い、私もバ

イクを乗ってよく通行しますけれども、路側帯から左のほうはもう急な斜面になっていて、何回か滑りそうになったこともあります。それが自転車だと、あそこは高校生の自転車通学もあります。そういうふうなことから、道路の整備も今後も別のところに対してもしっかり目を張ってしていただきたいと思っております。これの分につきましては、長い間国からの補助金をいただくためにはいろいろな実務のことも大変だったと思っておりますけれども、重ねて最後完成するまでよろしくお願ひしたいと思っております。

2点目につきましては、これはもう先ほど部長が言われたとおり、視覚制限信号というんですか、そういうふうなのに取りかえていただくということで、事故がなければそれにこしたことはありませんので、本当に前向きな回答ありがとうございました。

それと、3点目につきましては、5月1日の人文字のときに行ったときも、それから以降にもちよこちよ坂本神社からずっと私も散策をさせていただいているんですけども、そのときにやはり太宰府市内の方はわかるんですけども、やっぱり観光客の方がどちらに行ったら駅なんですかということを知っていましたので、そういうふうな看板がなかったことで、今回令和になったので、市のほうもそういうふうな看板を立てることはオーケーしてくれるかなと思って、私、この質問をさせていただきましたので、これはもう早急とは言いませぬけれども、お客様が来られて、わかりやすい太宰府市のまちにさせていただきたいと思っております。

これをもちまして私の一般質問を終わります。

○議長（陶山良尚議員） 11番原田久美子議員の一般質問は終わりました。

ここで11時30分まで休憩をいたします。

休憩 午前11時18分

~~~~~ ○ ~~~~~

再開 午前11時30分

○議長（陶山良尚議員） 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、4番徳永洋介議員の一般質問を許可します。

〔4番 徳永洋介議員 登壇〕

○4番（徳永洋介議員） ただいま議長より一般質問の許可をいただきましたので、通告に従って3件質問させていただきます。

1件目は、道路、河川、砂防の県事業費についてです。

本市の渋滞対策事業で記載されている現状では、福岡県交通渋滞対策協議会が大佐野交差点、朱雀大路交差点、君畑交差点、高雄交差点、五条交差点、梅大路交差点の6カ所の指定や、踏切道路改良促進法により、西鉄天神大牟田線、下大利12号線、下大利14号踏切、JR鹿兒島本線市の上踏切の3カ所を指定等の施策や課題が述べられています。しかし、太宰府天満宮、国立博物館、周辺の渋滞や、新たに新元号になり坂本八幡宮周辺の渋滞、一般道路の安心・安全な道路整備は不十分な状況があります。

また、近年の豪雨災害では、2014年8月、広島市では土石流や崖崩れが多発、災害関連死含

む死者77人、家屋の全半壊396棟などの被害、2015年9月、西日本から北日本にかけての広い範囲で大雨、14人死亡、鬼怒川の堤防決壊で7,000棟以上の家屋が全半壊、床上、床下浸水1万5,000棟以上、2017年7月、九州北部豪雨、2018年7月、西日本豪雨など、2000年代に入ってから毎年のように多くの被害をもたらす豪雨災害が全国のどこかで起こっています。

安心・安全なまちづくりの中で、道路事業、河川、砂防事業は大変重要な施策ですが、本市単独では難しく、県と協力しなければならない取り組みです。そこで、平成26年及び平成30年の道路、河川、砂防の県事業費について伺います。

2件目は、選挙運動用ビラについてです。

平成31年3月1日、公職選挙法の一部を改正する法律で、都道府県または市の議会の議員の選挙におけるビラの頒布の解禁が施行されました。要綱に書かれている改正の理由としては、都道府県または市の議会の議員の選挙において、候補者の政策等を有権者が知る機会を拡充するため、候補者が選挙運動のためのビラを頒布することができるとする等の必要があると記載されています。また、選挙運動用ビラは公費負担と聞きました。ビラ作成で選挙違反になるような注意すべきことはあるのでしょうか。

今回の本市の選挙においても施行されることから、今回の公職選挙法改正による選挙運動用ビラ頒布ができることとなったことについて、その概要について伺います。

3件目は、災害弱者対策です。

警報や注意報、避難指示、避難勧告などの大雨の際には、多くの防災情報が発表されます。しかし、複雑でわかりにくいいため、必ずしも住民の避難行動に結びついていないという実態が2018年西日本豪雨で浮き彫りになりました。このため、国は、2019年から大雨の際に発表される防災情報を5段階のレベルに分けることになりました。レベル1、最新情報に注意、レベル2、避難方法などの確認、レベル3、高齢者などの避難、レベル4、全員避難、レベル5、命を守っての5段階です。

西日本豪雨では、多くの人命と家屋や家財が奪われ、道路やライフラインが崩壊しました。大雨特別警報は23の府県に発令され、避難勧告対象者は860万人になると聞き、この災害の大きさと恐ろしさを改めて再認識しました。

西日本豪雨では、災害要支援者とされている人にも多くの被害が出たことを想像するには難しくありません。新聞報道では、伊万里に住んでいた自閉症のK君は、日ごろから水が大好きで、大雨の中、施設の方がちょっと目を離れたすきに障がい者通所施設の近くの川を見に行き、濁流にのみ込まれ、行方不明になったそうです。家族の皆様は、K君が家族の宝だったと悲しんでいますと新聞に記載されていました。

災害時にこのように自分の危険度の判断ができない人、逃げる方向やタイミングの判断が困難な人をどう守っていけばよいのか、災害時に支援を要する人のための対策を考える組織が必要と考えます。本市の災害弱者対策はどうなっているのでしょうか。

そこで、1、本市の避難行動要支援者名簿について、2、太宰府市障がい者等災害時要支援

者対策協議会の計画について、3、平時の福祉施策と災害時の緊急対策組織の連携について、以上3項目伺います。

再質問は議員発言席にて行います。

○議長（陶山良尚議員） 都市整備部長。

○都市整備部長（井浦真須己） 1件目の本市における県施工道路、河川、砂防の事業費についてご回答を申し上げます。

今回ご質問をいただきました各年度の県事業費につきましては、市内における県管理の道路、河川、砂防に対する前年度の事業費に応じて、地元自治体が負担します県道路協会、県河川協会、県砂防協会への負担金のうち、事業費割から算出しましたところ、平成26年度におきましては、道路事業費が約10億9,080万円、河川事業費が約4,930万円、砂防事業が約2,070万円となっております。

平成30年度におきましては、道路事業が約9億6,660万円、河川事業費が約2,900万円、砂防事業が約3,300万円となっております。

以上でございます。

○議長（陶山良尚議員） 4番徳永洋介議員。

○4番（徳永洋介議員） ありがとうございます。

本市の県道の数というのは幾つぐらいありますか。

○議長（陶山良尚議員） 都市整備部長。

○都市整備部長（井浦真須己） 太宰府市内にあります県道につきましては、距離が短いといいますが、市内の中で少ししかかかっていない部分も含めて、11路線あるというふうに認識しております。

以上でございます。

○議長（陶山良尚議員） 4番徳永洋介議員。

○4番（徳永洋介議員） 先ほどのお答で、平成26年度が約10億円、平成30年度が9億円。質問をしていなかったんですけども、ほかの平成27年、平成28年、平成29年も大体同じような予算と考えてもよろしいですか。

○議長（陶山良尚議員） 都市整備部長。

○都市整備部長（井浦真須己） 平成28年、平成29年につきましては、平成28年が7億円で、平成29年が4億4,000万円というぐらいですので、どうしても道路事業は、議員もご存じだとは思いますが、工事をするだけではなくて、今筑紫野古賀線等は用地買収ということで、用地、いわゆる地権者の土地をいただいて、そこを買収して道路に変えていくという作業がございますので、どうしてもその年度、年度によって事業費の違いは出てくるかというふうには認識しておるところでございます。

以上でございます。

○議長（陶山良尚議員） 4番徳永洋介議員。

○4番（徳永洋介議員） どうしても道路事業、予算かかって、その年の取り組みによっていろいろ予算は変わってくると思うんですけども、平成26年度から平成30年度で一番大きい事業と
いうか、もし把握している県道で、わかっていたら教えてください。

○議長（陶山良尚議員） 都市整備部長。

○都市整備部長（井浦真須己） これはきちっと県のほうから情報を入れた数字ではないかもしれませんが、私自身が道路事業とか県事業にかかわって感じてるところは、やはり筑紫野古賀線の用地買収と、あと建物移転補償が非常に大きいんじゃないかというふうに思っています。一つは、もうご存じのとおり、北谷にある西興さんという業者が移転をしていただいたということがありますし、またその周辺のそれに伴う整備も一部ではございますけれどもしていただいているという状況がありますので、一番大きい事業としては筑紫野古賀線の北谷周辺というか、松川周辺の事業が一番大きいというふうに私は考えております。

以上でございます。

○議長（陶山良尚議員） 4番徳永洋介議員。

○4番（徳永洋介議員） 先ほど原田議員のご質問で答弁されましたけれども、県への要望みたいなことをおっしゃっていましたが、実際どういった形で県に市から要望は上げられているんですか。年に何回かとか具体的なことがあれば。

○議長（陶山良尚議員） 都市整備部長。

○都市整備部長（井浦真須己） まずは太宰府市として県に要望させていただくという必要があると思っていますので、これは県といたしましても那珂県土整備事務所というのが県の道路、河川、砂防の窓口でございますので、那珂県土事務所長宛てに、所長がかわられたら太宰府市長名で道路、河川、砂防の事業に関しての新規とか継続の要望をさせていただいてはおります。

それとあと、要望としましては、やはり地元自治会のほうから、道路に関しても、今時期的に言えば梅雨時期になりますので河川のしゅんせつをお願いしたりとか、そういう要望、それとあと交通安全的な道路の通学路として危ないからとか、県道に関しての信号機とか横断歩道の設置要望等地元から上がってきた分の進達、そういうものをさせていただいて、事業を進めていただいているという状況でございます。

以上でございます。

○議長（陶山良尚議員） 4番徳永洋介議員。

○4番（徳永洋介議員） 今後、市のほうが特に大きな事業として県道の要望を上げていこうという考えがもしあれば教えてください。

○議長（陶山良尚議員） 都市整備部長。

○都市整備部長（井浦真須己） 県の道路事業につきましては、まずやはり私ども一番にといつたらあれですけども、まず要望しているのが筑紫野古賀線も早期に完成していただく。これは太宰府市内の渋滞も少し解消できるんじゃないかと。バイパスをきちっとつくって、大型車を郊外といいますか、筑紫野古賀線を通して出ていただくとか。ですから、まだ90%の用地買収

が済んだというふうには聞いてはいますが、まだまだ松川から宇美町の境までのまだ用地買収もしていただいていますし、まずはその筑紫野古賀線を事業としては最優先でお願いをしているという状況がございます。

以上です。

今最優先ということ言えば、筑紫野古賀線でさせていただいています。

○議長（陶山良尚議員） 4番徳永洋介議員。

○4番（徳永洋介議員） あと、やっぱり豪雨が毎年本市にもいつ来るかわからないということで、河川事業で砂防事業というのは非常に重要だと思うんです。それで、今現在行っている事業があれば教えていただきたいし、今後特に砂防とか河川で市のほうが県に要望するような箇所とか、もしわかっていれば教えてください。

○議長（陶山良尚議員） 都市整備部長。

○都市整備部長（井浦真須己） まず、河川事業のほうからですが、河川は、先ほども申しましたように、どうしても市民の方からの要望ということで、しゅんせつとか、あと河川の中に大きな木が生えているという状況もあって、伐木ということでの要望がありますので、その辺は私どもも毎年県のほうには要望して、今年度は関屋から観世音寺の橋まで伐木をしていただけるというふうには聞いていますし、実際にもうしゅんせつにつきましては、通古賀の鷺田川のしゅんせつも今年していただいているという状況はございます。

今後につきましては、私ども今一番要望をさせていただいているのは、筑紫野市で平成26年に豪雨で駐車場の水没とかありました。その床上浸水対策事業というのが今県のほうで実施をされています。その事業が来年の今ごろには完成するというふうには聞いていますので、それ以降、まだ太宰府市内で河川整備がされていない御笠川の水城から大野城の筒井橋までの護岸の整備、河川を拡幅して護岸の整備をするという非常に大きな事業をこの辺は要望をさせていただいて、太宰府市の中で床上浸水とか床下浸水が起こらないような対策を早急にしていただくようにということでの要望をさせていただいています。

砂防事業につきましては、現在三条に1基、それとあと内山に1基です。内山の竈門神社のちょっと右側になりますが、その2基につきましては、令和2年度、来年度に工事着工していただくようにということで、現在は文化財の試掘とか発掘、それとあとどうしても砂防になりますと、ちょっと大きな砂防ダムになりますので、用地買収なども現在進めていただいているところ です。

それとあと、予定になりますけれども、内山にもう2基、竈門神社の上のほうになりますけれども、ちょうど今要望しているのが令和4年に着工していただくようにという要望はしております、県としてもその内山の砂防2カ所についても実施に向けて今基礎調査とかそういうものもしていただいている状況でございますので、いずれにしましても先ほど徳永議員からもおっしゃっていただいたように、どうしても県道11本、それとあと河川も県営河川がござい ますので、どうしても県の協力がないことには市民の安全・安心につながらないという思いもご

ございますので、今後とも要望は続けていきたいと思っています。

以上でございます。

○議長（陶山良尚議員） 4番徳永洋介議員。

○4番（徳永洋介議員） 先ほど平成30年度9億6,000万円ということですが、これが4,200万円ということはあるんですか。間違っていない。

○議長（陶山良尚議員） 都市整備部長。

○都市整備部長（井浦真須己） 私ども、どうしても県の事業につきましては、予算ベースで確認ができていないというのはございます。

それとあと、県の事業につきましては、ちょっと細かい話かもしれませんが、道路維持課という維持管理する課と道路建設課という新しく道路を新築するような課がございますが、そういう2つの課にまたがった県事業をさせていただいていますので、その4,200万円が正しい、正しくないというのは私どもはちょっと言えないところがございます。どうしても最終的には決算ベースで事業の確認をさせていただいているという状況でございます。

以上でございます。

○議長（陶山良尚議員） 4番徳永洋介議員。

○4番（徳永洋介議員） 非常に豪雨災害、災害というよりももういつ来てもおかしくない状況、道路の今の太宰府市の実態、やはりちょっと市長には汗をかいていただいて、県のほうにも要望していただいて、安心・安全なまちづくりを目指して、しっかり県のほうにお願いしていただいて、計画して進めていただきたいと思います。

これで1件目の質問を終わります。

○議長（陶山良尚議員） 総務部長。

○総務部長（石田宏二） では次に、2件目の選挙運動用ビラについてご回答いたします。

議員ご質問のとおり、公職選挙法の改正が平成31年3月1日に施行されまして、同日以降にその期日を告示される都道府県または市の議会議員選挙において、新たに選挙運動用ビラを頒布することができるようになりました。

市議会議員選挙を例に頒布できるビラの概要を申し上げますと、ビラの種類及び枚数の制限といたしまして、ビラの種類は2種類以内、枚数は4,000枚までとなっております。また、ビラの高さといたしましては、A4判である長さ29.7cm、幅21cm以内の高さとなります。ビラの記載内容に関しましては、ビラの表面に頒布責任者及び印刷者の氏名及び住所を記載する必要があります。ビラの頒布方法につきましては、新聞折り込みによる頒布、選挙事務所内における頒布、演説会の会場内における頒布、街頭演説の場所における頒布に限られてございます。

なお、ビラには選挙管理委員会の交付する証紙を張らなければ頒布することはできません。

以上が公職選挙法において規定される選挙運動用ビラの頒布に関する概要でございます。

○議長（陶山良尚議員） 4番徳永洋介議員。

- 4番（徳永洋介議員） 先ほど市議会議員の場合4,000枚という、県議選の場合は1万6,000枚、福岡市とかは8,000枚、この市議会の4,000枚になる根拠みたいなものはあるんですか。
- 議長（陶山良尚議員） 総務部長。
- 総務部長（石田宏二） 公職選挙法では、市議会議員選挙、都道府県議会議員選挙、区、市長選挙において、選挙運動用通常はがきの枚数が区議会議員選挙では2,000枚となっておりますが、その2倍が選挙運動用ビラの枚数となっているということでございます。
- 議長（陶山良尚議員） 4番徳永洋介議員。
- 4番（徳永洋介議員） その4,000枚が例えばA社に1,000枚お願いする。B社に3,000枚お願いする。1,000枚のほうは1万円かかった。B社のほうは3万円かかった。計4万円と。そういう場合は、公費負担だと4万円全額という理解でよろしいんですか。
- 議長（陶山良尚議員） 総務部長。
- 総務部長（石田宏二） 公費負担ではございませんけれども、ビラの作成公費負担額例でいきますと、ビラ1枚当たり7円51銭程度ということで、その4,000枚の範囲内でのもし公費負担するとなればそのような金額になろうかというふうに思います。
- 議長（陶山良尚議員） 4番徳永洋介議員。
- 4番（徳永洋介議員） 今お答えしていただいたみたいに、だから7月にもし太宰府の市議会議員選挙、市長選が行われるとしたときは、その選挙用運動ビラは太宰府市の場合はまだ自己負担という理解でよろしいんですか。
- 議長（陶山良尚議員） 総務部長。
- 総務部長（石田宏二） 公費負担の関係でございますけれども、これについては公職選挙法の改正で、平成31年3月1日以降は新たに市議会議員選挙にもビラの頒布ができることとなったわけでございますけれども、その前の市長選挙では以前からビラの頒布が可能でございました。そして、任意制選挙公営制度として、市は条例で定めればビラの作成費を一定額の範囲内で公費負担できることになっているということでございます。でも、現在の本市における任意制選挙公営制度では、この太宰府市議会議員及び太宰府市長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例で定めております選挙運動用自動車の使用に要する費用の公費負担でありますとか、あと選挙運動用ポスター作成費の公費負担はございますけれども、先ほどからも申し上げておりますように、選挙運動用ビラ作成費の公費負担はございません。
- 本市における過去の市長選挙におきましても、実際にビラ頒布はございましたけれども、そのビラ作成費の公費負担は行ってきていない状況でございます。
- ということでございます。
- 議長（陶山良尚議員） 4番徳永洋介議員。
- 4番（徳永洋介議員） ということは、今のところ、市長選は公費負担、市議選についてはまだ自己負担という理解でよろしいんですか。
- 議長（陶山良尚議員） 総務部長。

- 総務部長（石田宏二） 市長選挙においてもまだ公費負担は行ってございません。もし公費負担するとなれば、条例改正が必要というふうな形です。
- 議長（陶山良尚議員） 4番徳永洋介議員。
- 4番（徳永洋介議員） では、条例が出て、議会で可決すれば、太宰府市も公費負担ということになるということですね。
- 議長（陶山良尚議員） 総務部長。
- 総務部長（石田宏二） お見込みのとおりでございます。
- 議長（陶山良尚議員） 4番徳永洋介議員。
- 4番（徳永洋介議員） この選挙用運動ビラで公職選挙法に違反した場合の罰則とかはあるんですか。例えば、僕が4,000枚やけれども、証紙を張らずに、8,000枚配ったとか、その場合は公職選挙法違反になるん。
- 議長（陶山良尚議員） 総務部長。
- 総務部長（石田宏二） 今4,000枚というふうに定められておりますので、違反にはなろうかと思いますが、それを市が摘発とか検挙とか、そういうふうな形にはならないところではございますので、司法の判断に委ねるといような形になろうかと思えます。
- 議長（陶山良尚議員） 4番徳永洋介議員。
- 4番（徳永洋介議員） ちょっと調べたら、やっぱりそれはアウトということで、2年以下の禁錮または50万円以下の罰金に処すると公職選挙法に記載されているようなんですけども、選挙用運動ビラの内容について、そこで選管としての規制みたいなものはあるんですか。
- 議長（陶山良尚議員） 総務部長。
- 総務部長（石田宏二） ビラの記載内容につきましては、先ほども答弁いたしましたように、ビラの表面に頒布責任者及び印刷者の氏名及び住所が記載されているかどうかというようなそういった審査は行います。ビラの中身については、そういった頒布責任者とか、印刷者の氏名とか住所が記載されているといった審査を行いますけれども、記載してある内容の一つ一つがそれが合っているのか、合っていないのかとかというものは、明らかに公序良俗に反するものでない限り、一つ一つの中身までの審査は行っていないというような状況でございます。
- 議長（陶山良尚議員） 4番徳永洋介議員。
- 4番（徳永洋介議員） ちょっと調べたら、他の候補者の誹謗中傷等法令に違反する場合などを除き、このほかの内容についての規制は特にありませんということなんで、具体的にはないということでもいいんですか。例えば、僕が次の選挙のときに、地方議会に与党も野党もないけれども、太宰府市議会と与党議員として取り組んで、教育予算の一部をつくって、教育予算が5倍になりました、10倍になりましたみたいなチラシを僕が書いたとしても、その内容変更ということはありません。
- 議長（陶山良尚議員） 総務部長。
- 総務部長（石田宏二） 先ほどから申し上げておりますのは、その中身の審査までやっていませ

るので、これは間違っていますから間違っていないような方法で記載をしてくださいというような指導までは行わないというようなところでございます。

○議長（陶山良尚議員） 4番徳永洋介議員。

○4番（徳永洋介議員） ということは、もう議員のモラルということですね。法的には何も強いものはないという理解でよろしいですね。

実はこの前の太宰府市の県議会議員選挙で初めて選挙用運動ビラが頒布されました。立候補した西島大吾氏のビラの内容には、議員としてのモラルに欠ける内容だと思っています。いろいろ指摘することはありますが、一番大きな問題は、見出しに「福岡県から太宰府市への予算が減っている現実」、「太宰府市選出県議会議員が与党議員か、野党議員かで違いが」、下のほうに「県資料参照、道路関係、平成26年、与党議員4億2,000万円、平成30年、野党議員4,200万円、割合10分の1」と書かれてあったことです。この数字は真実なのでしょうか。もし真実ならば、徳永は何をしていたんだということになります。市会議員として県の道路事業が10分の1、4,200万円になったことを知らなかったのか、議員としての仕事をやっていたのかということになります。ということは、太宰府市議会は何をしていたんだということにもなります。もっと言えば、担当の部長、市長は何をしていたんだということになると思います。市民の方から、私は美穂さんを応援しているけれども、道路事業費とか減っているようだけれども、頑張るように伝えてねと言われました。このビラの目的は果たしているようです。なぜ市民の皆様はこの数字を信じたのでしょうか。県の選挙管理委員会が認め、証紙が張ってある。ただ、一番の問題は、このビラが公費負担ということ、市民の皆様の税金で支払われているということです。でも、今の公職選挙法では違反にならないようです。しかし、本当にいいのでしょうか。

先ほど1件目の質問で4,200万円という数字がいかにてたらめであるかわかりました。選挙用運動ビラ導入の理由として、候補者の政策等を有権者が知る機会を拡充するためと記載されています。政策等を有権者に知らせること、市民の皆様に政治への信頼を持ってもらうことが選挙運動用ビラの目的です。まだ市議会議員選挙では条例が定めておらず、ビラは候補者負担となっています。太宰府市議会は議会に条例が提案されたとき、公費負担を承認していいのでしょうか。ぜひビラの目的、議員のモラルについて十分な論議が太宰府市議会で行われるよう、議長にリーダーシップをとっていただくことを強く要望し、2件目の質問を終わります。

○議長（陶山良尚議員） 3件目お願いします。

総務部長。

○総務部長（石田宏二） それでは、まず1項目めの本市の避難行動要支援者名簿についてご回答を申し上げます。

避難行動要支援者制度は、風水害や地震など災害発生の危険にさらされたとき、高齢者や障がい者などのうち自力で避難することが困難な人々を支援する制度であり、その支援を希望される方の登録名簿が避難行動要支援者名簿でございます。過去の大災害において避難に一定の

配慮が必要な高齢者や障がい者などが犠牲となる割合が多いことを受け、制度化をされました。現在、太宰府市におきましては326名の名簿登録がございますが、避難行動要支援者制度の理解や支援する側の体制づくり、支援者の確保などの課題がございます。特に障がいをお持ちの方の登録が少なく、制度の周知を図っていかなければならないと考えております。

次に、2項目めの障がい者等災害時要支援者対策協議会の計画についてご回答を申し上げます。

障がい者等災害時要支援者対策協議会は、障がい者など要支援者の災害時の対策や避難生活の問題解決の支援を目的に、昨年6月に市内の障がい者支援団体や支援施設などを構成団体として発足をされておられます。協議会では、今後障がい者などを対象とした防災教室の開催や避難行動要支援者名簿への登録の働きかけなどを行う計画でございます。

太宰府市では、協議会に防災や避難行動要支援者制度の情報を提供したり、防災教室の開催などに協力しております。今後とも避難行動要支援者の登録の推進や防災情報の提供、福祉避難所の取り組みなど情報共有を図りながら、協議会の取り組みに協力してまいりたいと考えております。

次に、3項目めの平時の福祉施策と災害時の緊急対策組織の連携についてご回答申し上げます。

平時においては、障がい者や高齢者などの要支援者に対する災害への備えとして、防災メール・まもるくんや災害情報等配信システムV-n-e-tなどの登録促進や、災害時の行動について広報、ホームページや防災出前講座等を通じた周知を行っていくとともに、先ほど答弁をいたしました障がい者等災害時要支援者対策協議会と連携をいたしまして、情報提供や意見聴取を行ってまいりたいと考えます。

また、いざ災害が起こったときには、協定をいたしております福祉避難所との連携や避難所の運営などについて協力連携を行ってまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（陶山良尚議員） 4番徳永洋介議員。

○4番（徳永洋介議員） ありがとうございます。

避難行動要支援者名簿とか、いろいろ国もさすがにこれだけ豪雨続いて、いろいろおりてきていると思うんですけども、先ほど名簿が今326名って答弁していただきましたけれども、実際の100%って考えると、この326名の皆様の数というのは何%ぐらいになるんですか。

○議長（陶山良尚議員） 総務部長。

○総務部長（石田宏二） 障がい者の手帳を保持してある方だけでも4,000人以上いらっしゃいますし、あと高齢者とか、約4,000戸の高齢夫婦世帯、また約2,800人のひとり暮らしのご高齢の方、それとあと約3,100人の要支援、要介護認定者などがいらっしゃることを考えますと、もうパーセント的には大分少ないというような形になってまいります。

○議長（陶山良尚議員） 4番徳永洋介議員。

- 4番（徳永洋介議員） できれば100%なんですけれども、それは現実的に非常に難しいのかなあとは思うんですけれども、もう少し広がらないかなあと。課題とされる部分は何かあるんですかね。なかなか広がらない課題。
- 議長（陶山良尚議員） 総務部長。
- 総務部長（石田宏二） 障がい者を中心に制度の周知が不十分だということがまず挙げられるのではないかというふうに思いますが、そういったことが登録者が増えない大きな要因ですけれども、また名簿登録申請書に支援者名を記載するというので、そこら辺がまた申請をしにくいような状況になっていることも事実であろうかというふうに考えております。
- 議長（陶山良尚議員） 4番徳永洋介議員。
- 4番（徳永洋介議員） やはりもうなかなか難しい課題だと思うんですけれども、できるだけ広げていただきたいと。そのために障がい者等災害時要支援者対策協議会が始まったと思うんですけれども、実際の活動内容というか、具体的に何回ぐらい行われたとかというのがわかれば教えてください。
- 議長（陶山良尚議員） 総務部長。
- 総務部長（石田宏二） 会合的には6回ぐらいの会合が実際なされたということをお聞きしております。
- 議長（陶山良尚議員） 4番徳永洋介議員。
- 4番（徳永洋介議員） できるだけ充実させていただきたいと思うんですけれども、その中に福祉避難エリアというのがとびうめアリーナにもうそういうふうに決まっているんですか、福祉避難エリアとしてとびうめアリーナを使うということは。
- 議長（陶山良尚議員） 総務部長。
- 総務部長（石田宏二） 次期防災計画の中に、とびうめアリーナの1階部分のところを福祉避難エリアとして使うというようなことを明記をいたしているところでございます。
- 議長（陶山良尚議員） 4番徳永洋介議員。
- 4番（徳永洋介議員） ということは、そこは先ほどレベル1からレベル5まで何か今新しく決まったと思うんですけれども、レベル3が発令になったとき、その障がい者の方とか福祉エリアに避難してくださいということでよろしいんですか。
- 議長（陶山良尚議員） 総務部長。
- 総務部長（石田宏二） レベル3だからといって即というようなことではございませんで、福祉避難エリアとか福祉避難所は、避難に際して何らかの配慮が必要な方の避難場所でございますので、高齢者、障がい者、乳幼児など、避難者の状況によりまして必要に応じて福祉避難エリアを開設したり、また協定している福祉避難所のほうに移したりというような形で考えているところでございます。
- 議長（陶山良尚議員） 4番徳永洋介議員。
- 4番（徳永洋介議員） その福祉避難エリアのそういうお世話をする人というのは、市の職員で

あったり、ボランティア的な方であったりというか、そういうスタッフ的な計画はもうできているんですか。

○議長（陶山良尚議員） 総務部長。

○総務部長（石田宏二） そこら辺のところを今後先ほどから立ち上がっております障がい者等災害時要支援者対策協議会とも協議しながら、また内部の私どもの市の執行部のほうとも協議をいたしながら、そこら辺のところを今後詰めていきたいというふうに考えておるところでございます。

○議長（陶山良尚議員） 4番徳永洋介議員。

○4番（徳永洋介議員） 済みません、よくわからないので。レベル1から2、3、4、5と、その判断を市として判断するんですかね。県からとかじゃなくて、市として今太宰府市はレベル3だ、レベル4だという判断はどういった形で決められるのか、教えてください。

○議長（陶山良尚議員） 総務部長。

○総務部長（石田宏二） レベル1、レベル2については、気象庁のほうが出すというような形になってございますけれども、警戒レベル3につきましては、大雨警報などの気象警報が発令をされまして、土砂災害の発生の目安となります土壌雨量指数が土砂災害の発生危険予想を示した場合に市長が判断して発令をするというような形になってございます。

○議長（陶山良尚議員） 4番徳永洋介議員。

○4番（徳永洋介議員） やはりレベル3がポイントではないかなあと思うんです。太宰府市民の方全てが避難すればいいということでもないような豪雨の場合、マンションに住まれている方はまず動かないほうが。やはりその地域です。土砂災害の起こりそうなところとか、河川。その中で特に要支援者の方の具体的な動きというか、その計画、実際に動けるように今後とも努力していただけたらなあと思います。

先ほど協議会が始まって、なかなかいい取り組みだと思し、そのサポートの団体も含めてかなりの太宰府市の方が結構ボランティア的に、これは日常の活動ですばらしいことだと思うんです。これを民間に委託したらかなりのお金取られるぐらいかなりボランティア的にやっておられる。その中で、どうしても今度避難指示の形が変わったら、チラシもつくり直さないかんやろうし、ホームページも変えたいなあとか、活動していく上でちょっと予算が欲しいと。そういう場合に、その協議会の中である程度活動費やないけれども、そんなに大きな予算は要らないと思うんです。全額使う必要もないんじゃないかなあ。やはり日常の活動が充実して、そこでまた災害避難のつながりも出てくると思うんで、まだまだ本市の場合、不十分なのがあると思うんで、その協議会の中で出てきた要望を、市長、ぜひちょっと予算化していただいて、活動しやすい環境をつくっていただきたいと思うんですけれども、市長のお考えがあれば。

○議長（陶山良尚議員） 市長。

○市長（楠田大蔵） ありがとうございます。

ここですぐさま予算化できるということはなかなか申し上げにくいところもありますが、これまでのやりとりをお聞きしておまして、特に災害のときの弱者対策、いわゆるそうした方々に対する対応をいかに十分にしていくかということは大変重要な観点でありますし、これまでもこうした太宰府市の障がい者等災害時要支援者対策協議会様もさまざまな意見交換も私自身も行ってきたところでもありますので、必要に応じてさまざまなサポートを行っていききたいという気持ちは議員とともに持っているところであります。

○議長（陶山良尚議員） 4番徳永洋介議員。

○4番（徳永洋介議員） やはり市民の命を守るという意味で、なかなか災害の場合は難しいです。地震等もありますけれども、今どうしても毎年豪雨災害、いづどこに起きてもおかしくない状況でありますので、ぜひしっかり努力していただきたい。

それとまた別に、今防災教室とかでスイッチを確認するというか、地域の方がよくわかっている。自分たちはこの川がここまで来たら逃げようとか、そういう判断を地域ごとに何か防災教室の中でやられているみたいで、行政からの指示が出たからやなくて、みずから判断できるようなそういう具体的にあったような防災教室等、さまざまな取り組みを今後ともお願いして、質問を終わらせていただきます。

○議長（陶山良尚議員） 4番徳永洋介議員の一般質問は終わりました。

ここで13時まで休憩をいたします。

休憩 午後0時16分

~~~~~ ○ ~~~~~

再開 午後1時00分

○議長（陶山良尚議員） 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、9番小島真由美議員の一般質問を許可します。

〔9番 小島真由美議員 登壇〕

○9番（小島真由美議員） ただいま議長より許可をいただきましたので、通告に従い豪雨災害に強いまちづくりについて質問をさせていただきます。

近年、日本において、自然災害が多発しています。温暖化の影響に伴い豪雨の発生頻度が高まり、その規模も大きくなる傾向にあります。2017年九州北部豪雨によって、朝倉市では多くのとうとい命が犠牲となり、甚大な被害を受けました。本市からも市民や市職員、議員が、猛暑の中、ボランティア活動に奔走されたことは記憶に新しいことと思います。

本市においても、昨年の豪雨災害では、市長、副市長を初め職員の皆さんが不眠不休で対策に当たられ、人的被害こそありませんでしたが、自然の猛威に改めて危機管理体制のさらなる強化の必要性を感じました。

そこで、5項目にわたってお伺いをいたします。

1項目め、本格的な梅雨の時期を目前にし、昨年の豪雨災害を教訓とするため、総括をお願いいたします。今後、市の施策へどう生かしていくのか、あわせてお伺いをいたします。

また、土砂が流出した三条台地区など、これまで復旧工事の現状についてご説明ください。

2項目め、市の中心を流れる御笠川は、昨年の大雨では、土砂や立木をのみ込み、高い水位を保ちながら、轟音とともにうねりを上げていました。庁舎周辺の護岸が崩壊していたらと考えると、身震いする思いがいたします。河川管理者としゅんせつ、整備など、協議はどのように行われているのか、お伺いいたします。

また、太宰府小学校校門のそばを流れる川の沿道に大きな陥没がありました。子どもたちの安全確保はもとより、雨による二次災害を防ぐためにも、早急に地盤調査や改修工事が必要であると考えます。また、ほかにも陥没の危険性やのり面の脆弱性など、大雨の影響を受けかねない危険箇所の情報共有は非常に重要で、特に今の時期は強化していくべきだと考えます。見解をお聞かせください。

3項目め、逃げ遅れにより多くの方が命を落としてしまったこれまでの教訓から、今国が推進し、全国の自治体が導入を進める水災害対策にタイムラインというものがあります。タイムラインとは、台風など事前に予測できる災害に対して被害発生が想定される時点をゼロアワーとして避難を完了させる計画で、行政や防災機関、ライフライン、自治会などがいつ、誰が、何をするかを時系列で整理し、情報を共有する行動計画です。本市の逃げ遅れゼロに対する市の対応についてお伺いいたします。

4項目め、大雨による冠水、浸水などの被害を未然に防ぐために、自由に土のうを取り出せる土のうステーションを市内数カ所に設置してはどうかと考えます。見解をお聞かせください。

5項目め、障がい者や妊娠されている方などの要配慮者が災害時に避難するときや避難所で支援を受けやすくするためのツールとして、東京都狛江市では、視覚障がい者や聴覚障がい者で希望される方に対して災害ベストを配布しています。このベストは、暗い中でも目立つように蛍光色でできていて、正面と背面に「目が不自由です」などと書かれた反射テープが取り付けられています。徳島市では、サッカーなどユニホームの上に着るビブスを災害ベストとして作成し、希望者に配布しています。同時に、「手話ができます」などと書かれたボランティア用のビブスも作成されていて、各種団体ごとに配られているそうです。ヘルプマークを活用しての日常的な支援も広がっており、要配慮者がコミュニケーションや適切な支援を受けやすくする取り組みは、人に優しいまちづくりの観点からも非常に大切であり、特に有事の際に必要なであると考えます。見解をお聞かせください。

以上、再質問は発言席にて行います。

○議長（陶山良尚議員） 市長。

○市長（楠田大蔵） ありがとうございます。

1項目めの昨年のもう大雨災害からの復旧の現状と今後について伺う、また経験や教訓はどのように市の施策に活かされるのか伺うにつきまして、まず全体的に私からご回答を申し上げます。

昨年7月豪雨につきましては、7月5日、6日の2日間で457mmの降雨を観測し、市内全域に初めての避難指示も発令をいたしまして、市民に避難行動を促すこととなりました。幸い人命にかかわる被害はありませんでしたけれども、全壊となる家屋被害や市内の至るところで土砂崩れや冠水などが発生し、災害直後から道路通行の確保、二次被害を防止するための土砂や流木の撤去など、応急復旧に取り組み、本格的復旧工事に着手してまいりました。現在も復旧工事を進めている箇所もございますが、大雨の対策をとりながら工事を急いでいるところであります。

次に、昨年の豪雨での避難情報の発令に際しまして、自治会や市民の方々から避難情報の発令のあり方などの意見や要望も寄せられましたので、避難情報の発令区域を限定的に絞るなど、改善をまいっております。

さらに、新たに取り組みました自衛隊などの協力を得ながらの完成間近の最大雨量を想定した豪雨災害シミュレーションにこの豪雨で経験したことも当然加味しながら、市の災害対応及び関係機関の協力も明確に記載をし、災害に備えてまいりたいと考えております。

改めまして、出水期を間近に控えまして、市として何よりも最大の使命であります市民の皆様の安心・安全、生命、財産を守ることに全力を挙げてまいりたいと考えております。

具体的な内容につきましては、各担当部長から回答をいたします。

○議長（陶山良尚議員） 総務部長。

○総務部長（石田宏二） 具体的な内容につきまして、私からご説明をいたします。

まず、1項目めの昨年の豪雨災害からの復旧の現状と今後について伺う、また経験や教訓はどのように市の施策に生かされるのか伺うにつきまして、ご回答を申し上げます。

昨年7月豪雨につきましては、三条二丁目で山間部からの土砂流出による家屋倒壊及び周辺道路への土砂流入、堆積など、大きな被害を招きました。現地における土砂及び流木などの撤去は終わっておりますが、今後の災害予防のための福岡県による治山ダム2基の設置工事を行うことになっております。完成が今年秋以降となるため、降雨による上流域からの土砂を受けとめるため、既存の治山ダムにたまっている土砂の排土工事を現在急ピッチで進めているところでございます。

また、避難情報につきまして、避難指示（緊急）を20の自治会に、避難勧告を24の自治会に発令をいたしました。後日、災害危険箇所がない地域への避難情報の発令が必要なのか、危険をおおるなどのご意見をいただきまして、他市の状況も参考にして、土砂災害警戒特別警戒区域や浸水想定区域などの危険区域に絞った避難情報を提供してまいります。また、避難所については、車での避難を考えてある自治会の要望などを受けまして、指定している避難場所を変更などもしております。

○議長（陶山良尚議員） 都市整備部長。

○都市整備部長（井浦真須己） 次に2項目め、河川の護岸や沿道の安全性を確保するための整備について伺うにつきましてご回答申し上げます。

河川の氾濫から住民の皆様を守るためには、河川の日ごろの維持管理と河川改修による河川整備が大変重要であると考えております。市内を流れる主要河川が県による管理区間となっておりますので、河川管理者である那珂県土整備事務所において、日ごろの維持管理と河川整備を実施いただいているところでございます。しゅんせつ、整備などの協議につきましては、自治会や地元水利組合からの要望の進達、市独自の要望などを行った後に合同で現場確認を行い、緊急性、優先度が高い箇所から順位を決定して、地元と協議をしながら、河川のしゅんせつ、伐木などを実施いただいているところでございます。

今年になりまして、通古賀区にあります鷺田橋付近から田中小橋までのしゅんせつ工事を実施していただき、今年度は関屋橋から都府楼橋間の樹木の伐採を6月以降に実施していただくことになっております。

また、河川整備についてですが、二級河川御笠川水系の河川改修につきましては、福岡市、太宰府市、筑紫野市、大野城市、春日市で構成されます御笠川水系改修事業促進協議会を通して、事業の促進を要望しているところでございます。

現在、御笠川水系の改修事業につきましては、高尾川の筑紫野市区域で床上浸水対策特別事業が令和2年の出水期までの完了を目指して実施されているところでございますので、完成後には御笠川本川の未改修区間であります水城から大野城市の筒井橋までの区間の改修に着手していただくよう要望しているところであります。

議員ご指摘の太宰府小学校校門そばの陥没につきましては、那珂県土整備事務所も把握をされておまして、先週末に復旧工事を終えられております。

大雨の影響を受けかねない危険箇所の那珂県土整備事務所との情報共有につきましては、私どもも大変重要であると認識しておりますことから、年度事業を調整します事業調整会議や建設課に配置しております県事業調整担当において連携を密にし、情報提供、修繕要望や合同での現地確認を実施しております。

これからの多雨季につきましては、福岡県河川防災情報などで御笠川落合橋付近の現在の水位の確認や市が設置しております監視カメラでの目視とあわせまして、危険箇所の巡回を強化するとともに、地元からの情報提供もいただきながら、地元、県との情報共有を図ってまいります。

以上でございます。

○議長（陶山良尚議員） 総務部長。

○総務部長（石田宏二） 次に、3項目めの逃げ遅れゼロを目指すためのタイムラインの導入について伺うにつきましてご回答申し上げます。

タイムラインは、災害の発生を前提として、いつ、誰が、何をするかに着目して、防災行動を時系列で整理した計画で、近年、住民みずからの災害時の行動計画をマイ・タイムラインとして、浸水危険のある自治体などが作成を進めています。マイ・タイムラインにつきましては、災害危険の予報が確立している豪雨や台風などの備えとしてみずからの行動を想定し、時

系列に行動を決めておくことで、いざというときに慌てず、安全に避難行動をとることが期待できます。今回の梅雨時期から5段階の災害警戒情報を運用しますので、この警戒情報と気象情報、避難情報などと市民の避難行動の関係を明確化し、マイ・タイムラインを作成しやすいよう、作成例などを提示できるよう検討していきたいというふうに考えてございます。

次に、4項目めの土のうステーションの設置について伺うにつきましてご回答を申し上げます。

現在市で常備している土のうは、とびうめアリーナに約1,000袋、市役所に300袋でございます。昨年の7月豪雨時において、土のう約800袋使用をいたした現状がございます。土のうが必要な場所に土のうステーションを設置することは、運搬などの手間が省けることなどが期待できますが、一方、ニーズの確認や設置場所、保管方法、使用した土のうの処理方法などを調査研究したいというふうに考えております。

○議長（陶山良尚議員） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（友田 浩） 最後に、5項目めの障がい者や妊娠されている方などの要配慮者支援についてご回答いたします。

いざ災害が起こったときに、障がい者や妊娠されている方など配慮を要する方々が避難をためらうようなことがないように、日ごろからさまざまな方法で災害時の行動について情報提供を行っていく必要があると考えております。また、午前中の質問にもありました避難行動要支援者名簿の登録に向けて、今後も促進をしていく必要があるというふうに考えております。

障がい者の中には聴覚障がいの方や内部系の障がいがある方、知的障がいや精神障がいをお持ちの方など、外見からは配慮を要することがわからない方もおられます。そのような方が周囲に対して支援を求められるように、福岡県で作成しておりますこのようなヘルプカードがございます。目で見て支援を求めることがわかるマーク、裏面には手伝ってほしいことをあらかじめ書いていただきまして、それを見ればその方にどのような支援が必要であるかがわかるというものでございます。現在、1階の福祉課の窓口で配布をしておりますが、要支援者に対しては当然のことながら、広く市民の皆様にも周知していくことにより、支援を受けやすくなるのが大切であるというふうに考えております。今後、市のホームページや障がい福祉関係団体との会議等で周知を図ってまいりたいと思っておりますが、今後もさまざまな機会を通じまして、ヘルプカードの意義について周知に努めるとともに、配布場所の拡大についても検討していきたいというふうに考えております。

また、小島議員からご紹介がありました東京都狛江市の災害用ベストにつきましては、要支援者であることが一目でわかり、支援する人も遠慮せずにコミュニケーションをとることができて、支援しやすくなる有効な手段であるというふうに考えております。同時に、支援を行うボランティア等が着用するベストにつきましても、要支援者やそのご家族、周囲の人にもわかりやすいという利点があるというふうに考えております。今後、障がい者団体でありますとか、ボランティア関係団体との意見交換を行いながら、調査研究してまいりたいというふうに

考えております。

以上でございます。

○議長（陶山良尚議員） 9番小島真由美議員。

○9番（小島真由美議員） ありがとうございます。

ここに立つ前に、おとし、朝倉市で大きな被害になった九州北部豪雨、このことから多くの自治体、また多くの大学、そして経済に対するダメージが非常に大きいということで、多くの企業がこの災害について研究調査が行われ、そのまとまった文献を数多く読んで、この場所に臨んでおります。また、県の水防計画書も全部目を通しましてこの場に臨んでおりますが、ご回答を今お聞きしましたけれども、非常に市として明確さに欠ける印象がいたしまして、こんな感じであの今年の豪雨以上の雨が降ったときに、まちが守れるのだろうかという危機感がさらに増したぐらいでございますので、済みません、少し質問が厳しくなるかもわかりませんが、命にかかわることですので、ご了承いただきたいと思っております。

まずお聞きしたいのが、御笠川のこの庁舎の裏に流れる地域というか流域、ここについてでございますが、県の水防計画書によりますと、河川の重要水防箇所として重要度をA、B、Cとランクづけしてありました。この水防上最も重要な区間Aとして、主要公共施設があつて、また甚大な被害が予想されるもの、Bとして、背後地にある家屋あるいは公共施設に被害が予想されるものとあります。市庁舎の流域は、庁舎、図書館、中央公民館、また商工会など多くの公共施設があり、災害時にはこれらの施設は避難所になります。また、災害対策の司令室となる災害対策本部は庁舎に設置されますので、市を守るべき本部が被災をするおそれもあるというようなそういう場所に設置がされていまして、この状況の中で市長、副市長から強く申し入れて、この重要度のA、B、しっかりここの流域が入るわけなんですけれども、この件について市長のほうから見解をお伺いしたいんですが。

○議長（陶山良尚議員） 市長。

○市長（楠田大蔵） ありがとうございます。

私もまだまだ勉強しなければいけないこと、多々ありますけれども、この市庁舎のそもそも市の最も安全対策の拠点であるべきこの市庁舎の表に、御笠川の流域にこの市庁舎があるということ、これは長らくこの場所に設定をされているということもこれまでも続いてきたわけがありますけれども、これまでと雨の降り方が全く違う時代になってまいりましたので、そうした中でこの重要度はABCという話もありましたけれども、このそもそも市庁舎自体が安全性としてどうであるのか。そうした中で、この重要度の判定の中で市庁舎自体が危機にさらされるようなことが仮にあることも想定をしながら、やはり最悪の事態に備えていくことが重要であろうということを改めて今認識をしたところであります。

○議長（陶山良尚議員） 9番小島真由美議員。

○9番（小島真由美議員） そうではなくて、春日市、筑紫野市、大野城市、太宰府市、この協議会の中で庁舎の裏がこれだけ樹木が生い茂って、目視でも去年の堆積土が非常にかさが上がつ

ていることがよくわかるわけです。その中で、去年の教訓として、せめてこの災害対策本部を有する流域をまず特例でやっていただくということができないのかということをお聞きしています。

そもそも庁舎云々というのは次で、今回もうすぐ梅雨入りをするわけですので、目の前にある危機からどう市を守っていくのかという観点に立てば、すぐにでもこの流域についてはやっていただきたかったというのが私の気持ちなんですけれども、その点についてもう一度お伺いいたします。

○議長（陶山良尚議員） 市長。

○市長（楠田大蔵） まだまだ至らない点がありまして、大変恐縮であります。改めて今の小島議員のご指摘に従いまして、おっしゃるようにやはりこの市庁舎自体が市民の皆様にご不安になられるということ自体が、私自身、まだまだ至らない点だと認識をいたしました。そうした中で、この御笠川のさまざまな木が生い茂っている状況、そうした中で昨年も大変な水かさが増して、その危険性を感じた方も多くおられたということでありましょうから、最優先で県にも、また関係機関にもかけ合いながら、まずは市役所周辺のそうした安全性を確保することに早急に取りかかりたいと、全力を挙げたいと思っております。

○議長（陶山良尚議員） 9番小島真由美議員。

○9番（小島真由美議員） ぜひお願いしたいと思えます。

大野城との境目であるとか、筑紫野の境目であるとか、高尾川であるとか、筒井橋の近辺であるとか、隣の市との隣接するところの受け皿となるような下流はしっかり今工事をしてくださっているというのは部長の説明からもよくわかりました。その分でも非常に受け皿がしっかりせずしてという大きなしゅんせつとかをしていくときの流れというのはわかるんですけども、今回多くの調査機関の文献を読みまして、朝倉市、日田市で大きな災害があったところは山間部の中小河川からの災害だったんですね。ということは、私どもで言えば、この落合橋までは一生懸命いろいろなことがなされていて、それから上の北谷ダムまでの区間が今手つかずの状態にあるというのが現実だと思っています。じゃあ、ここは誰がするのかという話になったときに、今できることを市がやるべきだということをお伝えしたいんです。県のしゅんせつであるとか、護岸工事であるとか、さまざまなことがちょっと上流のほうはまだ手をつけていないけれども、下のほうはやっていますよということであるのであれば、市としてじゃあ市民に対してどういうことが発信できるのかということをご自分で考えていきたいというふうにごに立たせていただいています。

それで、お聞きをしたいのが、先ほどの市庁舎裏だけに限らず、昨年改めて危険想定箇所再調査とか、新たな危険箇所の洗い出しはされたのかどうか。それを各地域の自治会に情報発信を今されているのかどうか。共有したリスクを持って、その地域がじゃあどういふふうにごやっしていこうかというような話し合いがされているのかどうか。

例えば、双葉老人ホーム付近の護岸というのが侵食されたというのは去年の6月のお話であ

りました。ここから全くきちんとした工事ができておらず、いろいろな事情があるともお聞きはいたしましたけれども、仮の土のうが置いてあります。としたならば、今年の雨で耐え得るのかどうか。どういう雨量でどんなリスクがあるのかどうか。この1つ取り上げたとしても、地域住民に説明をしなければならないことというのはたくさんあると思うんです。情報共有をしなければならないことはたくさんあると思います。この点について地元へのリスクをどう伝えているかについてお聞きをいたします。

○議長（陶山良尚議員） 都市整備部長。

○都市整備部長（井浦真須己） ご指摘ありがとうございます。

実は昨年、豪雨の後、私どもも今まで河川の危険箇所については把握をしながらやってきたつもりでしたけれども、先ほどおっしゃっていただいたように、三条台の下、双葉老人ホームの裏の護岸が未設置のところだったりとか、あと御笠川の支流になりますが、大佐野川の県道から上の部分のかなり侵食というかそういうところも進んでいますので、そういう私どもで、また県で確認、気づいたところは県と市で、それとあと地元水利とかも入っていただいての現地調査をさせていただいてはおります。ただ、全部できているかということをもう一度もう少し北谷、内山あたりも含めたところでの点検は私のほうも今再度確認しなきゃいけなかったということは今反省をしながらお伺いしておりましたが、先ほどの双葉老人ホームの裏の分につきましては、議員のほうからおっしゃっていただいたように、護岸が侵食されていて非常に危ないということで、今年度工事をしてもらうように那珂県土のほうにお願いをしていましたけれども、結局去年の雨の影響もあって侵食が少し進んで、どうしても河川の区域内で工事ができなかったということで、用地買収を今年度させていただいてということで、少し時間がかかるということで今大型土のうとか、土のうを置いて、今回の今年の梅雨時期に備えるということの報告も受けていましたので、これにつきましては地元、三条などの自治会にはお話しに行って、周知をさせていただいているところですので、そういう危険箇所等々につきましては、地元のほうに、自治会のほうにもお話をさせていただいて、情報共有に努めてまいりたいというふうに思っています。

以上でございます。

○議長（陶山良尚議員） 9番小島真由美議員。

○9番（小島真由美議員） その双葉老人ホームの流域の件については、しっかりとリスクの共有をお願いしたいと思います。

さらにもっと上に行きますと、北谷ダムが県の管理でありますけれども、県の水防計画によりますと、ダムのリアルタイム情報の提供という内容がありました。今回これがどういうふうに変わっていくのか、教えてください。

○議長（陶山良尚議員） 都市整備部長。

○都市整備部長（井浦真須己） 北谷ダムにつきましても、県営北谷ダムですので、基本的には警報等がありましたら、県の職員が2名すぐついて、私ども公営企業担当のほうからも1名職員

を配置して災害に備えるという形は変わりなく続けていくということは考えております。ただ、済みません、県の水防計画につきましては、ちょっともう一度、この場で変わったということをおのほうがつかんでおりませんので、私も確認をさせていただきながら、今後のダム等々の災害には備えたいということをおし添えさせていただければと思っています。

以上でございます。

○議長（陶山良尚議員） 9番小島真由美議員。

○9番（小島真由美議員） これから一番大事になってくるのは、やはり防災というのは情報戦だと思います。今どういう状況にあるのかといういろいろな指数が、例えば土壌雨量指数というふうに先ほど部長からありました。それから、土壌雨量指数、土砂災害に対する指数であるとか、水害に対する指数であるとか、そういったものをどう本部がきちんと情報を受けて、それを精査をして地域ごとに発令ができるかどうか、こういう流れが一番理想的な流れになってくるのかもわかりませんが、県が要するに管理者であったり、市が管理者であったりするわけで、ここの連携をリアルタイムでやっていかないと、市民に伝わるときにはもう氾濫していたとか、さまざまな問題が起こった後になってくると思いますので、この情報のスピードをどうしていくんですかということをお聞きしているところでございます。

例えば、この北谷ダムについても、もっと詳しく聞きますと、緊急放流ということに迫られた場合、今まで迫られたことがあるのかどうか、去年はどうだったのかどうか、地域の方たちはこのダムについて、ダムがあるからという安心感のある概念なのか、それとも、いや、そうじゃないんですというようなダムに対する危機管理について、放流するときの情報共有、こういったことはどうなっているのか、お聞かせください。

○議長（陶山良尚議員） 総務部長。

○総務部長（石田宏二） 昨年の豪雨のときも、あともう少し遅ければ北谷ダムからの緊急放流というような事態も想定がされておったところでございます。現在、北谷ダムの管理者のほう、また水防本部長等を通じて市町村長へそういった場合には直接ホットラインが流れるというような仕組みになっているところでございます。

○議長（陶山良尚議員） 9番小島真由美議員。

○9番（小島真由美議員） だから、緊急放流という事態が本当はあったかもやもしれない、また今後もあるかもやもしれないというときのもう北谷地域とか、松川地域までどう波及するのかわかりませんが、その辺の一带の地域の方たちへのこの北谷ダムとの共存の仕方というか、そういったところも含めてしっかりと自治会には説明する必要があるのではないかと思います。

それから、おとしのこの北部豪雨の際で、一番いろいろな検証があった中で、この災害対策本部自体の反省点もたくさんありまして、先ほどありましたホットラインというものが県から来るわけです。そのいろいろなホットラインを集約するところ、それからいろいろな市民からの通報の電話を集約する方たち、手が足りずに、要するに現場に行けなかったとか、電話応対で非常に混雑したとか、本市としては昨年この本部の体制について、例えば災害において

も土砂災害の部門と水害の部門と分けてきちんと情報を精査しなくちゃいけないんじゃないかなって、電話は電話で若手の職員にきちんと対応してもらって、そこに手数がいかないうような形で動けるような人たちをたくさんつくっておくとか、何か反省点は、市長、指令長としては何かありますか。

○議長（陶山良尚議員） 市長。

○市長（楠田大蔵） 反省点、もちろん至らない点を挙げれば多々ある可能性があると思っておりますが、先ほどのご指摘のように、電話対応一つとりましても、やはり緊急時においてどういう部署にその電話がかかってくるか、そしてそれに対してどのような対応がうまくいき渡るのか、連絡体制がうまくいっているのか、そうしたことも出水期を前にレビューしなければいけないと改めて感じておりますが、基本的には先日6月1日にも机上の訓練を行いまして、そうした情報の収発班、そうした中でそのトップの担当部長を中心に、こうした情報をまず最初にキャッチをした人間がそのことをしっかりとメモをとり、そして担当に回していくというシステム自体はもちろん機能しておりますし、そうした本番のときにそうした機能が訓練のときのようにスムーズに行えるようにするために、人間の体制が十分であるとか、これまでの訓練が活かされているかということをもう一度出水期の前に見直しをする機会にもしていかなければならないと改めて感じております。

また、ホットラインにつきましても、気象庁から直接私自身にも携帯でやりとりするというシステムは、去年の私の就任直後でありましたけれども、事前のお顔合わせもさせていただいて、あのような雨が降るという情報も一定程度早い時点で直接にも伺い、そして避難勧告や避難指示につなげていったということ自体は、私はでき得る対応をとらせていただいたと思っておりますが、今回特にこの直前の時期に5段階の分け方自体が新たにされたということは、非常に市民の皆様にもまだ全て伝わり切れていないところもあるでしょうし、我々も初めての経験になりますので、この点も抜かりなく、ホットラインなどを生かしながら速やかなこうした対応がとれるように力を入れてまいりたいと、そのように思っております。

○議長（陶山良尚議員） 9番小島真由美議員。

○9番（小島真由美議員） 限られた人員と限られた予算の中でこの防災対策を全力でやろうと思ったときは、本当に大変な努力と、そして大変な知恵と協力が必要だということは重々わかっております。であるならば、その災害対策本部をより効果的なものに、そして市民にとって臨機応変に動きがとれるような、そんな災害対策本部としてどんどんどんどんやはり変えていかなければならないんじゃないかと思えます。

その中で必要なのが、さっきから申し上げていますが、やはり情報だと思うんです。この情報につきまして、朝倉市や東峰村では18の河川があったんですが、そのほとんどの川に水位計が取り付けられていなかったという教訓がありました。結局住民からの通報があるまで氾濫を確知できなかったという教訓なんですけれども、水位計や定点カメラがない河川においては、氾濫が迫る危険な状況の中、職員が現場に出向いて確認をしなければならないという

のが、本市でもこのやり方だと思っています。

刻々と状況が変化する豪雨災害から住民の生命を守るためには、地域ごと、河川ごとの細やかな水位情報の把握と迅速な情報発信が何より重要であると思っています。そこからまず防災力の強化につながっていくと思っているんですが、この水位計についても、本当に落合橋あたりに1カ所しかないという状況で、じゃあここから北谷までとか、大佐野のほうとか、中小河川であるとか、本体の御笠川の上流までも全然水位計がないなんてということというのは本当にどうだろうって思っています。

今、昨年から緊急予算が組まれて、政府のほうで国土交通省が昨年から2020年までの3年間で約3,700億円を投じて、この都道府県が管理する中小河川の豪雨対策を強化するという緊急治水対策プロジェクトというのを開始をいたしまして、その中のメニューに水位計とかもあるんですね。もちろん砂防ダムであるとか、河川の流下量を増やすような掘削であるとかさまざまなメニューがあるんですけども、この3,700億円が太宰府市にどれだけの恩恵があるのかというところが一つのやはり問題でありまして、まず水位計について、県がなかなか取りつけを厳しいようであれば、じゃあ市はどうやってここを補っていかうかとするときに、今国交省が危機管理型水位計というのを開発したということで、このことが載っておりました。これは市が手を挙げて、共同購入をして単価も安くなるということで、出水期の間だけ取りつけて、5分ごととか、2分ごととか、そういったところの推移の状況がわかり、それがI o Tを通じて、クラウドを通じて情報が共有できるというようなものでして、これがこの水位計が平成30年度から設置が進められております。このことはご存じなんでしょうか。

ちょっと質問が悪かったですね。

こういう県の対応を待たずに、市が独自で水位計を取りつけて、危険な地域を情報をいち早く災害対策本部に全部集約をして、そのモニターに全部映し出すぐらいのところも今自治体たくさんあるんです。これだけI o Tだの、AIだの、人工知能だの言っている時代の中で、今私たちの災害対策の中は人海戦術だけなんです。果たしてこれで市の防災ができるのだろうかというところがまずありまして、それでせつかくこういうふうな危機管理型水位計というものを国交省が開発をして、1基100万円以下ということで、どうですかということをご各自治体に提案しているみたいなんですけれども、本市としては採用されるおつもりがあるのかどうか、お聞かせください。

○議長（陶山良尚議員） 回答は。

総務部長。

○総務部長（石田宏二） 危機管理型水位計についての情動的なものは入ってはおりますけれども、まだ私どものほうはそこら辺の検討には入っていないというようなところでございます。

○議長（陶山良尚議員） 9番小島真由美議員。

○9番（小島真由美議員） この危機管理型水位計というのは画期的なもので、非常にコストも安く、5年間はいろいろなメンテナンスフリーということで、いろいろなことが考慮されてつ

くってあるんです。小さい自治体にも使いやすいような形でつくってありますので、ぜひ早急につけていただいて、この太宰府市の全地域がカバーできるような指数が目でわかって、ホームページに載せられたりとか、ある自治体では洗面器みたいな、たらいみたいな器の形があって、そこにだんだんだんだん水位が上がってきながら、目で図形化して、あと何cmで危険氾濫になりますよとかという言葉が出て、それがメールでプッシュ型配信されてとか、さまざまな知恵と技術を駆使しながらやろうとしているんです。若い市長今就任されて、こういったことは非常に情報についてもいろいろな先進的な自治体に学んでいただいて、どんどん活用していただいて、今令和で太宰府は注目を浴びていますが、一旦大きな災害になると、それどころじゃなくなって、もう一気にまちが沈んでしまいます。そういったことを考えますと、非常にスピード感を持ってやっていかなければ、この太宰府市の土地柄的にはすり鉢状の盆地でございますので、土砂災害のリスクと、それから河川の氾濫のリスク、浸水のリスク、冠水のリスク、多々ありますので、どうかこういったせっかく国交省がいいものをつくって、自治体にどうでしょうかというようなことも行われていますし、すぐにでも取りつけていただいて、もう少し多くの場所で水位の状況、護岸の状況、そして危険のリスクがどうなのかというものをわかりやすく収集ができる情報の整備をしていただきたいということをまずお願いをしたいと思います。

時間もありませんので、このマイ・タイムラインにつきましては非常に大事なことで、このタイムラインの中でも自治体がやるタイムライン、それから子どもたちや学校、そして家庭の中で行っていくタイムラインというもの、それぞれにあるんですけども、ここが一つ一つがきちんと同じような高さと醸成していくことによって逃げる力が養われるといったこういうものですので、市だけがやるとかではなくて、これはしっかりと各自治会に行ってご説明をいただきたいなと思います。

この土のうステーションについてでございますけれども、何かよくわからない説明だったんですが、800袋使ったということで、その処理の仕方もどうしたらいいか考えると。では、去年使った800袋はどう処理したんですかって聞きたいんですけども、今土のうステーションというのは、昨年冠水した地域もたくさんあるというふうに市長の答弁の中からありましたけれども、もう最初からある4カ月間なら4カ月間、出水期の間だけ、そこにもう土のうを置いておくんですね。住民一人一人が1人10袋まででお願いしますよとかって言いながら、また自治会がそこにとりに行ったり、自主防災組織がとりに行ったりとかしながら、わざわざ市役所まで、また市の職員に持ってきてとかというようなやりとりではなくて、身近なところに土のうを積んでおくというそういう自治体ももう本当に増えています。これは市が、あっ、ここが市もよく冠水に対して考えてくださっているんだなあという市民から見たときの安心感にもつながりますし、臨機応変なところで言えば、市職員の手数もそこまで半減するんじゃないかなとかとかというメリットのほうが大きいかなと思います。ずっと一年中置いておくのではなくて、ある期間限定で置くというような形で、土のうステーションというのを今各自治体つくっ

てあります。

このことについては先ほど答弁で研究調査をしていきますということでしたので、今回の出水期には間に合わないと思いますけれども、ただこれだけとびうめアリーナに1,000袋と、それから市役所に300袋という形であるならば、うまく分散をしながら、もう少し数量も増やして、もう少し分散をすれば、もう少しいい活用ができるんじゃないかなあというふうに感じましたので、ぜひこの件よろしく願いをいたします。

それから、最後になりますけれども、ヘルプカードにつきましては、県が今ヘルプカードを配付をしているということで、今部長のほうからも実物見せていただきました。場所によってはどうか、ほかの県では、ヘルプマークということでプラスチックでつくったものをもう既にかばんなんかに入れてぶら下げながら、そして乗り物であるとか、公共施設であるとか、さまざまなところに行くときに、何かの手助けが自然な形でお互いが共助し合えるような形でということで作られているんですけども、残念なことに福岡県は今ヘルプカードしかありません。このことは私ども公明党としても福岡県のほうにぜひヘルプマークのほうもしっかりつくっていただくように訴えていきたいと思っていますので、この防災ベストについてもぜひご検討いただきながら、いかに配慮者をスムーズに一緒に避難ができるように、また避難所でも過ごしやすくできるかということは目で見て、配慮者と、そして支援する側という形で、その辺がわかりやすくなればという思いでこの質問をさせていただきましたので、よろしく願いいたします。

今日質問をした回答を見てもよくわかったと思うんですが、建設、それから福祉、それから総務、これに教育部の防災教育も入る、またはり災証明の市民課が入るというような形で、全庁挙げて横断的な協議が必要なわけです。このことをしっかりと念頭に置いて、この防災対策本部というもののあり方を、市長が陣頭に立って、まずハード面でのそういったIoTを使った、少しでも、今ソフトバンクと共同でやっている実態もありますけれども、そういった発信力を上げることができないか、また災害対策本部自体の能力効率化をアップできないかどうか、そうしたことをしっかり副市長とともに考えをまとめていただいて、今回のこの台風のシーズン、しっかりと私たちも逃げる力を持つような形で醸成もしていきますので、どうか市としても全力でよろしく願いをいたします。

以上で一般質問を終了いたします。

○議長（陶山良尚議員） 9番小島真由美議員の一般質問は終わりました。

ここで14時5分まで休憩いたします。

休憩 午後1時50分

~~~~~ ○ ~~~~~

再開 午後2時05分

○議長（陶山良尚議員） 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、15番門田直樹議員の一般質問を許可します。

[15番 門田直樹議員 登壇]

○15番（門田直樹議員） 通告に従い質問します。

1項目めは、改元に伴う来訪者増への対応と課題についてお尋ねします。

御代がわりに当たり、新元号「令和」の由来が太宰府にあると明らかにされました。このことにより、全国からの来訪者は発表後の4月から激増し、市はもとより関係団体、地域は対応に追われています。駐車場や交通整理、来訪者への対応、観光回遊性など多くの課題がありますが、今後の見通しと対応についてお聞かせください。

2項目めは、都市公園の利用について伺います。

都市公園は規模や用途によって幾つかに分類され、それぞれ目的を持って管理運営されていると思料いたします。しかし、現実には一般市民が利用できない状況も散見されます。スポーツ専用の公園を除き、都市公園は市民に開放し、独占使用は認めるべきではないと考えますが、ご所見を伺います。

以上、再質問は議員発言席にて行います。

○議長（陶山良尚議員） 市長。

○市長（楠田大蔵） まず1件目、改元に伴う来訪者増への対応と課題についてご回答申し上げます。

新元号「令和」が発表されて以来、本市の誇り得る歴史に大きくご注目をいただき、多くの皆様にお越しをいただいております。大変ありがたいことでありましたが、全く予期せぬ事態に対応し、事故などでお祝いムードに水を差さないようにするため、4月、5月と連日細心の注意を払いながら、職員やボランティアの方々、氏子会の方々などに無理をかけ、駐車場確保や交通誘導員配置、広報対応などでかなりの出費ともなりました。その一方、一躍集まった大きな期待にお応えするとともに、出費に見合う一定の収入も得るため、時の旅人プロジェクトを急遽企画し、10連休通しての奉謝奉祝の記帳受け付けや令和の人文字のサポート、記念メニューメントふるさと納税、クリアファイル作成などを実行に移しました。思い起こせば怒濤の日々でありましたが、おかげさまで大きなトラブルなどもなく、多くの皆様をお受け入れし、ともに喜びを分かち合う演出や一定の収入確保にも成功し、報道対応なども含め、令和ゆかりの地太宰府としておおむね満足いただいたと考えております。

6月に入りましてようやく一息つきまして、これまでの取り組みについて分析、評価するとともに、課題を整理し、先日は安倍総理、菅官房長官にもご報告とご要望を行う栄にも浴してきたところでもあります。今後もこの好状態を一過性のものとせず、先日庁内で発足させました各部横断の令和プロジェクトチームなどを活用しながら、じっくりと令和のまちづくりを進めてまいりたいと考えております。

本市といたしましては、これを好機と捉え、さらなる史跡の歴史的価値を顕在化し、これまで以上に大宰府政庁跡を中心とした大宰府史跡を本市の魅力あるエリアとしてまいりたいと考えております。そのためにも、今議会で提案しております再有料化をぜひ実現させていただ

た上、政庁跡東にある大宰府展示館の充実を図り、史跡地特有の規制の緩和を実現することで、大宰府政庁跡のさらなる魅力化も図ってまいりたいと考えております。

次に、観光回遊性についてであります。滞在時間の延長、宿泊施設の充実、観光スポットをつなぐルートを複数つくる必要があると考えております。今までの太宰府観光の入り口は西鉄太宰府駅が主でございましたが、新元号発表以降、大宰府政庁跡に近い西鉄都府楼前駅、今年度整備します客館跡がほど近い西鉄二日市駅も観光の入り口として想定をされます。加えて、改元効果により太宰府天満宮から大宰府政庁跡までの歴史の散歩道や県道筑紫野太宰府線には多くの観光客の姿が見られ、観世音寺や戒壇院を訪れる方々も増えています。さらには、レンタサイクルを利用する観光客やコミュニティバス「まほろば号」、太宰府ライナーバス「旅人」で大宰府政庁跡バス停での乗りおりなど、土曜、日曜に限らず増加をしており、回遊性が生まれてきております。この好機を逃すことなく、市内各所を周遊していただけるようなマップやサインなどわかりやすい市内観光情報の充実、休憩所の検討、宿泊施設の誘致、公共交通の充実、シェアサイクル、レンタサイクルの充実などを図り、回遊性を高めてまいりたいと考えております。

○議長（陶山良尚議員） 15番門田直樹議員。

○15番（門田直樹議員） ありがとうございます。

本当に予期せぬというか、降って湧いたようなありがたいことではありますが、市長以下職員も大変だったと思います。ただ、この10連休以降、地元はもっと大変だったということもありまして、議会のほうには折々にいろいろとご報告はいただいております。先日もこのたび首相等々とお会いされて、お話しされたことなども詳しい内容もいただいております。

ちょっとまとめますと、特に4月にこれがわかって、いっぱい来られてということで、どれぐらいのことかと数値で、これはもう何度も質問なんかでも出てきていますが、10連休中に——これは連休明けです。とにかく4月以降、6万人以上来られていると。実は私、保存協会の評議員もやっとなんですが、平成30年度の一般が1万2,000人ほどで、特に4、5月に限って言えば約1,500人というふうな——今からこれ審議するんですが——ということは40倍ということですよ。ちょっともう通常の対応ではとてもさばき切れないということもあって、いろいろと今後予算措置等々もあるのかとは思いますが、まずこの10連休の中の対応で、今市長の第1答目にもございましたけれども、クリアファイルとかモニュメント、こういったものでまずはとにかく何かやろうと。もうけというよりも、とにかく太宰府をより意識していただくということもあると思います。あるいは、ふるさと納税にかかわることですか、市内回遊のそういうツアーを計画されたりとか、ちょっとぴんとこんのですけども、また詳しくわかったらお示してください。

ところで、その中で駐車場の確保であるとか、地域の負担とかということが表に出てきております。それに対して市としまして、報告を受けとる分でございますと、市の職員による文化

財の技師さん等によりまして坂本神社における解説であるとか、あるいは駐車場の整理、あるいは誘導であるとか、そういったものを具体的にされているということで、ちょっと幾つか、まずこの市職員の配置、この神社周辺に2名を配置し、安全確保を図るということですが、今もやっているのか、いつまでやるのか、あるいは曜日を決めているのか、その後の変更。

それから、展示館については、16時半で閉館ですけども、前回は協議会で説明がありましたけれども、17時までとりあえず延長をされた。その後、この時間はどうなっているのか等々、まずこの2点聞かせてください。

○議長（陶山良尚議員） 市長。

○市長（楠田大蔵） 事実関係でありますので、ちょっと私が不足ありましたら担当からも補足をさせますが、まずは駐車場なり、職員の配置などでありまして、4月、5月は基本的には特に10連休は職員もかわるがわるの休みを返上してといたしますか、10連休中もかわるがわる出勤をして交通整理などにも当たってくれました。真っ黒に日やけしながら頑張ってくれたわけでありまして。

そうした中で、5月後半に入りまして、人出も少しずつ落ちついてまいりましたので、職員については基本的にはこうした配置は今解いておりまして、もちろんただ交通誘導員の方々のさまざまな動きなども確認をする必要がありますので、土日に担当もそうした状況を見ながら、逐一私にも報告を入れてくれていたところでありまして。

6月に入りまして臨時駐車場も少し縮小をし、また交通誘導員の方も一旦今は雇用を抑えておりまして、今推移を見守っているところでありまして。それでもなお、やはり土日も担当の職員が見回りをして、状況などは逐一報告をし、課題があればその是正に努めてくれているところでありまして。

また、展示館の開館時間でありまして、先ほど申した記念モニュメントやクリアファイルの販売や記帳、こうしたものを9時から5時、大体わかりやすい時間としてそうした時間でテントを張って行っておりましたので、肝心の展示館のほうも17時までぜひ開館していただきたいということでその歩調を合わせておりましたが、10連休が終わった後は通常の16時半までといたしておりまして、月曜が閉館ということはそのまま続けているところでありまして。

まずは以上です。

○議長（陶山良尚議員） 15番門田直樹議員。

○15番（門田直樹議員） 要はこのブームがいつまで続くんですかね。ここが大事だと思うし、恐らく市長以下いろいろご検討されているとは思いますが、現状が大変だから、それに合わせてというて、この先がなかったら何のためにやったのかわからんし、実際どこだったですか、鹿児島だったかな、どっか何かNHKの大河ドラマで非常に人気が出て、ある家屋を物すごい人が訪れるんで、駐車場もつくって、トイレもつくってということをしたら、ぱたっと誰も来なくなったそうですね。そういうのもあるかもしれんけれども、しかしちょっと規模が違っていると、事が。令和というこの御代がわりに伴う非常に誇らしい事柄であるので、要はこのまま何もしな

かったらやっぱり右下がりでしょうね。それがどういうふうに出たのか知らんけれども、この前展示館の有料に当たっての委員会審議の中で、この先の来館者の予定を聞くと、大体想像したような右下がりのことを考えてあると。それでいいと思うんですよ。やはり厳しいほうに考えるべきだと思います。

それはしかし、今のままだったらの話であって、やはり先行投資といいますか、本当にこういったものを続けるんだったら、私だけじゃなくて皆さんいろいろな回遊であるとか、地域のいろいろなほかの文化財、資源の掘り起こしとあわせながら何かやるべきじゃないかということで、例えばこの今坂本神社が大伴旅人邸ではなかろうかというふうなことです。ほかにも二、三あると。いずれも近くですよ。そこをめぐる何か、謎の何かツアーを、そんなこと私がここでもう言うこともなかろうけども、いろいろ考えて、そしてその辺を政庁一帯を複合的に活用すると。資産として活用するという考えです。その中で、今回総理ともいろいろお話をされて、これもありがたい、あそこで何か喫茶店でもせんねみみたいなことも言われているようで、ありがたいことなんで、そのためには規制を緩和せないかんわけです。そのために今後どういうふうなことを考えているというか、もうお願いだけじゃなくて、やはり例えば一例、この坂本八幡宮に関しましても、宗教行為であるから行政はタッチできないであるとか、周りが史跡地であるから有料は難しいとか、いろいろ理屈はいっぱいあります。マイナスの理屈は山ほどあるけれども、そこを乗り越えて何とかやっていく。全国、私どもが視察等でも行くことはあるんですけども、いろいろな宗教都市というか、善光寺だとか、善通寺であるとか、伊勢であるとか、大社であるとか、もうあちこち日本中にあります。そして、それはきちんと憲法に抵触しない形で共存しとるわけです。もちろん私どものところには太宰府天満宮という胸を張るものがあるんですけども、しかしながら天満宮さんは物すごい強いわけですよ。もうこっちが支えてもらっとるかもしれん。で、坂本神社はどう見ても、こんなこと言うたらあれですが、やっぱり地域の習俗としてずっとお守りをされてあるという形ですから、同列にはやっぱり論じるわけにはいかないと思うんです。やはり行政が何らかのことをせず、じゃあおまえどうしたらいいんだって言われたら、私も答えがないんですが、何かこの先このままで行くのか、もう少し何か先へ進んだことを、先ほど一番最後のほうで何かそういうふうな委員会というか審議会かというお話も出ましたが、何かそういうことも案としてたたきに乗せるのでしょうか、聞かせてください。

○議長（陶山良尚議員） 市長。

○市長（楠田大蔵） ありがとうございます。さまざまなご指摘をいただきまして、まさにおっしゃるような課題なり、取り組むべきヒントをいただいたわけではありますが、これまでも、これからも、例えば旅人邸の点もありました。我々としましては、決して坂本八幡宮に旅人邸があったと特定しているわけではもちろんありませんので、そうした中でさまざまな説があることを例えば何かイベントの中で議論をしていただくとか、それを回っていただくということも大変重要なご指摘だと思います。そうしたものを例えばふるさと納税の返礼品として、今コト消

費ということでよく表現をされますけれども、これまでのようなやはり農産物とかそういうものでは太宰府はなかなか難しい、競争力が低いところもありますので、実際にそうした体験をしていただくような周遊型のツアーをこちらから企画をして、参加をしていただいて、そうした中で民間の方もそうした企画にいずれ参加をしていく、移行していくなど、そうした中でさまざまなこの史跡地の魅力を感じていただくような工夫もしていくとか、例えばあり得ると思っております。

本来、太宰府市、大宰府政庁跡自体、1,300年を超える歴史というものはもともとある歴史でありまして、かねてより市民の皆様初め宣伝を重ねて、そしてその意義を誇りを持って皆さん宣伝をされておりましたけれども、なかなか今までは注目が十分ではなかったという中で、この令和で新たに注目が集まったということは大変なチャンスでありますので、そのために今後そうしたお客様を呼び込む工夫をしていく必要があるだろうと思っております。そのためにも、まずはこの史跡地自体の魅力化をどう図っていくかということも重要だと思っております。政教分離の問題などもありますけれども、坂本八幡神社自体が史跡地の中に位置するわけでありまして、そうした史跡地の中の一体化の議論として、大宰府政庁跡一帯の中で、大宰府展示館なり、この坂本八幡さんなり、こうしたものを全て包含をしながら、この地域の魅力化をする上ではやはり規制緩和というものは欠かせないと思っております。

先日はそうした官邸で総理、また官房長官に問題提起をし、そして関心を持っていただくということが最も大きな目標だと思っておりますし、そこにご同席をいただいた地元選出の原田環境大臣もこの件についてはもちろん関心を持っていただいておりますので、今後はやはりこの規制緩和に向けて、7月には全史協、史跡地の協議会の私も全国の副会長としての役もいただいておりますので、原田大臣もその議員連盟側の事務局次長もお務めでありますので、そうした機会も生かしながら、今度この規制緩和というものをテーブルに乗せて、太宰府のみならず全国的にこの史跡地を有効に活用する中で観光客をお呼びをし、そして維持、保存のためにも採算がとれるような、利益を生めるような史跡地というものに変えていくことを我々が先頭に立ってこれから提言をしていく、そうした本当の活動に入っていく時期にもうそろそろ入ってきたかなあと思っておりますので、先ほど申した令和プロジェクトチームなど、そうした中でイベントなども企画しながら、そしてこうした法的な問題、規制緩和についても積極的にトップリダーとして取り組めるように頑張りたいと思っております。

以上です。

○議長（陶山良尚議員） 15番門田直樹議員。

○15番（門田直樹議員） ありがとうございます。

保存と活用という並べると何かすつと行きますけれども、実際は対立するような概念だと思えます。保存しながらどう活用するかということですが、今度文化財保護法が改正になって、文化財の保存活用地域計画を令和2年度中につくられるということですが、文化財保護法の改正のポイントですけれども、まずは自治体に計画の作成を求めると。地域計画の策定です。ま

た、文化財の所有者への作成を求めてあったり、特に文化財保護業務を教育委員会から首長部局、首長のほうに移管することができるのではよ。これをどうするかというのは今後の議論ですけれども。そういうふうな中で、今までの文化財といえば、簡単に言えば日常的な散歩であるとか、保育所、幼稚園や児童・生徒などによる遠足であるとか等々、そういうふうなことぐらいで終わっていたんですよ。今まで説明とか報告もそこまでだった。もっと進んで、私はいつも思っているんですが、要は文化財は大事です。大事ですけれども、それは地域があって初めて生きてくる。住民があって初めて生きてくると思うわけです。ですから、地域が、住民が主人公であるという考えは大事だと思うんです。その中でどうやってやるかと。あれもだめ、これもだめの中で、例えばあそこの特別史跡の中で市民まつりやっていたわけでしょ。そして、あそこに業者も来て営業していたわけでしょ、現実には。そんなことは国が認めたのかどうか、報告したのかどうか、そういうことはもう置いて、そういうこともあるわけです。本気でやろうと思えばいろいろやれるし、そういった中できちんとそういうふうな財源も確保しながら、そして何よりも地域住民が疲弊しないような、そしてずっとこのままこういうふうな傾向が続いていった中で、周りもみんなこれがいいなあと思えるような、そういうふうな行政を進めてください。

1 問目は終わります。

○議長（陶山良尚議員） じゃあ、2 件目お願いします。

教育部長。

○教育部長（江口尋信） 次に、2 件目の都市公園の活用についてご回答いたします。

議員ご指摘のとおり、公園につきましては、設置目的に応じて公園としての機能を十分発揮することができるように設置、運営されるものだと考えておりますが、中には市民の方から公園施設のさらなる開放を希望する都市公園があることは十分認識をしているところです。生活の中の休養、散歩、憩いの場として、あるいは家族や友人との遊戯、集いの場などとして身近な地域にある公園をもっと利用したいという声があることにつきましては、重く受けとめておるところでございます。今後、市民の声に耳を傾け、思いをしんしゃくしながら、関係機関や団体等とも協議を行い、多くの市民が利用しやすい公園となるようにしたいというふうにご考えております。

以上です。

○議長（陶山良尚議員） 15 番門田直樹議員。

○15 番（門田直樹議員） 状況等はよく把握はされてあると思いますが、幾つか質問をいたします。

まず、本市の条例、公園条例ですけれども、第 1 条の 4 の各号ありますが、第 4 号に該当する公園はどこどこか、お示してください。

○議長（陶山良尚議員） 都市整備部長。

○都市整備部長（井浦真須己） 公園管理といいますか、全体の管理というのは建設課のほうでや

っていますので、私のほうから回答させていただきます。

今議員おっしゃった公園条例の第1条の4の第4号に該当する公園につきましては、総合公園としては該当していないというふうに私どもは捉えていて、主として運動の用に供することを目的とする公園として、大佐野スポーツ公園、北谷運動公園、少年スポーツ公園、松川運動公園の4カ所が該当するというふうに捉えております。

以上でございます。

○議長（陶山良尚議員） 15番門田直樹議員。

○15番（門田直樹議員） ということは、この第1条の4の第4号というのは、これは運動公園だけということですか。

○議長（陶山良尚議員） 都市整備部長。

○都市整備部長（井浦真須己） おっしゃるとおりです。総合公園という捉え方は、私ども、135ある公園の中で総合公園という捉え方はしていないというところでございます。

○議長（陶山良尚議員） 15番門田直樹議員。

○15番（門田直樹議員） 総合公園、運動公園というのは、いわゆる基幹公園ひっくるめて、その中でそういう表現をするか、しないかということだろうと思います。どこからどこまでというのが多分区別が難しいのかもしれませんが、わかりました。

そしたら、私は、この中ではっきり条例の中で4つの運動公園、松川、北谷、大佐野、そして水城の少年スポーツ公園はスポーツ公園、運動公園としてはっきり定義されています。残る2つがいわゆる総合公園であるという私は認識なんです。それぞれでこの辺はずれても別に構わないと思います。その中で、梅林があります。これも料金を取ってやったりもするんですが、梅林と歴史スポの多目的では、どっちもあります。梅林は大きいグラウンドの向かって右側にあります。それと、もう一つの歴史スポの多目的広場はかなり違うと思うんですが、その位置づけについてどんなふうなお考えか、聞かせてください。

○議長（陶山良尚議員） 都市整備部長。

○都市整備部長（井浦真須己） 今議員ご指摘のとおり、やはり配置的なものは今おっしゃったとおり違うんですが、実際に梅林アスレチック公園は比較的郊外に設置されておりまして、それと多目的広場と遊具とか、市民の方が憩う場所というのが区別をされている部分があるというふうに捉えているところでございます。歴史スポーツ公園につきましては、もう位置的なものといえば、もうご存じのとおり、住宅地とか、非常に住まいと隣接しているというところに配置をされていて、しかも多目的広場と遊具とか、憩うところが非常に近いというところの配置をした公園だというふうに認識しているところでございます。

以上でございます。

○議長（陶山良尚議員） 15番門田直樹議員。

○15番（門田直樹議員） そうですね。まず、公園の配置、場所が違うと。梅林はどっちかというところと車で行って、何らかの競技等々を目的に行く。あるいは、立派なアスレチックがあります

ので、あるいはトレッキングコースもあります。そういったところにそれを目的でそれぞれ行かれることが多いと思います。それに対しまして、こっちの歴スポのほうは、本当のもう住宅地の真ん中というか、接してあるわけです。たくさんの方がいろいろな目的で来られるでしょうけれども、ここの条例のその第4号にも書いていますが、休息、観賞、散歩、遊技、運動等云々って。この順番にやっぱり意味があると思うんです。これは恐らく一番頻度が高い順に書いてあると思うんです。公園ってこんなもんでしょ、基本は。というふうな認識のもとで、それが都市公園であると。その中にただ運動公園も入っているというふうな私は認識なんです、その中で管理人を置いている公園は幾つございますか。

○議長（陶山良尚議員） 教育部長。

○教育部長（江口尋信） 管理人を置いているという公園につきましては、梅林アスレチック公園と歴史スポーツ公園、北谷運動公園、松川運動公園の4つ置いているということです。

○議長（陶山良尚議員） 15番門田直樹議員。

○15番（門田直樹議員） そうですね。特に当日の受け付けもあるようなところはもうおられないと、同じ運動公園でも置いていないところあるけれども、それは鍵のあけ閉めだけで事足りるところは要らないけれども、そうでないところは、複合の施設、例えば歴スポですと、弓道場、相撲場、あるいはテニスコート等々ありますから、やはり管理人さんがおられないとこれが利用ができないということですが、そうしますと、その中で、これも条例ですけども、第6条第1項の各号に該当するような事象はございますか。

○議長（陶山良尚議員） 教育部長。

○教育部長（江口尋信） 全てを把握して一つ一つを挙げるわけではございませんけれども、例えば施設の中のネットの破損があるとか、それから植えてある芝生が剥がれているというような状態につきましては、私どものほうでも確認をさせていただいております。

○議長（陶山良尚議員） 15番門田直樹議員。

○15番（門田直樹議員） 不慮の事故といいますか、うっかりということもあるとは思いますが、それでまたたくさんあるし、今までの年月考えたらたくさんこういうことあったと思いますが、特に問題、例えば第1号、第2号、第3号、第7号等々に関して、何か重大なというか、問題になるような事象は特には認識ございませんか。

○議長（陶山良尚議員） 教育部長。

○教育部長（江口尋信） 今議員がおっしゃったようなことだろうと思います。本当にこれまでの長い使用の中で、先ほど言いましたことが顕著な例として挙げさせていただいているもので、一つ一つについて、それぞれの号についてということにはちょっと難しいんですけども、これまで使用された中でということで先ほどお答えさせていただいた分です。

○議長（陶山良尚議員） 15番門田直樹議員。

○15番（門田直樹議員） 今までのことは今までとしましても、こういうことがないように、そのために管理人さんがおられてということで、管理人さんは何かあったときにどう対応してい

いかということで、その対応マニュアル等はきちんとあるのか、あるいはそういうふうなレクチャーというのは受けてあるのか、お答えください。

○議長（陶山良尚議員） 教育部長。

○教育部長（江口尋信） それぞれの公園ごとの例えば議員言われたような専用のマニュアルというんですか、そういったものは置いてございません。今私どもとしては持ち合わせておりますのは、例えば社会体育施設全般の使用に係るような体育施設使用許可条件とか、それとあと有料公園施設について、その管理運営について定めております太宰府市有料公園施設管理運営規則等は持ち合わせております。ただ、議員がご質問されたようなそれぞれの公園ごとの専用のマニュアルというのは持ち合わせてございません。

○議長（陶山良尚議員） 15番門田直樹議員。

○15番（門田直樹議員） いわゆる常識的な内容のことというのはもちろんそういうものが存在すると思いますが、やはり何かあったときに、これもおおむね指定管理者さんです。指定管理者がまたそういうそ独自の——市とはもう直接関係ないです、そうなってくると——そういうふうな職員さんを雇ってこういうふうなことに当たるわけですから、少なくともすぐに連絡がとれるように、市の責任者が対応できると、場合によっては、そういうことも必要と思うんですが。

また、都市公園法の中で、都市公園台帳第17条にあるんですが、これを作成し、保管しなければならぬと。本市でいきますと、条例の中にはないんですけども、緑地管理要綱の中にこの管理台帳第3条で作成するものとあります。これは同じものですか。そして、これはきちんとあるのか、聞かせてください。

○議長（陶山良尚議員） 都市整備部長。

○都市整備部長（井浦真須己） 今の議員おっしゃるとおり同じものと捉えておりますが、都市公園の台帳につきましては、平成15年3月に作成してございます。それを今現在も使用しながら、少し変更があれば担当職員でというところでさせていただきながら作成はしておるところでございますけれども、やはり15年以上たっていることもあって、少し現状とやはり違うというところもありますので、これは実際に監査のほうからも指摘を受けている部分はございますので、その辺の公園の台帳整理というのはやっていく必要があるというふうには考えております。

以上でございます。

○議長（陶山良尚議員） 15番門田直樹議員。

○15番（門田直樹議員） この公園台帳というのは、もう樹木の一本一本、そして地面の状況等々細かく記載せないかんものだと思います。ただ、たくさんある公園で、職員の数も限られるし、ただ何でもそうだけれども、いわゆるマスターとトランザクションといいますか、台帳があるんだったら、それに対する修正というのを一緒にくっつけとけばいいわけでしょ、一々それを全部変えんでも。それがたまとつけば、いざとなったらそれはぼんって変えられるし、

そしてそれが現場も、それぞれの長とつく方々も皆さんそれは共有せないかんということで。特に例としまして、ここへ歴史スポーツ公園のパンフレットあるんですが、広い公園ですが、この池の面積はこの公園の面積に算入されますか。

○議長（陶山良尚議員） 都市整備部長。

○都市整備部長（井浦真須己） 池につきましては、修景施設として池の面積に算入をさせていただいているところでございます。

以上でございます。

○議長（陶山良尚議員） 15番門田直樹議員。

○15番（門田直樹議員） 入るということであれば、例えば運動施設は100分の50です。それから、建築面積は100分の2等々あります。そうすると、まずこの面積だけ見ると、多目的広場がこれが運動施設であるとするなら、これは50を軽く超えてしまうと目視しただけで思うんですが、数字を出してもらってもいいですけども。また、あるいはここで建物というたらもう巨大なホテルでも建つような理屈になります。その辺は何かちょっと違和感があるんですけども、それは県ともきちんと協議をされて、合意の上でそういうふうなご認識なのか、聞かせてください。

○議長（陶山良尚議員） 都市整備部長。

○都市整備部長（井浦真須己） 今おっしゃっていただいたように、県のほうにも確認しまして、その当時の状況はわかりませんが、現在の確認をさせていただいて、池のほうはこの面積に算入をさせていただいていますということでの協議といたしますか、お話をさせていただいているところでございます。

○議長（陶山良尚議員） 15番門田直樹議員。

○15番（門田直樹議員） わかりました。

それでは、現在これは特定の公園のことを言っているわけじゃございませんけれども、公園施設以外の工作物等による占有、都市公園法で言いますと、とにかく私物による占有が、確認はともかく、そういったことを認めているのか、認めていないのか——現在です——お答えください。

○議長（陶山良尚議員） 都市整備部長。

○都市整備部長（井浦真須己） これまでは公園施設以外の工作物等については、占有ということ認めていた部分もございまして、現在につきましては、占有ということではなくて、現状に台帳に載っていない部分についての移設とかそういうことも、先ほど申しましたように監査のほうからも指摘があっている部分もございまして、その件については対応をしていきたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（陶山良尚議員） 15番門田直樹議員。

○15番（門田直樹議員） 認めていないということですね。もう一回確認させてください。

○議長（陶山良尚議員） 都市整備部長。

○都市整備部長（井浦真須己） はい、そのとおりでございます。

○議長（陶山良尚議員） 15番門田直樹議員。

○15番（門田直樹議員） そういう中で、競技団体の占用使用で一般市民が広場を使えないという状況が見られます。いろいろネット予約で確認なんかもしますけれども、もうほぼ全ての土日、祝日が終日押さえられていると。仮に団体が押さええているにしても、うちの条例でいくと、1目的3時間です。なぜ終日それが押さえられているのか、もう少しわからないので説明していただきたいのと、こういう状況がいいのか、悪いのか、その辺のことをご所見をお聞かせください。

○議長（陶山良尚議員） 教育部長。

○教育部長（江口尋信） おっしゃるとおり、3時間という規則がございます。その中で、教育長のほうが認めるという、教育委員会のほうでそういったことでそれ以上を認めるということもできるという条項がありますので、実際にそこに書いてある3時間以上を使っているという団体はございます。

今おっしゃったように、有料公園施設というのを有する公園があつて、その施設を利用者が使用すると。当然押さえ使用されているわけですので、そこで一般市民が利用できないという状況が生じているということがあります。私が最初に冒頭でご回答をいたしましたとおり、今後とも多くの市民が利用しやすいというところの視点で考えて、現在まずはということで、月に1回、土曜と日曜を開放日とするということで、市民の利用を促すような取り組みはさせていただいているところでございます。

○議長（陶山良尚議員） 15番門田直樹議員。

○15番（門田直樹議員） つまり市民開放日です。というのは、通常は市民は解放されていないのかなあ。何かおかしいと思うんです。言葉なのかもしれんけれども、市民が使っていないとか、いけないとか自体、そもそも何なのかな。都市公園でしょ。近隣住民、市民がここに挙がるような休息であるとか、遊戯であるとか、そういったことに使えないと。たまには使わせちゃるぞというふうな話でしょ。だけれども、そのことはちょっと置いときましょう。今後どのように進んでいくのかということで、今後の経緯を見たいと思います。

そこで、先ほど言いました運動公園だけでも4つはあるわけです。そして、小・中学校全部で11校あります。そういったところのグラウンド等はないのかな。もうどうしてもないのか、その辺を聞かせてください。

○議長（陶山良尚議員） 教育部長。

○教育部長（江口尋信） 大まかに言ってしまいますと、それはやっぱり土日はかなり混み合っていて、平日はあいている状況です。ただ、それぞれの場所によって違いがありますので、例えば一日を1と、土日だけに限って5月のケースで言いますと、例えば大佐野スポーツ公園でしたら大体4分の3ほど土日は埋まっているような状況です。これ5月です。それから、松川で

したら十分まだまだ使用が可能であるというふうにはなっております。それから、北谷運動公園につきましては、大体4割ほどあきがあると。太宰府の少年スポーツ公園については、もうほぼあきがないような状況でございます。ですので、それぞれ運動公園につきましては、場所によって土日だけで言いますと利用率が少し違ってくるといような状況です。

小・中学校ということでしたけれども、中学校はほぼ大体19時からの使用しかできないんです。土日につきましては部活動がありますので、ほぼここは部活動が使用するというので貸し出しはしておりませんので、小学校についてだけお答えをさせていただきますと、これは7校押しなべて平均ですけども、土日でいくと大体2割弱ぐらいです。あとの大体8割ぐらいは埋まっているような状況です。平日ですと、65%から70%ぐらいは使えるのではないかなというふうに思っています。今申し上げた数値は、あくまでも5月ですけども、おおよその傾向としては十分見てとれる数値じゃないかなというふうに思っております。

○議長（陶山良尚議員） 15番門田直樹議員。

○15番（門田直樹議員） 北谷、松川という立派なグラウンド、競技場があるんですけども、やっぱり遠いということ、便利が悪いということかもしれませんが、北谷に関して言えば、上の多目的広場なんて芝生張った立派なのあるんです。中には市民がもう知らない方もおられるかもしれんけれども、あの芝生の維持だけだから年間相当のお金使つとるんです。大いにそういうふうなところを使うように促していただきたいと思うんですよ。

それと、こういうふうなところを使うというか、運動公園というのは、基本的に全部セパレートされているわけですよ、ボールが飛んでいかないようにとか、危険がないように。ところが、この総合公園に関しては、もう一緒にやっています。その中で、遊んでいたらボールがぶつかったと。何かいろいろあると思います。そういうふうなときの責任はどうなりますか。どうお考えですか。

○議長（陶山良尚議員） 教育部長。

○教育部長（江口尋信） 総合公園というのは、おっしゃるように法律上、公共の福祉の増進に資するということが大きくうたわれていますので、そういった目的を考えましたときに、やっぱり事故というものはこれはあってはならないというもので、我々としては未然に防ぐべく努めるべきだというふうに考えております。

事故につきましては、やはり一件一件それぞれさまざまな原因とか要因が考えられます。それから、誘引というものもあるというふうに思っております。それで、事故の詳細な状況を踏まえながら、加害者だとか、それから設置者である市などが被害者と協議をしながら、その責任を明確にしていくべきものだというふうに捉えております。

○議長（陶山良尚議員） 15番門田直樹議員。

○15番（門田直樹議員） では最後に、都市計画法にあるこの基本計画、多分これはうちにはなかったと思いますが、また公園の運用等々に関して必要な協議を行うための協議会第17条の2にあるんですが、こういったものはございますか。

○議長（陶山良尚議員） 都市整備部長。

○都市整備部長（井浦真須己） 今ありました基本計画等協議会につきましては、太宰府市のほうではございません。

○議長（陶山良尚議員） 15番門田直樹議員。

○15番（門田直樹議員） 今お話をしよっても、2つの部に分かれてどうしてもお答えを伺ったりせないかんし、なかなかやっぱりそれぞれいろいろな過去の経緯とかいろいろお考えあって、難しい面があると思う。そういうときにはやはり外部の識見者なり、関係者なり、そういった者を集めたこういうので一定の結論というか、お考えを示していただくのも一つの方法かと思う。

今回はあくまでもどういうふうなことですかとこの事実と申しますか、お考えと現状の確認をさせていただきました。私も知悉しとるわけではございませんので、本日のお答えをもとにもう一度用途、現状を調べて勉強して、質問があればまたさせていただきます。

終わります。

○議長（陶山良尚議員） 15番門田直樹議員の一般質問は終わりました。

ここで15時5分まで休憩いたします。

休憩 午後2時51分

~~~~~ ○ ~~~~~

再開 午後3時05分

○議長（陶山良尚議員） 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、14番藤井雅之議員の一般質問を許可します。

〔14番 藤井雅之議員 登壇〕

○14番（藤井雅之議員） 議長から発言の許可をいただきましたので、通告しております国民健康保険税及び事業について、2点質問させていただきます。

まず1点目に、本年4月の保険税の引き上げの影響についてお伺いいたします。

国民健康保険税は、医療保険分、後期高齢者支援金分、介護保険分の3本柱で構成されています。太宰府市では、平成28年度から3本柱のうちどこかが前年度よりも改定され、事実上保険税の連続引き上げが行われている状況です。従来、国保は、被用者保険に加入しない自営業者や農林水産業従事者の公的医療保険として認識されてきましたが、近年は雇用や労働の状況変化、産業構造の変化により、75歳以上の方が後期高齢者医療制度に移行したことも影響して、無職者や組合健保や協会けんぽなどの被用者保険の加入対象とならない方々、いわゆる派遣やパートといった非正規雇用の方が多くを占めている状況です。加入者の所得水準で比較すれば、国保は公的医療保険の中では低い状況と思いますが、太宰府市において、この間行われてきた保険税の連続引き上げで加入者への影響を検証されたことがあるのか、あるのならば、そのことへの認識についてお聞かせください。

次に、保険税（保険料）率の統一化についてお伺いいたします。

安倍政権は、5月31日までに、今でも高過ぎる国民健康保険税の大幅値上げを狙って、市区町村ごとに異なる保険料率の都道府県内での統一を促すための新たな誘導策の検討を始めました。この間国保税は、国が国庫負担を抑制し続ける中で高騰し続け、市区町村の各自治体は、独自の公費繰り入れで国保税を軽減してきましたが、政府は、それら住民生活を守るための努力を敵視し、2018年度からスタートした国保の都道府県単位化で公費繰り入れの削減、廃止による大幅な連続引き上げを迫る仕組みをつくりました。同時に、保険料率の統一化を将来的に目指すことも都道府県に求め、市区町村の努力をやめさせようとしています。5月31日に開かれた経済財政諮問会議で提言がなされ、政府は統一化に取り組んでいる事例を参考にし、検討を本格化させる流れになってはいますが、今でも高い保険税がさらに高騰する懸念が拭えません。今後、太宰府市において、保険料率の統一化の動きに対してどういった立ち位置で対応していかれるのか、考えのご答弁を求めます。

再質問は議員発言席で行います。

○議長（陶山良尚議員） 市長。

○市長（楠田大蔵） 国民健康保険税及び事業についてご回答申し上げます。

令和元年度の国民健康保険料率につきましては、平成31年1月に県から提示されました納付金額及び標準保険料率などを参考に、国民健康保険運営協議会の答申を反映した上で国保料率改定案を策定いたしまして、本年太宰府市議会第1回定例会におきましてご承認をいただいたところであり、保険料率の引き上げの影響を考慮しながら、国保財政の健全で安定的な運営に努めているところであります。

また、平成30年度から新たに都道府県が市町村とともに保険者となるなどの国保制度の大改革が行われ、はや1年が経過いたしました。この改革の中で、国は、将来的に保険料水準の平準化を目指すことも掲げておりますが、既に県単位で保険料率の統一を実施した都道府県もある一方、大半の都道府県では、時期を明示せず、医療費水準の平準化、赤字の削減、解消などを踏まえ検討するとされております。現時点で福岡県内の均一化への動きは示されておませんが、今後も引き続き県内の均一化の動きなどに注視をしながら、適正な国保運営を行ってまいりたいと考えております。

詳細につきましては、担当部長から回答いたします。

○議長（陶山良尚議員） 市民生活部長。

○市民生活部長（濱本泰裕） それでは、詳細につきまして私からご回答を申し上げます。

まず、1項目めの本年4月の保険料引き上げの影響についてでございますが、先ほど市長が述べました国保料率の改正につきましては、広く皆様にご負担増をお願いする一方で、中間所得層の被保険者の負担に配慮し、基礎課税額に係る課税限度額の引き上げと軽減判定所得の拡大を行うものでございました。改正料率に基づきまして、賦課期日であります本年4月1日現在で算定いたしましたところ、国保税調定額総額が15億2,742万2,800円となっております。これを被保険者1人当たりで換算いたしますと年間10万641円に、1世帯当たりで換算をいたし

ますと年間16万208円となり、保険税引き上げ前と比較いたしますと、1人当たりで約2.1%、世帯当たりで約5.2%、それぞれ増となっております。

また、所得の低い方々への対応といたしまして、本年4月から地方税法の一部改正に合わせまして、所得と世帯人員に応じて保険税の軽減判定所得の見直しを実施しており、2割軽減または5割軽減世帯の軽減基準額の引き上げを実施したところでございます。

国民健康保険税は、国民健康保険制度運営の根幹をなすものでございまして、国保財政の健全な運営を図るために被保険者の皆様にご負担いただく基本財源であるとの認識に立っております。現段階で加入者への影響の分析は実施しておりませんが、現年分と滞納分を合わせた収納率を見ますと、ほぼ横ばいとなっている状況でございます。低所得の世帯の方にも一定の医療費がかかっておりますことから、何らかのご負担をいただくこともやむを得ない一方で、今後とも保険税の引き上げによる被保険者の負担能力などへの配慮をしながら、公平かつ適正な賦課徴収に努めてまいりたいと考えております。

次に、2項目めの県単位での保険税統一の動きへの認識についてでございますが、福岡県では、国保制度改革に伴い、昨年4月に策定されました福岡県国民健康保険運営方針の中におきまして、地域の実情に応じた保険料率の均一化については直ちには行わないものの、納付金額の設定及び医療費適正化の取り組みなどを通じて、市町村の医療費水準の平準化を図りながら中・長期的に行うこととされております。県単位での保険税、保険料の均一化につきましては、時期や具体的な内容について、県と市町村との間で協議の上決定されることになると思われますが、現時点ではスケジュール等の具体的な内容についての提示はなされていない状況でございます。今後、具体的な内容についての提示がなされましたら、適正に対応してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（陶山良尚議員） 14番藤井雅之議員。

○14番（藤井雅之議員） ご回答ありがとうございます。

また順を追って質問をさせていただきますけれども、今ご答弁の中では、低い所得の部分でも何らかのご負担をいただくこともやむを得ない一方でというような言い方もありましたけれども、一定所得の部分関係なく負担をとというような発言だというふうに受けとめましたけれども、国保の問題については、私の議員歴と同じぐらい国保年金課とはやりとりをしてきた実績といたしますか、蓄積もおありだと思いますので、あえてちょっとお伺いいたしますけれども、平成22年6月議会におきまして、当時やりとりをさせていただいた中では、一例として、所得200万円、奥さんとお子さん2人の4人家族の場合の当時の保険税の基準をお聞きしました。これは介護分を含まない保険税の総額が幾らになるかという問いかけに対しまして、当時30万2,000円というような回答がありました。実に所得の15%が平成22年当時でも所得200万円の方に対して課税をされていたというような状況があったんですけれども、今これは事前に細かい細部の通告までしておりませんので、すぐお答えが出るかどうかわかりませんが、当時

と比較して、要は加入されておる国保加入世帯の同様のケースの場合、保険税というのはどう  
いうふうになっているか、今答えが出るんだったら示していただきたいと思います。

○議長（陶山良尚議員） 市民生活部長。

○市民生活部長（濱本泰裕） 今ちょっと手元にその200万円の4人家族ということでの試算の数字  
というのを持ち合わせておりません。ただ、当時と比べますと、当然ながら所得割、また均  
等割、平等割、それぞれに税率も上がっておりますし、金額も上がっております。そういった  
ことから考えますと、保険料も上昇しているというふうに思われます。

○議長（陶山良尚議員） 14番藤井雅之議員。

○14番（藤井雅之議員） まさにそうだと思うんですよ。9年前で既に所得の15%の負担という  
のは余りにも大き過ぎるのではないかというようなことが議論になりました。これは市議会だ  
けでなくて国会でも議論されたようなことですけれども、太宰府市でも実際に所得の15%課税  
をされておられるような実態があるわけで、当然その後国保税の引き上げという形の改定も行  
われていれば、9年前よりも当然負担が増えているのだらうなということは容易に想像ができ  
ると思います。その上で、一定の負担というのがどの程度まで今考えておられるのか。このま  
ま際限なく一定の負担、医療費がかかる、いろいろな理由のもとで負担が増え続ける構造、そ  
の仕組みをもうこれは歯どめをかけず負担を求めていかれるのか、所得の部分で、そういった  
関係なくどの程度までがもう対応できるというふうに今考えておられますか。その上での国保  
の運営されておられるのか、お聞かせください。

○議長（陶山良尚議員） 市民生活部長。

○市民生活部長（濱本泰裕） 現在、国民健康保険、これにつきましては特別会計という形で運営  
をされております。今回財政運営を県が行うようになりましてからも、その納付金というのが  
県のほうから示されております。この金額を当然ながら保険料というところで太宰府市も県に  
納付をしなければならない、そういう実態がまずございます。確かにこの国民健康保険自体の  
構造的な問題といたしますのは、藤井議員何度もご指摘をされたところでございまして、私たち  
もそのことにつきましては十分な認識はしております。このため、市長会などを通じまして、  
国に対しても財政的な措置、そういったものについて今も要望を続けているような状況でござ  
います。

ただ、最初に言いましたように、基本的には特別会計ということで独立採算の立場というの  
は持たなければならない、現時点では、そういう認識を持っております。

以上です。

○議長（陶山良尚議員） 14番藤井雅之議員。

○14番（藤井雅之議員） 保険税の4月からの引き上げの影響の部分です。先週私のところにも  
国保の今年度の納税通知書が送られてまいりました。その上で、まず最初に確認させていただ  
きたいのは、答弁の中では、軽減判定所得の見直しを実施したというようなことが先ほどあり  
ました。では、今年度の課税の状況を見たときに、国保加入世帯の中で軽減の部分のところ

拡大した世帯と負担が増えた世帯、その辺の比率はどういうふうになっているか、そこら辺の検証はされていますか、納税の通知に当たって。

○議長（陶山良尚議員） 市民生活部長。

○市民生活部長（濱本泰裕） 今回5割、2割の軽減判定基準が上がりましたことによって、約40世帯の方が新たに軽減対象というふうになっております。また、上限額が上昇いたしました。これによりまして約16世帯の方がこれまでの上限よりも上でしたので、その分が増収になるということでございます。

○議長（陶山良尚議員） 14番藤井雅之議員。

○14番（藤井雅之議員） 今言われた軽減の部分、その数だけじゃないですよ。当然国保に加入されておられる世帯というのは、いわゆる中間といいますか、そういった部分の世帯が多数を占めておられるわけですから、増えた限度額の部分の適用の部分というのがというようなことは、そこだけではなくて、では問題の一番の中間層の部分の保険税というのは、結局中間層といいますか、その部分の多くのところの加入されておられる方の保険税というのは、前年と比較したときには新たな税額のもとで負担が増えておるのか、それともそれは例えば加入世帯それぞれの所得の問題が絡むから、現状において今その点すぐにここまで答弁するのは難しいという答えなのか、その辺のところはどうですか。

○議長（陶山良尚議員） 市民生活部長。

○市民生活部長（濱本泰裕） 中間所得層につきましての影響というのは、個別にまだ件数とかそういうものまでの算定はしておりません。ただ、今回の軽減税率の拡大、また上限額の上昇、そういったことによりまして、基本的には中間所得層の方にもこれまでの保険料よりも下がる分が出てくるというふうには認識をしております。

○議長（陶山良尚議員） 14番藤井雅之議員。

○14番（藤井雅之議員） その世帯がどのくらいなのかというのが、多くの方が下がればそれはこしたことはないですけども、基本的な先ほどの9年前から比較しても保険税の改定は行われているわけですから、やはり多くのところの部分の保険税の——今年度の課税です——今年度の部分については、影響というか、増税になっているのじゃないかなというふうにはこれは私が個人的に思ったりしますけれども、その辺の部分のもう一回検証はこれはまた9月の前年度の決算の部分でも見ていくことになるのかなとも思ったりしますけれども、この間結局先ほどの答弁でも言われましたけれども、連続的に保険税が改定されてきて引き上げられたけれども、収納率は比較をしても大きく影響はなかったとか、要は保険税引き上げの影響というのをどの程度影響があったのかというのは何も検討というか、検証はされていなかったというような答弁ありましたけれども、それはどういう理由からですか。もう収納率だけの推移で影響がないというふうには判断しておられたのか、どういう理由で何も検証されていなかったんですか。

○議長（陶山良尚議員） 市民生活部長。

○市民生活部長（濱本泰裕） この保険料の改定を行う際には、当然ながら国保運営協議会、そういったところにもご審議をお願いしているわけでございますけれども、一番最初の答弁でもちよっと言いましたけれども、この国保税を算定するに当たりましては、まず独立採算制というものを大前提に考えております。ですから、県に対する納付金を納めるためには幾らの保険税にすればいいのか、こういったところに主眼を置いて改定をしているところでございます。

先ほど収納率はほぼ横ばいというふうにはお話をしましたけれども、滞納件数を見ましても、ほぼ横ばいの状況ということでございます。これがどれだけ生活の中に影響をしないのかというような分析までは行っていないということでございます。

○議長（陶山良尚議員） 14番藤井雅之議員。

○14番（藤井雅之議員） 部長、答えにくいかもしれないけれども、市長からそういう指示はなかったですか。

あったか、なかったかだけでいいですよ。

○議長（陶山良尚議員） 市民生活部長。

○市民生活部長（濱本泰裕） 今の答弁でもお答えしましたように、税率改定に当たりましては、納付金を納めるための保険税率を幾らにすればいいのかというのに主眼を置いて検討するというふうなところで考えております。

○議長（陶山良尚議員） 14番藤井雅之議員。

○14番（藤井雅之議員） じゃあ、市長、お伺いしますけれども、市長の名前で今も納税の通知というのは届いているわけです。議会においては、結果として保険税の改定、増税の部分が多数になったら、当然それは納税を求めて通知を行えるのは市長の仕事だと理解します。ただ、その上で市長がもう一点内部にしないといけないことというのは、そういう保険税を何とか払っておられる方がおられたのが、増税によって負担増になって、最悪払えなくなるとか、そういうような影響が出るかもしれないから注意しておくように何らかの手だて等をきちんと考えられないかということを一言市長が現場に指示を出しておくというのは、これは市長の役割としてあると思うんですけれども、市長、そこら辺の認識はいかがですか。

○議長（陶山良尚議員） 市長。

○市長（楠田大蔵） 先ほど来部長も答弁しておりますように、私から明確な指示は出していないことも確かであります。ただ一方で、藤井議員もおっしゃられますように、またこれまでもさまざまな指摘をさまざまな議員からもご指摘いただきましたように、やはり市民の皆様がこの国保に限らずですけれども、さまざまな税負担なり、日ごろの日々の市の決定において、陰に陽にさまざまな生活的な影響を受けられることは紛れもない事実であります。そうした全体的な調査も定期的に行いながら、やはりこうしたご不満がどこにあるのか、そして生活の厳しさがどこにあるのかとか、そういうものを常々私自身トップとして把握をしようと努めてはおりますので、今のご指摘にも従って、国保による影響もどのようなものがあるかをさらに注意をしながら、職員にも喚起をしながら、そうした市民の皆様のご不安を少しでも解ける

ような努力をしていきたいと感じているところであります。

○議長（陶山良尚議員） 14番藤井雅之議員。

○14番（藤井雅之議員） それでは、お願いしておきます。とりわけこの間、市長から運営協議会で議論していただいて、それを今度市長が運営協議会の答申を受けるというような流れですけれども、時期が来たからそろそろ運営協議会にというような流れではなくて、運営協議会にまず上げる段階で今言われた部分を検証する、つかむ努力はしていただきたいというふうに思います。

一例ですけれども、今日の西日本新聞にも載ってございましたけれども、民間の医療機関の団体が調査したところでは、保険証を持っていなくて重症化をして、無料低額診療と言われるような医療機関の制度等も活用できずに、最後は生活保護の基準にもボーダーラインよりもちょっと上だったから生活保護も適用できずにということで、最後は結局重度の胃がんで命を落としてしまったというような事例が今日西日本新聞には載ってございましたけれども、結局今一生懸命国民健康保険税を何とか払っておられる方が、結局は所得が大きく増えない中でも保険税のところが増えてしまって、払える人が払えなくなるというような状況だけは起こさないようにしておかないと、結局保険証がないから病院にかかれぬというような事例、その結果、今日一例が新聞にも報道されているようなことも起こっているわけですから、その点まで踏まえた上で、この国保の部分はお願いをしておきたいと思えます。

それと、先ほど部長の答弁では、市長会というようなこともありましたけれども、市長会だけではなくて全国の知事会のほうも、今国保に対して、国に対して1兆円の公費負担をきちんと行って、せめて協会けんぽ並みの負担を行うべきだというのが、これはもう市長会だけではなくて、知事会まで動いている一つになっているわけです、国民健康保険税が高過ぎるという部分、負担が高いというのは。その点をぜひとも楠田市長も市長会のほうでも発言をしていただいて、知事会とも連動するような動きを市長が担っていただきたいというふうに思いますけれども、市長、その決意をお聞かせください。

○議長（陶山良尚議員） 市長。

○市長（楠田大蔵） 先日、全国市長会もございましたし、筑紫地区の市長の集まりもありますし、県の市長会もございませし、九州の市長会もございませ。さまざまな機会を通じまして、やはり同じような問題意識を持たれる市長が多くおられると思いますので、知事会とも協力をしながら、国に申すべきことはしっかりと申していきたいと、そのように考えております。

○議長（陶山良尚議員） 14番藤井雅之議員。

○14番（藤井雅之議員） 保険税の部分の引き上げの検証については、引き続き取り組みを行っていただいた上で施策を出していただきたいということを現場サイドにも要望しておきたいと思えます。

その上で、保険税率の均一化の動きにつきまして確認をさせていただきますけれども、今全国で実際行われているのは、壇上で取り上げた安倍首相など経済財政諮問会議の中では、大阪

府が何かそういったところを積極的に行っているというような事例で議論が進められているように聞いておりますけれども、まだ福岡県としては来年度、再来年度というような早急な動きとして統一化に向けて進んでいくというようなことはないという状況でしょうか。今現在のことで。

○議長（陶山良尚議員） 市民生活部長。

○市民生活部長（濱本泰裕） 福岡県では、平成30年4月1日に施行されました福岡県国民健康保険運営方針というのがございます。その中で、今言われましたように、平成30年直ちには保険料の県内均一化は行わないということ、こういうことが今ここに明記されているような状況でございます。

今後のことについては、今のところまだ定かではないというところでございます。

○議長（陶山良尚議員） 14番藤井雅之議員。

○14番（藤井雅之議員） まだ定かではないということですがけれども、均一化というのが結局はまた保険税の負担と申しますか、自治体がやっている独自の努力、法定外の繰り入れだったりとかそういったものを制限するような動きであるというように、私はそういうふうに捉えております。その結果、また保険税が引き上げが行われてしまうというようなこと、これは私のほうから見た見方ですから、いや、違うんじゃないですかというような反問権があれば、またそのとき議論するときに遠慮なく切っていただければ構わないと思っておりますけれども、やはり今でも高い国民健康保険税に太宰府市民の方も苦しんでおられる。そういった中で一生懸命払っておられる方の保険税がまたさらに引き上がって、保険証が取り上げられる、資格証明書の発行が増えるとか、そういったようなことは絶対起こさないように、この点は県のほうとも統一化に向けての動き等があったときには積極的に意見を言っていきたいというふうに思いますし、きちんと議会のほうにも国保のそういった部分の状況が情報提供していただけるように努めていきたいということをお願いしておきたいと思っております。

この点まで申し上げまして、今回の質問は終わらせていただきます。

○議長（陶山良尚議員） 14番藤井雅之議員の一般質問は終わりました。

~~~~~ ○ ~~~~~

○議長（陶山良尚議員） 以上で本日の議事日程は全て終了しました。

次の本会議は、6月19日午前10時から再開します。

本日はこれもちまして散会します。

散会 午後3時32分

~~~~~ ○ ~~~~~

# 1 議事日程（4日目）

〔令和元年太宰府市議会第2回（6月）定例会〕

令和元年6月19日

午前10時開議

於議事室

## 日程第1 一般質問

一般質問者及び質問項目一覧表

| 順位 | 質問者氏名<br>(議席番号) | 質問項目                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                     |
|----|-----------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 1  | 橋本 健<br>(16)    | <p>1. 「太宰府市公共施設等総合管理計画」の推進と活用について<br/>平成29年3月「太宰府市公共施設等総合管理計画」が策定された。本市の主要39施設の計画の推進と活用について伺う。</p> <p>(1) 老朽化による建替えや改修、改築の検討施設とその優先度について</p> <p>(2) 公共施設の維持管理について</p> <p>(3) いきいき情報センター1階部分の活用について</p> <p>2. 「スポーツ少年団」について<br/>太宰府市スポーツ振興基本後期計画の最終年度にあたり過去4年間の検証が必要だが青少年スポーツについて伺う。</p> <p>(1) スポーツ少年団の現状について</p> <p>(2) スポーツ少年団の課題と対策</p> <p>(3) スポーツ少年団の今後の活動方針について</p>                                                |
| 2  | 木村 彰人<br>(8)    | <p>1. 新元号令和の制定を契機とする、本市の新たな取組みについて<br/>新元号令和ゆかりの地である本市として、新元号令和の制定を契機とする新たな取組みが必要であると考え、3点伺う。</p> <p>(1) 特別史跡「大宰府政庁跡」を中心とする、史跡地のさらなる活用について</p> <p>(2) 史跡・観光スポットの回遊性を高める取組みについて</p> <p>(3) 観光分野における、近隣市との連携の推進について</p> <p>2. いきいき情報センター1階部分の有効活用について<br/>マミーズ太宰府店が閉店して6ヶ月を経過しましたが、未だに利活用の目途が立っていない。喫緊の課題となった「いきいき情報センター1階部分」の有効活用について、2点伺う。</p> <p>(1) 4月以降に実施した有効活用のための取組みと、それらの結果について</p> <p>(2) 本市が想定する施設の活用方針について</p> |

|   |                |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                    |
|---|----------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 3 | 堺 剛<br>(6)     | <p>1. 本市の交通安全対策について<br/>生活道路と通学路の交通安全の確保に向けた取組みについて伺う</p> <p>(1) 現状認識と課題について</p> <p>(2) ゾーン30による生活道路対策について</p> <p>(3) 本市における通学路の交通安全確保の今後の取組みについて</p>                                                                                                                                                                                                              |
| 4 | 笠 利 毅<br>(5)   | <p>1. 「マミーズ五条店」店舗跡の対応について<br/>しばしば「買い物弱者」とも言われる方々への対応をも念頭に、早急に今後についての方針を打ち出す必要があると考えるが見解を伺う。</p> <p>2. 避難所の早期開設の準備について<br/>6月の広報だざいふでは、避難情報を5つの警戒レベルに整理している。わかりやすいようだが、ハザードマップと合わせ見ても、これだけではいつ・どこへ避難すべきかは不明瞭である。市が市民の生命を守る体制がどうなっているのか、また、避難所の早期開設の準備はすすんでいるのか伺う。</p>                                                                                              |
| 5 | 神 武 綾<br>(12)  | <p>1. 子ども医療費について<br/>子育て世代への平等かつ子どもの成長を保障する施策として、通院・入院とも中学3年生まで完全無料にすることが必要だと考えるが、見解を伺う。</p> <p>2. 歴史の散歩道事業について<br/>市内訪問者が増え、ゆっくり回遊していただく点からも道路整備が課題となっている。今後の計画・構想について伺う。</p> <p>3. 指定管理者制度について<br/>制度導入がされている22施設に対する管理者（市）の点検評価について伺う。</p> <p>(1) 業務報告の方法について</p> <p>(2) 評価の方法について</p> <p>4. 中学校給食について<br/>中学校給食調査・研究委員会での検討、内部協議が進んでいると思うが、方向性の決定時期について伺う。</p> |
| 6 | 船 越 隆 之<br>(3) | <p>1. 太宰府市内の民泊施設について<br/>五条区に2軒、高雄区に1軒の民泊施設があると聞いているが、区民の不安があることも事実である。<br/>市は区民の不安に対して、どのような対応を考えているのか伺う。</p>                                                                                                                                                                                                                                                     |

## 2 出席議員は次のとおりである（17名）

1番 柳原 莊一郎 議員

2番 宮原 伸一 議員

3番 船越隆之 議員  
 5番 笠利毅 議員  
 7番 入江寿 議員  
 9番 小畠真由美 議員  
 11番 原田久美子 議員  
 13番 長谷川公成 議員  
 15番 門田直樹 議員  
 18番 陶山良尚 議員

4番 徳永洋介 議員  
 6番 堺剛 議員  
 8番 木村彰人 議員  
 10番 上疆 議員  
 12番 神武綾 議員  
 14番 藤井雅之 議員  
 16番 橋本健 議員

3 欠席議員は次のとおりである（1名）

17番 村山弘行 議員

4 地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名（30名）

|                           |       |                         |       |
|---------------------------|-------|-------------------------|-------|
| 市長                        | 楠田大蔵  | 副市長                     | 清水圭輔  |
| 教育長                       | 樋田京子  | 総務部長                    | 石田宏二  |
| 市民生活部長                    | 濱本泰裕  | 総務部理事                   | 山浦剛志  |
| 都市整備部長                    | 井浦真須己 | 健康福祉部長                  | 友田浩   |
| 観光経済部長                    | 藤田彰   | 教育部長                    | 江口尋信  |
| 総務課長併<br>選管書記長            | 川谷豊   | 経営企画課長                  | 高原清   |
| 管財課長                      | 柴田義則  | 防災安全課長                  | 齋藤実貴男 |
| 地域コミュニティ課長                | 藤井泰人  | スポーツ課長                  | 安恒洋一  |
| 市民課長                      | 池田俊広  | 福祉課長                    | 田中縁   |
| 高齢者支援課長                   | 川崎純一  | 国保年金課長                  | 高原寿子  |
| 建設課長                      | 中山和彦  | 建設課用地担当課長兼<br>県事業整備担当課長 | 伊藤剛   |
| 都市計画課長                    | 竹崎雄一郎 | 社会教育課長                  | 木村幸代志 |
| 学校教育課長                    | 鳥飼太   | 上下水道課長                  | 佐藤政吾  |
| 観光推進課長兼<br>地域活性化総合施設大卒府館長 | 友添浩一  | 国際・交流課長                 | 木村昌春  |
| 産業振興課長併<br>農業委員会事務局長      | 伊藤健一  | 監査委員事務局長                | 福嶋浩   |

5 職務のため議事室に出席した事務局職員の職氏名（5名）

|        |      |      |       |
|--------|------|------|-------|
| 議会事務局長 | 阿部宏亮 | 議事課長 | 吉開恭一  |
| 書記     | 斉藤正弘 | 書記   | 高原真理子 |
| 書記     | 岡本和大 |      |       |

再開 午前10時00分

~~~~~ ○ ~~~~~

○議長（陶山良尚議員） 皆さん、おはようございます。

定刻になり、出席議員も定足数に達しておりますので、ただいまから休会中の第2回定例会を再開します。

直ちに本日の会議を開きます。

議事日程はお手元に配付しているとおりです。

議事に入ります。

~~~~~ ○ ~~~~~

### 日程第1 一般質問

○議長（陶山良尚議員） 日程第1、「一般質問」を行います。

16番橋本健議員の一般質問を許可します。

〔16番 橋本健議員 登壇〕

○16番（橋本 健議員） おはようございます。

ただいま議長より一般質問の許可をいただきましたので、通告書記載の2件について質問させていただきます。

1件目は、太宰府市公共施設等総合管理計画の推進と活用についての質問です。

平成26年4月、全国の地方公共団体に対して総務省より通達が出され、公共施設の全体の状況把握と長期的な視点による更新、統廃合、長寿命化などを計画的に行うことで、財政負担を軽減、平準化を図り、公共施設等の最適な配置を実現するよう国から要請をされています。その要請の要因として3点が提起されており、1点目は、通常30年で大規模改修、60年で廃止が通説となっている公共施設の老朽化です。2点目は、社会保障費関連の予算が増大し、財政が逼迫しているといった各自治体の財政悪化です。3点目は、2000年代になって毎年約400校が廃校になっていると言われており、今後ますます進む少子化により、現在公共施設での4割を占める小・中学校の再編です。こうした公共施設全体を中・長期的な視野に立って全面的に見直し、国主導で管理、再編していくものです。

本市においても、平成29年3月、太宰府市公共施設等総合管理計画が策定されました。今回は道路、橋梁、水道施設を除く本市の主要39施設の建物系公共施設の計画推進と活用について、3項目お伺いさせていただきます。

1、施設の老朽化による建てかえや改修、改築の検討施設とその優先度について、2、公共施設の維持管理について、3、いきいき情報センター1階部分の活用についての質問です。ご回答よろしく願いいたします。

2件目は、スポーツ少年団についての質問です。

平成22年3月に太宰府市スポーツ振興基本計画が策定されました。既に平成22年度から平成26年度までの5年間の前期計画期間を終え、平成27年度から後期計画期間が始まりましたが、

今年の令和元年、すなわち平成31年度が最終年度になり、これまで4年間の検証を行い、次のスポーツ振興計画に生かしていくことが必要です。東京オリンピック・パラリンピックを来年に控え、スポーツクライミングやサーフィン、そしてスケートボードなど新種目が登場し、競技者も10代が増加し、若い人が活躍するなど、スポーツを取り巻く環境がかなり変化してまいりました。

本市のスポーツ振興基本計画の中では、3つの領域として、地域スポーツ、競技スポーツ、青少年スポーツに分類されておりますが、青少年スポーツにおきましては、青少年の心と体の健全育成を図り、生涯を通じて豊かなスポーツライフを送るための基盤づくりが狙いとしてうたっています。もっともっと競技人口が増え、礼儀正しく、規範意識の高い青少年が多くなることを願ってやみません。

本市のスポーツ少年団は、ここ数年間で加盟するクラブ数が減り、団員数や指導者が減少していると伺っております。そこで、3項目について伺います。1、スポーツ少年団の現状について、2、スポーツ少年団の課題と対策、3、スポーツ少年団の今後の活動方針についてです。

6年ぶりの登壇となりますが、耳の痛い質問がございましたらご容赦ください。1、2件目とも市民の切実な声としてお受け取りいただきますよう、よろしく願いいたします。

再質問は発言席にてさせていただきます。

○議長（陶山良尚議員） 市長。

○市長（楠田大蔵） おはようございます。本日もよろしく申し上げます。

1件目の太宰府市公共施設等総合管理計画の推進と活用についてご回答申し上げます。

まず、1項目めの老朽化による建てかえや改修、改築の検討施設とその優先度についてであります。現在建築系公共施設主要39施設の中で、面積的にも大きな割合を占めます市内小・中学校施設の整備構想案の策定業務に着手をしております。また、その他の建築系公共施設におきましても検討を進めてまいります。

次に、2項目めの公共施設の維持管理についてのご質問ですが、公共施設は、教育や福祉、地域活動の場として市民生活に大きな役割を果たしている欠かすことのできない市民共有の財産であります。庁舎を初めとする主要なそれぞれの施設におきまして、性能維持と施設利用者にとって安全で良好な環境を維持、提供することを目的としまして、関係法令などに基づき施設の維持管理を行ってきておりますが、そのあり方についてご指摘をいただいていた部分もございまして、そうしたご指摘を真摯に受けとめ、これらの改善にも努めてまいりたいと考えております。

次に、3項目めのいきいき情報センター1階部分の活用についてであります。まず前提といたしましてこの6カ月間ですが、昨年10月の時点で急遽旧マミーズの経営主体が変わり、不採算店舗の太宰府店を1カ月後に閉店するとの通告があり、通告後6カ月に当たる平成31年4月30日まで契約が続いていたということでもあります。その間、当然家賃は払い続けられてお

り、第一義的に旧マミーズの申し出により承継先を探されておりましたが、結果として見つからず、4月30日の時点で明け渡しをなされたところでもあります。その間も自薦他薦の情報を精査し、独自に検討を要請したところもありましたが、建物の老朽化や補修の必要性、地域ニーズの飽和性などから、残念ながら承継先はあらわれておりません。私自身も現場に足を運び、周辺店舗への聞き取りなども行いましたので、今後の有効活用の議論に生かしてまいりたいと考えております。

一方で、閉店後、経費性に問題があると指摘されておりましたエスカレーターを停止させ、空きスペースを当面災害時の備蓄倉庫に想定するなど、現時点でも可能な有効活用を進めていきたいと考えております。

マミーズ閉店から現在に至るまで、地域生活に密着していた市民の買い物や出会いの場が失われたことによる直接、また間接的な影響につきまして、さまざまなご意見もいただいているところでもあります。このような状況も認識した上で、これまで担当者間で続けてきた検討会議を近いうちに庁内横断的な会議体に格上げをし、考えられる方策ごとの課題も見据えながら、慎重ながらもスピード感を持って検討を重ねてまいりたいと考えております。

○議長（陶山良尚議員） 16番橋本健議員。

○16番（橋本 健議員） ご回答ありがとうございます。

学校施設を優先させるということでご回答いただいたんですが、小学校、中学校の教育施設におきましては、学校施設整備基本構想案というものが今年度に取りまとめをするというふうに伺っております。今現在計画的な施設整備を図っていくとのことですが、どこまで進んでいるのか、現況をお聞かせください。

○議長（陶山良尚議員） 総務部理事。

○総務部理事（山浦剛志） おはようございます。

整備構想案につきましては、現在現地調査を終えまして、今現在各学校ごとの将来の児童数あるいは生徒数の推計等を行っております。そういった課題等を出しまして、あと将来的にいつごろ教室数がどれぐらい要るのかとか、そういうふうなところを算定をいたしまして、この後、構想の後に策定する予定であります個別計画、そちらのほうにつなげてまいりたいと思っております。

以上でございます。

○議長（陶山良尚議員） 16番橋本健議員。

○16番（橋本 健議員） 学校施設は着々と進行しているようでございますけれども、老朽化施設の優先度、これは一つ気になるところがございます。白川の体育センター一帯ですけれども、社会福祉協議会及び老人福祉センターあるいはルミナスがありまして、全て築42年から3年経過しているわけがございます。老朽化が大変気になるところでございます。また、駐車場スペースも大変狭くて不便だと、利用しづらいという声も聞いておりますし、そういった難点がございますけれども、将来的にはここを集中させて整理し、複合化施設に建てかえてはど

うかというご意見もあるようでございます。この辺の構想については何かお考えがあるんでしょうか、ご見解をお示しいただければと思います。

○議長（陶山良尚議員） 総務部理事。

○総務部理事（山浦剛志） 既にでき上がっております総合管理計画の中では、個別計画とあわせてまして再編計画等も考えていくというふうな形で記載しております。こういった形で再編をしていくかというところにつきましては、まだ現在のところ決定はいたしておりません。今後検討していく課題ではあるかと思っております。それぞれの施設ごとに利用者といいますか、ステークホルダーの方はついていらっしゃると思いますので、それぞれにやはり説明をしていく必要がございますので、そういったところを順を追って、ご理解を得てやっていきたいと思っております。

以上でございます。

○議長（陶山良尚議員） 16番橋本健議員。

○16番（橋本 健議員） まだ計画期間というのが、これ政府からの通達では、平成29年から令和27年までの29年間というふうになっていまして、時間はたっぷりありますので慌てる必要はないんですが、いずれにしても適正配置に気を配りながら、福祉施設、それから教育施設、スポーツ施設などを類型別に整理をされて、計画達成に向けて進めていただきたいと思っております。

ところで、そういう計画を進めるもとといいますか、（仮称）公共施設マネジメント検討委員会、こういったものの立ち上げは予定されているんでしょうか。

○議長（陶山良尚議員） 総務部理事。

○総務部理事（山浦剛志） 公共施設マネジメント委員会につきましては、総合管理計画を立てる際に策定委員会というのを設けております。その策定委員会の規定がございまして、その規定を一部事務分掌を扱いまして、その後の進捗状況管理といいますか、そういったところまでその策定委員会に持たせるような形にしております。個別計画やそういったものを含めまして、既にできている総合計画も含めまして、広義の意味で総合管理計画、そういったところで見直すような形にしております。

公共施設総合管理計画の策定委員会ですね。総合計画と申し上げました。済みません、失礼いたしました。

○議長（陶山良尚議員） 16番橋本健議員。

○16番（橋本 健議員） わかりました。

それで、施設の耐用年数を60年としまして、20年間で改修や建てかえをした場合に、約231億3,000万円がかかるというふうに試算をされていますよね。1年ごとに見ますと11億5,500万円費用がかかるという計算になるようでございますので、国の補助も含めて民間の力をかりながら進めていただきたいというふうに思います。

2項目めに入ります。

今後の公共施設の維持管理については、施設の安全確保や長寿命化を図り、予防保全を前提とした維持管理に転換していくという市の方針には全く異論はございません。ここでは現在公共施設の維持管理のあり方について伺いたいと思います。

熱心なある市民の方から数回にわたりまして本市に関する資料をいただきました。そして、何度も何度もお話をお伺いしましたが、電気、ガス、機械設備、水、清掃、空気環境測定などの委託に対しまして、本市のチェック体制がいかにかたく、業者の言いなりに支払いがされているのではないかと指摘を受けましたが、この件はご存じでしょうか。また、どのように思っておられるのか、お考えをお聞かせください。

○議長（陶山良尚議員） 総務部理事。

○総務部理事（山浦剛志） 今橋本議員おっしゃいましたように、市民の方からそういった貴重なご意見あるいはご指摘をいただいております。私ども、そのご指摘された内容につきまして中身を精査いたしまして、確におっしゃる部分ございました。ひとえにそういったことがあったというのは、業者の言いなりというよりも、私ども職員の公共施設の管理の意識がちょっと希薄化している部分があったのではないかというふうに反省もしております。ご指摘につきましてはもう真摯に受けとめております。そういったことが今後ないように、私どものほうも対策等を練って、今後の管理に努めてまいりたいと思っております。

以上でございます。

○議長（陶山良尚議員） 16番橋本健議員。

○16番（橋本 健議員） 私もお話を伺って、非常に資料もたくさんいただきました。見てみると、かなりやっぱり信憑性高いんですね。これからちょっと質問に触れていきますけれども、委託業者との契約をする場合に、その契約書に添付されています仕様書、これは委託に関する業務目的、内容、それから契約期間、それから設備概要などが記載されている中で、点検業務が的確に履行されたかどうかの書類提出が義務づけられていると思うんです。この各施設において、この書類が提出されているかどうか、それをお伺いします。

○議長（陶山良尚議員） 総務部理事。

○総務部理事（山浦剛志） 詳細な部分までは私ども把握はしておりませんが、基本的に書類は提出はされているというふうに私どもは認識はしております。ただ、その後の保管の状況でございますが、そのあたりがどういうふうになっているのかというのは各施設ごとに異なると思いますので、そこはちょっと私は聞いておりません。

○議長（陶山良尚議員） 16番橋本健議員。

○16番（橋本 健議員） この件で再度質問しますけれども、具体的に申しますと、委託業者からの年間業務実施計画書、それから月間業務報告書、それから業務日誌、こういったものが提出されているかどうか、そしてこれを誰が確認をされているのか、お伺いしたいと思います。

○議長（陶山良尚議員） 総務部理事。

○総務部理事（山浦剛志） 公共施設につきましては、直営で私ども市の職員が直接管理する場合

と、あるいは指定管理に出しているような施設につきましては、指定管理業者が当然確認をするというふうになっております。

以上でございます。

○議長（陶山良尚議員） 16番橋本健議員。

○16番（橋本 健議員） この確認というのは、市の職員、担当者、それぞれが確認をされるべきじゃないかなというふうに思うんですが、いかがでしょう。

○議長（陶山良尚議員） 総務部理事。

○総務部理事（山浦剛志） そうですね、失礼いたしました。指定管理業者に出している部分については、当然その所管する市の職員も最終的に報告等受けながら確認はしないといけないと思っております。

○議長（陶山良尚議員） 16番橋本健議員。

○16番（橋本 健議員） やっぱり確認するのは一本化して、1人か2人の人で集中的に全施設のものを見ていくと、チェックしていくと、こういう方法をとっていったほうがいいんじゃないかなというふうに思います。

維持管理費については、昨年も他の議員からも質問を出されております。今回はこれ以上細かい質問は控えます。厳しくチェックできる人がいないということが原因じゃないでしょうか。要するに、業者のほうから報告書を出される。こういったものをチェックする。見る。そういうチェックする力がないということで、それが原因になっているんじゃないかというふうに思っております。

ここで市長にお伺いしますが、昨日はふるさと納税についてのお話もありました。歳入を増やす、これほどこの自治体も大変苦勞が多いことと思いますが、事業所の少ない本市におきましても例外ではありません。そこで、出すもの、出るもの、これは少しも無駄がないように厳しくチェックする歳出の見直しは不可欠であります。今まで慣例になっていた管理体制を再点検する絶好の機会であります。孔子の論語の中にも「過ちては改むるにはばかることなかれ」という教えがございますけれども、委託費の見直しをするために民間の力を活用して、技術者として経験のある人を公募により臨時職員として採用してはいかがでしょうかという提案でございます。ぜひともご検討いただきたいと思いますが、いかがお考えでしょうか。

○議長（陶山良尚議員） 市長。

○市長（楠田大蔵） 今までのご議論、私もお聞きをしております、私も先ほどの答弁で申しましたように、これまで橋本議員も議長時代からこうしたご指摘もいただいておりますので、そうした中で市民の皆様のご指摘の中で改めるべきは真摯に受けとめて、改善に努めてまいっていることは私自身思っております。

先ほどの公共施設の件も、私が就任いたしまして、改めてこれまでの就任前の議論も含めて全てをもう一度捉え直しまして、全体的な歳出を見直すということは今回の施政方針の訴えでもさせていただいたところであります。

そうした中で、ご指摘の民間の方々のさまざまな専門知識などを生かすということは当然我々もやっていかないといけないと思っておりますし、そうした中で役所の中でこうした歳出をどのように適正化していくかというチェックはもう一度何らかの組織をつくりながら総合的に行ってまいりたいとも考えておりますので、そうした中で結論を出していきたいと思っております。

○議長（陶山良尚議員） 16番橋本健議員。

○16番（橋本 健議員） ご答弁ありがとうございます。

対応していただければ必ず財政のプラスになるというふうに私は確信をいたしております。情報公開におきましても、報告資料を求めても、その疑念のデータや検査の不履行など適切な資料が返ってこないということをお聞きしております。ぜひともこのようなことがないようにしていただきたいというふうに思います。これは体質改善の提起でありまして、次の議会で質問しないで済むよう、ぜひ実行してください。本市の財政を心配されたこれは切実なる市民の声としてしっかり受けとめていただき、市長みずから英断を下していただきますようお願いいたします。期待しております。

では、3項目、いきいき情報センター1階部分の活用について質問させていただきますが、ご回答は、結論としてはそのままの状態です。今後検討していくという消極的なご意見でございました。これは五条だけでなく、今西地域の市民の方々からも心配の声が上がっております。マミーズの撤退の話は昨年、私どもも11月13日の定例議員協議会で説明を受けました。

まず、お尋ねしたいことは、閉鎖通知を昨年10月31日に市のほうを受けたということですが、この6月で7カ月半経過をしているわけです。その間、市としてはこれまでどのような動きをされたのか、積極的に動かされたのか、それとも業者任せでそのまま受け身で待っていたのか、その動きについてお聞かせいただければというふうに思います。

○議長（陶山良尚議員） 総務部理事。

○総務部理事（山浦剛志） 昨年、マミーズ様のほうからそういった閉店の通知ということで私どももいただきまして、その後の動きにつきましては、基本的に先ほど市長が申し上げましたように、マミーズ様のほうで後継事業者を探すというふうなお話いただいていたので、これはマミーズ様のほうの撤退の費用にもかかわることではございまして、これ事業継続をされる場合、撤退費用というのが基本的にもう要らないだろうと。要するに備品とかもそのまんま残して、あそこの店舗の経営権だけを移すというふうな考え方も一つあったんだろうと思っておりますが、そういったことでの動きがまずされておりましたので、そういうところで私どもは静観をしておりました。ただ、一方で撤退ということにつきましては、当然マミーズ様、金融機関様のネットワークを通じまして、他の事業者さんにもそういった情報というのは入ってきております。マミーズ様のほうに直接アポイントがあった分もございまして、私どものほうにも撤退という話を聞いた後、幾つかの問い合わせはいただいておりますので、そういった業者さんとはお話をさせていただいて、要望といいますか、こういったご希望があるのかというふうな

ことは聞かせていただいております。

以上でございます。

○議長（陶山良尚議員） 16番橋本健議員。

○16番（橋本 健議員） 五条といえば太宰府の中では中心的な地域でございます。マミーズの撤退によりまして、今現在かなりの悪影響が出てきております。五条かいわいは活気がなくなりまして、私も取材といたしますか、あるお店に入って、いろいろこの辺の状況を聞かせていただきましたけれども、とにかく人が少なくなったと。それで、人通りが大変少なくて寂しいところになっておりますということでございました。この現状、そして市民の思いは切実でございますまして、やはりスーパー復活を早くしていただきたい。これはもう待ったなしの状態なんですよね。この辺の感覚のずれ、行政と市民の思いとはちょっとずれがあると思うんです、時間的に。とにかく市民の方は何とかしていただきたいという思いがあると思うんですけれども、行政のほうは、いや、老朽化しているから云々とか、ちょっとまだ検討中でございますとか、そういう悠長なことを言っている場合じゃないんですよね、ここは。

2階部分も市民ギャラリーがございますね。アンビシャス広場の押し花展というのが5月15日から26日まで開催したんですけれども、毎年大体開催しているんですが、前回見に来てくださったお客様が700名あったんです。ただ、今回は358名なんです。激減しているんです、こんなふうに。やはりかなり2階部分も影響が出てきていると。それから、受付の方にもお聞きしましたけれども、スーパーがあつて非常に便利だったけれども、1階はどうなるのというこういう問い合わせも結構あるということでございまして、あの辺の状況もよく把握していただいて、これは急ぎの事案だというふうに考えていただきたいというふうに思っています。

この件は最後になりますけれども、これも公募で構いませんし、品ぞろえが豊富で、価格も安く、新鮮な食品が売り物の活気あるスーパーが一日も早く入店することが望ましいというふうに考えております。建物は少なくともあと15年は大丈夫だと思うのですが、ここいきいき情報センターの耐震診断をしていただきまして、工事も含めたPPPとかPFI、こういった手法により民間資金を活用するなど、早急な入店計画のご検討をくれぐれもお願いしておきます。

2項目めお願いいたします。

○議長（陶山良尚議員） 教育長。

○教育長（樋田京子） おはようございます。

2件目のスポーツ少年団について、まず私のほうからご回答申し上げます。

スポーツ少年団につきましては、全国的に加盟種目数、団体数、団員数が徐々に減少いたしております。太宰府市におきましても、議員ご指摘のとおり、同様の状況が見られます。青少年のスポーツ振興を図る上においてスポーツ少年団の活性化は重要であり、教育委員会といたしましては、加盟促進を含め支援に努めてまいります。

詳細につきましては、担当部長より回答いたします。

○議長（陶山良尚議員） 教育部長。

○教育部長（江口尋信） 詳細につきましては、私からご回答いたします。

1 項目め、スポーツ少年団の現状についてでございますが、太宰府市スポーツ少年団は、平成16年度には10種目36団体、804名の団員が加盟しておりました。それが平成30年度には7種目25団体、458名と減少しております。先ほど教育長が申し上げましたが、徐々に加盟種目数、団体数、団員数が減少しているという現状がございます。

2 項目めのスポーツ少年団の課題と対策でございますが、団体がスポーツ少年団を脱退する主な理由として、加盟するメリットが余り感じられないということを挙げております。団員や指導者に対してスポーツ少年団に加盟するメリットをいかに感じ取っていただくのかという点が課題であり、今後の方策につながるものだというふうに考えております。

3 項目め、スポーツ少年団の今後の活動方針についてでございますが、スポーツ少年団が行う事業として、運動適性テストや食育料理教室、救急救命講習会、指導者講習会、交流駅伝大会などがございます。いずれも参加した団員や指導者から一定の評価は受けておりますが、今後は事業内容のさらなる充実や参加促進について支援を行ってまいりたいというふうに考えております。

また、今年度から2年間、本市が福岡地区スポーツ少年団の事務局を受け持つことになり、交流アジャタ大会と駅伝交流大会の2つの事業が計画されております。これらの事業が魅力につながりますよう、スポーツ少年団と体育協会並びにスポーツ課の3者が協力して取り組んでまいりたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（陶山良尚議員） 16番橋本健議員。

○16番（橋本 健議員） ご回答ありがとうございました。

これ3年前にスポーツ少年団につきましては行政の担当課の方と個別相談をさせていただきましたけれども、現在まで何ら改善が見られませんでしたので、この議場において質問をさせていただきたいというふうに思います。

ただいま現状についてご回答ありました。平成16年には10種目36団体804名の子どもたちが参加していたということでございます。現在は7種目25団体458名、約半分に減っているわけです。種目数は3つ減って、団体数が11減っているという状況でございますけれども、平成17年3月に減免措置廃止があり、その後公共施設使用料の見直しがあった際に、子どもたちの使用に関しては全て一律で、同じ料金に改定をされました。その改定された時期は、これはいつでしたかね。

○議長（陶山良尚議員） 教育部長。

○教育部長（江口尋信） 今議員おっしゃったのは、平成17年12月末までがいわゆる市内の小・中学生とスポーツ少年団が使用する場合の減免の差があった時期だと思いますので、平成18年以降だというふうに考えてもらっていいと思います。

○議長（陶山良尚議員） 16番橋本健議員。

○16番（橋本 健議員） 平成18年以降ですね。

これを境に少年スポーツ団を脱会するという団体が多分出てきただろうというふうに推測をされるわけでございますけれども、現在に至るまでその3種目、今3種目の団体が脱会しているわけですが、団員数はわかりますので、種目名を教えてくださいませんか。

○議長（陶山良尚議員） 教育部長。

○教育部長（江口尋信） バレーボール、それから少林寺拳法、ミニバスケットボールというのが平成22年度から脱会をされております。

○議長（陶山良尚議員） 16番橋本健議員。

○16番（橋本 健議員） 現在サッカーも脱会したというふうに伺っておりますが、少年サッカーは違いますか。

○議長（陶山良尚議員） 教育部長。

○教育部長（江口尋信） サッカーにつきましては、平成29年度からということになると思います。

○議長（陶山良尚議員） 16番橋本健議員。

○16番（橋本 健議員） こうやって減免措置が受けられない、一般の団体と同じ料金だということで、入会していても意味がないと。ここにやはり問題があるかというふうに思います。

じゃあ、今現在太宰府スポーツ少年団の特典、メリットを教えてくださいというふうにお尋ねしたら、どういうふうなお答えでしょうか。

○議長（陶山良尚議員） 教育部長。

○教育部長（江口尋信） メリットといたしましては、もうこれは第1答目に私がお答えさせていただいたのと重なりますけれども、さまざまな事業に参加できるということになると思います。この事業につきましては、一つは、団員自身が参加できる事業というのがあります。もう一つは、指導者の方々が研修を受けたり、それからいろいろな見識を高めるというようなそういった場が提供されるということがあると思います。

○議長（陶山良尚議員） 16番橋本健議員。

○16番（橋本 健議員） 脱会の原因ははっきりしているわけですから、ここは当然スポーツ少年団とそれ以外の団体と差をつけると、こういうふうに私は思うんですが、加盟団体の特典として今後改善もしくは見直しを検討されるということはないですか。

○議長（陶山良尚議員） 教育部長。

○教育部長（江口尋信） 実は非常に幾つか悩ましいというか、考えるべき点はあると思います。一つは、この平成18年以降につきましてはの考え方として、市内の小・中学生で逆に差をつけるということがいかなものかと。要するに子どもたちが運動するときに、そのあたりの環境に差をつけるというのはいかなものかという議論がなされたということを知っております。もう一つは、スポーツ少年団の課題として、これ国も言っております課題がありまして、一つ

は、今議員おっしゃったように、組織の円滑な運営というところで財源確保と。これは減免につながってくる部分だと思うんです。それともう一つは、スポーツそのものの、少年団そのものの目的として、いわゆる競技性を強く追い求めた指導ではなくて、スポーツを通じて青少年の心と体を育てると。つまり本市がやっている事業の魅力を高めていくというのはそういうところにあるんです。ただ、おっしゃるように減免というのが大きな原因であるということは私も認識しておりますので、今後といたしましては、施設全体のやっぱり料金を見直す、そういった全体の体系の中で検討していくべきことだろうというふうには考えております。

○議長（陶山良尚議員） 16番橋本健議員。

○16番（橋本 健議員） ぜひその辺も含めて協議をしていただいて、ご検討いただければというふうに思います。

これスポーツ少年団に携わっておられるそれぞれのチームの監督さん、それから指導者並びに関係者の皆さんは全てボランティアなんです。しかもスポーツ少年団の運営は、これは市の代行でありまして、苦勞が多いのが実情でございます。ですから、もう少しスポーツ少年団の方々の立場に立って、寄り添っていただいて、相談に乗っていただければというふうに思います。

2項目めのスポーツ少年団の課題と対策。

課題も先ほど言いました減免の件なんですが、これとは別に今度は補助金の問題でちょっと質問をさせていただきたいというふうに思いますが、現在体育協会経由で27万円の補助が少年スポーツ団に入ってきております。約20年前までは40万円だったそうですけれども、体育協会も苦しい時代がありまして、いつからか現在の金額になったようでございます。大変苦しい運用を強いられております。お父さんの給料が減ると、子どものお小遣いが減るといったような状況です。育成団体といえば悲しい定めではありますけれども、今後このようなことがないよう、市から、要するにスポーツ課から直接補助という形はできないのか、お伺いしたいと思います。

○議長（陶山良尚議員） 教育部長。

○教育部長（江口尋信） 議員ご指摘のとおり、現在の補助としましては、市からだけを見ますと、体育協会を通して27万円と、それと事業についての補助ということで10万円で、合計37万円というような状況でございます。これにつきまして、この補助の中で活動していただいているということもありまして、現時点でスポーツ課といたしましては、さまざまな事務関係、スポーツ少年団に関する事務関係、それと事業への人的支援と、それから会計事務を体育協会のほうが一部担うというようなところで支援はしてしておりますけれども、この補助金を今後どうしていくかということについては、また改めて我々のほうでご検討させていただければというふうには思っております。

○議長（陶山良尚議員） 16番橋本健議員。

○16番（橋本 健議員） そうですね、これ金額だけでちょっと差を見ちゃあいかんとは思うん

ですが、春日市は運営補助として312万円、大野城市が100万円、那珂川市は74万円で、スポーツ少年団に直接振り込まれるという形をとっておられるそうですけれども、この辺は力の入れ方がちょっと足りないんじゃないかなという印象を受けます。本市も増額も含めて直接補助をぜひご検討いただきますようお願いをしておきます。

それから、2つ目の課題としましては、予約制度のあり方でございますけれども、体育協会加盟団体、もちろんであります、スポーツ少年団におきましても、会場予約の優先権を与えていただきたいということでもあります。現在市内、市外利用者も含めて先着順になっております。不便さや気苦労の原因になっておりますので、この辺もご一考いただければと思います。いかがでしょうか。

○議長（陶山良尚議員） 教育部長。

○教育部長（江口尋信） 先ほどの減免の問題とも関連すると思います。減免だったり、それから予約の問題です。他市におきましては、おっしゃるようにそこが優先されているところもございます。ただ、それにつきましては、単に例えば減免が差があるとか、予約に差があるとかということだけではなくて、スポーツ少年団の活動全体に例えばいろいろな貢献活動をしたりとか、それから市と連携した活動をしたりとか、いろいろな状況もございますので、今おっしゃった2つの件は、スポーツ少年団の活動全体の中で検討されていくべきものだというふうに捉えておりますので、全体の枠組みの中で検討させていただけたらというふうに思います。

○議長（陶山良尚議員） 16番橋本健議員。

○16番（橋本 健議員） ぜひ全体の枠組みの中でご検討いただきますようよろしくお願いをいたします。

脱会されましたバレーボール、バスケット、それから少林寺、そしてサッカー、新たに空手、体操、バトンなど、スポーツ少年団に入会されるよう行政のほうでぜひお力添えをいただければというふうに思いますので、よろしく申し上げます。

では、3項目めのスポーツ少年団の今後の活動方針についてお尋ねをいたします。

スポーツ振興計画には、将来の生涯スポーツ社会を担う青少年の組織づくりとして、スポーツ少年団への支援と充実を見直すというふうに力強くうたっております。その具体的な施策としまして、体育協会の組織改革に伴うスポーツ少年団育成の強化充実、2点目に、スポーツ教室、大会などの事業開催とその支援、財源などの支援、それから4つ目に、地域や学校との連携強化とその支援、この4点が掲載をされておりますけれども、これについて十分に実施されているものと私は信じておりますが、行政のほうではどのように実施しているのか、その実施状況並びにご見解をお聞かせいただければというふうに思います。

○議長（陶山良尚議員） 教育部長。

○教育部長（江口尋信） おっしゃるようにスポーツの振興につきましては、スポーツをやる人、スポーツを愛好する人とか、享受する人の自発的、それから主体的な参加というのがすごく尊重されるもんだというふうに思っております。ですので、市がやるべきこととしましては、い

かにスポーツ環境を整えていくことだろうというふうに思っております。ですので、先ほど申し上げました市として取り組んでおりますことは、さまざまな事業を行いまして、そこへの参加を促していくということが一つはございます。それから、団体の諸事務をスポーツ課が一部担ったりということもございます。それから、これは学校との関連ですけれども、以前議会でもいろいろご指摘をいただいた社会体育との連携につきましても、一部社会体育を部活動との関連で位置づけたりとか、それから体協を通して外部指導者をさらに現状よりも多くの方に学校に入っただけ等、全ての子どもたちが——これは子どもという、青少年ということで限らせていただきますけれども、子どもたちがスポーツを身近に楽しむことができると、活動できるというようなこと環境が整うように取り組んでいるところでございます。ただ、本日議員にご指摘いただいた点につきまして、そこも含めましてさまざまな課題があるのはもう間違いございませんから、これは一つ一つしっかり取り組んでまいりたいというふうに思っております。

○議長（陶山良尚議員） 16番橋本健議員。

○16番（橋本 健議員） ありがとうございます。

社会体育といいますか、学校体育及び部活動については、外部指導者の活用ということで専門的な指導者が行くシステムが今回予算化されておりますので、これはそういう形で強化を図っていくというご報告を受けました。これはこれですばらしいことだというふうに認識をしております。

ただし、少年スポーツ団に関しましては、まだまだ課題もたくさんあるようでございまして、こういった先ほど申しましたスポーツ振興基本計画のうたい文句というのは非常にすばらしいのですが、これが絵に描いた餅にならないように、これからの計画書におきましては実施可能な具体策を盛り込んだ内容にしていただければというふうに思います。現在のスポーツ振興基本計画で計画を十分検証後、新たな太宰府市スポーツ振興基本計画の策定にこれから入られると思いますけれども、現在の進捗状況とその概要についてお聞かせください。

○議長（陶山良尚議員） 教育部長。

○教育部長（江口尋信） 本年度から2カ年で策定するというので、現在その準備を進めているところであります。おっしゃったようにそれらにつきましては、本日いただいた課題も含めまして、広くスポーツの振興につながるような内容にしていきたいというふうに考えております。

○議長（陶山良尚議員） 16番橋本健議員。

○16番（橋本 健議員） 今年度からということでございます。どうぞよろしく願いいたします。

これまで特別な案件がない限り体育協会との打ち合わせ、こういった定期的な会議開催はもうも実施されていないようではございますけれども、実際のところ体協と連携した定例会議はありましたでしょうか。

○議長（陶山良尚議員） 教育部長。

○教育部長（江口尋信） 私自身は実は総会には寄せていただきましたけれども、毎月の打合会のほうにスポーツ課の課長のほうと担当者のほうで参加しているということでございます。

○議長（陶山良尚議員） 16番橋本健議員。

○16番（橋本 健議員） 担当者の方が会議に参加されているということでございますけれども、最後に提案をさせていただきたいというふうに思います。本市の少年スポーツを初めそのスポーツ活性化のためには、地域スポーツで活躍されていますスポーツ推進員、それからいつでもどこでも誰もが軽スポーツを奨励しているよか倶楽部、それから競技のレベルアップを希望し、技術を磨くスポーツ少年団、そして競技スポーツの中核を担う体育協会のこの4団体のご参加をいただいて、行政のスポーツ課がリーダーシップをとっていただきまして、年に3回から4回の意見交換会——それぞれ悩み、課題があると思うんです。これを出し合いながら、どこかでどこかの組織がフォローしてあげるというふうな、こういうふうなスポーツが活性化するような話し合い、会議を持っていただければというふうに思いますし、スポーツ課が入りまして5団体になりますので、連携してスポーツ会議なるものをぜひ開催されてはいかがでしょうか。ご回答よろしくお願ひいたします。

○議長（陶山良尚議員） 教育部長。

○教育部長（江口尋信） スポーツに対する考え方なんですけれども、文科省も、実は昨年ですか、部活動のあり方も非常に考え方を変えております。これまではどちらかといいますと競技スポーツ的で、いかに勝っていくとか、技術を磨くかということに重きを置きましたけれども、そこで自分が体力を高めるためとか、本当に楽しむためというような参加も考えてあげるべきではないかなというようなことで、すごくスタンスが変わってきたなというふうに思っております。

議員おっしゃったスポーツ推進員とか、よか倶楽部とか、スポーツ少年団の区分けのことをおっしゃっていただきましたけれども、それぞれの役目があるというふうに私たちも認識しておりますので、これをどうスポーツ課が中核になってつなぐかというのは、非常に今後の我々がスポーツ振興を図っていく上で大切なことだというふうに思っておりますので、どういう形がいいのかとか、どういうことからできるのかということをまずは検討させていただきたいと、思います。

○議長（陶山良尚議員） 16番橋本健議員。

○16番（橋本 健議員） どうぞよろしくお願ひいたします。

子どものときからスポーツに親しみ、スポーツで汗を流すことによって爽快感を味わい、大人になっても生涯スポーツとして楽しみ、仲間づくりで心豊かに健康に過ごす。これはスポーツによる健康づくりで医療費低減を目指した一味違った魅力ある太宰府のスポーツをつくり出していただきますことを切にお願いをいたしまして、私の一般質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（陶山良尚議員） 16番橋本健議員の一般質問は終わりました。

ここで11時5分まで休憩いたします。

休憩 午前10時50分

~~~~~ ○ ~~~~~

再開 午前11時05分

○議長（陶山良尚議員） 休憩前に引き続き会議を開きます。

8番木村彰人議員の一般質問を許可します。

〔8番 木村彰人議員 登壇〕

○8番（木村彰人議員） ただいま議長より一般質問の許可いただきましたので、通告しておりました2件について質問いたします。

まず、1件目の新元号「令和」の制定を契機とする本市の新たな取り組みについてです。

新元号「令和」が発表されて以降、ゆかりの地とされた本市には全国から多くの観光客が押し寄せました。その目的は、何といても大宰府展示館にある梅花の宴のジオラマと旅人邸の推定地の一つとされる坂本八幡宮です。これら大伴旅人の足跡を初め大宰府展示館や坂本八幡宮は、本市にとっては昔からある当たり前の存在でしたが、新元号「令和」の制定によって一躍脚光を浴びることになったのです。これは新元号「令和」の典拠が万葉集におさめられた梅花の歌32首の序文にあるとされ、「梅花の宴」という物語で結びついたことによります。新元号「令和」が今までの当たり前に新たな価値を生み出した、まさに令和効果の結果と言えます。

改元以来のにぎわいは、令和効果が自然に働いた結果でしたが、これからはこの令和効果を能動的、戦略的に活用していきたいと考えます。まずは本市の長年の懸案事項を解決するために活用するのはいかがでしょうか。本市本来の底力と財産である古きよきものを生かすことにつながる令和効果を積極的に活用した新たな取り組みに期待します。

そこで、3点伺います。

1点目、特別史跡大宰府政庁跡を中心とする史跡地のさらなる活用についてと、2点目、史跡、観光スポットの回遊性を高める取り組みについてと、3点目、観光分野における近隣市との連携の推進についてです。

次に、2件目のいきいき情報センター1階部分の有効活用についてです。

マミーズ太宰府店が閉店してから早いもので6カ月が経過しましたが、いまだに利活用の目途が立っていません。建物の貸付料として年間約3,900万円の賃料が入らないだけでなく、五条地域の利便性の低下や1階空き家部分の防犯、安全上の問題など、いきいき情報センター1階部分の有効活用はもはや喫緊の課題となっています。

そこで、2点伺います。

1点目、4月以降に実施した有効活用のための取り組みとそれらの結果についてと、2点目、本市が想定する施設の活用方針についてです。

以上、2件お伺いします。

再質問は議員発言席にて行います。

○議長（陶山良尚議員） 市長。

○市長（楠田大蔵） 新元号「令和」の制定を契機とする本市の新たな取り組みについてご回答を申し上げます。

新元号「令和」が発表されて以来、本市の誇り得る歴史に大きくご注目を新たにいただき、多くの皆様にお越しをいただいております。大変ありがたいことでありましたが、全く予期せぬ事態に対応し、事故などでお祝いムードに水を差さないようにするため、4月、5月と連日細心の注意を払いながら、職員やボランティアの方々、氏子会の方々などに無理をかけ、駐車場確保や交通誘導員配置、広報対応などでかなりの出費ともなりました。その一方、一躍集まった大きな期待にお応えするとともに、出費に見合う一定の収入も得るため、時の旅人プロジェクトを急遽企画し、10連休通しての奉謝奉祝の記帳受け付けや令和の人文字のサポート、記念モニュメントふるさと納税、クリアファイル作成などを実行に移してまいりました。思い起こせば怒濤の日々でありましたが、おかげさまで大きなトラブルなどもなく、多くの皆様をお受け入れし、ともに喜びを分かち合う演出や一定の収入確保にも成功し、報道対応なども含め、令和ゆかりの地太宰府としておおむね満足をいただいたと考えております。

6月に入りましてようやく一息つき、これまでの取り組みについて分析、評価するとともに、課題を整理し、先日は安倍総理、菅官房長官にもご報告とご要望を行う栄にも浴してきたところでもあります。今後もこの状態を一過性のものとせず、先日庁内で発足させました各部横断の令和プロジェクトチームなどを活用しながら、じっくりと令和のまちづくりを進めてまいりたいと考えております。

その上で、まず1項目めの特別史跡大宰府政庁跡を中心とする史跡地のさらなる活用についてであります。大宰府政庁跡は、約50年前に行われました整備以来、本市を代表する文化遺産として多くの市民や来訪者に親しまれてまいりました。また、緑豊かなオープンスペースとして市民や近隣住民にとって憩いの場、集いの場となるなど、多様な活用をいただけてきたところでもあります。このような中、平成31年4月1日の政府の発表により、本市が新元号「令和」のゆかりの地となり、政庁跡周辺にも国内あるいは海外からさらに多くの方々が訪れていただくようになりました。本市といたしましては、これを好機と捉え、さらなる史跡の歴史的価値を顕在化し、これまで以上に大宰府政庁跡を中心とした大宰府史跡を本市の魅力あるエリアとしてまいりたいと考えております。そのためにも、今議会で提案しております再有料化をぜひ実現させていただいた上、政庁跡東にある大宰府展示館の充実を図り、史跡地特有の規制の緩和を実現することで、大宰府政庁跡のさらなる魅力化を図ってまいりたいと考えております。

次に、2項目めの史跡、観光スポットの回遊性を高める取り組みについてであります。滞在時間の延長、宿泊施設の充実、観光スポットをつなぐルートを複数つくる必要などがあると

考えております。今までの太宰府観光の入り口は、西鉄太宰府駅が主でしたが、新元号発表以降、大宰府政庁跡に近い西鉄都府楼前駅、今年度整備します客館跡がほど近い西鉄二日市駅も観光の入り口として想定をされてきます。加えて、改元効果により太宰府天満宮から大宰府政庁跡までの歴史の散歩道や県道筑紫野太宰府線には多くの観光客の姿が見られ、観世音寺や戒壇院を訪れる方々も増えてまいりました。さらには、レンタサイクルを利用する観光客やコミュニティバス「まほろば号」、太宰府ライナーバス「旅人」で大宰府政庁跡バス停での乗りおりなど、土曜、日曜に限らず増加をしており、回遊性が生まれてきております。

この好機を逃すことなく、市内各所を周遊していただけるようなマップやサインなどわかりやすい市内観光情報の充実、休憩所の検討、宿泊施設の誘致、公共交通の充実、シェアサイクル、レンタサイクルの充実などを図り、またふるさと納税で令和ゆかりの地を特に歩いて回っていただくようなルートをこちらから提示するなど、回遊性を高めてまいる工夫を重ねてまいりたいと考えております。

3項目めの観光分野における近隣市との連携の推進についてであります。主なものとしましては、これまでも西鉄グループや鉄道沿線での市町で組織しております西鉄沿線観光活性化協議会などで活動してまいりましたが、かつて九州や西日本を管轄していた我が国の政治、外交、防衛の要衝であった大宰府政庁本来のエリアから捉え直しました筑紫地区にとどまらず、朝倉地区や粕屋地区、福岡市などの関係の深い近隣市町ともさらなる連携を検討してまいりたいと考えております。

○議長（陶山良尚議員） 8番木村彰人議員。

○8番（木村彰人議員） まず、1点目の特別史跡大宰府政庁跡を中心とする史跡地のさらなる活用についてお伺いしたいんですけれども、まず市長が首相官邸表敬訪問の際に、安倍首相、菅官房長官との面談の中で、有料駐車場の設置や軽食、売店等の収益事業など、史跡地のさらなる活用に向けた規制緩和を要望したとのことですが、またご回答の中でも、史跡地特有の規制の緩和を実現することで、大宰府政庁跡のさらなる魅力を図ってまいりたいということでしたけれども、これ史跡地の規制緩和となりますと、ともすると無計画な開発的なことが起こりかねない。今まで史跡地を守ってきたものを台なしにしかねないというようなおそれもあるのですが、まず一番最初に、この史跡地緩和について太宰府市が目指すところ、規制緩和が目指すところは何かということをお伺いしたいと思います。

○議長（陶山良尚議員） 市長。

○市長（楠田大蔵） 議員ご指摘のとおり、史跡地のもともとの本来の規制であります。保存をし、これまでの長らく誇り得る歴史をありのまま感じていただく、そういう目的が当然あったわけでありまして、先人のご尽力、ご努力によって大宰府史跡周辺が大変なこうした自然が残され、そしてお越しいただく方に喜んでいただける、そうした状態であったということがまず大前提だと私自身も考えております。

その上で、しかしそうした本来の形を生かしながら、それでもなおこの史跡地自体でもある

一定の利益といいますか、収入も得られながら、それをまたさらなる保存なり、活用なり、魅力化につなげていくということが循環がうまく実現をするようになれば、さらにこの大宰府政庁跡を初めとする史跡地を全国的にも生かしていくことができるのではないかと。今回せっかく令和の今回のゆかりをいただいて、注目も集まり、その価値も高まり、そして期待も高まっているところでありますので、新たな史跡地の形というものを太宰府から取り組んでいくということが私自身の考え方であります。

○議長（陶山良尚議員） 8番木村彰人議員。

○8番（木村彰人議員） 史跡地の活用における規制緩和で本市が目指すものは何かということなんですけれども、市長のご回答の中にもありました循環という言葉が私は非常にキーワードになると思います。史跡地を中心とする人のにぎわいとお金の好循環をつくることではないかと私も考えます。規制緩和による史跡地の活用を進めることによって、史跡地の文化財としての価値とともにその地域の魅力が向上して、多くの市民、来訪者が足を運ぶことになり、そのにぎわいから収益を上げることができる仕組みが働き、史跡地の維持管理、再整備をする財源が生まれるという、以上が人のにぎわいとお金の好循環だと、私もそう思います。

それでは、これをいかにして進めるかということなんですけれども、実は本市には改正文化財保護法に沿ったところの特別史跡大宰府跡保存活用計画というものが既にあるわけでなんですけれども、この保存計画は、作成して国に認定を受けることにより、計画に記載された行為は届け出をすることだけでよいと、手続が弾力化されるということなんですけれども、本市にも既にあります保存活用計画で現段階で具体的に史跡地においてできること、何ができるのでしょうか、お答えください。

○議長（陶山良尚議員） 教育部長。

○教育部長（江口尋信） 特別史跡の大宰府跡保存活用計画というのは、これにつきましては文化財保護法の改正前ということですので、おっしゃったようにできることといたしまして、現状で可能なものとしましては、例えば園路、広場、案内板などの公開活用施設の設置だとか、それから休憩施設やトイレ、それから水飲み、それからあずまや、ベンチなどの便益施設、その設置、それから給排水、照明、電気施設と、それから管理棟などの維持管理施設と、この3つができるということになっております。

○議長（陶山良尚議員） 8番木村彰人議員。

○8番（木村彰人議員） そうすると、規制緩和というイメージとしては、駐車場の有料化とか、飲食ができる施設とかというふうに考えるとところなんですけれども、現段階でも現状の変更という部分においてはかなりできる部分があるのかと思うんですけれども、この規制緩和、これから現段階でも保存活用計画がありますよね。これから先どのように進めていくか、この段階的な道筋について教えてください。

○議長（陶山良尚議員） 教育部長。

○教育部長（江口尋信） 段階的な道筋ということでございますけれども、先ほど言いましたよう

に、現段階では文化庁の史跡等購入費国庫補助金ということで公有化した土地でございますので、これにつきましてはあくまでも史跡の保存のためということで、目的外使用はできないというのが大きな前提となっております。ですので、今後、先ほど市長も申し述べましたけれども、どう規制緩和を実現していくかという中で検討していくと。それが先ほどから出ています令和プロジェクトチーム、その中できちんと考えていくことだろうと思っています。ただ、段階としては、現段階ではもう規制緩和ということについてお願いをしながら、それを実現していただくということがまず第1段階だろうというふうには考えております。

○議長（陶山良尚議員） 8番木村彰人議員。

○8番（木村彰人議員） 公有地化した史跡地の目的外使用というのが大きな壁にはなっているわけなんですけれども、それはちょっと置きまして、その前にこの保存活用計画の次のステップがあると思うんですけれども、保存活用の地域計画、あと整備計画というのがあって聞いております。これについてはどういうスケジュールで立てていかれる、実行されていく予定でしょうか。

○議長（陶山良尚議員） 教育部長。

○教育部長（江口尋信） 保存活用計画の策定がありまして、その後に整備構想、それから整備基本計画、基本設計という段階を経まして、全体構想の中で位置づけたものということを実施していくということになりますので、おっしゃるように保存活用計画から全体計画ということで進められていくというふうには考えております。

○議長（陶山良尚議員） 8番木村彰人議員。

○8番（木村彰人議員） 今現段階で保存活用計画がありますけれども、その先に規制緩和の一つであります保存活用地域計画、整備計画というのが続いてくるわけなんですけれども、かなりの時間がかかると思われますが、今の現段階で令和ブームが何となく落ちつきを見せているところで、これだけ時間がかかると、せっかくの好機を逃してしまうような気がしてならないんですけれども、市長、こちら辺はどうでしょうか。

○議長（陶山良尚議員） 市長。

○市長（楠田大蔵） せっかくの好機を逃すかどうかはこれからの努力次第だと思いますが、もちろんこれまでの取り組みの中で、既に職員も一丸となって、ボランティアの方々、氏子会の方々、そうした方々の力で、4月、5月は私自身十分にこの好機を生かし、そして何よりも大宰府史跡、政庁跡一帯、太宰府市全体が注目を受け、そして来ていただいた方に喜んでいただくというまずチャンスをつかむことには成功したと、私が先ほど来申しておりますように、考えております。その上で、6月に入りまして一息ついたと私も申しましたけれども、人出については少し落ちつきを取り戻しまして、これまでのようにある種受け身で我々がその対応をしていくというときはもう終わりを迎えて、そしてやはり積極的なこれから取り組みもしていくという上でも、最初の状況の折にさまざまなお力をおかりしながら、総理、官房長官にもこうした現状報告なり、今後の取り組みについて問題提起をさせていただいたというようやくスタ

ートについてだと思っております。何分この史跡地を保存するという時間もこの50年という期間を費やしなが、市の中でさまざまな議論がある中でこの大宰府史跡の魅力を保ってきたということがまずあり、そしてそれ以上に1,300年という長い歴史があるこうした地域でありますから、その規制を緩和をしていく。そして、その上でこの史跡の魅力を保ちながら、新たな施設なり、駐車場なり、そして魅力化を図っていくことにはやはり一定の時間をかけざるを得ないと。むしろ一定の時間をかけて議論をすることこそこれまでの保存をしてきていただいた方々の努力にも報いるものになるかと思っておりますので、ある程度じっくりと議論をしながら、しかしある程度のスピード感も持ちながらやってまいりたいと考えております。

○議長（陶山良尚議員） 8番木村彰人議員。

○8番（木村彰人議員） テレビニュース等でも市長が規制緩和に向けて非常に前向きな発言をされていまして、今までなかなか進まなかった史跡地の有効利用というのが劇的に進むのではないかと期待する一方、先ほども申しましたとおり、今まで守ってきたものの内容が非常に毀損されるんじゃないかと心配もしておりました。けれども、今ご回答の中で慎重かつ、それこそスピード感を持ってという形で対応されていくということと理解します。

しかしながら、それこそ私のこの質問のテーマにあります令和の好機、これを今まで進まなかった問題を動かすために活用したいということについては、非常にそれじゃあ残念かなというところがありまして、現段階でも保存活用計画の中でできることはいろいろある中で、ここでしっかり動いてみてはどうかという提案なんですけれども、市長のご回答の中にもありました安倍首相、菅官房長官との面談の中で、今後梅花の宴を万葉衣装などで再現するとあったわけなんですけれども、これに関してちょっと夢のあるご提案をさせていただきたいんですけれども、この史跡地活用の一環として、この梅花の宴が行われたこの情景を史跡地の中で再現するということができないかどうかということです。もうちょっと平たく言えば、令和記念公園的な整備ができないかということで、万葉集に裏づけられた物語、ストーリーの具現化という形になると思いますけれども、もうちょっと具体的に言いますと、どういう内容かという、整地をする。その前にロケーションがありますけれども、しっかりロケーション決めたところで整地をする、玉砂利を敷く、モニュメントを建立する、梅の植樹を行うという形で、イメージとしては大宰府展示館にあります博多人形でつくられた梅花の宴のジオラマです。それが史跡地の中に設けられないかというちょっと冒険的なご提案ですけれども、工事的な内容としては、現状変更的な内容としては、十分今の保存活用計画の中でできることかと思っておりますけれども、いかがでしょうか。

○議長（陶山良尚議員） 教育部長。

○教育部長（江口尋信） 史跡の整備に当たりましては、史跡の価値をご理解いただくために、保存活用計画、それから先ほど私も申し上げましたけれども、整備構想を策定し、それから整備基本計画、基本設計を行う中で、それぞれの機能と、それから価値を表現するということになっております。史跡の一部だけを全体計画なしにその一部ということでこれを整備するという

ことを文化庁は現時点では認められておりません。もし仮に梅花の宴の風景を先ほど言われたような形で再現するのであれば、史跡全体の構想とか、計画へ織り込んでいくとか、または仮の施設として設置することは考えられますけれども、仮でありますから、例えば仮で設置したとしますと、それは期限を設けて設置するか、またはその後はもうやっぱり撤去するということになってしまいます。史跡の整備への現状変更きくかというのは、今申しあげましたような手続の中で許可されていくようなものでありますので、その時々々の要請で部分ごとに工事内容の意味で史跡の整備の現状変更というのが許可されるというわけではございません。

○議長（陶山良尚議員） 8番木村彰人議員。

○8番（木村彰人議員） 私としては非常に夢がある提案をさせていただいたところなんですけれども、ご回答としては非常にハードルが高いというご回答だったと思います。しかしながら、この好機と思うんですけれども、それこそ史跡地の活用についてそれに風穴をあけるというアクションを非常に期待したところなんですけれども、なかなか難しいということだと思いますけれども、それにしても活用の中でしっかり私の提案を織り込んでいただければ実現はできるということだと思いますが、もう一度お聞きしますけれども、保存活用計画に続く、それこそ今申しあげました梅花の宴のあの風景を史跡地の中に設けることができるようになるためのその後の計画ですよね。こちらの計画の策定のスケジュール的なものはどうでしょうか。

○議長（陶山良尚議員） 教育部長。

○教育部長（江口尋信） その計画をいつ作成するかということについては、現在のところはまだ未定でございます。

○議長（陶山良尚議員） 8番木村彰人議員。

○8番（木村彰人議員） 市長、未定でよろしいのでしょうか。やっぱり計画、何もお金もかかりません。これを早くねじを巻いたところで、計画だけでも、道筋だけでも、イメージだけでも私も知りたい。市民の皆さんもそれを期待しているんじゃないかと思います。

仮に史跡地の活用がある程度できるとしたところで、次に気になるのがその財源がどうなるのかということだと思うんですけれども、ちなみに歴史と文化の環境税、ちょっと振り返ってその基金の状況を見ましたところ、約1億3,000万円ほど今あるわけなんです。毎年毎年のこの環境税の収入も増えています。年間1億円に達しようとしているわけなんですけれども、この基金をそれこそ近い将来的な史跡地の規制緩和に伴う事業に使うことができるのか、お伺いします。

○議長（陶山良尚議員） 総務部長。

○総務部長（石田宏二） 歴史と文化の環境税の条例に基づきまして基金条例を定めております。

その基金条例の設置趣旨に鑑みまして、基金活用は可能ではあるというふうには思いますけれども、ただしこの歴史と文化の環境税の基金につきましても、この歴史と文化の環境税運営協議会というところが所掌しておりまして、その使途について論議をして、また検討するということになってこようかというふうにあります。

○議長（陶山良尚議員） 8番木村彰人議員。

○8番（木村彰人議員） ちょっと関連しまして、ご回答の中でも連休中にかなりの支出があったというふうに伺いました。10連休中にかかった経費が1,000万円というところで、そのほかにもクリアファイルとかふるさと納税の返礼品とかの関係で収入もあったものの、最終的にはこの連休中の収支というのはどうなっていますでしょうか。

○議長（陶山良尚議員） 総務部長。

○総務部長（石田宏二） 木村議員のほうから1,000万円ほど、これ人件費まで含めてというような形になってこようかと思えますけれども、この中には記念クリアファイルの作成費でありますとかというものも入っております、逆に記念クリアファイルも約8,000枚ほど売り上げがあって、250万円ほどの収入もあっているというような形になってございます。そういったところを鑑みますと、700万円超えぐらいの収支というような、現在ではそのような形になっているようなところでございます。

○議長（陶山良尚議員） 8番木村彰人議員。

○8番（木村彰人議員） 収支として持ち出しとして700万円ぐらいの赤字ということだと思いますけれども、今のところ予備費のほうからこれを支出すると聞いとるわけですが、ちなみに先ほどお聞きしました歴史と文化の環境税で手当てするということは可能なんでしょうか。

○議長（陶山良尚議員） 総務部長。

○総務部長（石田宏二） 先ほどもお話をいたしましたけれども、この歴史と文化の環境税の運営協議会に諮って用途については決めていますので、もう既に執行済みのものについてそれを充てるというようなことはちょっと難しいというふうに考えております。

○議長（陶山良尚議員） 8番木村彰人議員。

○8番（木村彰人議員） 執行済みであるから使えないということなんですけれども、しかしながら基金の目的としてはそんなに外れたものではないと私は思うんですけれども、しっかり基金の積み上げもあるところで、なお使えないというのは非常に厳しいなあと思うところなんですけれども、財源としては、将来的な史跡地の活用に向けた事業については、この歴史と文化の環境税は使える可能性があるというふうに受け取ります。

こういう財源の話なんですけれども、これも市長のご発言の中にもありました。ふるさと納税、クラウドファンディングを活用した令和のまちづくりとございましたけれども、これについてもうちちょっと内容を詳しく具体的にご説明ください。

○議長（陶山良尚議員） 市長。

○市長（楠田大蔵） 先ほどの総務部長の答弁の中で、700万円ほどの歳出超過ということだっと思えますけれども、ふるさと納税の記念モニュメントも四百数十人の方にご賛同いただいておりますので、もちろんこの収入も今回の収支の中で反映をさせていきたいと思っておりますので、もう少しこの赤字幅は狭まってくると思っておりますし、また先ほどの話でも、政庁前のバス専用の駐車場にもおかげさまで最近非常に多くのバスが連日おとまりいただいております。

して、6月から議員の皆様にお認めいただいて、有料化もできておりますので、そうしたものも含めまして、そこでの部分は先ほど来の環境税の中で使うことが可能になってくるのではないかと期待もしているところでもあります。

その上でご質問でありますけれども、このクラウドファンディングについては、先日の筑陽学園の甲子園応援の際にも本市にとっては初めて活用させていただきまして、やはり目的なり、使い道なり、またふるさとを思う気持ちを喚起するなど、そうしたことがしっかりとしていれば、前回のように一定の成果を得ることができるのではないかと考えております。そうした意味では、この令和のまちづくり自体を先ほど来ご議論いただいておりますように、どのような令和のまちづくりにしていくかというしっかりとしたコンセプトなり、規制緩和のこれからのスケジュール感なり、そうしたものがある程度固まってくる中で、先ほどの公園の話もありましたけれども、そうした一定の何かしら具体的な計画、イベントを行うということもありませんし、梅花の宴の再現を人で再現するということもありますでしょうし、そうしたものを企画をしっかりと具体的なものにしながら、それに対する政庁跡の復元などもありますでしょうし、そうしたものに対してのしっかりとした目的別のクラウドファンディングであれば皆様に賛同いただけるのではないかと。やはり最初の計画が大変重要になってくるのではないかと考えております。

○議長（陶山良尚議員） 8番木村彰人議員。

○8番（木村彰人議員） クラウドファンディングによる資金の調達というのは非常に私も魅力的だと思いますけれども、それこそ具体的な目的をしっかりと持たなければ、なかなかイメージしにくいところだと思います。その一番イメージしやすいものとして、先ほどの令和の情景の再現というのをご提案させていただきたかったわけですが、しかしながら現段階ではなかなかこれを実行に移すことができないということですので、せめてこの令和の好機を生かすためには、クラウドファンディングということによる資金の調達、これをまず何より始めたところで、しっかり今の令和ブームをつないで、当然資金を集めたところで規制緩和による事業のほうにしっかりと注入できるというような形にしてほしいと思っています。そのための情報発信としてのクラウドファンディングという意味もあると思います。

2点目ですけれども、観光スポットの回遊性を高める取り組みについてということです。

ご回答の中では、自然と回遊性が生まれてきつつあるという内容だったと思います。これからの新しい取り組みとしてという回答がちょっと弱かったのではないかと思うんですけれども、回答の内容としては、特に目新しいものはなかったように私は思うんですが、じゃあ今の回遊性、昔から言われていることなんですけれども、なぜそれがうまくいかなかったのかというところを非常に反省しなきゃいけないと思うんですけれども、今回これも市長のご発言の中にありますよね。令和ゆかりの地を中心とした観光コースをふるさと納税の返礼品にということがございました。これに関連して、梅花の宴推定地3カ所をめぐるというコースだと思うんですが、この回遊コースの成功の鍵というんですか、それはそれぞれの推定地の魅力の向上

はもちろんですけれども、回遊の道すがらのまちの楽しみではないかと、私、思うんです。幸い、この3地点の回遊ルートのはほとんどは史跡地ではないんです。ということは、いろいろなことが仕掛けられると私は思うんですけれども、まずはこの令和ゆかりの地を中心とした観光コース、この回遊ルートの内容、これ内容についてはお聞きしません。まだ検討はこれからだと思えますので。どういう体制で検討していくかを教えてください。

○議長（陶山良尚議員） 市長。

○市長（楠田大蔵） まず申しますと、旅人邸の推定地3カ所ということですよ。恐らく私の認識では、坂本八幡宮も展示館も推定地の一つでありますけれども、敷地内にありますので、なかなか史跡地内でどのような新たな造作をしていくかというのは、これまでの議論のように規制のある中で難しいところだとまず思っておりますが、その上でどのような形にしていくかということですが、もともとこのふるさと納税のコト消費と言われる部分、体験型の部分というのは温めておまして、1月の「プラタモリ」の放映もありましたので、そうしたものでコースを考えておったんですけれども、実はそれが4月に令和のことでちょっと中断したというか、さらなる価値があらわれたものですから、令和の地のふるさと納税も考えていきたいと考えておまして、もちろんこれは直接の担当としてはふるさと納税の企画などは経営企画課でやってきましたけれども、この令和に関しましては令和プロジェクトチームをつくりましたので、こうした中で議論をしていくということになってまいろうかと思っております。

○議長（陶山良尚議員） 8番木村彰人議員。

○8番（木村彰人議員） そうですね、経営企画課というふうなことがありましたけれども、これ私言いました道すがらです。それこそ史跡地外の部分だと、それこそ飲食関係とかいろいろなお土産物とか、そういうことも企画できるという中で、それこそ経営企画がトップかもしれないけれども、実際は産業振興とか、観光とか、そういう部分の課も積極的に、もちろん文化財の関係も加わったところでのコースづくりになるのかと思います。

3点目、観光分野における近隣市との連携の推進についてですけれども、実は近隣市の一般質問をちょっとのぞいたところなんですけれども、ほとんど近隣市については令和という感じじゃないです。この令和ブームと言っているのはもしかしたら本市だけかもしれないところで、しかしながらその観光における近隣市との連携、特に筑紫野市、この連携は非常に重要かと思うんですけれども、ここら辺の取り組みについて市長のお考えをお聞かせください。

○議長（陶山良尚議員） 市長。

○市長（楠田大蔵） これはかねてより私の選挙公約でも言っておりましたし、その後の施政方針なり、さまざまな答弁の中でも申してまいりましたが、やはり近隣の特に筑紫野市というところは温泉街もあり、宿泊地もあり、そして文化的にも歴史的にもさまざま連携、つながりが本来あるところありますので、そうした地域との連携というのは当然しっかりと行うべきであろうと考えてまいりましたし、丁寧にその状況は筑紫野市さんとも連携の呼びかけをしてまいらなければいけないと思っておりますし、先ほどの答弁に申しましたが、筑紫野市に限らず、

大宰府政庁というこれまでの本来の歴史的な価値といたしましては、やはり筑紫地区、またそれにとどまらない近隣の地域まで広く捉えたエリアになってくると思っておりますので、今回の令和の多くの注目なり、期待というものは太宰府市にとどまらないものになってこようと思っておりますので、今後そうした近隣との連携をさらに強めてまいりたいと考えております。

○議長（陶山良尚議員） 8番木村彰人議員。

○8番（木村彰人議員） それでは、1件目のまとめになりますけれども、新元号「令和」の制定を契機とする本市の新たな取り組みについてのまとめといたしますか、今回は新たな取り組みとして本市の長年の懸案事項でありました史跡地活用に向けた規制緩和と史跡地、観光スポットの回遊性、それと近隣市との連携について取り上げましたが、もちろんこれ以外にも本市が取り組まなければならない懸案事項、課題は山積しております。市長におかれましては、施政方針においても本年を新生太宰府元年と銘打たれ、その名にふさわしい意欲的な市政運営を進めると力強く述べておられました。あの時代が太宰府市発展のターニングポイントだったと後世振り返ったときに誇れるような令和新時代の新たな取り組みに積極的にチャレンジしていただきたいと思えます。

2件目お願いします。

○議長（陶山良尚議員） 次お願いします。

市長。

○市長（楠田大蔵） いきいき情報センター1階部分の有効活用についてご回答申し上げます。

先ほど申しましたが、まず前提といたしまして、この6カ月間、決して手をこまねいていたわけではありませんで、昨年10月の時点で急遽旧マミーズの経営主体が変わり、不採算店舗の太宰府店を1カ月後に閉店するとの通告があつて、後、通告後6カ月に当たる平成31年4月30日まで契約が続いており、その間の当然家賃も払い続けられました。そして、第一義的に旧マミーズさんの申し入れによりまして、造作物などを次に生かしたいという思いもあられたようですから、承継先を探したいという申し出もあり、しかし残念ながら結果として見つからず、4月30日の時点で明け渡しをなされたという経過であります。

その上で、1項目めの4月以降に実施した有効活用のための取り組みとそれらの結果についてであります。まずは4月末の期限どおりに原状復帰の上明け渡しをしていただくよう要請を重ね、その履行後は、明け渡し後でなければ確認できない部分もございましたので、建物内部の状況について詳細確認を行ってきたところであります。令和のことも重なりましたけれども、その間も自薦他薦の情報を精査し、独自に検討を要請したところもありましたけれども、建物の老朽化、補修の必要性、地域ニーズの飽和性などから、残念ながら承継先は現時点であらわれていないということでもあります。私自身も現地に足を運びまして、周辺店舗にも聞き取りなどを行いましたので、今後の有効活用の議論に生かしてまいりたいと考えております。

一方で、ご指摘ありました、閉店後、経費性に問題があると指摘されていたエスカレーターを停止させるという措置もっておりますし、空きスペースを当面災害時の備蓄倉庫に想定す

るなど、現時点でも可能な有効活用を進めていきたいと考えておりますし、現時点でも日々この空きスペースを有効活用させてほしいという申し出もいただいておりますので、そうしたことも具体的に検討を進めているところであります。

2項目めの本市が想定する施設の活用方針についてというご質問につきましては、マミーズ閉店から現在に至るまで、地域生活に密着していた市民の買い物や出会いの場が失われたことによる直接、また間接的な影響について、さまざまなご意見もいただいております。このような状況も強く認識した上で、これまで担当者間で続けてきた検討会議を近いうちに庁内横断的な会議体に格上げをし、考えられる方策ごとの課題も見据えながら、慎重ながらもスピード感を持って検討を重ねまいりたいと考えております。

○議長（陶山良尚議員） 8番木村彰人議員。

○8番（木村彰人議員） ご回答ありがとうございます。

ご回答の中で、閉店後、経済性に問題があると指摘されていたエスカレーターを停止させてございます。しかしながら、このエスカレーターが停止したのは、閉店してかなり時間がたった後だと思えます。私も担当課のほうにご提案させていただきましたけれども、私より前に市民の方があの電気代が非常にすごいかかるんじゃないかと、早くとめたほうがいいんじゃないかというご提案はしているはずなんですけれども、ここら辺の認識が市民感覚と行政のスピード感の違いじゃないかなと私は思うんですけれども、なぜこの利活用が今の段階で決まらないのかということなんです。今までの間、やれることはやってきましたというご回答でしたけれども、要はこの活用する方針を絞り込まないと、利用しようがないと。逆に、ここを使ってくださいとPRしても、何に使えるのかわからなければ、それこそ業者の方も手の挙げようがないんじゃないかと思うんですけれども、そこら辺でまずこの建物及びこの周辺の現状を把握していただきたいと思うんですけれども、この建物本体としては老朽化が進んでいるということで、建てかえ等建物のこれからの状況が非常に不確定であるということで、あといきいき情報センターを中心とする五条地区の商業、商圈的な分析がなされているのかという心配、それと五条地区で生活する市民の皆さんのご不便、あとコミュニティの問題、そこら辺、市民の声という形で耳には入っているかと思うんですけれども、行政のほうから積極的に赴いて調査したのかということをお聞きします。

○議長（陶山良尚議員） 総務部理事。

○総務部理事（山浦剛志） 今議員おっしゃられました行政のほうから積極的に調査をしたかということですが、特に行政のほうから一地域の市民の方にこういう状況の中でどういふふうにするということは聞いたことはございません。ただ、いきいき情報センターの中でアンケート等も、これはあくまでもいきいき情報センターの使い勝手の状況でございますけれども、そのアンケートの中でも、幾つかスーパーをととか、あるいは何か展示会とかできるスペースにととか、そういうふうなご提案のようなものはいただいているというのは把握はしております。

あと、先ほど市長が申ししておりましたが、近隣のお店のほうにもちょっと出向きまして、お店の方にも今の状況はどういう状況なのかというところは実際に私も同行いたしまして確認はしておるところでございます。

以上でございます。

○議長（陶山良尚議員） 8番木村彰人議員。

○8番（木村彰人議員） ご回答としては、総務部理事のほうからご回答いただきましたけれども、当然いきいき情報センター自体は管財課の管理物ということで総務部理事がお答えされたと思うんですけども、ちなみにまちづくり、地域のということであると、地域コミュニティだと思います。スーパーとかそこら辺の商業的なことは、それこそ産業振興課だと思います。また、2階部分は社会教育ということで、1階も社会教育で利用しようと思えば教育部だと思いますけれども、そこら辺今までの段階で管財課だけでやっていたというのは非常に私は問題があると思うんですけども、各関係課としてはどのように動かれたんでしょうか。

○議長（陶山良尚議員） 観光経済部長。

○観光経済部長（藤田 彰） 産業のほうからは、商工会及び五条振興会のほうに聞き取りもこちらのほうもいたしております。内容といたしましては、やはり施設がなくなるのは痛いけれども、これを契機に五条振興会、商工会はまとまって、逆に強く意識をしていきたいと、五条の活性化につなげていくような努力をしていきたいということをおっしゃっております。

以上でございます。

○議長（陶山良尚議員） 8番木村彰人議員。

○8番（木村彰人議員） そのほかの回答がないようで、ちょっと続けさせていただきますけれども、そこら辺各担当課のほうから上がってきた意見をまとめられるのは総務部理事、それこそ管財課ということでしょうか。

○議長（陶山良尚議員） 市長。

○市長（楠田大蔵） 決して総務部理事、総務部管財課だけでやっておるわけでありませんで、それぞれが、特に私自身も、また市民と語る会も、この閉店後、近隣の地域でも行わせていただく中で、そういうご意見も当然いただき、そして私自身も可能な限りの答弁もさせていただきますし、それぞれの情報網の中で私自身に集約を担当ごとにしてきてもらったということも事実であります。

そうした中で、先ほども申しましたように、これまで担当者間で続けてきたそれぞれの検討の打ち合わせでありますけれども、やはり議員のご指摘にもありますように、近いうちに庁内横断的な会議体に格上げしていくことが必要だと思っておりますし、私自身も五条の住民の方なり、店舗の経営の方々と連絡もとり合いながら、近日中に意見交換の場も設定していきたいとも考えているところであります。

○議長（陶山良尚議員） 8番木村彰人議員。

○8番（木村彰人議員） ご回答の中で、庁内横断的な会議体に格上げということで非常に期待す

るところですけれども、ちょっとそれも遅かったんじゃないかなと非常に残念な気持ちがあります。しかしながら、庁内横断的な会議体ということですから、またそれこそ令和のプロジェクトチームじゃありませんけれども、そのトップが市三役とか、もしくは企画財政の部分とか、こういう状態だと業務的にも重複したところで機動的じゃないと私は思っていました。この横断的な会議体ということですから、それこそ関係する部課長、例えばここが商業的なものでいいと、それでいこうとするのであれば、企画財政がトップではなくて、それこそ商工関係の部長さんがトップになったところで推し進めると。そういう形で一番適材適所の部署がトップになったところで進めるほうが一番効果的であると思います。

そこで、いきいき情報センター1階部分の有効活用についてのまとめになります。いきいき情報センター1階部分の活用については、五条地区のまちづくりが抱える多くの課題のほんの一部であります。各課題の原因は共通した部分があるような気がしております。まずは1階部分の有効活用から始めようというわけですけれども、ここでしっかり取り組むことができれば、関連する課題の解決にもつながるものと考えます。この課題ももう一度令和新時代の新たな取り組みとして積極的にチャレンジしていただきたいと思っております。

これで私の一般質問を終わります。

○議長（陶山良尚議員） 8番木村彰人議員の一般質問は終わりました。

ここで1時まで休憩いたします。

休憩 午前11時59分

~~~~~ ○ ~~~~~

再開 午後1時00分

○議長（陶山良尚議員） 休憩前に引き続き会議を開きます。

6番堺剛議員の一般質問を許可します。

〔6番 堺剛議員 登壇〕

○6番（堺 剛議員） 議長より許可をいただきましたので、通告に従って質問させていただきます。よろしくお願いいたします。

本市の交通安全対策について伺います。

言うまでもなく交通事故の防止は、国、地方公共団体、関係民間団体だけではなく、国民一人一人が全力を挙げて取り組まなければならない緊急かつ重要な課題であります。しかしながら、本市を取り巻く道路交通は、生活道路の中で抜け道として利用する車やスピードを出す車などによって交通事故が発生したり、安心できる歩行環境や静かな生活環境が守られていないといった問題が少なからず起きているのが現状であります。

昨年行われた生活道路交通安全フォーラムにおいて、警察庁では、高度経済成長期の昭和47年から、対策としてスクールゾーン対策、生活ゾーン対策、シルバーゾーン対策、平成8年からコミュニティ・ゾーン対策と標識令を改正し、交通規制と物理的デバイスを組み合わせた施策を推進し、平成15年からあんしん歩行エリアの充実を図り、平成23年から生活道路におけ

る歩行者等の安全な通行を確保するため、ゾーン30を推進しています。現在では、ゾーン30のさらなる推進を求めているのが現状でございます。

また、通学路の交通安全確保に関する取り組みでは、平成24年4月以降、登下校中の児童・生徒が巻き込まれる事故が相次いで発生していることを受け、文部科学省、国土交通省及び警察庁が連携、協力し、通学路の交通安全確保に関する取り組みが継続中であります。

そのことを受けて、本市においても太宰府市通学路交通安全プログラムを平成27年度に作成され、地域、学校、警察、行政など関係機関で連携した取り組みをされ、危険箇所の内容等は本市のホームページ等で確認することができます。しかしながら、残念なことに、筑紫野警察署管内のワーストテン交差点では、半数以上が太宰府市という結果も事実としてあります。そして、何より大事なことは、本市の道路交通事情として、渋滞のみならず朝の通勤時間帯の国道、県道など幹線道路への通過交通の危険性や夕刻からの帰省に伴う交通量の増大等の危険性を考えると、高齢者、児童などいわゆる交通弱者の安全対策について、安心・安全なまちづくりの観点から今以上の具体的な施策を講じなければならないと思います。

以上のことを踏まえて、以下の3点について伺います。

1、生活道路においては、国土交通省が第10次交通安全基本計画をもとに、具体的な対策メニューとして、交通量の拡大の抑制、速度の抑制など効果的な対策を求めています。以上のことを考慮した本市の現状認識と課題についてお聞かせください。

2点目、警察庁では、生活道路対策として歩行者の通行が優先され、通過交通が限りなく抑制されるべき地区を面積にかかわらず柔軟にゾーン30に設定することを必須条件としています。そして、そのほか場所に応じた安全対策（選択的対策）を地域住民の必要に応じて組み合わせることを求めています。

そこで、お伺いします。

本市のゾーン30の対策の取り組みについて、計画的な施策が検討されているのか、お聞かせください。

3点目、最後に、文部科学省、国土交通省、警察庁では、通学路の交通安全確保に向けた取り組みのさらなる推進について、平成28年11月に通知されています。太宰府市通学路交通安全プログラムの方針の中で、本市の通学路における危険箇所の一覧の公表等一定の対策が進んでいますが、まだまだ物理的デバイス対策等の必要な対策を講じなければならないと思います。そこで、今後の具体的な取り組みを計画されているか、お伺いします。

以上、3点についてご回答をお願いいたします。

再質問は質問席にて行います。

○議長（陶山良尚議員） 都市整備部長。

○都市整備部長（井浦真須己） 生活道路と通学路の交通安全の確保に向けた取り組みについての1項目めの現状認識と課題についてご回答申し上げます。

平成30年の全国の交通事故死者数は、昭和45年のピーク時から減少しているものの、依然と

して非常に多くの方が交通事故により死傷していることに変わりはなく、交通事故の防止は本市といたしましても全力を挙げて取り組まなければならない緊急かつ重要な課題であり、特に生活道路の交通安全対策として安全な歩行空間の確保に努めるとともに、車両の速度抑制などを含めた総合的な交通安全対策を行う必要があると認識しております。そのために、今まで市営土木として生活道路の中で改修等を行ってまいったという現状がございますが、平成30年度から通学路の整備を新たに設けて、工事等を行っていくこととしております。

次に、2項目めのゾーン30による生活道路対策についてご回答申し上げます。

交通安全対策の多くは、道路（線）や交差点（点）の問題解消等に主眼を置いて対策を行っています。これに対してゾーン（区域）で行う対策は、幹線道路等で囲まれた住居地域全体に交通規制や安全対策を実施することで、その地域の人が車から脅かされることなく、安心して生活できる区域をつくることを目的としております。

そこで、ゾーン30を定めて時速30kmの速度規制を実施するとともに、その他の安全対策を必要に応じて組み合わせ、ゾーン内における車の走行速度の抑制や抜け道として通行する車両の抑制等を図る生活道路対策ゾーン30は全国的に整備が進むとともに、一定の交通事故抑止効果及びゾーン内における自動車の通過速度の抑制効果が認められており、さらなる推進がなされているところでございます。

本市におきましても、生活道路におきます歩行者等の安全な通行を確保するために、平成25年度に大佐野公民館周辺を、平成29年、平成30年に観世音寺一丁目をゾーン30として規制を行っておりますので、ゾーン30も視野に入れた生活道路対策につきましては、今後も公安委員会などと協議をしてみたいというふうに考えております。

次に、3項目めの本市における通学路の交通安全確保の今後の取り組みについてご回答申し上げます。

市では、教育委員会、防災安全課、建設課、筑紫野警察署、那珂県土整備事務所、PTA代表、校長会代表から成ります太宰府市通学路安全推進会議を開催し、危険箇所等の点検や歩道等の整備、路側帯設置、カラー舗装化について、実施できるところから取り組んでおりますが、議員がおっしゃった物理的デバイスとしてのハンプや狭窄、シケインの設置に関しましては、具体的取り組みの計画はございません。しかしながら、自治会からハンプの要望も出ておりますことから、今後の物理的デバイス対応につきましては、効果や課題などを検証しながら、通学路安全推進会議や関係機関と調整を行い、実施していく必要はあると考えております。

以上でございます。

○議長（陶山良尚議員） 6番堺剛議員。

○6番（堺 剛議員） ご回答ありがとうございます。

今の所管のほうからの説明によりますと、今回の課題については緊急かつ重要な課題であるという認識で、必要を求められている現状、このことが述べられたんだと私は認識いたしました。

た。

そこで、今回私が質問させていただく一番の理由は、国のほうで今交通安全基本計画、市長、これ第10次でございました。令和2年度まで、これをもとに国が具体的に求めてきている通知というのがございます。それは平成32年度まで24時間の死者数を2,500人以下にすると、平成32年度までに死傷者数を50万人以下にするということで、そこで確認をしておきたいんですが、本市において、先ほどから申し上げています生活道路対策エリア、全国的に設置登録している自治体がたくさんございまして、私もこれをちょっと調べさせていただきました。そして、生活道路対策の地域として、この筑紫地区5市の中でうちだけが対策エリア登録をしていない。この状況についてお伺いをしたいと思います。

○議長（陶山良尚議員） 都市整備部長。

○都市整備部長（井浦真須己） 私も国土交通省から今おっしゃっていただきましたエリア指定につきまして照会があつていることは事実でございますし、私どもとしても検討をさせていただいたという実情もございます。ただ、私どもとしては、今現在各自治会からの要望とか、あと先ほど言いました交通安全プログラムの中での要望を、実は交通安全プログラムの中で、昨日もお話ししましたけれども、平成30年度だけで59件の要望も出ているということもあって、そういう要望に対応するというをまず優先させていただいたということがあります。

それとあと、このエリアを決めるには、担当部課だけではなく、庁内での調整とか協議とかということも必要だというふうに考えていますので、その辺の担当部署から関係部署への調整が遅れているというのは確かにあるかとは思っています。

それともう一点が、エリアの選定というのが、やはりいろいろなところから要望、先ほど言いましたように、自治会からの要望とかも出てまいりますので、その要望の調整と申しますか、そこに時間がかかっているということもございますので、エリアの登録が今まではできていなかったということは事実としてございます。ただ、私のほうもエリアの他の市の筑紫地区の市のエリアの登録を見ますと、筑紫野市なんかは小学校区としての登録とかもしているみたいですので、その辺はエリア登録の範囲をどこまで広げるのかとか、そういうこともちょっと確認しながら、エリア登録、それとあともう一点、エリア登録することによってのメリットということも私ども確認をさせていただいております。どうしても技術的支援とか、あと国土交通省が持ちますビッグデータ等の活用もできるということはお伺いしていますので、そこも踏まえながら今後はエリア登録に向けて関係各課と、あと関係部署とも協議しながら調整していく必要はあるかと思っております。

以上でございます。

○議長（陶山良尚議員） 6番堺剛議員。

○6番（堺 剛議員） ありがとうございます。

今所管のほうからお示しいただきました生活道路対策エリアにつきまして、これは登録することで何がメリットがあるかという、大きな情報支援、それとまた技術的ところでハンブ

等の貸し出しと、それと人的支援で、大きくは財政的な支援も補助金があります。ですので、速やかにこれは生活の安全をベースとして考えていく上でどうしても必要な対策エリア登録でございますので、しっかりとした推進をお願いしておきたいと思っております。

それでは、市長、ここでご認識をちょっと確認を、お互い情報共有しておきたいと思っておりますが、太宰府市のホームページを見ますと、交通安全に関するチラシがもう結構ありまして、10枚ぐらいあるんです。この中に残念なことに、先ほども申し上げました交通安全の交差点のワーストテン、これが太宰府市が6で、筑紫野市が4という。これはどうなのかなと。そこで、私もちょっと調べましたら、ちょっと見にくいんですけども、ちっちゃくて申しわけないんですが、去年1月から5月のこれデータです。見てみますと、太宰府のエリアの中でこれだけ頻繁の数が5カ月間でもこれだけ起きている。傾向を見てみると、大体幹線道路の交差点を中心とするところが多い。でも、生活のエリアスペースの中でも点在しているというのが現実です。そしたら、じゃあ年間でどれぐらいうちの市内においてこういう事故が発生しているかの概況だけご説明しますと、発生件数としては、全体では472件なんです。死亡事故がそのうち3件で、重傷事故が16件で、平成31年1月から4月までで残念ながら飲酒運転事故も1件発生しております。こういう現状がありまして、先ほどから地域要望が59上がってきているということで、市長、私ここで申し上げたいのが、ハインリッヒの法則じゃありませんが、ヒヤリ・ハットの考え方のリスクマネジメントを考えていく視点として大事なことは、この470件から成るこの太宰府市内で事故が起きているわけで、別に太宰府市の市民の方が事故を起こしているわけではないと思っておりますけれども、そういう潜在的な事故発生件数がある。地域要望が59件上がってきている。そして、生活道路エリア対策はまだされていない。今継続中。いわゆる今所管のほうからご説明いただきますと、どうしても発生主義対応に見えるんです。これというのは、市民の皆様の生命と財産を守る安全と安心したまちづくりの観点から考えますと、計画性を持った取り組みが必要ではないかなと思っておりますが、そのあたり市長のほうのご見解をお聞かせください。

○議長（陶山良尚議員） 市長。

○市長（楠田大蔵） ありがとうございます。

ご指摘のように、全体としてはおかげさまで近年交通事故というもの、また死亡事故、警察との勉強会などでも太宰府市において減少傾向ではあると聞いてはおりますが、おっしゃるように500件近くのそうした交通事故も、また死亡も3件、地域要望が59件というご指摘もいただきましたように、今なお我々としては死者数ゼロ、交通事故ゼロを当然目指していくわけにありますけれども、一定数のそうした事故が起こっているということは認めざるを得ませんので、そうした中で先ほど来のご指摘にもあるように、筑紫地区5市の中でも本市だけがそのエリア登録をしていないということも含めて私も改めて認識を強くしましたので、発生主義ではない、事前にこれをゼロにどう近づけていくかということをもう少し主体的に捉え直して、今後の議論に生かしてまいりたいということを改めて感じておる次第であります。

○議長（陶山良尚議員） 6番塚剛議員。

○6番（塚 剛議員） 市長、ありがとうございます。

本市の安全交通プログラム見させていただきますと、これで交通安全が補完できるプログラムであるのかという中身のことを言っているんじゃないんです。もうちょっときめ細かい対応が求められているということをご認識いただきたい。と申しますのも、今日もう余り言いませんけれども、ほかの自治体では交通安全プログラムが違います。もう具体的にエリアまで選定されて、具体的にどういう対策をやるかということまで細かく決められている。それを考えるのと、もう一つ、先ほど申し上げましたように、交通安全基本計画の中にありました具体的な数値目標、これは本市にとっても考えないといけない目標ではないかなと私は思います。具体的な数値目標として472件の中の中身を精査していただいて、じゃあどういう具体的な取り組みで減らしていくのか、そのあたりまで考えていただきたいというのが一つあります。

その考える中で視点としてあるのは、この交通安全基本計画にも書いてありますが、生活道路における人優先の安全・安心な歩行空間の整備というのが昭和47年から今までずっと整備されてきました。道路交通の対策というのは、車社会の車中心対策なんです。今現行行われているゾーン対策は、じゃあ何かと申しますと、今度は生活している人という視点を持つての対策なんです。ここが認識が大きく違うところです。だから、人の生命と財産を守るという視点からどういう対策を練ったらいいのかというのを具体的なものとして確立していかないといけない。そこで、一つ提案を申し上げたいのが、警察庁が推進している交通安全対策のゾーン30を初めとして、市長、これ生活道路安全対策は通学路と別個に考えるものではなくて、一体的に取り組まないといけない要素が強いものですから、そういったことを考えますと、対策範囲を全市挙げて、先ほど所管長からも申し上げられましたように、これは都市整備部だけの問題じゃありません。教育部もかかわってきます。健康福祉部もかかわってきます。市民生活部もかかわってきます。何でかと。子どもたちも入っていますし、高齢者の方もいらっしゃいます。交通弱者の方、もう生活している市民はさまざまいらっしゃいます。だから、全庁挙げての取り組みをやらなきゃいけない。市民の安全を補完するために、申しわけありませんが、よかつたら太宰府市の交通安全基本計画的なものを、これ仮称でございますが、しっかり策定していただけるように要望をお願いしたいところなんですけれども、これは所管の方をお願いしてもしょうがないと思いますので、市長のほうにご見解をしっかりと述べていただきたいと思ます。

○議長（陶山良尚議員） 市長。

○市長（楠田大蔵） ありがとうございます。

おっしゃるように、全市域を対策範囲にした上で、全部課にまたがる課題というものも確かにあるということを改めて認識をしております。そうした上で、やはり目標を定めて市民への啓発、普及なども行っていくことを必要と考えておりますので、国、県の第11次、次の交通安全基本計画の動向も見ながら検討を進めてまいりたいと考えております。

○議長（陶山良尚議員） 6番塚剛議員。

○6番（塚 剛議員） 市長、そうですね、ただ重大事故は、先ほどヒヤリ・ハットのこと言いましたけれども、472件あって、59件の要望があって、所管はさっき喫緊の課題であると答弁しているわけですから、このあたりをしっかりと執行権者である市長がリーダーシップを発揮していただけると、私はそう捉えた答弁だというふうに考えておりますが、それでよろしいでしょうか。

○議長（陶山良尚議員） 市長。

○市長（楠田大蔵） おっしゃるとおりです。

○議長（陶山良尚議員） 6番塚剛議員。

○6番（塚 剛議員） ありがとうございます。

それでは続きまして、今度は所管の方にも含めてお伺いしたいんですが、市民相談で、実は去年の暮れあたりから先月までかけて、さまざまな市民の方からいろいろな意見を聞かせていただきました。その中で主だった3カ所について、お尋ねをさせていただきたいと思っておりますので、よろしくお願いたします。

1点目は、最初に国分小学校区で水城地域から国分小学校まで通われている児童の皆さんの状態ですけれども、市長、特にここなんです。済みません、後ろ見えなと思います、水城三丁目の交差点がありまして、国分寺前交差点がありまして、セブンイレブンがあるところです。県道があって。その側道に文化財が挟む細い狭隘な道路がございまして、そこを歩いて通学されている状況です。そのときの状況が大体こんな感じなんです。子どもたちが集団登校しています。で、自動車がこれ軽自動車です。すれすれ。私、昨日調べましたら、先輩議員とか今までの行政の方がしっかり対策をしてくださって、通学路という標示もしていただきました。グリーン帯という標示も差別化もしていただきました。そして、交通規制としては7時から9時まで一方通行と、ここまでつくっていただきました。それでも、私見て、4点ほど心配な点がございました。

と申しますのは、一つは、道路形態が対面交通ができないぐらいの狭隘な道路、それが直線であればまだしも、蛇行であるということ、要するに幅員が変わるということです。それが一つ。

それと、朝のラッシュ時間帯というのは、時折30km以上の車の方がいらっしゃる。市長は先ほどからゾーン30と言っていますが、何で30って私が言っているかと申しますと、これが私が言っているんじゃなくて国が言っているんですけれども、30kmにすると、死亡率が下がるんです。40km以上走行で出会い頭で当たったときと30kmのときは急ブレーキかけますので、本当死傷率が下がるんです。だから、ゾーン30というんです。これをやっていただきたいんです。できましたら、今地元要望として上がっているのは、これ教育部にも入ってきますけれども、地元から上がった声はどういう声だったかと申しますと、雨天時とか児童が集団登校などで傘差しての非常に危険な行為もあるので、できましたらコミュニティバスとかの規定のバスを使っ

での通学はできないのかというご要望と、それとあと横にポールの的なものを立てていただいて、安全確保をもう少し確保できないのかということをおっしゃっていました。そのことについて所管のほうからご答弁あれば求めたいと思います。

○議長（陶山良尚議員） 教育部長。

○教育部長（江口尋信） バス通学の件について、私のほうからご回答させていただきたいと思えます。

バス通学につきましては、現在太宰府小学校の一部について認めるということではしております。実際は自宅までの直線距離が大体2km以上ということで実施をしています。実は適正な通学距離というのがありまして、これは法律上なんですけれども、小学校が4km、中学校は6kmということなんですけれども、この太宰府小学校の2kmということにつきましては、2つ理由がありまして、一つは、通学路の途中に人家や商店が少なく、非常に防犯上危険であるということです。それと、近隣市を結ぶ幹線道路が含まれておりまして、大型のトラックなどが頻繁に通行するという理由からしております。議員ご指摘の水城台、水城ヶ丘なんですけど、ここも実は我々も実際にそこを調べてみましたが、大体2.2kmから2kmぐらいですので、この太宰府小学校と同じぐらいの距離ということにはなると思えます。ただ、先ほど言いましたような人家や商店が少なくというよりも、どちらかという車の通行上の問題だというふうには思っています。

実際バスで通学するとなると、現状のバスの本数等が1時間1本程度なんです。バスとなると、例えば学校行事とか緊急な事案によって登校時間や下校時間が変更されるというような場合、非常にやっぱり柔軟な対応がとりにくいという点の一つ課題としては挙げられます。

それから、どれぐらいの児童の皆さんがいらっしゃるのかということも調べましたけれども、水城ヶ丘で29名で、水城台で71名ですか、現在、合計100名ということになりますと、現在一本のバスで到底乗ることができないということなので、大幅な増便等が必要になるといった課題もございます。

とはいいいましても、やはり児童・生徒の安全・安心が大切ということはもう我々も認識しておりますが、先ほど言いましたような課題を含めまして、あと市全体との状況等も含めまして検討すべき事案ではないかなというふうには思っております。

○議長（陶山良尚議員） 6番堺剛議員。

○6番（堺 剛議員） そのあたりを、これは私だけじゃなくて今日は傍聴者もおられますけれども、今ニュースでかなり交通弱者の悲惨な高齢者による事故で、被害者はやっぱり子どもたち、児童が被害に遭っているというのが連日報道されています。本市においてもこういう危険箇所があるということを認識がある中で、何らかの対策が必要ではないかなと思って、私もこの市民要望としてはありました。

それで、一応物理的なデバイス面からちょっともう一回都市整備部のほうで回答お願いしま

す。

○議長（陶山良尚議員） 都市整備部長。

○都市整備部長（井浦真須己） 回答が遅くなって申しわけございませんでした。

今議員おっしゃられた箇所につきましては、実は6月の初めに市内の危険箇所といいますか、エリアの交通安全上見ておかなければいけないということで、担当と、あと筑紫野警察署と立ち会いを市内数カ所をさせていただいた中に、実は今ご指摘の場所が入っておりまして、実は今現在高雄台でさせていただいていますグリーンベルトの横に——路側帯といいまして白い歩行者が歩くところにグリーンベルトといいまして緑色に着色されている。その端の白い路側帯にポールを立てているということは今高雄台でもさせていただいていますので、警察署のほうとしてもそういうポールを立てるということは可能だというふうにはおっしゃっていましたが、ただあとはやはり民家の出入り口とか、車庫とかございますので、現状をもう一度再確認する必要があるのかなというふうには考えています。

ただ、物理的デバイスの中でも、ボラードとか、あとハンブ、そういうところについてはちょっとまた今後検討をさせていただきたいなというふうには、ほかの場所もございますし、どこが先かということではございませんけれども、やはり全市的なものを見させていただきながら検討が必要かなというのが物理的デバイスについての回答なんですけど、もう一つ、筑紫野警察署のほうから、通学路の横に県道が走っていますね、福岡日田線が。そこには歩道がついてるので、実はそういうところも全体通学路としてPTAとか学校とかとも協議をしながら、本当危ない時間帯、例えば朝はもう向かってくるわけですから、帰りはそこを通られたとしても、行きがけはその県道を通るとか、そういう総合的に判断をするということも必要だろうというアドバイスをいただいていますので、そこは私どもとしての判断だけではなくて、全体としての判断をしていきたいというふうには思っているところでございます。

以上でございます。

○議長（陶山良尚議員） 6番堺剛議員。

○6番（堺 剛議員） ありがとうございます。

細々としたことはもう時間の関係上余り言いませんけれども、物理的デバイスがまだ整備できそうなこと、要するに先ほどから申し上げていますように、やっぱりエリア対策をやらないとこれはいけないんじゃないかなと私は思います。先進国というか、日本の今先進事例で、市長、例えば通学路を安全に確保するために、自動昇降するライジングボラードというデバイスもあるんです。これ試行実験で成功していますし、効果もあります。ただ、これは財政的な面からいくとちょっと負担が大きいので、どうかなと私は思いましたけれども、いずれいろいろな可能性の中でやっていただく中で、私は教育部の方をお願いしたいのが、各学校から、地域から通ってくる子どもたちで一番危ない箇所のところに、できましたら通学路の監視カメラというものを設置いただけないかなあというふうには私は思っているんですけども、太宰府西小と太宰府西中の下ったところの交差点に見守りカメラ設置中という看板、大きく出ているやつ

はご存じですかね。済みません、ちょっともう資料見当たらないんですけども、この大きな看板を設置すると、速度規制にもなりますし、防犯にも役立ちます。防犯につきましては、先月の5月28日に安倍首相が各関係省庁の3人の大臣を呼んで、例の川崎の事件で緊急閣僚会議をされていて、緊急指示を出されています。そういったことを考えると、これから大事なのは、子どもたちの安全・安心を守るための見える化の対策として、防犯カメラ設置は交通安全も含めたところで必要ではないかなと思います。教育部のほうのご見解を求めたいと思います。

○議長（陶山良尚議員） 教育部長。

○教育部長（江口尋信） 通学路における安全確保ということと言えますと、やっぱり安全管理と安全教育というような部分があると思うんですよね。それで、今おっしゃったのは、いかに地域の環境を整えるかという、学校での安全管理と安全教育を超えた部分の環境整備だろうと思います。そのカメラ自体の効果そのものを教育部としてそれを検証しているかということにつきましては、実は今日ご指摘いただいて、見守りという部分が交通の面で、防犯だけではなくてそういったところで一つの役割を果たすということをご指摘いただきましたので、今後どのような効果があるかということは検証しながら、先ほど言いました安全管理、安全教育に加えて、環境整備という面で考えさせていただけたらというふうに思います。

○議長（陶山良尚議員） 6番堺剛議員。

○6番（堺 剛議員） 国分小学校はこれで終わりたいと思いますが、済みません、やっと出てきました。見守りカメラ作動中、これです。これはもう地元選出の宮原議員が一生懸命推進されて、警察等に頑張っていただいて、何か実現したみたいな流れがあるとは思いますが、これがつけられて効果的であるというのは、毎日宮原議員も朝立っていらっしゃるんで聞いたんですけども、どうなんですかと言うたら、いや、やっぱり全然違うよということをおっしゃっていただきました。だから、本当防犯にも役立つし、交通安全にも役立つという設備でございますので、どうかご検討のほどよろしく願いいたします。

では続きまして、次は今度都府楼南地域から水城西小学校に行かれる児童の途中に、505号線という片車線2車線で合計4車線の50km制限道路が走っている横断歩道を渡っていかれる経路がございます。ちょっとわかりづらくて申しわけないんですが、こんな感じです。民間の葬儀屋さんがここにありまして、民間の資材会社があって、都府楼南地域からこちらのこの横断歩道を渡って水城西小学校まで行かれているという状況のことで、いつも朝保護者の方は見守りでここに立っていらっしゃるんです。この方たちの意見だと思っておりますが、お寄せいただいたのは、市民の皆様これから学校に通わせる子どもさんをお持ちのお母様たちからご要望がありまして、どういう内容かという、雨のときとか、要するにここの交差点が50km制限で、朝のラッシュ時間帯はもうすき間なく通っています。その中で、右折しようとする車がどうしてもあるんです。右折しようとする車があって、ここの信号は一回見てもらったらわかるんですけども、保持時間がほとんどありません、切りかえの。だから、3秒しかありませんから。

それなので、ここのとまっている右折しようとする車はどのような動きをするかという、50km以上で来ている車の間が少しでもあくど、突っ込むんです。だから、突っ込んだら、運転にゆとりがありませんから、早く抜けないといけないという意識が働いていますから、横断歩道は見えません。それで、危険なことを何回も見たということで、ここは何とかできないのかと言われて、いや、ここは、私、県道でございましてという言い方をしたんですけれども、確かに県道なんです。ただ、私がお願いしたいのは、市がこういう場所を認識しているのであれば、しっかり県に要望を上げていただきたいということなんですけれども、その点都市整備部のほうはどうでしょうか。

○議長（陶山良尚議員） 都市整備部長。

○都市整備部長（井浦真須己） 今ご指摘いただきました箇所につきましては、実は私も毎日のように通って、あそこを右折している者なので、状況も把握しているところでございますけれども、ただ県道といいましても、やはりそういう交通安全に関しては太宰府市の中の道路ですので、そこは県に任せるのではなくて、太宰府市のほうがそういう要望とかを筑紫野警察署のほうに出しているというのが、ほかの箇所でもそういうふうにさせていただいているところでございますので、ただどうしても警察のほうは右折の矢印というのと、あと歩車分離みたいな方法としてはあるとは思いますが、ただどうしてもあそこは今おっしゃったそういう交通量の多さ、渋滞、歩車分離することによる渋滞、それとあとプールのほうに行く道、その辺の交通量との関係もございまして、そこは私どももここでできませんということではなく、要望として上に上げていくことは可能かというふうには考えております。

以上でございます。

○議長（陶山良尚議員） 6番堺剛議員。

○6番（堺 剛議員） ありがとうございます。

この件はもうこれで終わりたいと思いますが、結局地域の方は、所管部長、済みません、矢印信号をつけてくれんかという話だったんですけれども、私的には歩車分離、先ほど部長が言われたようなほうがいいのか。最終的に私も公明党のネットワークを使って、県のほうにはしっかりお訴えをしていきたいと思いますが、将来はできれば歩道橋的なものはできないかというが私の中にもあったんですけれども、そういった市に求めてできない、県にしないといけない要望等も含めて、そのあたりまで計画性を持って取り組んでいただきたいということをお願いします。

この市民相談の話の中の最後に、もう一つあります。市長、今令和観光で非常に政庁通りのところがぎわってしまっていて、水城小学校に通っていらっしゃる観世地域からの子どもさんたちが——あそこを多目的広場とか言っていますけれども、要するに駐車場になっているわけですよ、実際は——結局ここを歩いていくんですね。ここの政庁通りの横の通りを、こっちに学校側があって、こっち側から歩いてきて、こっちを歩いていくんですよ。ここの道に入っていくんですけれども、今度クロスするんです、子どもたちがどうしても。後でちょっとご説明

しますね。ちょっとわかりづらくて申しわけない。それで、私が申し上げたいのは、識別のできるしっかりとした、ここは通学路ですよということが運転手から見てわかりやすいような標示ができないのかということと、先ほどから申し上げています見守りカメラをつけて、そうすると令和観光の状況もわかるじゃないですか。見える化したらどうでしょうかということなんです、その点市長、どういうふうな思いでしょうか。

○議長（陶山良尚議員） 市長。

○市長（楠田大蔵） 済みません、ご指摘の写真がつぶさに見えにくかったので、全て正確に答えられるかわかりませんが、いずれにしましても令和のこともありまして、観光客の方も増えた中で、児童・生徒の通学路の安全対策の必要性と兼ね合わせてどのように考えていくかということも大変重要だと思っております。市として取り組める道路への文字標示や誘導線など、太宰府市通学路安全推進会議や筑紫野警察署とも協議を行って、そうしたご指摘にできるだけ添うように検討を行ってまいりたいと考えております。

○議長（陶山良尚議員） 6番堺剛議員。

○6番（堺 剛議員） 今の代表的な市民相談ですけれども、これだけじゃあないんです。いろいろあります。松川区においては、今日も来られていますけれども、朝のラッシュ時間帯に一方通行を逆行するような、そういう車両が通っていったり、通過しているのに市民の生活圏内の団地の中を車が走っていくと。これが本市にとっての状況です。そのあたりをしっかりとわきまえていただければと思います。

それともう一つ、これご提案なんですけれども、そういった地域の皆様の課題、いろいろな考え方あると思うんですけれども、その中で私がすごいなと思うのは、水城地区でもそうでしたが、今現在見守り活動で頑張っている方がたくさんいらっしゃいます。特に先ほど申し上げました水城地域からの、私も1日だけ参加させてもらったら、何と諸先輩たちが10人ぐらいいらっしゃって、保護者の方も一人、二人いらっしゃって、子どもたちをしっかりと見届けていただいているんです。

私は思うんですけれども、市に直接要望してもなかなかできないこととか、本当にどうしたらいいかということ、これから交通安全に対する我々も市のほうもずっと直視していることはできないと思いますので、調整役的な人が一人要るんじゃないかなと思ってちょっと調べたんです。そしたら、実は全国事例の中で、そういう見守り安全ボランティアをされている方をスクールガードと言うそうです。そのスクールガードをしっかりとまとめて、きちっと指導までできる人たちをスクールガードリーダーという形で適用されています。全国自治体で年々増えてきていまして、平成24年度では4,544人という形になっておりました。こういうスクールガードリーダーの存在も無視はできないなと私は思っておりますけれども、そのあたり教育部のほうでお考えがあればご回答をお願いしたいと思います。

○議長（陶山良尚議員） 教育部長。

○教育部長（江口尋信） スクールガードリーダーということですが、スクールガードリー

ダーは、一般的に4つ役割があるというふうに我々は認識しております。1つは、学校の警備のポイントの指摘ということです。2つ目は、各学校を巡回した上で安全体制の評価とか指導助言をするということです。それから3つ目が、学校安全ボランティアに対する警備上のポイントとか不審者対応について具体的な指導をします。今議員がおっしゃったのは、この3つ目を中心になっておっしゃったんだろうと思います。4つ目が、通学路における危険な場所の問題点について具体的な指導というような役割がございます。

実はこのスクールガードリーダーということで調整役ということをお願いしてきましたけれども、非常にこれは導入することによって学校とか地域の安全に対する意識は大変高まっていくのではないかなと、そういうことは期待できるというふうには考えております。

一方、導入につきましては、2つ大きく課題があるかなと思っています。一つが、今学校は既に警察や交通安全協会、それから市の防災安全課等と連携をして、専門的な見地から指導助言を受けながら、先ほど言いましたけれども安全管理とか安全教育を実施しております。先ほど私が言ったスクールガードリーダーの4つの役割につきまして、現在もう既に警察とか、それから安全協会等と連携していることも多々ありますので、じゃあそういったすみ分けをどうしていくかというような課題が一つあるんじゃないかなというふうに思っています。

もう一つは、ボランティアの方なんですけれども、これ私も実は学校にいるときに、地域の悩みとしてボランティアの方が少なくなっている。ご高齢の方がやめられるということでも少なくなっているということなんです。現在、共働きされているとか、ご定年後も自身のキャリアを生かして働いたり、それから活動したりしている方が増えておりまして、見守り隊の多くは高齢者の方が本当に占められております。その結果、ボランティアの形態としては、自身の散歩をされる時とか、何かその時間に合わせて用事をつくられたりとかしながら実は見守りをしているような状況です。本当に学校にとってはありがたい方々なんですけれども、ここで研修等、つまり子どもたちに危険の予測したり、回避したりする能力を育てるような研修をじゃあそのボランティアの方々に実施するとなると、なかなかボランティアへの参加自体をためらう状況が生じないかなというような危惧もしておるところです。ただ、安全・安心というのが何よりも大事なこととは十分我々も認識しておりますので、先ほど2つという課題を挙げましたけれども、その辺の課題をどう整理するかということも考えていながら検討させていただきたいなというふうに思っています。

○議長（陶山良尚議員） 6番堺剛議員。

○6番（堺 剛議員） ありがとうございます。本当しっかり検討していただきたいと思えます。第2次の学校の安全の推進に関する計画の中でも、地域、学校機関、教育職員に関して差が存在しているということは指摘されていますので、よろしくお願ひしたいと思います。

というのが、なぜこういうことを申しますかという、市長、結局恒久的な対策ではないんですね。今人海戦術でやっているわけです、現場は。だから、いつまでもその人たちに頼っていていいのかという話なんです。だから、市として何かできることないのかということをお

つとご提案を申し上げました。

だんだん時間が遅くなりまして、申しわけございません。

私のほうからは、もう一つあったのが、啓発活動の中で、今本市のホームページ等もしっかりこうやって10種類ぐらいやってくださっている。そして、交通安全・安心まちづくりへの推進という意味で乗り物フェア的なものを、去年はちょっと天候の関係上でできなかったと思うんですけども、それで私をご提案申し上げたいのは、先ほどから出ています令和観光とかという観点で言っていますけれども、二日市駅の横に、私は令和2年度かなと思ったんですけども、何か今年度完成に向けて公園化事業をやるということで、図面もある程度見させてもらいました。そして、この広場はかなり広い。そして、福岡市が今イベント広場持っています。うちはイベント広場はないというか、大野城市も春日市も筑紫野市もそんなにないと思います、沿線上に。西鉄大牟田線の二日市駅にあの客館跡地の公園ができるということであれば、そこににぎわいの創出という観点から乗り物フェアをやって、交通安全意識の市民意識の醸成を図ることがまずできるんじゃないかなと私は思いますが、市長、そのあたりどういうふうにお思いでしょうか。

○議長（陶山良尚議員） 市長。

○市長（楠田大蔵） ありがとうございます。

ちょっと規制がどれほどかかってくるのか、ちょっと私もすぐわからないところありますけれども、いずれにしても確かに西鉄二日市駅すぐそばの大変利便性の高い箇所でありますし、かなり広大な面積を有しておりますので、使い方をこれを機に検討してみまして、来年最終的にはでき上がると思いますけれども、その後乗り物フェアにかかわらず、何らかの有効活用というのは考えてまいりたいと思います。

○議長（陶山良尚議員） 6番堺剛議員。

○6番（堺 剛議員） ありがとうございます。

その使い方につきましては、私も図面いただきまして、真ん中芝生で、両サイド空き地で、砂利で、ここは乗り物入れても可能かなというエリアがございます。それで、結局これはもう観光施策にもつながるので、質問事項とはずれますんで今日はもう申し上げませんけれども、客館跡地を使って、客館跡地から政庁までの動線がつながることができるんじゃないかなということです。それも含めて、交通安全施策も考えてやっていただきたいと思います。

最後に、これだけちょっとお願いをして、最後終わりたいと思いますが、実は今免許証返納者の件でよくニュースに取り上げているのが今増えてきています。例年5月になると、大体ゴールデンウィークの関係上、免許証返納者というのは減るんです。今年に限っては増えているんです。どういうことかということ、やっぱりこれだけ高齢者の事故がいろいろなニュースで取り上げられると、皆さんやっぱりご不安になって、免許証返納者の方が増える。じゃあ、何が起きるかということ、私が想定するに、免許証を返納すると、あと交通手段としてあるのは、身近な生活では自転車。私が視察等で行かせていただいたときに、東京とか大阪とか埼玉とか、

いろいろな施設行かせていただきましたが、都市部の主要駅のところでの商店街から移動をしている高齢者の自転車乗りの方が非常に多い。これから本市においても、もう時間がありませんので言いませんけれども、高齢者の事故が増えてきているんです、今。それで、数字はもう申し上げますが、そういう状況で、今度自転車のほうにかわるのであれば、自転車を規制することはなかなか難しいと思います、今の現状では。では、何かというと、事故が起きた後です。事故が起きた後に皆さんが困っていらっしゃるの何かというと、賠償問題なんです。加害者も被害者も賠償問題で苦しんでいらっしゃる実態がある。何でもかというたら、もう本当に重傷事故になりますと、金額が数千万円から1億円近いんです、賠償保障が。これを義務化されているということ、保険に入ってくださいねって国が奨励していることを市民の皆様は余りよくご存じではない。平成27年の段階からこれは決まっていますので、このあたりを周知徹底を図っていただきたい。あわせて、そのことで福岡県が実は福岡県民の自転車保険制度の案内というて、これは一例ですけれども、例えばプランAでしたら年間1,000円の保険料料金で1億円の保障、こういうことを県が先行してやってくれているんです。こういうことも市のホームページへ載せたり、いろいろなイベントのときに手渡しをして、加入促進を図ることは大事なことでないかと思いますが、最後の意見としていかがでしょうか。

○議長（陶山良尚議員） 総務部長。

○総務部長（石田宏二） ご指摘のとおり、自転車と歩行者が関連する事故において死亡事故が発生いたしまして、高額な賠償の判例もありますことから、自転車を運転する方への注意喚起を含めて、自転車の損害賠償保険の加入でありますとか、そういったものを市のホームページや広報で、これ先ほどご提案ありました福岡の県民自転車保険制度につきましては県のホームページにも掲載をされているということでございますので、早速市のホームページでも紹介をしていきたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（陶山良尚議員） 6番堺剛議員。

○6番（堺 剛議員） ありがとうございます。

最後に交通安全基本計画というのは、先ほどから市長、これ本当お願いしたいんです。この交通事故のない社会を目指すということが具体的な道路全体の安全について目標を具体的に掲げて、効果を生み出すと。でも、うちのほうで考えると、やっぱり少ない予算で最大限の効果を上げるという対策になりますので、しっかりと集中した取り組みと推進を市長にお願いをして、私の一般質問を終了いたしたいと思います。ありがとうございます。

○議長（陶山良尚議員） 6番堺剛議員の一般質問は終わりました。

ここで14時5分まで休憩いたします。

休憩 午後1時54分

~~~~~ ○ ~~~~~

再開 午後2時05分

○議長（陶山良尚議員） 休憩前に引き続き会議を開きます。

5番笠利毅議員の一般質問を許可します。

〔5番 笠利毅議員 登壇〕

○5番（笠利 毅議員） ただいま議長より許可をいただき、一般質問をさせていただきます。

2点質問させていただきます。

1件目、マミーズ五条店店舗跡の対応について。

いきいき情報センター1階のマミーズが閉店して既に半年以上がたつ。私の住む青山周辺では、地元の小さなスーパーの閉店が重なり、突如として買い物に困難を覚えるようになった人が多くいます。嫌な言葉ですが、買い物難民化を恐れる切実な声が寄せられています。特に高齢者にとっては、公共交通機関の集結地でもある五条駅そばのマミーズは大変重要でした。したがって、まずは、1つ、後継商業施設の導入が図られるべきであり、よしんばそれが困難であろうと、2つ、自家用車に頼らずとも高齢者が買い物に困ることがないように、デマンドタクシーの導入をするなどの施策の充実が必要である。市の対応を伺います。

2件目、災害時の話ですが、避難所の早期開設の準備について。

6月の広報「だざいふ」では、避難情報を5つの警戒レベルに整理しています。わかりやすいようですが、ハザードマップと合わせ見ても、これだけではいつどこへ避難すべきかは不明瞭です。市が市民の命を守る体制がどうなっているのか、また避難所の早期開設の準備は進んでいるのかを伺います。

昨年7月の豪雨の際、太宰府市は中央公民館と総合体育館を自主避難所として開設しました。しかし、高齢者を中心にこれら避難所は遠く、しかも行くこと自体が危険との声が多く寄せられました。それゆえ昨年の9月以降、私は近隣の小学校などを避難所として開設すべきだと主張してきました。早い段階で迷わずに避難できるように条件を整えておくことが市の避難対応の、すなわち市民の安全と安心を守る大前提だからです。1年がたち、再び豪雨の季節がめぐってきました。しかし、状況に特に変わりはなく、住民には不安と怒りが渦巻いています。命にかかわりかねない問題だけに、市の対応は残念です。いつ、どこへ避難するのが最も安全なのか、明快な説明を求めます。

以下、再質問は議員発言席で行わせていただきます。

○議長（陶山良尚議員） 市長。

○市長（楠田大蔵） マミーズ太宰府店の店舗跡の対応についてご回答申し上げます。

まず、前提といたしまして、この6カ月間の間であります、昨年10月の時点で、先ほど来申しておりますように、急遽旧マミーズの経営主体が変わり、不採算店舗の太宰府店を1カ月後に閉店するとの通告があり、通告後6カ月に当たる平成31年4月30日まで契約が続いていたということでもあります。その間、当然家賃は払い続けられており、第一義的に旧マミーズの申し出により承継先を探したいということでありましたが、結果として見つからず、4月30日の時点で明け渡しがなされたところでもあります。まずは4月末の期限どおりに原状復帰の上明け

渡しをしていただくよう要請を重ねておりましたが、その履行後は明け渡し後でなければ確認できない部分もございましたので、建物内部の状況につきまして詳細確認を行ってまいりました。その間も自薦他薦の情報を精査し、独自に検討を要請したところもありましたけれども、建物の老朽化や補修の必要性、地域ニーズの飽和性などから、残念ながら承継先は現時点であらわれておりません。私自身も現場に足を運び、周辺店舗への聞き取りなども行ってまいりましたので、今後の有効活用の議論に生かしてまいりたいと考えております。

買い物弱者対策につきましては、担当部長から回答をいたします。

○議長（陶山良尚議員） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（友田 浩） 高齢者の買い物支援につきましては、私からご回答申し上げます。

高齢者の買い物支援につきましては、マミーズ五条店をご利用されていた高齢者に限らず、市全体の課題として考えていく必要があるかと思っております。現状といたしましては、五条のスーパーで実施をされております移動販売車等の民間事業所による支援をご利用いただいているところであります。

本市としましては、他市の買い物支援事業の実施実例等を調査いたしまして、関係課、関係団体等の協議検討をしていく必要があると考えております。

以上でございます。

○議長（陶山良尚議員） 5番笠利毅議員。

○5番（笠利 毅議員） ご回答ありがとうございます。

午前中、この件については、類似の内容で2人の議員の質問があり、ある程度のことはわかっています。それを踏まえて質問をさせていただきます。

事実関係はある程度既に明らかになっていると思うので、初めに私の問題意識から述べておきますけれども、この質問に関して言えば、マミーズの跡地をどうするかについて、次のステップに進むために何が必要かということを私なりに考えたいし、また市にも考えていただきたいというつもりで質問を構成しています。

その場合、一つには、いきいき情報センターの1階だという施設そのものの問題を考える必要があると思いますし、もう一つは、特に五条周辺、あの地区で暮らす生活者——私も近くに住んでいるんですけども——の問題として考える必要があると思います。私自身、マミーズを毎日のように使っておりましたので、現在大変苦労しております。私は自転車と車で動けるのでまだいいんですけども、歩くのに困難を覚えるような方であれば、もう皆さんご承知だと思いますが、五条は大変歩きにくいまちになっていますので、全体として見たときの便利さのように思えるものが歩く身からすれば想像以上につらいものがあるというのが今市民が持っている、そこで買い物をしてきて暮らしてきた人が持っている苦しき原因になっているかと思えます。

そこで、私の言いたいことは今のに尽きるんですけども、午前中を踏まえて、幾つか問題点を私なりに整理したいと思います。先に4点挙げますけれども、一つは、いきいき情報セン

ターそのものの問題、あそこの点の問題です。あれをどうするかということ。もう一つは、あそこが位置する五条という面の問題です。それから、橋本議員が聞かれたことに強くかかわってくると思いますけれども、現在公共施設の再編計画というのが進んでいて、その中でこうやってしまえば、いささか身動きのとれない状況、そういう時点でこの問題が発生したと。時間の問題。もう一つは、4つ目として、あそこを毎日維持するだけでお金がかかる。逆に、今まで入ってきた賃料が入ってこない。お金の問題。4点整理できると思います。お昼休みに整理し直しましたので、きれいには整理されていませんけれども、幾つか気になる点だけ先に確かめていきたいと思います。大まかに言えば、今の順番で聞きます。

まず、いきいき情報センターそのものの問題ですけれども、建てた時期が古く、これからあの跡地をどのように活用していくかについて、さまざまな問題があると思います。

そこで、市が貸してということになるわけですが、次に入っていく方、これが商業施設かどうか現時点でははてなかもしれませんけれども、最低限どのような条件がついてしまうのか。まずは施設の構造上、性格上、どのような条件がついてしまうか、問題点があるのであれば教えていただきたいと思います。

○議長（陶山良尚議員） 総務部理事。

○総務部理事（山浦剛志） 今笠利議員さん言われました課題、まさに私ども担当課の中でその辺のところを考えておまして、現在までに至っているような状況でございます。

まず、いきいき情報センター、2階ほうで稼働しております。そこを今現在既に稼働している状態の中でやめるという話にはまずならないだろうと。それとあわせまして、公共施設等総合管理計画の中でも、複合化とか、再配置とか、そういうふうなことも入っておりますので、そこの絡みをどうするのかということもございます。それと、一部の市民の方からも私も聞いておりますが、店舗がなくなって不便になっているということで、あそこにできればスーパーをというふうなお話も当然のことながらあるだろうと思っております。

ただ、マミーズ様が今回撤退された理由には、恐らくそれなりの多分理由があるだろうと。経営権を譲渡されたというのは一つあると思いますが、次をそれを譲り受けられた大黒天物産さんですか、そちらのほうがあえてあそこを閉店という決定をしたと。一方で、洗出のほうは引き続き継続をしていると。その理由は何かがあって、企業である以上は利益が出ないと続けられないということがございますので、そこは一定私どもも考えないといけないのかなということは思っております。

振り返りまして、あの地域のことを私なりにずっと思い出しておりました。今佐賀銀行、既に閉店になっておりますが、いきいき情報センターは前ジャスコが入っていました。ジャスコができる前に佐賀銀行の跡地のところには博商というスーパーがございました。その後ジャスコができ、そして今西鉄ストアがあるところには寿屋ができ、3店体制になりました。ところが、博商はえじまやさん、それから寿屋ということで、企業の吸収合併ですか、そういうふうな流れでまた2店になり、そしてその後100円ショップが一時できましたが、前の五条保育

所の向かい側のところに店舗付きの共同住宅ができて、そこに100円ショップが入りましたけれども、すぐにしばらくして撤退をし、スーパーが入りました。そこもすぐ撤退し、今ジョイントさんですか、入っております。

どういふことかといいますと、3店舗になりましたけれども、やはり長続きしないということなんです。ということはどういふことかといいますと、地域の購買力の問題がやはりここにはあるのではないかと。一方で、外にはイオンモールあるいはゆめタウンという太宰府市からいうと筑紫野市にありますから外敵みたいなもんです。そういったところが外にはできているということなんです。

そういう状況の中で、新たにまた募集をするということ、一つあるかと思いますが、ただ募集をするに当たりましては、そのまま共同住宅、アパートのようにすぐ貸し出しというのができないわけです。店舗の場合は、一定借り手側の条件等のみ、その分が市のほうで投資をしないとイケないと。それが100万円、200万円ぐらいならいいですけども、何千万円あるいは場合によっては億という費用になってまいります。当然入ろうとされる方は利益が出るだろうということで入られますが、先ほど申し上げましたように、運営が成り立たなければ途中で撤退されると。そのときに市のほうが投資した資金が果たして回収できているのかと、そういうところもちょっと非常に私ども考えておまして、結局家賃を設定するにしてもどこまで反映されるのかというのがあります。建物の一定老朽化ということがございまして、そういったこともありまして今に至っております。

以上でございます。その辺でよろしいでしょうか。

○議長（陶山良尚議員） 5番笠利毅議員。

○5番（笠利 毅議員） ありがとうございます。その点でよろしいでしょうかというよりも、一度に全部答えていただいた感じだったので、むしろありがとうございます。

段階を踏んでやろうかとも思っていたんですけども、私なりに今の山浦理事の回答をまとめさせていただければ、端的に言ってしまえば、商業施設難しいのではないかと事実上申されたと理解しています。市長も笑われているので、それを大きくは外れていないとは思いますが、建物の問題、五条という地域の問題、公共施設再編の問題、市として経費がかかるし、回収さえできないかもしれないというところまで含めて、私が尋ねた以上のことも含めて全部答えていただいたので、おかげでこれを聞いている市民の皆様もある程度現実を認識はしていただけたとは思うので、よかったですと思います。

ちょっとここまで先に進むとは思っていなかったのですが、少し考えますが、今最初4つということでは言いましたけれども、五条の問題と時間の問題、これは今山浦理事が私が引っ越してくる前の佐賀銀行のもとにスーパーがあったというときの話から説き起こしてくださったように、簡単にはもう解決の見込みはできないだろうと。最初に、私は暮らしていて困るということで問題を立てているんだと言いましたけれども、その立場からいけば、時間で解決を待ってられない問題というのは後回しせざるを得ないんです。ですから、午前中橋本議員も言われ

たように、やはり商業施設にあってほしいというのは、今の問題としては切実ということだと思います。だとすれば、じゃあそれを何とかするためにどうするかというのが私の問いの立て方なので、買い物支援というのはどうなんだという、ちょっと先走りますけれども、そういう構造にしています。

その前にやっておかなければならないことがあるので、1つだけそのお金のことで聞きます。

今山浦理事は億単位の話まで含めてしてくださいましたけれども、先ほどもありましたように、エレベーター等も動いていたのをこれはとめたと。経済的理由だったということですが、現在でも誰もいない、たまに昼間にあそこ入るとちょっと怖いんですけども、ただ電気は遮蔽幕の向こうまで含めてついていますが、参考にまでに聞いておきたいんですけども、現在1日にあそこの維持管理といいますか、およそ幾らぐらいずつ支出していかなければならない状態なのか、もしわかるようであれば、大まかでも。

○議長（陶山良尚議員） 総務部理事。

○総務部理事（山浦剛志） 1階部分につきましては、現在若干電気代はかかっていますが、それほどでもない。やはり空調自体をとめておりますので、あちら1階部分はスイッチ入れるとワンフロア全て空調で、部分的な空調というのはできないんです。マミーズさん入っていらっしたときは、店舗ですんで当然全体入りますんで、かなりの電気代かかっていたんですが、空調を入れずに今照明だけということですので、あとは当然換気はありますけれども、そういったものだけですのでそれほど高くはない。具体的な金額というのは、申しわけございません、ちょっと今手元にございませぬ。

以上でございます。

○議長（陶山良尚議員） 5番笠利毅議員。

○5番（笠利 毅議員） 月額を30で割るぐらいできるかなと思ってお尋ねしたんですけども、今は空調が入っていないからということで、夏があそこどれぐらい暑くなって居心地が悪くなるかちょっとわかりませんが、それはいいでしょう。

そこで、買い物支援云々に行く前に、もう一つ、先ほど4つ、場所の問題、面の問題、時間の問題、お金の問題と挙げましたけれども、もう一つ午前中ははっきりしたのは、現時点ではあれをどのようにしていこうかと。アイデアが十分には固まっていないというのがやはり問題だと思います。その点について少し伺いますけれども、市長は先ほど2回にわたり今まで担当者レベルで話をしていたものを全庁横断的な形での議論に持っていくという形で申されました。木村議員が各部でどのような議論が今までなされてきたかということに対して藤田部長のみお答えをいただきましたけれども、あそこが具体的な返答がなかったということは、本当に今までの議論があったとしても、全てこれからだというふうに思うんです。

先ほどの山浦理事の解説に近い回答を聞いて思うのでお聞きしますが、全庁横断的なレベルに会議体を上げたとした場合に、ただし山浦理事が言われたような問題を解決するためには、

公の仕事をプロパーとしてきた市役所レベルを超えた経営的な発想が必要なんではないかと思うのですが、恐らく会議体になるとトップは副市長になるんじゃないかと思うので、せっかくだので副市長にもお尋ねしたいと思います。副市長の立場で見て、この全庁横断的な会議体をつくったとき、庁舎内だけでは補い切れない視点、私は今経営的など言いましたけれども、いや、こういうものが必要だとお考えになるものがあれば、一言いただければと思います。

○議長（陶山良尚議員） 副市長。

○副市長（清水圭輔） この問題につきましては、行政だけではなかなかハードルが高いんじゃないかと。したがって、民間の方々、ノウハウを持った方々等々のお知恵もいただく必要があるというふうに考えています。ただ、その手法等々につきましては、例えばまずは研究会、勉強会等々の中でそういうアイデア等々を賜り、あるいは助言いただくということも必要じゃないかと思っております。

○議長（陶山良尚議員） 5番笠利毅議員。

○5番（笠利 毅議員） ありがとうございます。

市長の答弁では、全庁横断的ということで、限定的に考えれば庁舎内だけで責任を持つというふうにも受け取れかねないような表現の仕方でしたけれども、どのような形式をとるかはちょっとまだ不明のところはありますけれども、副市長の今の回答としては、それに限らない視点と発想がやっぱり必要だとの認識はあるというふうに理解させていただきます。ぜひその辺は考慮していただきたいと思います。

今日も何回か喫緊の課題という表現が出ましたけれども、喫緊のということではありましたが、今例えば勉強会等は避けられないだろうというようなご回答が副市長からありましたけれども、これは心づもりとして聞くしかないかもしれないんですが、ここは市長に伺いますけれども、最初にも言いましたように、今困っている人たちにとっては市が動いてくれること——それは万全の解決策ではなかったとしても——というのはとても大切なことだと思います。具体的な形態まではおっしゃらなくて結構ですけれども、そうした会議体を立ち上げ、一定の目途を明言はできないかもしれませんが、腹づもりで結構ですから、いつごろまでには市民に次のメッセージを発したいか、その辺をちょっと聞かせていただきたいと思います。

○議長（陶山良尚議員） 市長。

○市長（楠田大蔵） 先ほどちょっと私が個人的な発言と申しましたけれども、山浦理事、私と何度も打ち合わせをする中で、現状把握の中で私自身の申ししていることも含めて、先ほど少しでも丁寧という思いで少々長くなりましたけれども。

先ほど来笠利議員のご指摘のように、この点から、また面から、また公共施設全体から、そして維持経費的な面から、さまざまな観点から考えるということ大変重要だと私自身感じました。そうした中で、まさしくいきいき情報センター自体をどうするのか、五条地域自体をどうするのか、公共施設全体の再編の中でどう考えていくのか、そしてそれでもなお日々お金がかかっている部分などをどうしていくのか。例えば、先ほど理事申し忘れましたが、電気料の間

題につきましても、これまでの基本契約をやはり見直しまして、月当たり15万円ほどでありますけれども、減免をしてもらうような方策もとっておりますし、年間でいえば約200万円弱安くなってくるようなそういう方策も日々重ねてはいるところではありますが、そうしたことも一つ一つ努力を重ねながら、これからのメッセージでありますけれども、先ほど木村議員のときにも申したかと思いますが、地元の五条地域の方々との意見交換の機会を7月にも設定をさせていただこうということで、私自身、話も進めておりますし、また先ほど来申しております全庁的な検討組織というものも、議会中はなかなか難しいかもしれませんが、この6月議会が閉会してすぐ立ち上げるようにしてまいりたいと思っておりますし、また民間等の皆様との意見をいただく機会も実は常々もう既にさまざまな場所で行ってきてもおりますが、こうしたことも庁内にとどまらず、庁内の検討会議の中に民間の方をお招きして、聞く機会なども当然持っていくべきだろうと考えておりますので、そうした中で先ほど答弁をしました副市長などの役割も明確にしながら、できるだけ早くこれまでも検討してまいったことをご説明もしながら、そして今後の全体的なゾーンについてできるだけ早くお示しできるように、スピード感を持って取り組んでまいりたいと考えております。

○議長（陶山良尚議員） 5番笠利毅議員。

○5番（笠利 毅議員） 簡単に言ってしまうと、できるだけ早くしたいということであったかとは思いますが、何月何日までとまでは期待していなかったんですけれども、ただ本当に日々毎日の問題であることは実感として感じています。地元五条地域の方ということもありましたけれども、やはり商工会の方も必要かもしれませんし、場合によっては3店から1店、2店という話がありましたように、ほかのスーパーとの協力関係も必要かもしれません。買い物支援の話は、ちょっと時間もあれなので余りしませんけれども、場合によってはほかのスーパーに運ぶという方法を考える——タイムスパンがどのように設定されるかによりますけれども——ことも考えざるを得ないのではないかと。バスはちょっと厳しいでしょうから、その場合、そういうこともあって考えています。

一応質問はしていますので、友田部長の回答があったにもかかわらず、余り突っ込まずにおきますけれども、この点については、マミーズ跡をどのようにしていくかということに関して、市としての一定の方向性が見えない限り、どのようにして今困っている人たちに手を差し伸べて支えていくかということについても答えを出せないと思うんです。最初に言い忘れましたが、答えを出すときには問題をどう立てるかによって答えの出方は変わってくると思います。私は、買い物等もしくは場合によってはもう五条には医療機関もありますし、金融機関もありますし、ちょっと行けば市役所もあるので、広い意味での生活の中心的な機能を担っていることは確かです。それが地盤沈下していることはより広い範囲で何とかしていく問題かもしれませんが、短期的にはその中で必要なところに行って、必要な毎日の用事を済まさないといけないという人に手を伸ばす、差し伸べると、支えていくという姿勢を持ってこの問題を解決の方向に持って行ってほしいと思っています。ただし、暫定的な解決しか出せないかもしれ

ないんです。公共施設再編の問題ということが、まだ闇とは言いませんけれども、雲の中ぐらいの感じでしょうから、そのつもりでやっていただきたいと思います。ぜひ五条を生活の拠点として暮らしている市民の声も今後の会議の中には生かしていただきたいと思いますし、さまざまな矛盾する要素を山浦理事が説明された中にいっぱいあると思います。それを統合できるような、ある程度専門的な視野を持った方も中に入れるような形で議論していただければなど、これは希望ではありますが、述べて、1件目は終わりにしておきたいと思います。

○議長（陶山良尚議員） 次をお願いします。

市長。

○市長（楠田大蔵） 2件目の避難所の早期開設の準備についてご回答申し上げます。

まず、今回の梅雨時期から5段階の警戒レベル情報の運用が始まりました。レベル1からレベル2を気象庁が、レベル3からレベル5までを市町村が発令することになります。6月の広報で市民の皆様には周知はさせていただきましたが、梅雨時期直前の大きな変更となりましたことから、避難行動を速やかに行っていただくために、警戒レベルと災害時の行動の関係や避難勧告などの避難情報との関係を機会あるごとに市民の皆様には伝えていかなければならないと考えております。

次に、避難所についてであります。まずレベル1からレベル2の段階では、身の安全を確保するためにみずからの判断で避難していただく自主避難所として、プラム・カルコア太宰府、とびうめアリーナの2カ所、東西1カ所ずつをまず開設することといたしております。気象警報の発令及び土砂災害危険度の警戒段階が予想される状況でレベル3、避難準備・高齢者等避難開始を発令することになり、避難までの時間的切迫度も高まるため、避難エリア内もしくは近くの避難所を開設することにいたします。その際は、当然避難所対応などにおいて自治会の方々などの協力もお願いしていくこととなります。さらに、降雨量の増加による土砂災害危険度の警戒段階でレベル4、避難勧告、避難指示（緊急）の避難情報を出し、いち早い避難を促してまいります。

なお、昨年の災害以降、自衛隊などの協力を得ながら準備を重ね、完成間近となりました豪雨災害シミュレーションに避難所開設の動きも加えまして、実際の豪雨時の対応に反映させてまいりたいと考えております。

また、同じく進めてまいりました近隣県の自治体や民間企業などとの防災協定、砂防ダムや河川のしゅんせつなども可能な限り拡大しており、出水期までに最善の準備をぎりぎりまで重ね、市として最大かつ最も基本的な使命であります市民の生命、身体、財産を守ることに全力を挙げてまいります。

詳細につきましては、担当部長から回答をいたします。

○議長（陶山良尚議員） 総務部長。

○総務部長（石田宏二） 詳細につきましては、私から説明をいたします。

避難情報の発令につきましては、昨年の7月豪雨の状況を受け、土砂災害特別警戒区域や土

砂災害警戒区域、浸水想定区域など対象エリアを絞った避難情報を提供してまいります。

次に、避難所の開設についてでございますが、福岡県の土砂災害危険度情報で、土砂災害の発生指標となります土壌雨量指数が基準を超えると予想される場合に、土石流の危険箇所や急傾斜地が多くある四王寺山麓の地域近くの避難所21カ所を開設いたします。この地域は、過去の災害において犠牲者を出すなど大きな被害が発生し、昨年7月豪雨におきましても、家屋の全壊被害が発生をいたしておりますので、今後とも警戒が特に必要な地域と考えております。

また、四王寺山麓以外の土砂災害の警戒区域にあるエリアが土砂災害の発生指標となります土壌雨量指数が基準を超えると予想される場合には、すぐに避難できる場所を考慮しながら、対象エリア内もしくは近くの公民館や公共施設などを避難所として開設することとなります。

笠利議員が昨年9月にご質問をされました近隣小学校の避難所開設につきましては、土壌雨量指数を監視しながら、土砂災害警戒の基準を超えると予想される場合に警戒レベル3を発令し、自治会とも協議をしながら開設を検討してまいります。

以上でございます。

○議長（陶山良尚議員） 5番笠利毅議員。

○5番（笠利 毅議員） 先ほど壇上で当初の質問を読み上げたときに、これだけでは逃げられないというような趣旨のことを書きましたけれども、これは6月の広報です。ちょっといろいろ書いてあって汚いんですけども、まず一番基本的な質問からさせていただきたいと思いません。

市長の答弁及び部長の答弁の中で、今回5つのレベルに分けられたということで、一番大事なところはレベル3をどのように見るかということだと思います。今の答弁から見ると、レベル3の段階になって市として避難情報——具体的には高齢者の避難準備のほうです——を出した段階で自主避難所以外の避難所を開設すると、そういう考え方でよろしいでしょうか。

○議長（陶山良尚議員） 総務部長。

○総務部長（石田宏二） 太宰府市が警戒レベル3を発表して、その場合にまた土砂災害に関するメッシュ情報とかそういったもろもろの部分もあわせながら判断をした結果、避難準備・高齢者等避難開始を発令する場につきましては、気象警報及び土砂災害の指標となります先ほど申しました土壌雨量指数が基準を超えると判断、予想される場合になります。市民の方の行動としては、高齢者などの要配慮者は避難、一般の方は避難準備を行うというような形がこのレベル3での部分になるかと思います。

以上です。

○議長（陶山良尚議員） 5番笠利毅議員。

○5番（笠利 毅議員） ちょっと今はっきりわからなかったのですが、最後の部分はそれでいいんですけども、その段階で市役所としては自主避難所2カ所以外をあけるという対応をとるつもりでいるかということなんですけれども、その点はいかがでしょうか。

○議長（陶山良尚議員） 総務部長。

○総務部長（石田宏二） レベル3が出たからすぐということじゃなくて、避難準備・高齢者等避難開始を発令する場合につきましては、笠利議員がおっしゃったとおりでございます。

○議長（陶山良尚議員） 5番笠利毅議員。

○5番（笠利 毅議員） 高齢者等、要するに支援の必要な方々には逃げてくださいといった時点で逃げられるように場所をあけるということでしたけれども、昨日徳永議員が少し触れられたように、支援の必要な方、登録制度があるわけですけれども、登録率が3%ぐらいですか、昨日の数字で言うと。非常に支援体制としては不十分だという前提を考えなければならないと思うんです。果たして今の発令した段階で出して、果たして間に合うのか。その辺についてはどのように認識されているか、お聞かせください。

○議長（陶山良尚議員） 総務部長。

○総務部長（石田宏二） 議員おっしゃいますように、本当に要配慮者の方は、発令して、じゃあすぐに逃げられるのかというような時間的な問題があるかと思います。なるべくその前の自主避難所を開設した段階で自主的に時間に余裕を持って避難をしていただきたいというところが市のほうが考えているというところでございます。

○議長（陶山良尚議員） 5番笠利毅議員。

○5番（笠利 毅議員） できれば後で論証したいところなんですけれども、自主避難所が開設している段階で逃げていただきたいということは、市が発令する前に動いてほしいということですよ。私が昨年来言っていたことというのは、じゃあその段階で逃げるに当たって、市内2カ所しかない。果たしてそれでいいのかということなんです。実際私のいるところは水に襲われる心配はそれほどない場所なんですけれども、青山の高台の上なんです。ただ、うちもそうなんですけれども、イエローゾーンにはかかっていたりするんです。やはり心配は心配です。実際、心配だから避難したという方もおられるんです、公民館にですけれども。

そこで、お聞きしますけれども、気になっていることなんで、自主避難所は結局2カ所のままということなんですけれども、幾つか増やそうということを検討されたのかどうか、その点をお聞かせください。

○議長（陶山良尚議員） 総務部長。

○総務部長（石田宏二） 自主避難所につきましては、今後ともプラム・カルコア太宰府ととびうめアリーナの2カ所を開設していく考えでございます。この両施設につきましては、十分な駐車場があるということ、また空調や多目的トイレを有している施設でもあります。また、市内の土砂災害警戒区域を多く抱えます四王寺山麓でありますとか、浸水想定区域の位置を考えますと、西と東に1カ所ずつの自主避難所が必要であるというところからこの2カ所を開設するというようなところと、また避難所開設につきましては、当然職員がそこに従事をしていくというようなこともございますので、最初の初段階での災害対応に当たれる部分は、まず余力をちょっと確保しながら段階的な職員配備で、自主避難所をまずは2カ所開設をしていきたいというような形で今後とも考えているところでございます。

○議長（陶山良尚議員） 5番笠利毅議員。

○5番（笠利 毅議員） ということは、ハザードマップには各地の小学校が大体避難所として指定されています場合が多いんですけども、それらが開くのは、あくまでも市として原則的にはレベル3以上の避難情報を発した場合に開いていくというふうを考えてよろしいですね。

○議長（陶山良尚議員） 総務部長。

○総務部長（石田宏二） 避難所も指定緊急避難場所と、また指定避難場所等もございます。議員がおっしゃっている東ヶ丘の部分につきましては、まず指定緊急避難場所としては、水害の場合は東ヶ丘の公民館というような形を指定をいたしておるところでございます。その後、指定避難所になりますと、また一定期間滞在して、生活する施設というようなところで、市内では市立の小・中学校などを指定しておりまして、東ヶ丘の場合には、このレベル3以降の部分で避難所を開設する場合には、また自治会のほうとも協議をしながら、この東ヶ丘の部分と東小学校をどうしていくかというようなところを今後詰めていきたいというような形でございます。

○議長（陶山良尚議員） 5番笠利毅議員。

○5番（笠利 毅議員） 今東ヶ丘と東小学校を例に話していただきましたけれども、一般化するならば、小学校が指定避難所になっている場合はあるけれども、その開設自体も協議の上でという形になり得るといふふうに理解してよろしいですか。

○議長（陶山良尚議員） 総務部長。

○総務部長（石田宏二） 自主避難所ではなく、避難所として警戒レベル3を発令した場合に、自治会とも協議しながら、どちらの部分をあけるかというようなところも含めて、そこそ今東ヶ丘の例を出しましたけれども、ほかの自治会ともそこら辺のところは協議をしながら考えていきたいというふうに思っておるところでございます。

○議長（陶山良尚議員） 5番笠利毅議員。

○5番（笠利 毅議員） 端的に懸念を言うと、災害は、一つには何が起こるかかわからないということは常に念頭に置いとかなければいけないということと、先ほど私の住んでいるところも一部イエローゾーンにかかっていると言いましたけれども、レッドゾーンにいるような方であれば、私が聞いた限りですけども、実際例えば子どものところを頼るとか、下のほうのアパートを借りるとか、それなりの対策を考えていらっしゃる。でも、だんだん離れるにつれて、まあ、どうしようもなくなったら小学校に逃げようかなとか、やや曖昧になってくる場合があるんですね。恐らく市内どこをとってもそういう方は多いですし、先ほども言いましたけれども、これから高齢者が増えていって、ひとり暮らしも増えていって、かつ支えてくれる人が必ずしもいるとは限らないというような状況の中で、ああ、どうしようと思ったときに迷わない体制を整えるというのが非常に大切だと思います。日ごろ考えていなかった人に対しての、あるいは考えることが難しい人に対してでも災害は来るときには来ますから、その人たちが逃げられるような体制を整えるのが市として最低限やるべきことだと、その方向で対処を考えるべ

きだというのが私の基本的な考え方です。

ちょっと話をずらすわけじゃないんですけども、日曜日にテレビを見ていたんです、午後3時ぐらいでしたけれども。昨年大きな被害のあった愛媛県の肱川と、ちょっとまちの名前忘れまして、アンケートをとりました。京都大学の防災研究所の矢守先生という方が出ていて、解説役だったんですけども、その災害時、何に困ったかということなんですけれども、1番は、「いつ逃げればいいのか判断に困った」46%。ちょっと数字は私のメモと記憶によるので不正確かもしれません。2番目が、「避難に関する情報が不足していた」、36%ぐらいだったと思います。これ避難に関する情報というのが気象情報なのか、避難指示や勧告に類するものなのか、ちょっとその辺ははっきりしませんでしたけれども。3番目、33%が「行政の行う放送が聞こえなかった」ということだったんです。これに対してその京都大学の先生いわく、避難に当たって一番大切なのは「いつ」ということだとおっしゃっていました。

それを踏まえて、今度は5段階のもとになっている内閣府のホームページから引き出したものなんですけど、この表を少し簡略化したのが市報に載ったものだと考えていいと思うんですけども、ここでQアンドAがあるんです。そこの下線のあるところを読みますけれども、みずからの命はみずから守る意識を持って、防災気象情報も参考にしながら適切な避難行動をとってくださいというふうに書かれています。内閣府の見解です。適切な避難行動って何だろうということなんですけれども、尋ねると時間かかるんで、私の解釈を言うので、それに対して答えていただきますが、適切などは、つまり早いということだと思いますが、石田部長でいいのかな、そのように理解してよろしいでしょうか。

○議長（陶山良尚議員） 総務部長。

○総務部長（石田宏二） まさしく早いということと、夜間に当然逃げるということはそれだけまた危険を伴いますので、そういった夜間に至らない明るいうちに早目に逃げていただきたいというところでございます。

○議長（陶山良尚議員） 5番笠利毅議員。

○5番（笠利 毅議員） 要は「早く」ですね。

防災気象情報を参考にしながらとあるんですけども、防災情報、防災に関するものは市から出るものと、気象情報は天気予報等でテレビやラジオで入手できるもの、警報に当たるのがおおよそで言うとレベル3に当たるわけなんですけれども、参考にしながらということは、これは自分で判断して逃げたほうがいいというふうに解釈すべきだと思うんですけど、その点については、市長に目が合ったので、参考にしながらというのは自主判断というのがやっぱり求められるという意味で理解しても大丈夫だろうか。

○議長（陶山良尚議員） 市長。

○市長（楠田大蔵） 昨年も私も経験をしまして、非常に難しい判断を求められるところなのですが、要はこの気象庁なり、内閣府なり、県なり、そうしたところも最終的にはもう市町村の独自の判断だと言われてしまうわけでありまして。それは一方で我々もこうした全国的な、また県

なり、気象庁なり、そうした情報を参考にしながら出さざるを得ないということも事実でありまして、非常にそこにジレンマがございます。そうした中で、内閣府の表現として、防災気象情報を参考にしながらとか、適切な避難行動をとってくれということは、率直に申して非常に市民の皆様にとってはわかりにくいところもあろうかと。そこを私自身、市としていかにできる限りわかりやすく、そして速やかに適切な対応をしていただくかというのが肝だと思っています。

先ほど来総務部長も話しておりますが、今回5段階に分かれまして、大変またさらに悩ましくなりましたのが、大雨洪水警報を気象庁が出したとしても、それを一律にレベル3にするのか、レベル3にすることで避難準備高齢者等避難開始にするのかということ、そうではないと。ですので、どの段階で、これに加えて土砂災害に関するメッシュ情報なども総合的に勘案しながらレベル3にしていくということになるわけですけれども、そこが非常に難しい判断だと思っておりますので、一方で先ほど来のお話の中で、早目に出し過ぎてしまいますと、じゃあまだ逃げなくていいだろうと市民の方が逆に思い出してしまいますと、これまた重要な場面の皆様の速やかな避難を遅らせてしまうことになりかねないと。ですので、ただ単に早く出せばいいわけでもないという中での非常に難しい判断であろうと思っております。

そうした中で、長くなりましたが、参考にしながらという部分につきましては、あくまで我々としても市民の皆様参考にしながらと言ってもなかなかわかりにくいところがありますので、この今回のレベル5までの基準に従いながら、やはりレベル3を私の責任を持って出させていただいたからには、すぐさま高齢者の方、特に要配慮者の方の避難準備・高齢者等避難開始につなげていただくと。避難4になれば、もう速やかに全地域の出させていただいたところの方々には避難を開始していただくということを徹底することが重要だろうと思っております。

○議長（陶山良尚議員） 5番笠利毅議員。

○5番（笠利 毅議員） 今市長の答弁の中で、市町村独自の判断と言われてしまうという表現がありましたけれども、実際私がこれを見ても、どこに疑問を持ったかということ、警戒レベル3の中で、気象情報としてはレベル3相当ということで氾濫警戒警報とか洪水警報というようなものがあって、おおよそ警報レベルと。これは市民は容易に入手できる情報と考えていいと思います、天気予報や何かを見れば。ところが、今市長のお話にあったように、じゃあ市がその際に高齢者等の避難開始というのを発令するまで、そこは市独自の判断の中間地帯があるわけです。それは市民にとっては出てきてからでないかと伝わらない部分なんです。それが十分早く、適切な時期に発令されとしても、場合によっては手遅れかもしれないし、住まわれているところによっては、むしろ逆にそれ以前に逃げようと思った人にとっては、じゃあ警報がもうテレビで真っ赤になって出ている段階、でも市からは伝わってこない。逃げようかどうか、でも市はまだあけていないみたいだ。自主避難所までは、とびうめと総合体育館までは行けないというような場合には、結局逃げられないということになる。先ほどちょっと言いまし

たけれども、レッドゾーンに近いところにおいて、自分なりの対策を持っている方だったら、ある人はレベル2で私は逃げるよと言っていましたけれども、そうでない方が恐らく今後どんどん増えると。昨日もあったように、逃げるのが困難な人であればあるほどそういう可能性も高いということも考えなきゃいけないと思います。それゆえ、自主避難所を当面2カ所でやっていくということでしたけれども、開く以上は責任というのは生じますからという心配もあろうかとは思いますが、やはり2カ所では足りないだろうと。行こうと思ったときに行けるように、たとえ逃げて、それが無駄になったとしてもいいようにしなきゃ。

なぜこう言うか。先ほどの矢守先生が出てきていた番組の話なんですけれども、アンケートの2つ目と3つ目に多かったの、避難情報が不足していたということと自治体の放送が聞こえなかったと。ということは、せつかく市が適切な判断をしたとしても、伝わらない可能性というのが大きいと。状況を考えればわかると思います。雨の場合もそうですし、風のときはもっとひどいかもしれない、台風。であるならば、先ほど最初の答弁にあったような段階で、現在は警戒レベル3の中で市として判断して、避難所をより多く開設していくという方向性だと理解していいと思うんですけれども、恐らくこういうことはあってほしくはないけれども、遅い可能性がある。少なくともそこに不安を覚える市民は大量に存在する可能性が高いと考えていいと思います。私のところだと水害の心配はそれほどしていませんが——土砂はちょっと心配ですけれども——台風のような風の場合には、今ここで話してきていたのとはまた別の判断が必要かもしれない。風の場合は、それこそ風がひどかったら、雨はそれほどじゃなくても逃げたくても外歩けませんし、車も運転できないということも考えると、市が何に対応すべきか。先ほど石田部長に確認したのは、早く対応、早く逃げてほしいということが一つです。これに市は応える必要があると。楠田市長に聞いたのは、自分で判断ということだったんですけれども、それには明確には答えていただけませんでしたけれども、市の情報等が聞こえない場合には、やっぱり自分で判断して逃げたほうがいいんじゃないかと。その人には逃げてくださいと言える体制をつくっておくというのが市としての責任だろうと私は考えます。それゆえしゃべっているわけです。市が自信を持って逃げてくださいと言われている、もうそのときにはかなりもう危ない状況ですから、それ以前に逃げたい、怖いと思った人を受けとめるように市としては対応してほしいと、私はそのように考えています。

最後ですけれども、もう一つアンケートです。昨日これも徳永議員が言及されていましたが、ちょっと正式名称、太宰府市障がい者等災害時要支援者対策協議会のアンケートの結果の説明というのを聞きました。そこで出ていたことなんですけれども、避難時の持ち出し袋を準備すると、心構えをきちんとしている方と何の相関関係が高いかと。一つは、ハザードマップをちゃんと知っている。もう一つは、昨日出てきた要支援者名簿へ登録している方がちゃんと準備している場合が多いと。もう一つは、避難訓練へ参加していることがあるという人が持ち出し、つまり逃げる準備をしていると。支援の必要な方で逃げる準備をしている人たちは多分早目に逃げます。福祉避難エリアというものが設けられるということになりましたけれ

ども、そうではない形でこういう準備をしている方たちは、自主避難所のようなものが近くでないと行けない。かつ、支援する人の数が絶対的に足りないとなると、自分で行かなきゃならない。これいや応もなしです。

ですから、先ほど読んだ文章に戻りますが、みずからの命はみずから守る意識を持って、防災気象情報も参考にしながら適切な避難行動をとってください。これ国の文句なんですけれども、基本的には市も同じことを言っていると思います。早く避難してください、できればさまざまな情報を得て、ここに困難があるわけですけれども、それでも自分でなるべく逃げたほうがいいですよ。その前の段階、みずからの命はみずから守る意識を持って、これ人間の本能みたいなことなんで、国がわざわざ言うなと思いますけれども、だからむかつきかけているところあるんですけれども、本能的に動くものがやっぱり不安というものになると思います。それに応えるということを市としてはやっていただきたい。不安な人に安心を与えるという形での防災対策、安全対策、むしろ安心対策かもしれませんけれども、そこに力を入れていただきたいなと思います。もう時間がないので、これで終わりにしますけれども、まずは今年の夏、災害なしで終わって、来年までにはよりよい防災安全対策というのが市としてつくれることを願っています。

終わります。

○議長（陶山良尚議員） 5番笠利毅議員の一般質問は終わりました。

ここで15時15分まで休憩いたします。

休憩 午後3時04分

~~~~~ ○ ~~~~~

再開 午後3時15分

○議長（陶山良尚議員） 休憩前に引き続き会議を開きます。

12番神武綾議員の一般質問を許可します。

〔12番 神武綾議員 登壇〕

○12番（神武 綾議員） 議長から質問の許可をいただきましたので、通告しておりました4件について質問をさせていただきます。

1件目は、子ども医療費について伺います。

子育て世代へ平等かつ子どもの成長を保障する施策は、子どもに係る医療費の負担軽減策です。現在、太宰府市では、通院は小学校6年生まで、入院は中学校3年生までの助成拡大となっています。近隣市町村では、通院についても入院と同様中学校3年生まで無料にする自治体が増え、さらに県内を見ますと、1カ月の自己負担の初診料などの一部負担も完全無料化している自治体もあります。太宰府市においても子育て支援策として進めていくべきと考えますが、見解を伺います。

2件目は、歴史の散歩道事業についてです。

太宰府天満宮から水城跡を結ぶ歴史の散歩道は、現在も観光客向けのパンフレット等でも回

遊コースとして紹介されています。しかしながら、地元市民の方からは、道路補修や路面標示の剥離や汚れなどが目立ち、散歩道の維持管理について本当に愛情を持って進めているのかと疑問の声も聞かれます。町並み整備助成事業補助金や社会資本整備交付金などありましたが、観光客が増え、ゆっくり回遊していただく点からも、道路、沿道の整備は課題です。今後の計画、構想について伺います。

3件目は、指定管理者制度について伺います。

制度が導入されている22の施設に対する管理者である市の点検評価について伺います。本市では、指定管理者運用方針ガイドライン（指定管理者制度運用方針）を平成28年9月に策定をし、市民サービスの向上と経費削減等が図られています。

その上で、2点伺います。1点は、業務報告の方法について、もう一点は、評価の方法について伺います。

4件目は、中学校給食についてです。

3月議会の代表質問に対し、中学校給食調査・研究委員会での調査研究が現在も継続していると回答がありました。その後の進捗とあわせて、方向性の決定時期について伺います。

以上、4件について回答をお願いいたします。

再質問については議員発言席から行います。

○議長（陶山良尚議員） 市長。

○市長（楠田大蔵） 1件目の子ども医療費について、まずご回答いたします。

本市では、施政方針でお示ししておりますとおり、「学問の神様にふさわしい教育、子育て」の中で、教育や子育てを重要課題の一つとして位置づけており、子育て支援対策の重要性に関しましては十分認識をしているところであります。しかしながら、今後も社会保障費や扶助費の増加は避けて通れず、今以上の厳しい財政運営を強いられることも予測されております。

ご質問の子ども医療費であります。本市が単独事業として中学生まで通院拡大を行った場合、相当額の一般財源が必要になることが推定されますことから、現時点においては拡大するに至っていない状況であります。今後も国、県、近隣などの動向にも注視しながら、慎重に検討をしてみたいと考えております。

詳細につきましては、担当部長から回答をいたします。

○議長（陶山良尚議員） 市民生活部長。

○市民生活部長（濱本泰裕） それでは、詳細につきまして私からご回答を申し上げます。

ご質問の子ども医療費の助成事業につきましては、県の助成を基礎に、市町村の条例により実施している事業でございます。本市の単独事業といたしましては、県の助成事業より対象年齢を拡大し、入院に関しましては、平成24年7月に就学前までが対象であったものを小学校3年生まで、平成26年7月には小学校3年生まで対象であったものを小学校6年生まで、また平成28年10月には小学校6年生まで対象であったものを中学生までに順次拡大をしてみたいま

た。また、通院に関しましても、同じく平成28年10月には就学前までが対象であったものを小学校6年生までを助成拡大したところがございます。

全国的に導入が図られている制度でありながら、国における法整備がなされていないために、市町村ごとに認定基準や対象範囲が異なっていると同時に、自治体にとりましても財政負担が非常に大きい制度でございます。子育て支援の推進のためにも多くの子どもが充実した医療を受けられるように、国において一律に子ども医療費の助成制度を創設するように市長会などを通して強く要望してきているところがございますけれども、今後も国による全国一律の制度創設並びに県による助成制度の拡充及び市町村負担の軽減などにつきまして、引き続き要望してまいりたいと思っております。

以上でございます。

○議長（陶山良尚議員） 12番神武綾議員。

○12番（神武 綾議員） 子どもの医療費にかかわる質問は何度かさせていただいて、助成拡大が進んできているところでもありますけれども、先ほどの回答にもありました、国や県からの補助がなかなか広がらないというところで、自治体判断で進めなければいけないというところでは、とても判断が厳しいというようなところは理解しているところです。

この前の3月議会での今年度平成31年度の予算審査において、この太宰府市の子ども医療費の予算額について減額がされておりました。平成30年度から平成31年度にかけて4,000万円減額されたという内容について、この4,000万円を使って中学校3年生まで通院を拡大することができないのかというふうに質問いたしましたけれども、その回答としては、今は様子見で、今のところ検討はしていないというふうな回答がありました。平成31年度の近隣の予算を見ますと、那珂川市、それから大野城市では、実際に中学校3年生まで拡大している自治体があります。そういう中で、この平成31年度の予算の減額は市長がお進めになったのか。このような状況では減額もいたし方ないというふうな判断をされたのかということを確認させていただきたいと思えます。

○議長（陶山良尚議員） 市民生活部長。

○市民生活部長（濱本泰裕） 今回の平成31年度の予算でございますけれども、予算の減額ということではなくて、実績値に基づいた金額で予算を計上したということでございますので、決して事業を縮小したとか、そういった意味での減額ではございません。そういうふうに理解をしていただけたらというふうに思っております。

○議長（陶山良尚議員） 市長。

○市長（楠田大蔵） 加えてであります、この筑紫地区内でこれをともに行うべきかどうかというのは、実は筑紫地区内でも議論あったんですが、やはり大野城、那珂川につきましては、やはり市長選の際に公約として上げられていたということもありまして、これをやるということを決断をされたようでもありますけれども、私自身、この点につきましては、選挙のときはあの訴えはしておりません、近隣も含めましてさまざまな議論がある中で、それぞれの市の、市

長の、また優先順位なり、財政状況なり、先ほど担当部長も申しました決算値なり、そうしたものをみた中で、今回においては本市としてはもちろん検討した上でこれを盛り込まなかったところであります。

○議長（陶山良尚議員） 12番神武綾議員。

○12番（神武 綾議員） 決算実績に対して近い数字で予算を立てるところで減額をしたというふうなお話でしたけれども、平成30年度から平成31年度については4,000万円実績に基づいた数字にされた。その前の年度、平成29年から平成30年については、2,000万円少なく予算を立てられています。この2年間で6,000万円の減額をされているという状況です。市長が公約に掲げていなかったという事実のもとにそういう判断をされたのかとも思ってしまうんですけども、昨年10月に行われました事務事業外部評価委員会がありまして、この中でこの子ども医療費支給関係事業が評価事業となっておりましたので、傍聴いたしました。その中で、当日資料の中に、この子ども医療費助成についての必要性というところが書いてありまして、この必要性については、子育て世代の医療費を軽減し、経済的支援を行うとともに、子どもに必要なかつ適正な医療を提供する制度であり、これにかわる事業はないというふうなきっぱりと書いてありました。さらに、評価委員さんの中からさまざまな質疑が行われまして、その中で担当課が回答しているんですけども、先ほど市長がおっしゃいました筑紫地区の足並みをそろえる、その筑紫地区は拡大の流れの中にあるというふうなこともお話しされておりましたし、県内では高校生まで助成が広がってきているところもあるので、どうするかを調査研究していきたい。また、子どもの医療に差があってはならないと思っている。このことについては市長に意見具申をしているというような回答がございました。これは10月の時点での事務事業評価での回答なんですけれども、このことを市長が意見具申、近隣の市町村、県内の状況もつけてしているというようなことを報告されておりましたけれども、その点について市長はどのようなご判断をされているのか、お伺いします。

○議長（陶山良尚議員） 市長。

○市長（楠田大蔵） 昨年の10月の時点で意見具申といいますか、そういうさまざまな近隣の状況なり、国、県の動向なり、そうしたものについても私ももちろん常々報告を受け、また勉強も重ねてきたわけでありまして、率直に申しまして、施政方針などでも申しておりますように、予算編成の際、もう本来の財政の需要と実際の本市の税収の状況など、また基金の状況など鑑みますと、近隣からしましても大変厳しい状況であることは実際のところでありまして、そうした中で5市足並みをそろえることは望ましいということは私自身も認識をしながらも、結果としては大野城市と那珂川市という5市のうちの2つの市が先んじて行くと。これについてはできるだけ早くついていけるようにということは近隣の中でも申しましたけれども、残念ながら現時点では予算編成をする上でこの足並みをそろえることは極めて難しいという判断に至ったということであります。

○議長（陶山良尚議員） 12番神武綾議員。

○12番（神武 綾議員） 筑紫地区の中で足並みをそろえるべきだというような話ではないんですね。今までの市長がそういうふうに出てきたので、今回の大野城、那珂川が行ったということでは太宰府市もそろえるべきではないかというふうな思いはありますけれども、やはり太宰府市としての独自の判断をしていただきたいというふうに思います。

私が議員になってからこの医療費の問題も取り上げてきましたけれども、歴代の市長が子どもの医療に格差があってはいけないということで、平等に医療が受けられなければならないというスタンスで回答いただいていた。このことを踏襲して、今子どもたちの状況、貧困の問題、格差の問題もあります。保育の無償化、10月から実施されるというような予定にもなっていますけれども、それは施設を利用している家庭については無償化で補助が出るというようなこととなりますけれども、通っていない、待機になっている家庭なんかにはその補助はありませんので、そういう意味ではこういう医療費については平等に支援ができる施策だということ念頭に置いて、再度検討していただきたいというふうに思います。

通院についての中学校卒業までをまずは求めますけれども、県内では、先ほど壇上でも申しましたけれども、初診料などの一部負担を廃止しているところもあります。通院については県内の25の自治体、また入院については23の自治体が完全無料化に取り組んでいます。太宰府市がさらに一歩リードしていくという姿勢を持って取り組んでいただくことを要望いたしまして、1件目終わります。

○議長（陶山良尚議員） 次お願いいたします。

都市整備部長。

○都市整備部長（井浦真須己） 2件目の歴史の散歩道事業についてご回答申し上げます。

去る4月1日の新元号「令和」発表後、令和ゆかりの地として本市は一躍脚光を浴び、議員がおっしゃるように、これまで太宰府天満宮や九州国立博物館周辺に一極集中しておりました年間約1,000万人もの観光客が特別史跡大宰府跡へと面的な広がりを見るに至っておるところでございます。

本市にとりましても、史跡のあるまち太宰府を体感していただく絶好の機会と捉え、事業計画の推進を図ってまいりたいというふうに考えております。具体的には、平成22年に国土交通省、農林水産省、文部科学省の3省共管事業計画として認定いただきました太宰府市歴史的風致維持向上計画におきまして、これまで太宰府天満宮周辺の歴史的町並み整備に取り組んでおります。今後は、特別史跡大宰府跡の一つであります客館跡の便益施設整備を初めといたしまして、特別史跡大宰府跡、通称都府楼跡の環境整備事業にも取り組んでまいります。さらに、特別史跡水城跡の環境整備も計画しており、議員ご懸念の来訪者の回遊性を確保する道路整備につきましても、歴史の散歩道環境整備事業を初めといたしまして、史跡を回遊するための道路整備を実施し、史跡のあるまち太宰府を広く知っていただくための取り組みを進めてまいります。

一方で、市政にとりましては、子どもたちの学びの場である学校の耐震改修工事を初め解決

しなければならぬ課題も山積しておりますことから、回遊性を確保するための関係する諸事業の一日も早い着工を目指したいところでございますけれども、市政全体を考慮しつつ、実施に向けて事業調整等を図ってまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（陶山良尚議員） 12番神武綾議員。

○12番（神武 綾議員） 歴史の散歩道が平成22年に策定されました太宰府市の歴史的風致維持向上計画の一つの事業として、補助金を申請しながら整備を進めているということなんですけれども、平成28年にこの向上計画が変更されまして、その中に散歩道事業が引き続き入っているんですけれども、これがもう令和4年までの計画に変更されています。この中での今後の計画、補助金をもらいながらこういう事業をしたいというようなことがあれば教えていただきたいと思っております。

○議長（陶山良尚議員） 都市整備部長。

○都市整備部長（井浦真須己） 今議員おっしゃっていただきましたように、この歴史的風致維持向上計画の中の事業につきましては、今おっしゃっていただいたように、社会資本整備総合交付金という国の補助を受けながら事業をさせていただいております。そういうことから、今後令和4年までに、今ご回答をさせていただきましたように、どういう事業、市の全体の事業の中で、この歴史的風致維持向上計画の中の事業を何を、どう、いつの時間にしていくかということは今後やはり市全体として協議しながら、令和4年までにどういう道筋というか、じゃあ補助申請をいつするのかとか、その前に一番大きいのは、私自身考えておりますのは、この歴史の散歩道も、最初の平成22年に計画したとき、もちろん事業費を出して、どういう例えば舗装して、横に歩道をつくって、幾らということの全体計画ということで出させていただいている部分もありますが、果たして今の事業としてどういう歴史の散歩道をつくっていくのかということもまずは再度庁内で確認しながら、事業計画を立てていく必要はあるかというふうに思っているところでございます。

以上でございます。

○議長（陶山良尚議員） 12番神武綾議員。

○12番（神武 綾議員） 令和4年までこの計画があるけれども、この計画の中の一つであるこの散歩道についての事業計画が今のところまだ検討中だというふうに理解してよろしいでしょうか。

この歴史の散歩道なんですけれども、観光施策として観光客の方にゆっくり回遊してもらおうという点と、市民の方の生活道路と兼ね合っているというところで、市民目線で考えてみたいというふうに思いました。今回この歴史の散歩道について、先ほど壇上で申し上げましたけれども、本当に道に面したところに住んでいらっしゃる方からそういうふうなお声をいただいたんですけれども、この散歩道をどういう計画があったのかというのをいろいろ調べたんですけれども、担当課のほうにそれをお尋ねしたところ、この歴史の散歩道基本計画説明書というの

をいただきました。これ平成3年ごろにつくられたということで、説明書はあるんですけども、基本計画書はちょっと存在しなかったというところなんですけれども、この中でこの歴史の散歩道は太宰府から水城の道を整備するという計画で、ポケットパーク、小さな公園、休憩所も兼ねる公園をつくったり、それからふれあい館の建設などが計画されていました。もちろん路面のカラー舗装、それからサイン設置などがこれに入っておりまして、恐らくそのころに一気に進んだのではないかというふうに思っています。

この中で、この計画の目的というのをちょっと見たんですけども、この歴史の散歩道、東西約5kmというふうに書いてあります。太宰府天満宮から水城跡までを歩いていくこの5kmなんですけれども、目的が4点ありまして、1つ目が、本市の歴史や魅力を市民が理解、再発見することにより、生涯学習に資する。2つ目が、体験学習センター、それから埋蔵文化財センターの複合施設を建設し、市民に体験の場、学習の場、憩いの場を提供する。そして3つ目が、徒歩、ジョギング、自転車等でルートを巡回することにより、市民の健康づくりに寄与するというふうにあります。4つ目が、案内板、ストリートサインの設置によって、来訪者にもわかりやすい史跡散策ルートを提供するというふうにあります。4つの目的のうち3つがもう市民のための散歩道をつくろうというふうに読み取れると思います。これの後に、社会的条件が、背景が書いてあるんですけども、そこの中で、観光の面から見たところの説明文が、これ平成3年のころなんですけれども、入り込み観光客がこのとき昭和63年の数字が712万人で、この多くはいまだに天満宮を中心とした観光が主である。ほかの史跡や名所を訪れる観光などは全体の少数であり、このような場所への観光誘導、PRが主要な課題となっているというふうに書いてあります。その下に、史跡めぐりですよね。観光誘導の一つとして史跡めぐりコースが書いてありまして、西鉄の下大利駅から水城、国分寺、そして政庁跡、観世音寺を回って、西鉄太宰府駅までのルートがキロ数が書いてあって、これが5kmの史跡めぐりコースというふうな案内がされています。

この計画の課題なんですけれども、歴史的な遺構を有機的につなぐというところが書いてありまして、この中で今の太宰府に来られている観光客の方に対して、立ち寄り型からゆっくりと時間をかけて太宰府を観光する滞留型に主流が動いていこうというふうなことが書いてあります。既に平成3年からもう30年近くかかっているんですけども、今議論されている回遊型とかということがもうこの時点で基本計画の中にもうたわれていたということがわかりました。

その後、私が図書館で見つけたんですけども、これ「太宰府歴史散歩」という本でありまして、これガイドブックになっています。史跡地をずっと解説している本なんですけれども、昭和46年4月の初版です。これはちょうど昭和46年というと、私が生まれてまだちっちゃいころなんですけれども、私は太宰府で生まれ育っていませんけれども、ちょうど高度成長期で、太宰府の宅地開発が進んで、国が史跡地の買い上げ決まったころに史跡地が守られ、緑が削られることを市民が回避されて喜んだということが書いてありまして、そのころに発刊されたもので

す。この本の中に最後にも、同じように太宰府の回遊ルートが書いてあります。それも下大利駅から水城、国分寺、そして政庁跡、観世音寺、天満宮、太宰府駅というふうに同じようなルートを歩く4.5kmを案内してあります。やはりこのルートを見ると、もう太宰府で歴史を守ってきた、また文化財を守ってきた人たちというのは、このルートでぜひ太宰府を楽しんでいただきたいという思いが変わっていないんだなということを感じたんですけども、今歴史の散歩道の整備については、向上計画の中で国の補助金がないと進まないというようなお話がありましたけれども、別の意味で補助金がなくとも回遊していただくというようなことができるのではないかとこのように思いますけれども、そのような検討は行政の中でされているのか、お伺いしたいと思います。

○議長（陶山良尚議員） 都市整備部長。

○都市整備部長（井浦真須己） 今いろいろ過去の私どもの平成3年の計画から書籍までのご紹介いただきまして、私も実は書籍につきましては初めて先日議員のほうから見させていただいて、そういう過去の先人の思いとかそういうことも学ばさせていただいたところでございますけれども、今現在整備についてはなかなか、私が先ほど申しましたように、すぐに散歩道としての整備ができるということではございませんものですから、何かしら回遊性と、あと滞在型ということも今先日来回答の中でもありましたように、その辺を含んだところで泊まらせていただいて、ゆっくり太宰府を散策していただく。ただ、散策していただくためには、先ほど議員のほうからもおっしゃっていただいたような道の途中でポケットパークとかそういう立ち寄れるところが魅力的な散歩道というのも必要だろうというふうには考えておりますけれども、現在その整備がなかなかできない中であるということであれば、例えば客館跡から政庁、それから客館跡から榎社、それから政庁、観世音寺とか、そういうところのPRも含めて、いわゆるハード面だけではなくてソフト面も含めてやっていくというのが今の現状といたらあれですけども、現在私どもがしなければならないことなのかなというふうに感じているところでございます。

以上でございます。

○議長（陶山良尚議員） 12番神武綾議員。

○12番（神武綾議員） 道路整備については、やはり生活道路を兼ねていますので、市営土木によって細やかな道路整備は引き続き必要だと思います。今回の新元号の令和の関係で来訪者も増えたというところでは、それによって太宰府を回っていただきたい、また親しんでいただきたい、見ていただきたいという。今まで太宰府市内でそういう活動されてきた方が随分協力されてきていると思います。そういう方たちと一緒にこの歴史の散歩道のプロジェクトというんですか、何かにぎわいプロジェクト、何でもいいですけども、その道自体を観光客にも歩いていただく、そして市民の方も健康づくり、またコミュニティの場として歩いていただくというふうなことで、一緒に考えていくというようなプロジェクトを立ち上げてはどうかというふうに思います。沿道の草刈りや花植え、それから休憩所の運営とかなどもできるのではない

かというふうに思います。

私は倉敷のほうに一度行ったことがあります。倉敷のほうであそこも回遊型でずっと歩いて回れる、またレンタサイクルを借りて回るというふうなシステムになっているんですけども、そこではポイントを集めて、最後のお店ではジーンズ——有名ですよ。ジーンズのバッグをお土産として渡すというようなこともやってあります。そういう意味では、回遊して何かお楽しみがつくというようなこともあればいいでしょうし、市民の方にしてみれば、散歩道を歩いたことによって元気づくりポイントがつくとか、何かそういうふうな仕掛けもあってはいいのではないかと思います。これは私の一つの提案としてお話しさせていただきます。歴史の散歩道が気持ちよく歩けるように、また市民の方もこよなく愛していただけるというか、手を入れていただけるような、そういう道になるような整備、また計画等を進めていただきたいということを要望いたしまして、終わります。

3件目お願いします。

○議長（陶山良尚議員） 次お願いいたします。

総務部長。

○総務部長（石田宏二） 3件目の指定管理者制度についてご回答を申し上げます。

まず、1項目めの業務報告の方法についてでございますが、施設所管課は、まず指定管理者から提出される事業計画書について、管理の内容、管理の実施に関し市に負担を求める金額、管理の成果を示す指標及び達成のための取り組み、管理を遂行するに当たっての人員計画及び要員確保策等が適切に計画されているか確認するようにいたしております。指定管理期間中は、指定管理者に毎月の管理運営業務の実施状況を報告をさせ、適正に管理されているか確認し、年度事業終了後には速やかに事業報告書を指定管理者から提出をさせております。そのほか、施設所管課は、現地において適正に管理運営がなされているか調査を行い、労働条件に関する確認や備品状況の確認並びに利用者アンケートのチェック等を行うなど、施設の管理運営の水準等について、日常的、継続的に確認を実施をいたしております。

次に、2項目めの評価の方法についてでございますが、施設所管課は、指定管理者に評価シートの作成を依頼し、施設の管理運営が当該施設の設置目的や協定書、仕様書等に沿って行われているか、指標に対する目標値の達成状況はどうか等の点について毎年度報告をさせており、提出された評価シートをもとに実施状況点検にて提出された資料を確認し、適正な管理運営がなされたか、目標に向けた指標が達成されたか等を客観的に分析し、評価をいたしております。

以上でございます。

○議長（陶山良尚議員） 12番神武綾議員。

○12番（神武 綾議員） 太宰府市の指定管理者制度運用ガイドラインという中で、今の報告方法、また評価についても書いてあったんですけども、今の説明でいきますと、報告がそれぞれの所管に事業者から上がってくるということで、所管がその報告を受けて、改善等があれば

そこで協議をするというようなことで解釈してよろしいでしょうか。

○議長（陶山良尚議員） 総務部長。

○総務部長（石田宏二） 神武議員がおっしゃったとおりでございます。

○議長（陶山良尚議員） 12番神武綾議員。

○12番（神武 綾議員） そして、この中にそのガイドラインの中にあります運営評価シートというのがあります。この運営評価シートというのが評価のもとになる資料になると思うんですけども、運営評価シートで報告をするというふうになっているようですが、今回その質問するに当たって、この運営評価シート、22の指定管理受けている事業者がありますけれども、3つの事業者についてこの評価シートを資料請求をいたしました。いただいたんですけども、この様式1という書式に沿って提出しているところもあれば、独自のものを使って提出しているところもありました。そこら辺は統一はされていないのでしょうか。

○議長（陶山良尚議員） 総務部長。

○総務部長（石田宏二） 基本的に統一をしたところで提出をさせていると思うんですけども、具体的にどの部分が提出が違う様式で提出されているのか、今のところ手持ちにありませんので、ちょっと把握ができていない状況でございます。

○議長（陶山良尚議員） 12番神武綾議員。

○12番（神武 綾議員） 前提としてはこの様式1、指定管理者運営評価シートに沿って行うこと、そして指定管理者の労働環境チェックシートというのが様式2であるんですけども、あともう一つ、様式3が財務諸表チェックリストがあります。今の総務部長の回答であれば、この様式に沿って22の団体が全て同じような報告をするということになっているということでしょうか。

○議長（陶山良尚議員） 総務部長。

○総務部長（石田宏二） このガイドラインにつきましては、平成28年9月策定、平成29年4月に改定を行っているところでございますが、もうそのときからこの様式をというような形で示しておりますので、これで上がってくるのが標準かというふうに考えております。

○議長（陶山良尚議員） 12番神武綾議員。

○12番（神武 綾議員） そして、その様式、シートが上がってきて、それをチェックする機関なんですけれども、先ほど担当課どまりというふうなお話があったと思うんですが、今そのシート自体が統一されていないというのは、担当課どまりになっているのであればばらばらで通ってきているというような解釈になるんじゃないかと思うんですけども、その点はいかがでしょう。

○議長（陶山良尚議員） 総務部長。

○総務部長（石田宏二） この様式、運営評価シート、また労働環境チェックシート等の資料につきましては、第一義的には施設所管課のほうに提出をされて、その施設所管課がそれをまた決裁をする上において合議というような形で経営企画課のほうにも回ってくるというような形に

なっているところでございます。

○議長（陶山良尚議員） 12番神武綾議員。

○12番（神武 綾議員） ということは、経営企画課はこの様式が全てそろっているというふうには認識はしていなかったということでしょうか。

○議長（陶山良尚議員） 総務部長。

○総務部長（石田宏二） 今聞きますと、若干様式が違っている部分があるということでございますけれども、この様式にやはり統一した形での提出を義務づけるということが基本でございますので、今後そのようにさせていただきたいというふうな考えでございます。

○議長（陶山良尚議員） 12番神武綾議員。

○12番（神武 綾議員） 指定管理については、先ほど申しましたけれども22事業がありまして、22のうち19の施設が公募によらない候補者として選定をされています。全体の86%が随意選定というふうになっています。私たちはその提案された事業者に対して議会で議決をとるわけですが、その事業の内容、それから選定理由などがはっきりわからない、透明性がないような今状況になっていると思います。今おっしゃいましたそのシート自体、資料請求をすれば出てくるということにはなりますけれども、シート自体がばらばらであれば、どういうふうに評価をするのかということができないと思うんです。ですので、その点は今後同じ様式によって記入していただいて、誰が見てもわかるようなものに改善をしていただきたいと思います。

先ほど申しました公募によらない指定をする場合なんですけれども、その事業内容、それからこれまでの事業実績、また改善点について、各所管が恐らく把握をして、毎年度改善などを要求している、協議もしているかと思いますが、指定管理者の指定手続等に関する条例の中で、第9条において、この業務報告について聴取をするということで、市長等は定期的または必要に応じて臨時に報告を求めることができるというふうな条項があります。これに沿って市長等とありますので、市長、それから副市長、教育長が事業者に対して報告を求めたことがあるのかということをお聞きしたいと思います。

○議長（陶山良尚議員） 総務部長。

○総務部長（石田宏二） 今までそのような途中で報告を求めたという事例はございません。

○議長（陶山良尚議員） 12番神武綾議員。

○12番（神武 綾議員） 今回の一般質問で、いきいき情報センターの話もありました。いきいき情報センターの維持管理についてきちんと把握がされていないというような回答もあっておりましたけれども、公募によらない選定をする場合に、市長等が推薦をする、決定をするというようなことになっていると思うんですけれども、今選定委員会が条例の中でうたわれていますが、この選定委員会が今行政の部課長で構成されているというところで、その指定管理業者の判定が市民サービス、それから事業の内容の点検等が公平というか、実質的なチェックが行われているのかということがもう一度検討していただきたいと思います。

自治体によっては、福岡県で言いますと、要綱で定めている選定委員会、これが委員が7人以内で構成されまして、学識経験者ということになっています。自治体によっても学識者のみで構成しているところもありますし、また行政と混合で組織しているところもあります。選定に当たっては、今行政が行って、先ほど申しましたシートでの評価、報告を一定審査を行政が行って、その結果を資料提供として選定委員会が説明を受けて、実質的なチェックを行う機関として選定委員会を変えていく、内部を変えていくというようなことが必要ではないかというふうに思いますけれども、その点についてはいかがでしょうか。

○議長（陶山良尚議員） 総務部長。

○総務部長（石田宏二） 神武議員がおっしゃっているその選定委員会につきましては、今までも公募による選定の場合、何社かの中から公募による選定をする場合の選定委員会でございまして、公募によらない選定の場合の選定委員会の開催というような形は実際行っておりません。ただ、施設所管課だけに任せているというようなことだけじゃなくて、次期の公募によらない選定の決定に至るまでにつきましては、それぞれの施設所管課が随意選定にするその明らかな理由等を明示して、最終的には市長決裁において決定をしていくというような形になるところでございます。

○議長（陶山良尚議員） 12番神武綾議員。

○12番（神武 綾議員） 事業者の選定に当たって、これまでの事業の評価などを含めて選定委員会で明らかにしていく、また改善していくということが一つあるというふうに思いまして今回提案をしているんですけども、年度ごとにその事業者が本当に市民サービス、市民のニーズに答えているか、それから経費節減になっているかということの評価する評価委員会ということを設置しているような自治体もあります。そういうことを並行に検討していただいて、今22の指定管理がされていますけれども、これまで公募によらない施設については、市の事業、それから方針などがきちんと伝わるように、共同で運営できるようにというような前提で指導してきたと思うんですけども、違う目線でまた見ていくことも今後必要になってくるかと思えます。施設の管理等も含めてという意味では、第三者的な目が入るようなこういう委員会の設置が改めて必要ではないかなというふうに思っておりますので、このことは検討していただきたいというふうに思います。

4件目。

○議長（陶山良尚議員） 次お願いいたします。

教育部長。

○教育部長（江口尋信） 4件目の中学校給食についてご回答申し上げます。

太宰府市中学校給食調査・研究委員会は、平成30年7月31日に第1回目の会議を実施し、同年12月21日までに5回の会議を開催し、調査研究を進めてまいりました。この間、中学校給食調査・研究委員会では、中学校給食について検討するために必要な資料を収集できたものというふうに考えております。12月以降につきましては、この調査研究委員会で作成いたしました

資料について精査等を進めるとともに、4月の人事異動に伴い一部担当者もかわりましたことから、情報の共有化も図ってまいりました。

またあわせて、中学校献立検討委員会の開催、学校給食研究会への中学校教員の参加など、食育に係る研修を行うとともに、お弁当の実施や地場産の食材を使った調理の授業、小学校の栄養士による食育講座の開催など、学校が主体となって食育の推進についても並行して取り組まれているというところです。

議員お尋ねの中学校給食の方向性の決定時期につきましては、市長がこれまでの議会答弁で申し上げておりますとおり、できるだけ早い時期に一定の方向性を示すことができるよう検討を重ねてまいりたいというふうに思っております。

以上です。

○議長（陶山良尚議員） 12番神武綾議員。

○12番（神武 綾議員） 調査・研究委員会の内部での会議というふうなものですけれども、この委員会が12月末に終わって、今市長判断まで来ているというふうなお話が総務文教の委員会のほうでされたと思うんですけれども、そのような解釈でよろしいでしょうか。

○議長（陶山良尚議員） 教育部長。

○教育部長（江口尋信） 最終的に市長が判断されるというところもあるかもしれませんが、我々全体で協議をする中で、まだ検討している部分もありまして、先ほどその後もいろいろなその作成した資料について精査を進めているということを申し上げましたが、いろいろその資料について別の角度から例えば数値を見たりとか、それから資料をつけ加えたりしている作業もその間行ってまいりました。

○議長（陶山良尚議員） 12番神武綾議員。

○12番（神武 綾議員） 12月からもう6カ月たっているんですけれども、その間に一定の資料はもうそろっているというふうに解釈してよろしいでしょうか。

○議長（陶山良尚議員） 教育部長。

○教育部長（江口尋信） 例えば、県内で直近に実施を始めました自治体の調査等もしたりとか、それから随時加えてはおりますけれども、だんだん充実はしてきていると。だから、今現時点で先ほど回答でも申し上げましたけれども、中学校給食について検討するために必要な資料というのは一定程度収集できたというふうには捉えております。

○議長（陶山良尚議員） 12番神武綾議員。

○12番（神武 綾議員） この委員会の報告が総務文教常任委員会でされたときに非公開であるというふうにおっしゃっていたんですけれども、その資料については議会のほうに開示する予定はありますでしょうか。

○議長（陶山良尚議員） 教育部長。

○教育部長（江口尋信） 例えば、会議録等の過程については、その点について公開することが適切かどうかという点はあるかもしれませんが、資料については、必要に応じて必要なも

のについては公開することはできるのではないかなというふうに思っております。

○議長（陶山良尚議員） 12番神武綾議員。

○12番（神武 綾議員） 一定の資料がそろって、随時市長のほうに報告されているということですが、できるだけ早い時期にということでおっしゃっておりますが、今のところどのような状況なのか、またいつごろ判断できそうなのかということをお伺いしたいと思います。

○議長（陶山良尚議員） 市長。

○市長（楠田大蔵） これまで内部的に検討も重ねておりましたし、私が就任する前から長らく議論もされてきた結果として、なかなかさまざまな中学校給食の導入に至っていないというのが現状であります。これまでも神武議員の質問だけでも子ども医療費の件もありました、歴史の散歩道の件もありましたし、そうしたものをやるべき課題というのはもう本当に山積をしている中で、給食の問題もどのように財源を生み出していくか、これに尽きるわけでありまして、全てにおいて。そうした中で、私が今年予算を組みましたところ、財源を生み出すどころか、やるべき事業をどう削っていくかということにもう終始をしているというのが今年予算編成での私自身の率直な感想でありまして、施政方針でも申しておりますように、いかにそうした中でこの歳入歳出一体化してどう改革をしていくか、見直しをしていくか、このことが求められていると思っております。今年一年、令和元年度を通じてそうした計画を立てながら、そして将来的な総合計画にも結びつけていく時期でありますけれども、いかんせんあの4月からの令和のさまざまな注目を受ける中で、こうした事業が少し担当もかわる中で時期がずれているところは率直に認めなければなりませんので、何とかこうしたご指摘も受けながら、あらゆる皆様のニーズにいかにお答えしていくかという答えをできるだけ早く見出す中で、中学校給食についても、やはりお答えは同じになってしまいますけれども、できるだけ早い時期に一定の方向性をということでもあります。

○議長（陶山良尚議員） 12番神武綾議員。

○12番（神武 綾議員） さまざまな事業で判断をしないといけないというような状況で、本当に4月からは令和の関係で職員さん皆さん大変な思いをされていると思うんですけれども、市長が判断できないというような状況であれば、ぜひ意見交換をしていただきたい。意見交換とか意見聴取です。市民の皆さん、また保護者の皆さん、子どもたちからでもいいと思いますけれども、そういう場を設けていただきたいというふうに思いますけれども、その点についてはいかがでしょうか。

○議長（陶山良尚議員） 市長。

○市長（楠田大蔵） 意見交換、意見聴取、これはこれまでもあらゆる問題について、先ほど来の令和のまちづくりもそうですし、マミーズの件もそうでありましようが、あらゆることがやはり市民からの、また民間の方なり、専門家の方からの意見聴取というものは必要に応じてやっていかなければなりませんし、やってきたところでもありますし、市民と語る会、市長と語る会

においてもさまざまな意見をこれまでもいただいてまいりましたし、これからもやっていきたいと思っておりますが、しかしその一方で、私自身、最終的に職員とともに導き出す結論もございますし、また議会の皆様と相談をしながら、最終的に皆様に承認をいただくことも多々ありますので、そうした中で私自身が最終的に責任を持ってさまざまな意見聴取を重ねながら、よりよい最終決定につなげていくということは常々心がけておりますし、さまざまな問題においてそうしたことをやっていきたいと考えております。

○議長（陶山良尚議員） 12番神武綾議員。

○12番（神武 綾議員） 先ほど提案しました意見交換というのは、市長が去年ずっと自治会を回ってこられたということは存じておりますし、その中で中学校給食についてもさまざまな意見が出たということも伺っております。私が提案したのは、その中学校給食についての意見交換をぜひしていただきたいというふうに思っています。

昨年度から今のランチサービスが就学援助の対象となりました。利用率が倍加をしたということで、10%になっているという報告をいただいておりますけれども、倍加したといっても、40人のクラスで利用生徒が4人という程度です。40人のうちの4人しか利用していないという状況です。方法はいろいろあると思うんですけれども、早く全員で食べれる給食を実施してもらいたいというのが本当にたくさんの声だと思います。これは市長が公約に掲げていた中学校給食実現だと思いますので、このことについてはしっかりと精査していただいて、ぜひ実現に向けて早急に対応していただきたいというふうに思います。このことをお願いいたしまして、一般質問を終わります。

○議長（陶山良尚議員） 12番神武綾議員の一般質問は終わりました。

ここで16時25分まで休憩いたします。

休憩 午後4時12分

~~~~~ ○ ~~~~~

再開 午後4時25分

○議長（陶山良尚議員） 休憩前に引き続き会議を開きます。

3番船越隆之議員の一般質問を許可します。

〔3番 船越隆之議員 登壇〕

○3番（船越隆之議員） 議長より一般質問の許可をいただきましたので、通告に従い質問いたします。

太宰府市の民泊の件についてでございます。

住宅宿泊事業法、いわゆる民泊新法の施行により、都道府県などに届け出た家主ら事業者は、原則年間180日を上限に、住居専用地域でも民泊の営業が可能になりました。太宰府市内において、五条に2カ所、高雄に1カ所、民泊施設ができ、営業されていることをお聞きしました。市の方では認識されておりますでしょうか。

民泊施設ができたことによって、周囲住民の方は不安がられているとお聞きしております。

五条区においても、総会時において住民の方から、新築の家が建設されたと思ったら、民泊施設の表示がされていたので、業者に問い合わせたところ、県の許可をもらっているので相手にしてもらえなかったということが事実でございます。他市においても、民泊利用者と地域住民の間でさまざまな問題が発生しているような報道がされております。そうならないためにも、住民の戸惑いと不安をなくす意味で、事前に市として何かの対策をお考えなのか、お伺いします。

以下、再質問は発言席にて行います。

○議長（陶山良尚議員） 都市整備部長。

○都市整備部長（井浦真須己） 太宰府市の民泊施設についてご回答を申し上げます。

平成30年6月15日に住宅宿泊事業法が施行され、民泊事業者の届け出が開始され、令和元年5月24日時点において、福岡県内で879件の住宅宿泊事業の届け出があり、太宰府市におきましても、議員ご指摘のとおり、3件の住宅宿泊事業の届け出が提出されております。

住宅宿泊事業法第13条に、住宅宿泊事業者は届け出住宅ごとに見やすい場所に住宅宿泊事業の標識の掲示義務づけがございます。この標識において、民泊宿泊事業者への連絡が可能となります。また、同法第9条に、宿泊者に対して周辺地域の生活環境への悪影響の防止に関し必要な事項の説明の義務づけ、さらに同法10条において、周辺地域の住民からの苦情及び問い合わせに対し、適切かつ迅速に行うことを義務づけがなされております。

しかしながら、住宅宿泊事業者があらかじめ、または届け出後に周辺住民に対して事業をする旨の説明等の法的義務はなく、市への事前協議等も行う必要がありません。ただ、国が公表した住宅宿泊事業法施行要領、いわゆるガイドラインには、届け出者から周辺住民へ住宅宿泊事業を営む旨を事前に説明することが望ましいとなっております。

法律にのっとっていない事業者に対しましては、県と協力しながら指導等を行うとともに、市民の方々が抱く民泊施設に対する不安を和らげるよう、住宅宿泊事業法施行要領（ガイドライン）に基づく周辺住民等への事前説明の要請を行っていくとともに、その義務づけ等について県へ要望をしていきたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（陶山良尚議員） 3番船越隆之議員。

○3番（船越隆之議員） 今日、戸建て住宅、さらにはマンションやアパートなどの集合住宅の空き部屋を利用した観光客、旅行客などを宿泊させるいわゆる民泊については、東京、大阪、京都、福岡、仙台、札幌といった全国の主要都市や観光地で近年急激に急増しています。旧来、ホテル、旅館、簡易宿所、下宿並びに国家戦略特別区域の特区民泊などこれら宿泊施設については、旅館業法の許可が必要であります。民泊も同様に旅館業法の許可を受けなければ宿泊業を行うことはできません。我が国の宿泊業許可については、厚生労働省が昨年10月から12月、民泊仲介サイトに掲載されている全国の物件1万5,127件のうち、調査した結果、全体の3割が無許可民泊であるということが書いてあります。東京23区を初め大都市に限ると、許可を得

ている民泊物件はわずか1.8%しかありません。すなわち、我が国の民泊の多くは法に基づく業務の許可を得ていない、いわゆる無許可民泊というゆゆしきな実態になっています。要は違法宿泊業となります。福岡市でも市内で1,000件以上あると見られる無許可実態が把握できず、市担当者も悩ませているという実態でございます。であるならば、太宰府市に今五条に2件、高雄に1件という形で民泊がありますけれども、そのほかにあと2件ぐらいあるとお聞きしております。それについては市のほうはご存じでしょうか。

○議長（陶山良尚議員） 都市整備部長。

○都市整備部長（井浦真須己） 今おっしゃっていただいたあと2件につきましては、私どもは承知をいたしてはおりません。

○議長（陶山良尚議員） 3番舩越隆之議員。

○3番（舩越隆之議員） ということで、この民泊に関しましては、無許可営業というのが横行するという実態なんです。だから、これを規制するためにも、これは県の規制というのは少し緩い部分があって、この民泊の許可をおろせば、あとは地元の自治体のほうにその営業の報告を地域の住民あたりにしてくださいと。しなければならないという文言じゃないんです。そういうお知らせをしてくださいというだけで、ということは何となくでもいいんじゃないかという事業者の考えもあるわけです。であるならば、県が甘いそういう規制の中で、そしたらどういふふうにするかということ、太宰府市は市としての何かの規制を持たなければ、今も2件はわからない部分があるということです。今後また増える可能性はあるわけです。それについてどのように市としてはお考えでしょうか。

○議長（陶山良尚議員） 都市整備部長。

○都市整備部長（井浦真須己） 議員おっしゃるとおり、市として、先ほども回答の中にもございましたように、やはり標識を表示されて初めてわかるという部分もございますので、私どもとしてなかなか現地も見に行くということもできていない部分はございますので、2件のまだ私どもが把握していない物件があるということもあるのかもしれませんが、市としましては、先ほど回答申しましたように、やはり県に要望といいますか、そういういわゆる事前説明をしなければならないじゃなくて、すると、しなさいということの非常に曖昧な今議員がおっしゃったように義務づけじゃないから、そういうところをやはり県のほうで指導をしていただくようにという要望を今私どもとしては、現在は考えているという状況でございます。

以上でございます。

○議長（陶山良尚議員） 3番舩越隆之議員。

○3番（舩越隆之議員） この民泊につきましては、福岡市の青葉五丁目あたりの実態では、建設協定というのを結んでおられます。太宰府でも宰都、それから高雄、太宰府高校の裏のほうにある高雄ですか、あそこのそういう団地あたりに関しましては、建設業者のほうで建築協定を結んでいるという話はお聞きしております。ただ、団地であればそれができやすいというふうな部分もありますけれども、昔からある民家の中にできるということになれば、建築協定とい

うのは難しいかなあとは思うんです。であるならば、その協定が難しいのであれば、何かの行政としての条例とか何かをしなければ、今は数が少ないかもしれませんが、将来的には増える可能性はあるわけです。であるならば、もう転ばぬ先のついで、何かあってもその条例をもとに指導していくというような形のやり方をしていかないと、何かあってからじゃあ間に合わないわけです。そこを思うと、市のほうはこれから先を今どういうふうに考えているか、ちょっとお知らせください。

○議長（陶山良尚議員） 都市整備部長。

○都市整備部長（井浦真須己） 建築協定のことを今議員のほうからお話いただきましたが、現在宰都につきましては、いわゆる生け垣等の垣根をつくらないとか、ブロック塀じゃなくて生け垣で住宅を建ててくださいとかというそういう協定を結んでいるということは私も承知しておりまして、実際に福岡市でのいわゆる民泊についての協定につきましても、政令指定都市である福岡市であるので、福岡市のほうにいわゆる地元のそういう先ほど言われた青葉五丁目の人たちが申請をして、福岡市のほうが協定についての認可をしたということだと思います。

それで、太宰府市でということ考えてたところ、やはり太宰府市につきましては、県のほうにそういう協定ができないかということの、実際するとすれば、太宰府市ではなくて県のほうに申請をしていただいて、県のほうがどういうふうな判断をされるかということが協定については一つのポイントではないかというふうには考えているところでございます。

それとあともう一点、太宰府市として何かできないかということの考えとしては、今担当のほうとして考えているのは、できるかどうかということはまた今から県とかとも協議する必要はございますけれども、今太宰府市モーター類似施設建築規制条例というのがあって、旅館を営んでいただくのに、モーターではないというそういう審査をする機関がありますけれども、その条例の中で何かしらそのうたい込みができないかということをし少し県のほうと協議しながら、先ほどから舩越議員おっしゃっていただいているように、やっぱり住民、市民の不安感を少しでも拭うといいますか、和らげるといいますか、そういう不安を抱かせないために市が何をできるのかということの前向きに考えながら対応していきたいというふうに思っております。

以上でございます。

○議長（陶山良尚議員） 3番舩越隆之議員。

○3番（舩越隆之議員） 確かにこの民泊に関しては難しい部分はいっぱいあるとは思いますが、五条の件に関しまして、五条のたまたま自治会の総会において、周りの住民の方から、新築の家ができよったけれども、何かいつの間にか民泊の看板が立つとるじゃないかという話の中で、やっぱりそういうふうな闇でしようとする業者が多いわけです、今。全国でも1万何千件ある中で、30%はもう無許可なんです。というのは、要するにマンション、アパートの空き家を利用しながら、要するにそういう事業者が勝手にもう黙ってしていくような形が横行しているわけです。だから、そういうのを少しでもなくすように、やっぱり市民としては物

すごく不安なわけです。どういう人がそこに宿泊するのかもわからないし、そういう宿泊する人たちの国とかいろいろなあれは記名しなきゃいけないにはなっていると思うんですけども、それはなかなかそういうことまで業者が地元の例えば自治会長さん、それから市に対してそれをちゃんと連絡してくれるかといったら、そうでもないわけです。せんならせんでもいいという考えがある。県からの許可をもらっているから、もうそれはいいんだというような安易な考えで、そういう無許可じゃないけれども横行している状況が続いているわけです。だから、今後やっぱり太宰府市としては、そういう民泊ができるに当たって、いろいろなごみの処理の問題、それから夜間の騒音の問題とかも出てくるわけで、そしたら地元の人たちは迷惑するわけです。それで、周りの人におばあちゃんとか年寄りの方、高齢者の方がひとり住まわされている方は、そこで怖がるわけです。誰がワアワア言っているんだろうとかそういうふうな感じで。そういう市民が安心・安全で住めるようなまちづくりを太宰府市はするということのスローガンうたっているんで、そういう面においては何らかの形で早急に、これは県の担当者と会って、太宰府市にこういう民泊ができるような手続があれば、それを早急にこちらのほうに連絡をもらえれば、ファクスでもいいんですけども、そういう形で何らかの形でもらえませんか。そしたら、自治会のほうよりも先に市がそれを把握をすることができるわけです。そういうことを今後早急にやっていただきたいのがまず一つあります。

それと、まず県のほうは、その民泊ができたことによって、そこを一々見に来るわけじゃないんです。見に行っているんであれば、多分そういう無許可の営業とか、いろいろなあれは多分減るだろうと思うし、そこを思うと、どういう体制、形で市としては今後やっていくかということが大事、大きなことだと思うんです。だから、そのところは民泊に関しての早急にそういう民泊のあれができるという情報をどういう形で市が情報を得られるかというのが大事なことで、これは自治会長さんあたりと常に連絡しながら、そういう情報があったら少しでも一日でも早く情報をくださいという形で一回話し合いをされながら、44行政区の中の自治会長さんと話しながらしていくことによって、その市民の不安も少しは和らげるんじゃないかという気はいたします。だから、そういう話し合いを、今後、いつもこういう状況なんで、市としては早急にやっていただきたいと思うんです。だから、そのところは大体いつごろの計画でやられていけるような考えでおられるか、ちょっと聞かせてください。

○議長（陶山良尚議員） 都市整備部長。

○都市整備部長（井浦真須己） 県との連携、統合についてのお話をいただきましてありがとうございます。

実は私どもも民泊のお話が出て、県のほうとも都市計画部の担当のほうでも話し合いというか、協議等もさせていただく中で、やはりなかなか担当がまだ非常に少ないということも聞いていますし、じゃあどれだけ現地に見に行ってもらえているのかなということも私どももやはり気にかけてながら、じゃあそういうことであれば、もう私ども市のほうが現地の確認とかということも実際行っているという状況もございます。ですから、県との連携を密にしながら

ら、先ほど県のほうに要望しますということ、それとあと市のモーテル類似施設の規制条例等々の話しましたけれども、少し早急にしなきゃいけないという部分はあるながらも、やはり県との協議をきちっと進めるということも必要ですので、時期的なものがきちっと明らかになったら、またご報告なりを議会のほうにさせていただくということで、ちょっと今いつまでにやりますということではなく、早速こういう一般質問が議会の中であっているという報告はさせていただきたいとも思いますし、それも含めて県との連携をまずは強くしていきたいというふうに考えています。

以上でございます。

○議長（陶山良尚議員） 3番船越隆之議員。

○3番（船越隆之議員） 最後に、まず県とのそういう打ち合わせをしていただくというのがまず第一と、それとまた地元の方のそういう地域の方の不安をなくするのがまず2つ、それといかに市のほうに情報が入ってくるかということがまず3つ目だと思うんです。そういうことを早急にできるような体制を今のうちにとっていただきたいと思っていますので、これは要望として申し上げたいと思います。

これで私の一般質問を終わります。

○議長（陶山良尚議員） 3番船越隆之議員の一般質問は終わりました。

~~~~~ ○ ~~~~~

○議長（陶山良尚議員） 以上で本日の議事日程は全て終了しました。

次の本会議は、6月21日午前10時から再開します。

本日はこれもちまして散会します。

散会 午後4時47分

~~~~~ ○ ~~~~~

1 議事日程（5日目）

〔令和元年太宰府市議会第2回（6月）定例会〕

令和元年6月21日

午前10時開議

於議事室

- 日程第1 議案第49号 太宰府市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例について（総務文教常任委員会）
- 日程第2 議案第50号 太宰府市特別職の職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例について（総務文教常任委員会）
- 日程第3 議案第51号 太宰府市立大宰府跡遺構保存覆屋条例の一部を改正する条例について（総務文教常任委員会）
- 日程第4 議案第52号 太宰府市税条例等の一部を改正する条例について（環境厚生常任委員会）
- 日程第5 議案第53号 太宰府市附属機関設置に関する条例の一部を改正する条例について（建設経済常任委員会）
- 日程第6 議案第54号 太宰府市森林環境譲与税基金条例の制定について（建設経済常任委員会）
- 日程第7 議案第55号 令和元年度太宰府市一般会計補正予算（第3号）について（分割付託）
- 日程第8 発議第1号 特別委員会（太宰府市議会災害対応調査特別委員会）の設置について
- 日程第9 議会運営委員会委員の選任について
- 日程第10 議会広報特別委員会委員の選任について
- 日程第11 議員の派遣について
- 日程第12 閉会中の継続調査申し出について

2 出席議員は次のとおりである（17名）

- | | | | | | |
|-----|--------|----|-----|-------|----|
| 1番 | 柳原 莊一郎 | 議員 | 2番 | 宮原 伸一 | 議員 |
| 3番 | 船越 隆之 | 議員 | 4番 | 徳永 洋介 | 議員 |
| 5番 | 笠利 毅 | 議員 | 6番 | 堺 剛 | 議員 |
| 7番 | 入江 寿 | 議員 | 8番 | 木村 彰人 | 議員 |
| 9番 | 小島 真由美 | 議員 | 10番 | 上 疆 | 議員 |
| 11番 | 原田 久美子 | 議員 | 12番 | 神武 綾 | 議員 |
| 13番 | 長谷川 公成 | 議員 | 14番 | 藤井 雅之 | 議員 |
| 15番 | 門田 直樹 | 議員 | 16番 | 橋本 健 | 議員 |
| 18番 | 陶山 良尚 | 議員 | | | |

3 欠席議員は次のとおりである（1名）

- 17番 村山 弘行 議員

4 地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名（19名）

| | | | |
|----------------|-------|---------------------------|-------|
| 市長 | 楠田大蔵 | 副市長 | 清水圭輔 |
| 教育長 | 樋田京子 | 総務部長 | 石田宏二 |
| 市民生活部長 | 濱本泰裕 | 総務部理事 | 山浦剛志 |
| 都市整備部長 | 井浦真須己 | 健康福祉部長 | 友田浩 |
| 観光経済部長 | 藤田彰 | 教育部長 | 江口尋信 |
| 総務課長併
選管書記長 | 川谷豊 | 経営企画課長 | 高原清 |
| 市民課長 | 池田俊広 | 福祉課長 | 田中縁 |
| 都市計画課長 | 竹崎雄一郎 | 社会教育課長 | 木村幸代志 |
| 上下水道課長 | 佐藤政吾 | 観光推進課長兼
地域活性化複合施設大字附館長 | 友添浩一 |
| 監査委員事務局長 | 福島浩 | | |

5 職務のため議事室に出席した事務局職員の職氏名（5名）

| | | | |
|--------|------|------|-------|
| 議会事務局長 | 阿部宏亮 | 議事課長 | 吉開恭一 |
| 書記 | 斉藤正弘 | 書記 | 高原真理子 |
| 書記 | 岡本和大 | | |

再開 午前10時00分

~~~~~ ○ ~~~~~

○議長（陶山良尚議員） 皆さん、おはようございます。

定刻になり、出席議員も定足数に達しておりますので、ただいまから休会中の第2回定例会を再開します。

直ちに本日の会議を開きます。

議事日程はお手元に配付しております。

議事に入ります。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第1から日程第3まで一括上程

○議長（陶山良尚議員） お諮りします。

日程第1、議案第49号「太宰府市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例について」から日程第3、議案第51号「太宰府市立大宰府跡遺構保存覆屋条例の一部を改正する条例について」までを一括議題にしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（陶山良尚議員） 異議なしと認め、お諮りしたとおり一括議題とし、付託しておりました総務文教常任委員会の報告を求めます。

総務文教常任委員長 門田直樹議員。

[15番 門田直樹議員 登壇]

○15番（門田直樹議員） 総務文教常任委員会に審査付託された議案第49号「太宰府市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例について」、その審査内容と結果を報告いたします。

本議案は、働き方改革を推進するための関係法律の整備に関する法律の施行に伴い、太宰府市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例を改正し、規則において必要な事項を定めるものであります。

大きく2点あり、1点目として、長時間労働の是正については、超過勤務命令の上限を原則1カ月45時間、1年360時間と設定するものであり、2点目として、職員の健康確保にかかわる措置については、災害等によるやむを得ず行う長時間労働に関して、申し出があった場合の面接指導の対象となる時間数を1カ月につき100時間から80時間に引き下げることを定めるものでした。

質疑、討論を終え、採決の結果、議案第49号は委員全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定しました。

以上で議案第49号について報告を終わります。

次に、議案第50号「太宰府市特別職の職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例について」、その審査内容と結果を報告いたします。

本議案は、国会議員の選挙等の執行経費の基準に関する法律の改正により、選挙関係の特別職職員の報酬額が変更されたことに伴い、本市における報酬の額を改正するものであると説明がありました。

内容としましては、選挙長、投票所の投票管理者、期日前投票所の投票管理者がそれぞれ200円ずつ増額になるなど8件の報酬の額を改定するものでありました。

質疑、討論を終え、採決の結果、議案第50号は委員全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、議案第51号「太宰府市立大宰府跡遺構保存覆屋条例の一部を改正する条例について」、その審査内容と結果を報告いたします。

本議案は、大宰府展示館を有料化するための条例の改正です。有料化の理由として、新元号が発表されて以来、2カ月で6万人を超える来場者があったこの展示館は、開館から39年がたっており、老朽化が進んでいること、また展示物も随分変わっていないことなどから、改修費と来訪者の方に満足いただける施設とするために有料化するものであるとのことでした。

具体的な金額としては、一般200円、高校、大学生100円、小・中学生無料、学校教育活動など教育目的で引率者が入館する場合は無料としていくとのことでした。

委員からは、チケット販売に伴う人件費の発生はあるのか、またどの程度の収入を見込み、いつごろ改修整備等ができる見込みであるのかなどと質疑があり、執行部から、人件費は必ず発生すると考えている。今年度における今後の来場者数の見込み及び臨時職員を2人配置した場合の展示館における収支は500万円ほどを見込んでいる。建物そのものの改修をいつ行うかについては、現時点で明確な時期は決まっていないが、公共施設等総合管理計画の中に展示館も含まれているので、その中で進めていくことになるとの説明がありました。

その他、質疑を終え、討論に入り、展示内容の充実を早期に整備してほしいが、時節を考慮すると有料化自体には賛成すると賛成討論がある一方、平成22年に無料化したときの、一人でも多くの方に来ていただきたいという観点や、社会教育施設であるという観点から、入館料を取ることにについては反対という反対討論がありました。

採決の結果、議案第51号は賛成多数で原案のとおり可決すべきものと決定しました。

以上で議案第51号について報告を終わります。

○議長（陶山良尚議員） 報告は終わりました。

これから質疑を行います。

議案第49号の委員長報告に対し質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（陶山良尚議員） 次に、議案第50号の委員長報告に対し質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（陶山良尚議員） 次に、議案第51号の委員長報告に対し質疑はありませんか。

5 番笠利毅議員。

○5番（笠利 毅議員） 来場者数に関する事で質問したいと思います。

市内と市外を区別しての来訪者のアンケートがとられているかと思うんですけども、市内、市外を区別しての来訪者のこれまでの数の経緯であるとか、あるいは今後の見通しなどについての説明もしくは質疑等が行われたか、もし行われたのであれば、その内容を教えていただければと思います。

○議長（陶山良尚議員） 総務文教常任委員長 門田直樹議員。

○15番（門田直樹議員） そういった質疑、説明はあっておりません。

○議長（陶山良尚議員） よろしいですか。

（5番笠利 毅議員「はい」と呼ぶ）

○議長（陶山良尚議員） ほかに質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（陶山良尚議員） これで質疑を終わります。

自席へどうぞ。

これから討論、採決を行います。

議案第49号「太宰府市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例について」討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（陶山良尚議員） これで討論を終わります。

採決を行います。

議案第49号に対する委員長の報告は原案可決です。本案を委員長報告のとおり原案可決することに賛成の方は起立願います。

（全員起立）

○議長（陶山良尚議員） 全員起立です。

よって、議案第49号は原案のとおり可決されました。

〈原案可決 賛成16名、反対0名 午前10時07分〉

○議長（陶山良尚議員） 次に、議案第50号「太宰府市特別職の職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例について」討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（陶山良尚議員） これで討論を終わります。

採決を行います。

議案第50号に対する委員長の報告は原案可決です。本案を委員長報告のとおり原案可決することに賛成の方は起立願います。

（全員起立）

○議長（陶山良尚議員） 全員起立です。

よって、議案第50号は原案のとおり可決されました。

〈原案可決 賛成16名、反対0名 午前10時07分〉

○議長（陶山良尚議員） 次に、議案第51号「太宰府市立大宰府跡遺構保存覆屋条例の一部を改正する条例について」討論を行います。

通告があつていますので、これを許可します。

14番藤井雅之議員。

○14番（藤井雅之議員） 議案第51号につきましては、初日の市長の提案理由、そして先ほどの総務文教常任委員長の報告でもございましたが、平成22年に当初有料でありながら無料に戻した経過もございます。その無料に戻した点のきちんと総括、検証がされた上での今回の提案とは思えないところがあります。また、社会教育施設、学習施設において無料化の対象がきちんと整備されていますが、一部を有料化するという部分が本来の施設のあり方からしてなじむものではないと考えます。したがって、この議案第51号につきましては、同会派の神武議員とともに反対を表明いたします。

○議長（陶山良尚議員） 次に、16番橋本健議員。

○16番（橋本 健議員） 私は賛成の立場で討論いたします。

新しい時代であります令和元年が始まりました。ご存じのように、令和という元号は万葉集梅の花の歌32首の序文の中から考え出され、令和という時代がよい時代になることを願って誕生いたしました。そして、令和の里として太宰府がさらに脚光を浴び、全国各地から観光客が続々と増え続けており、大変ありがたいことだというふうに思っております。天平2年、西暦731年正月13日、大伴旅人邸で梅花の宴が催された当時の様子がジオラマとして大宰府展示館に展示してありますが、築39年というこの展示館も老朽化のため今後は改修が必要となっております。今回の条例案、入場料200円は適切で、これをいただくことによって改修費が軽減されます。また、修学旅行生も含めた小学生、中学生、そして障がいのある方は無料となっております。先人の方々に感謝しつつ、この条例案に賛成したいと思います。

○議長（陶山良尚議員） 次に、8番木村彰人議員。

○8番（木村彰人議員） 反対の立場で討論します。

国の特別史跡である大宰府政庁跡は、文化財保護法で指定された史跡の中でも特に学術上の価値が高い全国62カ所の史跡の一つで大変貴重なものですが、残念ながら一見すると大きな石が整然と並んだ広大な芝生の広場のようにも見えます。そこで、この大宰府展示館にある本物の遺構と大宰府政庁の復元模型などの展示物をあわせて見ることによって、初めて往時の大宰府政庁の姿と古代太宰府の歴史を理解することができるわけでありまして、大宰府政庁と大宰府展示館は一体不可分の存在になっています。

展示館の有料化によって入館者が再び減少に転じることも心配ですが、何より大宰府政庁跡を訪れる来訪者の皆さんのうち、大宰府展示館の展示物をあわせて見ることなく、大宰府政庁

跡の本来の価値と魅力を体感せずに帰られる方が増えることを憂慮するとともに、残念でなりません。

今から9年前の平成22年の6月議会において、それまで有料だった大宰府展示館の入館料を無料にする条例改正案が全会一致で可決されました。改正の理由は、多くの方々に入館していただき、太宰府の歴史を感じていただくとともに、展示館を活性化させることを目的とするものでした。これは、国の特別史跡大宰府政庁跡を預かる本市として、単なる文化財の見せ方の変更にとどまらず、文化財保護行政における方針の転換であり、その当時の議会は賢明かつ重大な判断をされたものと評価しています。

さて、今回のまたもとの有料化に逆戻りする条例改正はいかかなもののでしょうか。楠田市長はじっくりと慎重に議論し、スピード感を持って令和のまちづくりを進めると述べられましたが、ここはじっくりと慎重に議論すべき部分じゃないでしょうか。この大宰府展示館は学校教育、社会教育のための教育機関として設置されたことに鑑み、大宰府政庁跡をこれから訪れる多くの来訪者に対して、そして何より太宰府市民のために大宰府展示館は引き続き入館無料であるべきと考え、今回の条例改正に反対します。

○議長（陶山良尚議員） 次に、賛成討論はありますか。

9番小畠真由美議員。

○9番（小畠真由美議員） 賛成の立場で討論をさせていただきます。

現在の多くの来館者は令和ゆかりの地として訪れる市外の方が増大しており、観光の一つとしてツアーも生まれ、立ち寄ることにもなった現状もあり、そういうことを鑑み有料化へは賛成でございます。であるならば、太宰府市民との差別化は図られるべきことも強く要望をいたしております。このことは市長には既に申し入れておりますが、この点だけご検討いただきたいということを申し述べ、賛成とさせていただきます。

○議長（陶山良尚議員） 次に、反対討論はありますか。

11番原田久美子議員。

○11番（原田久美子議員） この議案につきましては、総務文教常任委員会に付託されまして、私、委員会で条例の中に入館料を取るということは、大型駐車場を利用された団体の取り扱いについて配慮がされていなかったということと、平成22年度に入館者が少なくなったことで無料にされ、新元号が令和と発表され令和のゆかりの地となり、観光客が多くなったから有料化にされるということで精査する必要があるということで、反対の意見を言わせていただきました。

今回、一般質問を通して、周遊型の方向性や、市長は上京され、安倍総理にお会いになり、史跡の活用と規制緩和の必要性についてお話を聞かせていただきましたが、この半月の間、市長の、一般質問のときに何がどのように変わっていくのかというのが不明でありました。史跡観光の課題はたくさんまだ残されています。これまで3カ月余り古都大宰府保存協会の理事長を初め職員の方々、坂本八幡宮の氏子の皆様の努力と、ゴールデンウィーク中にもかかわらず

休みなしでのご活躍に無事経過したことにつきましては賛成したいんですけども、やはりこの契機に変わることのないようにさらなる努力が必要だと思います。このことが駐車場の一括管理、スタッフの強化、入館料を出しても来てよかったと思われるような展示内容の充実や施設の改修、トイレ整備もどういふような計画がなされるのか明確な説明がなかったもので、この条例につきましては、残念ながら反対させていただきたいと思います。

○議長（陶山良尚議員） 次に、賛成討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（陶山良尚議員） ほかに討論はありませんか。

5 番笠利毅議員。

○5 番（笠利 毅議員） 反対の立場で討論いたします。

今回、受益者負担的な考えを織り込みつつ、大宰府館の有料化が提案されたものと受けとめています。太宰府市立大宰府跡遺構保存覆屋条例の3条にはこの施設の目的が定められていますが、今回の有料化によってその目的は変質をおのずとこうむるものだと私は考えています。しかし、施設の目的は条例上は従前のままとなっており、不整合を感じます。展示館そのものの問題として、この施設が市民にとって不可欠な施設として位置づけているのか、つまり教育的もしくは市のアイデンティティーにもかかわる大宰府跡というものに直接かかわる施設として位置づけているのか、あるいは一般国民向けの付加サービスを提供する施設として位置づけているのかははっきりしません。さらに、料金が今述べたようなサービスへの対価として入館料として受け取ることにしているのか、もしくは史跡の保存、管理のため、そのための入館料なのか、その点も明確ではありません。また、今回令和への改元に伴い、展示館ないし政庁跡一帯の国民的な位置づけが変質しつつある中、おのずと展示館もその影響をこうむり変貌していくものではないかと、そうは考えています。しかし、国へのこの一帯に対する規制緩和要望も実質的にはこれからという状況の中、先が見通せていません。また、公共施設再編という市としての課題の中でも、この施設が果たして今後どうなっていくのかははっきりとしたものではありません。

現時点で有料化をなし得る合理的な判断、説明があるとなれば、国民的な関心の対象となった政庁付近一帯の史跡、その価値を市単独の財政で、負担で支えていく、その魅力を伝えていくことは無理があると。したがって、訪れる国民の皆様にも協力していただきたいと正直に言うしかないのではないかと考えています。ただし、この場合でも、では市民は二重に負担するのかという問題は残ってくると思います。それが今までの展示館の位置づけを変えるということにもつながると私は考えています。規制緩和の動きを踏まえて、もっと展示館の内容、そして意味づけ、位置づけ、明確にした上でないと判断することができない事柄であると考えています。これら矛盾を解くのに不可欠なものが今後への展望ですが、それがはっきりしない段階で賛成することはできないと考えています。

以上をもって反対討論といたします。

○議長（陶山良尚議員） ほかに討論はありませんか。
（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（陶山良尚議員） これで討論を終わります。
採決を行います。

議案第51号に対する委員長の報告は原案可決です。本案を委員長報告のとおり原案可決することに賛成の方は起立願います。

（多数起立）

○議長（陶山良尚議員） 多数起立です。

よって、議案第51号は原案のとおり可決されました。

（原案可決 賛成11名、反対5名 午前10時19分）

~~~~~ ○ ~~~~~

#### 日程第4 議案第52号 太宰府市税条例等の一部を改正する条例について

○議長（陶山良尚議員） 日程第4、議案第52号「太宰府市税条例等の一部を改正する条例について」を議題とします。

本案は環境厚生常任委員会に付託しておりましたので、委員長の報告を求めます。

環境厚生常任委員長 小島真由美議員。

〔9番 小島真由美議員 登壇〕

○9番（小島真由美議員） 環境厚生常任委員会に審査付託されました議案第52号「太宰府市税条例等の一部を改正する条例について」、その主な審査の内容と結果を一括して報告いたします。

このたびの改正は、平成31年度税制改正により地方税法等の一部が改正されたことに伴い、個人市民税及び軽自動車税など太宰府市税条例の一部を改正するものです。

個人市民税については、令和2年1月1日施行分として、市民税の申告書記載事項の簡素化と、給与所得者及び公的年金等受給者の扶養親族申告書に単身児童扶養者を追加し、いわゆる未婚のひとり親にも寡婦（夫）控除が適用されるようにするもの。

軽自動車税については、今年10月1日から自動車取得税が廃止され、軽自動車税環境性能割が導入されることにより、消費税率引き上げに伴う対応として、令和元年10月1日から令和2年9月30日までの特定期間に登録された自家用軽自動車に対する環境性能割の1%を臨時的に非課税とする規定を新設するもの。

また、令和元年10月1日施行分としては、環境性能割の賦課徴収の特例の新設、税率の特例の改正、及び種別割の税率の特例の改正における現行のグリーン化特例の2年間延長。

その他、令和3年1月1日施行として、個人市民税の非課税の範囲の改正として、単身児童扶養者の非課税措置対象への追加等、今回の条例改正内容を資料と各条文に沿って説明を受けました。

委員から、軽自動車税においては、登録年数が一定経過し増税となるが、太宰府市の軽自動

車登録の傾向は。市税条例の改正内容が多岐にわたるが、市民へのわかりやすい情報発信の方法はなどの質疑がなされ、執行部より、軽自動車税については、重課として13年を経過した車は約1.2倍の税率になる。本市では自家用乗用車が約2,200台、四輪貨物で自家用650台、営業用39台が該当する。これまでどおり市のホームページと広報、そしてQアンドAを作成する等で、市民が理解しやすいようなPRを考えているとの回答がなされました。

そのほか質疑を終え、討論では、税の性格上、市単独でこれをしないというわけにもいかない面が大きいと思うと、賛成の立場での討論が1件なされました。

以上、討論を終え、採決の結果、議案第52号は委員全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定をいたしました。

以上で議案第52号についての報告を終わります。

○議長（陶山良尚議員） 報告は終わりました。

これから質疑を行います。

ただいまの委員長報告に対し質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（陶山良尚議員） これで質疑を終わります。

自席へどうぞ。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（陶山良尚議員） これで討論を終わります。

採決を行います。

議案第52号に対する委員長の報告は原案可決です。本案を原案可決することに賛成の方は起立願います。

（全員起立）

○議長（陶山良尚議員） 全員起立です。

よって、議案第52号は原案のとおり可決されました。

〈原案可決 賛成16名、反対0名 午前10時24分〉

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第5と日程第6を一括上程

○議長（陶山良尚議員） お諮りします。

日程第5、議案第53号「太宰府市附属機関設置に関する条例の一部を改正する条例について」及び日程第6、議案第54号「太宰府市森林環境譲与税基金条例の制定について」を一括議題にしたいと思えます。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（陶山良尚議員） 異議なしと認め、お諮りしたとおり一括議題とし、付託しておりました

建設経済常任委員会の報告を求めます。

建設経済常任委員長 宮原伸一議員。

〔2番 宮原伸一議員 登壇〕

○2番（宮原伸一議員） 建設経済常任委員会に付託されました議案第53号「太宰府市附属機関設置に関する条例の一部を改正する条例について」及び議案第54号「太宰府市森林環境譲与税基金条例の制定について」、その主な審査内容と結果を一括して報告いたします。

初めに、「太宰府市附属機関設置に関する条例の一部を改正する条例について」、これは、施政方針における「地場みやげ産業の振興」に向けて、従来の太宰府市商工業振興対策協議会にかわり、太宰府市産業振興協議会を設置する。この協議会は、農業、商工業の事業者を初め、関係団体及び専門家等の多様な主体が集い、農商工連携や6次産業化の視点を含め、本市の特性を生かした特産品や土産品等について調査及び審議をする場であると説明がありました。

委員会からは、6次産業化のメリットとデメリットについて質疑がありました。執行部からは、これまでの商工業振興対策協議会では農業者の視点がなかったため、これからは農業者が食品加工や流通、販売に取り組むことにより農業の活性化が期待できる、さらに農業と商工業の人々が知恵を持ち寄ることにより、農商工連携の視点で本市の産業振興に寄与できるものと考えていると回答がありました。

その他質疑を終え、討論はなく、採決の結果、議案第53号につきましては、委員全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、「太宰府市森林環境譲与税基金条例の制定について」、これは、国における森林環境税及び森林環境譲与税が創設され、令和6年度から課税することが予定されているが、森林現場の諸課題に早期に対応するため、国が特別会計から借り入れた上で、今年度から市町村及び都道府県に譲与されることになった。これを受けて、森林環境譲与税基金条例を制定し、森林環境譲与税の全額を基金に積み立て、本市の森林整備及びその促進に関する施策の財源に充てるため管理運用するものと説明を受けました。

委員からは、福岡県が課税している森林環境税との関連について質疑があり、執行部から、今後は用途のすみ分けを図り、両方の税を続けていくこととなると回答がありました。

その他質疑を終え、討論はなく、採決の結果、議案第54号につきましては、委員全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上で報告を終わります。

○議長（陶山良尚議員） 報告は終わりました。

これから質疑を行います。

議案第53号の委員長報告に対し質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（陶山良尚議員） 次に、議案第54号の委員長報告に対し質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(陶山良尚議員) これで質疑を終わります。

自席へどうぞ。

これから討論、採決を行います。

議案第53号「太宰府市附属機関設置に関する条例の一部を改正する条例について」討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(陶山良尚議員) これで討論を終わります。

採決を行います。

議案第53号に対する委員長の報告は原案可決です。本案を原案可決することに賛成の方は起立願います。

(全員起立)

○議長(陶山良尚議員) 全員起立です。

よって、議案第53号は原案のとおり可決されました。

(原案可決 賛成16名、反対0名 午前10時30分)

○議長(陶山良尚議員) 次に、議案第54号「太宰府市森林環境譲与税基金条例の制定について」討論を行います。

通告があつていますので、これを許可します。

12番神武綾議員。

○12番(神武 綾議員) 議案第54号「太宰府市森林環境譲与税基金条例の制定について」、賛成の立場で討論いたします。

森林環境税は、温室効果ガス排出削減目標の達成や災害防止を図るための地方財源を安定的に確保するために、東日本大震災の名目で上乗せされている復興特別住民税、年額1,000円の期限が切れる2024年度からスライドさせ、個人住民税の均等割の納税者から徴収されるものです。私たち日本共産党は、国や温室効果ガス排出企業が引き受けるべきところを、国民負担として個人住民税の均等割の所得が非課税となる人にも一律の額で課税される逆進性の高い税であること、均等割への一律額の上乗せは低所得者の負担を強めるものなどの判断から、税そのものには反対の立場をとっています。しかしながら、国から配分される森林譲与税については、受け皿となる基金創設は必要です。議案質疑で基金の活用については今後検討していくとの回答がありました。史跡地や災害対策を含めた森林整備、また林業従事者の人材育成など太宰府の需要に沿った計画を持って進めていただきたいことを要望いたしまして、同会派の藤井雅之議員とともに賛成といたします。

○議長(陶山良尚議員) 次に、反対討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長（陶山良尚議員） ほかに討論はありませんか。
（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（陶山良尚議員） これで討論を終わります。
採決を行います。

議案第54号に対する委員長の報告は原案可決です。本案を原案可決することに賛成の方は起立願います。

（全員起立）

○議長（陶山良尚議員） 全員起立です。

よって、議案第54号は原案のとおり可決されました。

（原案可決 賛成16名、反対0名 午前10時32分）

~~~~~ ○ ~~~~~

#### 日程第7 議案第55号 令和元年度太宰府市一般会計補正予算（第3号）について

○議長（陶山良尚議員） 日程第7、議案第55号「令和元年度太宰府市一般会計補正予算（第3号）について」を議題とします。

本案は各所管委員会に分割付託しておりましたので、各常任委員長の報告を求めます。

まず、総務文教常任委員長 門田直樹議員。

〔15番 門田直樹議員 登壇〕

○15番（門田直樹議員） 各常任委員会に分割付託された議案第55号「令和元年度太宰府市一般会計補正予算（第3号）について」の総務文教常任委員会所管分について、その審査内容と結果を報告いたします。

補正予算の審査に当たりましては、歳出より審査を行い、歳出の中で関連する歳入等の項目については、あわせて説明を受け審査を行いました。

歳出の主なものとしまして、2款2項1目総合企画推進費250万円の増額補正について。これは、新元号を記念して、令和の典拠である梅花の歌32首序文とふるさと納税の寄附者の名前を刻んだチタン製のモニュメントを作成するもので、集まった寄附額の範囲内で実施をするものとのことでした。

これに係る財源として、歳入18款1項1目ふるさと太宰府応援寄附500万円の増額補正が計上されており、1口1万円のふるさと納税を500件として計上しているとのことでした。この500万円のうち、ふるさと納税のサイト掲載などの委託料に100万円、モニュメント自体の制作費に150万円を充てる予定としており、残りは一般財源となると説明がありました。

委員から、モニュメントの大きさについてなどの質疑がなされ、執行部より、実際に寄附をいただいた人数によって大きさが変わってくるものであり、現時点で約400件の寄附があっているが、想定している500件に到達すれば、相当の大きさになってくるのではないかとの回答がありました。

次に、2款2項5目地域コミュニティ推進費240万円の増額補正について。これは、一般財

団法人自治総合センターの一般コミュニティ助成事業として100%が助成される交付金であり、12の自治会から希望が提出されたもののうち、本年3月27日付で長浦台区自治会が採択されたことにより、申請された240万円の助成額を補正計上するものとのことでした。

事業内容については、長浦台区自治会が使用するテント、放送機器、ちょうちん等の夏祭り用備品、椅子、机、物置など公民館備品などの購入、整備に要する費用とのことでした。

また、これに係る歳入財源については、21款4項1目雑入240万円が一般財団法人自治総合センターから宝くじの社会貢献広報事業の一環として交付されるとのことでした。

次に、歳入の主なものとしましては、19款1項1目財政調整資金繰入金206万9,000円の増額補正について。これは、6月の補正財源調整として財政調整資金を充てるものです。補正充当後の財政調整資金残高は31億2,032万2,586円となる予定との説明を受けました。

その他、款項目ごとに執行部に対して説明を求め、計上の根拠等について質疑を行いました。

討論を終え、採決の結果、議案第55号の当委員会所管分については、委員全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上で報告を終わります。

○議長（陶山良尚議員） 報告は終わりました。

これから質疑を行います。

ただいまの委員長報告に対し質疑はありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（陶山良尚議員） これで総務文教常任委員長に対する質疑を終わります。

次に、環境厚生常任委員長 小島真由美議員。

〔9番 小島真由美議員 登壇〕

○9番（小島真由美議員） 次に、議案第55号の環境厚生常任委員会所管分について、主な審査の内容と結果を報告いたします。

補正予算の審査に当たりましては、歳出より審査を行い、歳出の中で関連する歳入等の項目についてはあわせて説明を受け、審査を行いました。

歳出の主なものとしましては、3款2項2目児童措置費の児童扶養手当給付費140万円の増額補正。これは、児童扶養手当受給者のうち、今年10月31日を基準日に、これまで法律婚をしたことがない者に対する給付金である。給付額は1世帯1万7,500円であり、現在の児童扶養手当受給世帯567世帯のうち、該当するのは概算で約80世帯と推計している。財源は、国庫支出金の児童福祉費補助金に同額を計上しているとの説明を受けました。

委員から、未婚の世帯に限って給付する背景はなどの質疑があり、執行部から、子どもの貧困に対応するというのが大きな目的であり、国のほうで給付金が決定しているとの回答がなされました。

次に、同項3目教育・保育施設費の保育施設運営支援金1,591万1,000円の増額補正。これ

は、今年10月から開始される幼児教育・保育無償化に伴う事務費であり、主なものは事務補助員の雇用賃金529万3,000円と、システム改修の委託料930万6,000円である。財源は、県支出金の児童福祉費補助金に同額を計上しているとの説明を受けました。

委員から、市民への周知等、市の対応は。市内で保育無償化となる施設はなどの質疑があり、執行部から、幼稚園と保育所、それぞれの園長会議において無償化の流れの説明を行った。スムーズに履行できるよう準備を進めていきたい。全ての幼稚園と認可保育園、そして認可外保育園も無償化の対象に含まれるとの回答がなされました。

次に、3款3項2目扶助費の生活保護費164万3,000円の増額補正。これは、昨年11月にホームレスの方を救護施設に入所させたことにより予算不足が見込まれることから、増額補正を計上するもの。本来、生活保護に係る財源は国の負担金の4分の3のみであるが、今回は対象者がホームレスということで本市に帰来先がないことから、残りの4分の1を県が負担する。よって、財源は、国庫支出金の生活保護費負担金と県支出金の生活保護費負担金で同額を計上しているとの説明を受けました。

次に、第2表債務負担行為補正については、大野城太宰府環境施設組一般廃棄物処理事業債1件が追加計上されており、計上の根拠について説明を受けました。

質疑を終え、討論はなく、採決の結果、議案第55号の環境厚生常任委員会所管分は、委員全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定しました。

以上で議案第55号の当委員会所管分の報告を終わります。

○議長（陶山良尚議員） 報告は終わりました。

これから質疑を行います。

ただいまの委員長報告に対し質疑はありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（陶山良尚議員） これで環境厚生常任委員長に対する質疑を終わります。

自席へどうぞ。

次に、建設経済常任委員長 宮原伸一議員。

〔2番 宮原伸一議員 登壇〕

○2番（宮原伸一議員） 各常任委員会に分割付託されました議案第55号「令和元年度太宰府市一般会計補正予算（第3号）について」の建設経済常任委員会所管分につきまして、その主な審査内容と結果を報告をいたします。

初めに、6款農林水産業費、1項農業費、5目農地費を2,040万9,000円増額する補正について。これは、2カ所のため池の耐震調査費として1,744万9,000円、さらに平成30年度に実施した耐震調査の結果、詳細調査が必要であることと判定された2カ所のため池の追加調査費として296万円を計上しているものと説明を受けました。また、これに関する歳入の国庫支出金の増額補正につきましても、あわせて説明を受けました。

委員からは、今後のため池の耐震調査の計画について質疑がありました。執行部から、県が

全体調査を行い、その結果、詳細な調査が必要であると判断されたため池につきましては、市が詳細な調査を行っていくと回答がありました。

次に、6款農林水産業費、2項林業費、2目林業管理費を330万円増額する補正について。これは、森林環境譲与税の全額を森林環境譲与税基金に積み立てるためと説明を受けました。また、これに関する歳入の地方譲与税の増額補正につきましても、あわせて説明を受けました。

次に、7款商工費、1項商工費、2目商工振興費を3億2,500万円増額する補正について。これは、低所得者、子育て世帯主に向けて5,000円のプレミアムがついた商品券を販売するものであり、これにより消費税率の引き上げが家計に与える影響を緩和し、地域における消費を喚起、下支えすることが目的であると説明を受けました。また、これに関する歳入の国庫補助金等の増額補正につきましても、あわせて説明を受けました。

その他の補正項目につきましても、執行部から説明を受け、質疑を行いました。

全ての質疑を終え、討論はなく、採決の結果、議案第55号の建設経済常任委員会所管分につきましては、委員全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定しました。

以上で報告を終わります。

○議長（陶山良尚議員） 報告は終わりました。

これから質疑を行います。

ただいまの委員長報告に対し質疑はありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（陶山良尚議員） これで建設経済常任委員長に対する質疑を終わります。

自席へどうぞ。

これから討論を行います。

討論はありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（陶山良尚議員） これで討論を終わります。

採決を行います。

ただいまの各常任委員長の報告は原案可決です。本案を原案可決することに賛成の方は起立願います。

（全員起立）

○議長（陶山良尚議員） 全員起立です。

よって、議案第55号は原案のとおり可決されました。

〈原案可決 賛成16名、反対0名 午前10時44分〉

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第8 発議第1号 特別委員会（太宰府市議会災害対応調査特別委員会）の設置について

○議長（陶山良尚議員） 日程第8、発議第1号「特別委員会（太宰府市議会災害対応調査特別委

員会)の設置について」を議題とします。

提出者の説明を求めます。

議会運営委員会委員長 長谷川公成議員。

[13番 長谷川公成議員 登壇]

○13番(長谷川公成議員) 発議第1号「特別委員会(太宰府市議会災害対応調査特別委員会)の設置について」の提案理由の説明を申し上げます。

近年、各地で大規模災害が発生しており、多くの被害が出ています。また、本市においても、昨年、大雨特別警報が発令され、土砂崩れ等の被害に見舞われました。災害の差し迫った中、あるいは災害が起きてしまったときに、議会及び議員の役割や行動基準などを明確にし、迅速かつ的確な応急対策、災害復旧及び復興に寄与していくことができるように、6人構成による特別委員会を設置し、調査研究を行うものであります。

提出者は私、長谷川公成、賛成者は神武綾議員、小島真由美議員、徳永洋介議員、宮原伸一議員です。名称は太宰府市議会災害対応調査特別委員会、経費は予算の範囲内とし、設置期間は付議事件の審査終了までとしたいと考えています。

以上で提案理由の説明を終わります。

○議長(陶山良尚議員) 説明は終わりました。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(陶山良尚議員) これで質疑を終わります。

自席へどうぞ。

お諮りします。

本案は委員会付託を省略したいと思えます。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(陶山良尚議員) 異議なしと認め、委員会付託を省略します。

直ちに討論、採決を行います。

討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(陶山良尚議員) これで討論を終わります。

採決を行います。

発議第1号を原案可決することに賛成の方は起立願います。

(全員起立)

○議長(陶山良尚議員) 全員起立です。

よって、発議第1号は原案のとおり可決されました。

〈原案可決 賛成16名、反対0名 午前10時47分〉

○議長（陶山良尚議員） お諮りします。

ただいま設置されました特別委員会の委員の選任については、委員会条例第5条第1項の規定により、

2番 宮原伸一 議員

4番 徳永洋介 議員

5番 笠利毅 議員

7番 入江寿 議員

8番 木村彰人 議員

15番 門田直樹 議員

を指名したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（陶山良尚議員） 異議なしと認めます。

よって、ただいま指名いたしました6人の議員を特別委員会の委員に選任することに決定いたしました。

ここで、ただいま設置されました特別委員会の委員長及び副委員長の互選のため、暫時休憩いたします。

休憩 午前10時46分

~~~~~ ○ ~~~~~

再開 午前11時02分

○議長（陶山良尚議員） 休憩前に引き続き会議を開きます。

太宰府市議会災害対応調査特別委員会の委員長及び副委員長が互選されましたので、ご報告いたします。

委員長に徳永洋介議員、副委員長に入江寿議員が決定されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第9 議会運営委員会委員の選任について

○議長（陶山良尚議員） 日程第9、「議会運営委員会委員の選任について」を議題とします。

令和元年5月31日付で会派未来のまちが結成され、代表者笠利毅議員から会派結成届が提出されましたので、ご報告いたします。

お諮りします。

議会運営委員の選任については、太宰府市議会委員会条例第5条第1項の規定によって、新たに笠利毅議員を指名したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（陶山良尚議員） 異議なしと認めます。

したがって、ただいま指名しました笠利毅議員を議会運営委員に選任することに決定しました。

~~~~~ ○ ~~~~~

#### 日程第10 議会広報特別委員会委員の選任について

○議長（陶山良尚議員） 日程第10、「議会広報特別委員会委員の選任について」を議題としま

す。

令和元年6月20日付で堺剛議員から議会広報特別委員会委員の辞職願が提出されましたので、許可しております。

お諮りします。

欠員となっています議会広報特別委員の選任については、太宰府市議会委員会条例第5条第1項の規定によって、新たに橋本健議員を指名したいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(陶山良尚議員) 異議なしと認めます。

したがって、ただいま指名しました橋本健議員を議会広報特別委員に選任することに決定しました。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第11 議員の派遣について

○議長(陶山良尚議員) 日程第11、「議員の派遣について」を議題とします。

お諮りします。

地方自治法第100条第13項及び太宰府市議会会議規則第164条の規定により、別紙のとおり議員の派遣が生じたので、これを承認し、変更があったときは議長に一任することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(陶山良尚議員) 異議なしと認めます。

よって、本件は承認されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

#### 日程第12 閉会中の継続調査申し出について

○議長(陶山良尚議員) 日程第12、「閉会中の継続調査申し出について」を議題とします。

お諮りします。

別紙のとおり議会運営委員会、各常任委員会、特別委員会から申し出がっております。

別紙のとおり承認することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(陶山良尚議員) 異議なしと認めます。

よって、本件は承認されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

○議長(陶山良尚議員) 以上で本定例会に付議されました案件の審議は全て終了しました。

お諮りします。

本定例会において議決されました案件について、各条項、字句、その他の整理を要するものにつきましては、会議規則第42条の規定により、その整理を議長に委任願いたいと思います。

これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(陶山良尚議員) 異議なしと認め、お諮りしたとおり決定しました。

これをもちまして令和元年太宰府市議会第2回定例会を閉会したいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(陶山良尚議員) 異議なしと認めます。

よって、令和元年太宰府市議会第2回定例会を閉会します。

閉会 午前11時05分

~~~~~ ○ ~~~~~

上記会議次第は事務局長の記載したものであるが、その内容が正確であることを証するためここに署名します。

令和元年8月22日

太宰府市議会議長 陶 山 良 尚

会議録署名議員 藤 井 雅 之

会議録署名議員 門 田 直 樹